

平成31年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

平成31年2月

京 都 市

目 次

重点要求項目	(No.)	(ページ)
I 災害に強いまちづくりで，いのちを守る市政に	1	1
◆ 災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を	1	1
◆ 地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを	1 0	1 6
◆ 災害に備え，市・区役所の体制強化を	2 9	4 4
II 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，	3 4	5 2
国に対し次の項目の実現を求めること		
III 市民の福祉とくらし・営業を守るために，	5 0	7 2
国に対して以下のことを求めること		
IV 市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を	6 2	8 7
V 青年がいきいきと住み続けられる京都市を	1 2 0	1 7 6
VI 原発からの撤退を	1 2 9	1 8 9
VII 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を	1 3 3	1 9 5

分野別要求項目

1	福祉・医療の充実を	1 3 8	2 0 0
	◆医療・保健の充実を	1 3 8	2 0 0
	◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を	1 5 4	2 2 2
	◆保育・子育て支援の充実を	1 6 2	2 3 6
	◆障害者福祉の充実を	1 9 0	2 7 8
	◆生活保護・生活支援の充実を	1 9 9	2 8 8
2	競争と格差拡大の教育を改め，どの子ども伸びる 「子どもが主人公」の学校・教育を	2 0 7	3 0 2
3	環境対策とごみ減量の推進を	2 3 3	3 4 1
4	文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を	2 4 7	3 6 0
5	中小企業，伝統産業・商工業の振興と雇用対策の強化を	2 5 6	3 7 2
6	農林業の振興を	2 7 2	3 9 7
7	安心して住み続けられるまちづくりを	2 7 6	4 0 4
	◆安全安心の消防活動を	2 7 6	4 0 4
	◆安心して住み続けられるまちづくりを	2 8 3	4 1 2
	◆上下水道事業の充実を	2 9 9	4 3 7
8	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し， 市民の足を守ること	3 0 9	4 4 8
	◆公共交通を軸とした交通体系を	3 0 9	4 4 8
	◆市バス・地下鉄の改善を	3 1 7	4 6 3
9	生活道路優先の道路環境整備を	3 3 2	4 7 9
10	公正・公開・市民参加の市政運営を	3 4 3	4 9 7

要 望 内 容

回 答

重点要求項目

I 災害に強いまちづくりで、いのちを守る市政に

◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

1 以下の点について、国・府に要望すること

- ・豪雨による河川の氾濫、ダムの放流、洗堰・ひ門の操作についての実態と教訓を明らかにするとともに、総合的な治水対策を行うこと。
- ・被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図ること。
- ・農林業、福祉施設等の災害復旧費国庫補助金については、遡及を認める等迅速な対応ができるよう制度を見直すこと。
- ・被災者の自立の大きな障害となっている既存ローンの負担軽減をすること。

① 治水対策には、本川、支川など上下流のバランスが重要であり、流域の管理者間での綿密な連携を図るため、国・府との様々な協議や意見交換の場を設けており、こうした連携が平成25年の台風18号を踏まえた桂川緊急治水対策の確実な実施にもつながっております。

引き続き、市域の治水安全度向上のため、必要な要望を行いながら、国・府と連携を図ってまいります。

② 国の被災者生活再建支援法は、全壊等の大規模な被害のみ支援対象としているため、本市としては、被災者の被害の程度は同等でありながら、災害の規模によって制度の支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡を生じさせないため、同一自然災害における全被災区域での法適用や、支援対象となる被害区分を一部損壊等にまで拡大するよう、国に対して要望しているところです。

なお、支援金の上限額の引上げについては、本来、大規模な自然災害に対する被災者支援については国の責任において検討を進め措置されるべきものであると考えております。

③ 農地・農業用施設に関する国庫補助災害復旧事業では、遡及しての対応は認められておりませんが、査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を活用することで迅速な復旧が図れるよう、対応してまいります。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 社会福祉施設等災害復旧補助金については、被災後速やかに施設運営の再開を図るため工事の早期着工が認められており、遡及して補助を受けることが可能な制度となっております。</p> <p>⑤ 被災者の住宅ローンについては、一般社団法人全国銀行協会が中心となって、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を策定されており、その中で、自然災害の影響により、住宅ローン等が返済できなくなった場合に、借入れ先の金融機関の同意を条件として、ローンの全部 又は一部の減免を受けることができることとされております。また、被災者の金銭的な負担の軽減を図るための施策として、住民税、固定資産税等の地方税の減免、市営住宅の無償提供など、被災者の生活再建への支援制度を用意しております。</p> <p>(平成30年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅再建等支援金 1,580,000千円 ・民間社会福祉施設等災害復旧事業 111,000千円 <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅再建等支援金 100,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 7月 大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨について、被災者住宅再建等支援制度の適用を開始</p> <p>9月 台風第12号、20号、21号について、同制度の適用を開始</p> <p>10月 台風第24号について、同制度の適用を開始</p> <p>11月 国に対して予算要望を実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
2 京都市被災者住宅再建等支援制度を恒久化し、床下浸水や家屋の損傷への対応など対象をさらに拡大すること。	<p>① 本市の被災者住宅再建等支援制度は、国の被災者生活再建支援法の適用要件を満たさない場合であっても、生活への支障を来す床上浸水や屋根の損壊による雨漏り等の被害が多数発生するなど、市内における被害状況等を踏まえ本市独自に実施している支援策であり、既に恒久的な制度となっております。</p> <p>② 一方、本市の財政的な負担も相当大きくなっており、災害によって支障が生じた生活を再建するという本制度の趣旨を踏まえると、床下浸水や家屋の損傷といった更なる対象拡大については困難です。</p> <p>(平成30年度2月補正予算額)</p> <p>・被災者住宅再建等支援金 1,580,000千円</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・被災者住宅再建等支援金 100,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 7月 大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨について、制度適用を開始</p> <p>9月 台風第12号、20号、21号について、制度適用を開始</p> <p>10月 台風第24号について、制度適用を開始</p> <p>11月 国に対して予算要望を実施</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
3 相談窓口や現行の被災者支援制度について、市民に分かりやすく周知すること。	<p>① 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、台風21号等の災害を受け、本市が実施する被災者支援の内容について、京都市情報館の緊急情報やお知らせ、京都市防災危機管理室情報館、各区役所のホームページ等で周知を図ってきたところです。</p> <p>② あわせて、各区役所・支所の窓口において、支援制度を一覧にしたチラシを配布する等、紙媒体による周知にも努めてまいりました。</p> <p>③ 引き続き、ホームページやチラシ等の様々な媒体を活用し、市民に対して迅速で分かりやすい制度周知を実施してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
4 すべての出張所で被災者支援に関わる制度の申請書類を配備し、罹災証明の発行や相談業務を行える体制をとること。	① 平成30年9月の台風21号の被害等も踏まえ、罹災証明や被災者住宅再建等支援制度の申請書を出張所窓口に備え、適宜、相談に応じて区役所に取次いでおり、引き続き、丁寧に対応してまいります。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
5 屋根などの損壊に対し、雨に備えたブルーシートの貸し出しを行うこと。	<p>① 本市では、地震その他の大規模な災害や大規模事故等により物流が停止し、店舗等での物資の供給も停止する中で、相当数の物資の需要が見込まれる事態に備えて、各種関係事業者と協定を締結し、ブルーシート等の応急対応用物資をはじめ、様々な物資を供給いただける体制をとっております。</p> <p>② 応急対応用ブルーシートに関しては、大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、台風21号等のような、物流停止等の事態までには至らない状況を想定した備蓄等は行っておりませんが、一時期に多数の被害が発生したことや近隣自治体で貸与等が実施されたことを踏まえ、本市でも一定数量のブルーシートを調達し、暫定的な措置として、希望される方への貸与を実施したところです。</p> <p>③ 市内で調達が可能なのは、自助、共助により対応していただくことが原則ですが、今後、応急措置としてブルーシートの貸与を行う必要が生じた場合に備え、現在、貸与の対象とする災害や貸与方法等のルール整備を行っており、必要な時に速やかに対応できる体制を早急に構築してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6						
要 望 内 容	回 答								
<p>6 被災した中小商工業者の事業再建支援は、事業用施設・設備などを直接支援の対象にすること。</p>	<p>① 直接被害を受けた中小企業者が災害復旧に迅速に取り組めるよう、低利の融資制度を常設する等、必要な資金の円滑な供給に努めています。</p> <p>② また、被災された中小企業者の被害対策などの相談にきめ細かく対応するため、京都府と連携し、京都商工会議所、京北商工会等の経営相談窓口において、特別相談窓口を開設するなど、事象に応じた機動的な対応を行っております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <table> <tr> <td>・ 融資制度 預託金</td> <td>3 1, 0 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 中小企業 経営 支援 体制 の 強化</td> <td>7 2, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 中小企業 創業 ・ 経営 支援 事業</td> <td>1 2, 1 0 0 千円</td> </tr> </table>			・ 融資制度 預託金	3 1, 0 0 0, 0 0 0 千円	・ 中小企業 経営 支援 体制 の 強化	7 2, 0 0 0 千円	・ 中小企業 創業 ・ 経営 支援 事業	1 2, 1 0 0 千円
・ 融資制度 預託金	3 1, 0 0 0, 0 0 0 千円								
・ 中小企業 経営 支援 体制 の 強化	7 2, 0 0 0 千円								
・ 中小企業 創業 ・ 経営 支援 事業	1 2, 1 0 0 千円								

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	7				
要 望 内 容	回 答						
<p>7 被災農業者の早期の営農再開ができるよう、農地や農機具・施設の復旧に支援を強めること。</p>	<p>① 平成30年7月豪雨等による農地・農業用施設災害の復旧については、国庫補助の対象外となった農地・農業用施設に対し、本市の補助率を引き上げて対応しているところでは。</p> <p>② また、平成30年9月の台風21号により、多くのパイプハウス等で損壊が発生したため、直ちに被害状況を把握し、京都府とも連携しながら、農業者の負担軽減を図るなど復旧支援を行っているところでは。</p> <p>③ 平成31年度以降も、引き続き、被災した農地・農業用施設の復旧を支援することにより、意欲ある農業者が営農を継続できるよう努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・農林災害復旧事業</td> <td style="text-align: right;">291,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(農地・農業用施設災害復旧事業(パイプハウス分))</td> <td style="text-align: right;">109,000千円)</td> </tr> </table>			・農林災害復旧事業	291,000千円	(農地・農業用施設災害復旧事業(パイプハウス分))	109,000千円)
・農林災害復旧事業	291,000千円						
(農地・農業用施設災害復旧事業(パイプハウス分))	109,000千円)						

要 望 内 容

回 答

8 避難所の開設・運営については、自主防災会や学校に全面的な聞き取り調査を実施し、検証の上、教訓を明らかにし、以下の点にとりくむこと。

- ・避難所運営機材の充実や行政的支援の抜本的改善を図ること。
- ・エアコン設置など暑さ・寒さ対策，トイレの洋式化，テレビ設置，簡易ベッドの配備など，指定避難所の抜本改善をはかること。
- ・要配慮者の避難所確保等について，福祉避難所の誘導をはじめ，避難のあり方を再検討すること。
- ・「土砂災害警戒区域内」，「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については場所を別に確保するなど，安全確保について検討すること。
- ・避難所開設，運営にかかる地元負担を軽減すること。
- ・市営住宅を避難所として位置づけ活用すること。

① 大阪府北部地震及び7月豪雨での活動や対応等に関して，市内227の全自主防災会に対して，聞き取り調査を実施した他，地域団体，各種関係機関等からも意見を聴取し，これらの結果も踏まえ，課題と改善策を総括として取りまとめました。引き続き，課題改善に向けて，全庁を挙げて取り組んでまいります。

② 避難所運営資機材については，従来の非常用発電機や可搬式照明器具等の配備に加え，平成26年度からは，新たにカセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備し，全ての避難所への配備を完了しております。今後，今回の災害での経験を踏まえ，学校施設にあるテレビを視聴可能にするためのアンテナの配備を順次進めるなど，必要な資機材の配備を進めてまいります。

避難所の開設・運営については，発災から3日間程度は，開設をはじめ，住民主体で避難所運営を行うこととしていますが，地域の自主的な運営は確保しつつ，自主防災会役員等の一部の皆様は過度の負担がかからないよう，開設・運営のローテーションの導入や行政のサポート体制について，引き続き検討してまいります。

③ 大規模災害時に避難所となる体育館については，「京都市地域防災計画」を踏まえて策定した「京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業基本構想」に基づき，「防災機能強化型体育館」として，年5校程度，改築またはリニューアルによる整備を進めており，平成30年度末時点で20校の整備が完了する予定です。

上記の整備に際しては，多目的トイレや洋式トイレ，テレビアンテナ，防災備蓄用床下収納や更衣室内シャワーユニットの設置など，避難所としての機能性の向上を図っております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

厳しい財政状況の下、体育館の空調設置については、多額の予算を伴うため、現時点においては設置する計画はありませんが、「防災機能強化型体育館」整備においては、外断熱や複層窓ガラスによる館内温度の安定化を図るとともに、立地条件等で通風が十分確保できない場合に、エア搬送ファンを設置しております。また、空調設備のある多目的室やふれあいサロン等を避難所として活用することについても、関係局が連携しながら検討してまいります。

また、京都市有の学校施設以外の指定避難所につきましても、施設管理者との協議、検討を行い、避難所における生活環境の向上を図ってまいります。

- ④ 要配慮者への避難所確保について、一般の「指定避難所」での生活が困難な方に利用していただく「福祉避難所」は、平成30年11月1日時点で、全市で285箇所を事前指定しており、今後とも、訓練等を重ねることで災害に備えるとともに、事前指定施設の拡充を図ってまいります。

避難行動要支援者に対する避難支援の在り方については、避難行動に支援を要する方の名簿を守秘義務のある民生委員や地域包括支援センターに加え、同意が得られた方については、学区社協などにも提供し、日頃から顔の見える関係を作ること、災害発生時に地域による声かけや一緒に避難行動をとっていただくなど、主体的な取組が進むよう支援しています。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

また、重度の要配慮者については、避難所への移送そのものが困難なことに加えて、食事や排せつ等の配慮も要することから、様々な状況を想定した、きめ細かな「個別避難計画」が必要です。そのため、31年度は、個別避難計画の策定に向けた取組を一部の地域の重度障害者を対象としてモデル的に実施し、対象者との面談や地域の関係機関等との連携等により個別避難計画の策定を進め、課題の検証等を行います。

- ⑤ 地震等の大規模災害において、長期間生活することとなる「指定避難所」及び水害、土砂災害からの一時的な避難場所である「指定緊急避難場所」については、原則として、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域など危険と想定される区域外の公共施設の指定を進めており、区域内にある場合は、可能な限り、区域外の施設を代替施設として指定するよう努めています。

しかしながら、代替施設の確保が困難な地域においては、安全確保のために、まずは、洪水浸水想定区域内の施設の場合は、垂直避難が可能な施設を、土砂災害警戒区域内の場合は、斜面と反対側に避難場所を有する施設を指定することに努めています。

引き続き、民間施設を含めた避難場所の確保に努めてまいります。

- ⑥ 本市では、地域の特性や実情に応じて策定している避難所ごとの運営マニュアルに基づき、発災から3日間程度は、避難所の開設をはじめ、住民主体で避難所運営を行うこととしております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

平成30年7月豪雨においては、多くの地域で自主防災会をはじめとする地域の皆様、施設管理者との連携により、指定緊急避難場所の開設・運営が行われたところですが、夜間における開設や、これまでにない長時間にわたる開設となったため、自主防災会役員等への負担が大きくなったものと認識しております。

こうした今般の災害対応の課題等を踏まえ、地域の自主的な運営は確保しつつ、自主防災会役員等の一部の皆様にも過度の負担がかからないよう、避難場所への職員派遣も視野に入れた行政のサポート体制について、引き続き検討してまいります。

⑦ 指定避難所については、地震等の大規模災害において、長期間生活することとなることから、「京都市地域防災計画」において、「1人につき2平方メートルを基準として100人以上収容可能な建物」といった指定基準を設けております。

市営住宅については同基準に適合しないため、避難所として位置付けておりませんが、市営住宅の管理に支障がなく、使用可能な空き住戸については、火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた市民が、被災後に住宅を修理し、又は新たに確保する期間、無償で提供しております。また、平成30年7月豪雨の際には、地域住民の不安緩和と避難所開設の負担等を軽減するため、当面の措置として、大受市営住宅の空き家を自主避難の緊急・一時避難先として活用しました。

今後も、避難所の拡充に向けて、民間施設を含めた避難所の確保の検討を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の大規模災害を踏まえた更なる防災体制の強化 97,200千円 (うち 14,200千円【政策的新規・充実】) ・大規模災害用備蓄器材等整備 61,326千円 ・地域防災計画推進費 16,667千円 ・屋内運動場老朽化等対策改築事業 699,400千円 ・体育館防災機能強化リニューアル事業 974,900千円 ・重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 12,300千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 4月 社会福祉施設107箇所を福祉避難所として事前指定 (以降、順次指定を拡大) 災害時における物資の提供協力に関する協定締結</p> <p>7月 地域における見守り活動促進事業に係る同意取得活動を開始</p> <p>10月 京都市避難所運営マニュアル(ひな形)の策定</p> <p>11月 地域で見守り活動を実施する団体への名簿貸出開始</p> <p>平成25年 1月 災害時における子どもの一時預かり等に関する協定締結</p> <p>3月 福祉避難所運営ガイドラインの策定</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
	平成26年	3月	京都市備蓄計画策定 福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定締結
	平成27年	2月	福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定
		3月	大学等9箇所を妊産婦等福祉避難所として事前指定 (以降、順次指定を拡大)
	平成28年	2月	京都市福祉避難所備蓄計画策定
	平成29年	3月	福祉避難所運営ガイドライン改定 市内全区での妊産婦等福祉避難所の事前指定を達成 (15箇所)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	9
要 望 内 容	回 答		
9 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。	<p>① 市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた市民には、京都市住宅供給公社内に設置された「被災者向け住宅情報センター」において、市営住宅を無償で一時使用できる制度を案内するとともに、市営住宅を希望されない方には、民間住宅の情報提供、登録不動産事業者の紹介を行っています。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	10
要 望 内 容	回 答		
<p>◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを</p> <p>10 国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。土木事務所等の職員を増員し、災害時の体制を強化すること。</p>	<p>① 本市が管理する普通河川については、「普通河川整備プログラム」に基づく取組を進めており、平成31年度は、竹田川、奥殿川及び泉川の改修工事等を実施してまいります。</p> <p>河川の維持管理費については、近年は予算を増額し、土砂の堆積などにより対策が必要となる河川について、しゅんせつ及び除草など実施しており、平成31年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>② 都市基盤河川については、都市部を流れる河川流域における治水安全度の向上を目的として、おおむね10年に1回の確率で発生することがある大雨に耐えることができる都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら、実施しております。</p> <p>③ 国が管理する河川の改修については、平成25年の台風18号による被害を受けた桂川の治水対策を、国に対して強く要望したところ、総額170億円に及ぶ緊急的な対策が実施されています。現在、堤防からの越水を防止するための河道掘削等が実施されており、引き続き治水対策の早期完了を要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ また、京都府が管理する河川のうち四宮川、安祥寺川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成 2 9 年度には両河川改修の前提となる河川整備計画の変更を行いました。引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 平成 2 6 年度からは災害活動体制 1 号と 2 号の間に、「土木 2 号」を新設するなど、災害活動体制の強化にも取り組んでおります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 土砂災害警戒区域に指定された 7 8 学区について、土砂災害ハザードマップの周知及び、防災対策の強化を図ること。また、国や府と連携し、速やかに急傾斜地崩落危険箇所の対策を具体化すること。</p>	<p>① 本市では、土砂災害から身を守るための指定緊急避難場所の位置や、安全な避難経路、避難時の心得などを明示した「京都市土砂災害ハザードマップ」を作成しており、平成 3 0 年 1 月末をもって、全戸への配布が完了しました。</p> <p>土砂災害特別警戒区域内にある建築物の所有者等が、自らの費用負担で土砂災害に対する建築物の安全対策工事を行う場合に、その費用の一部を補助する助成制度については、同区域内に存する全ての建築物への周知パンフレットの配布を、平成 2 9 年度末に完了しました。また、安全対策工事の流れを詳しく説明した冊子を作成し、これを各区役所・支所等の窓口に配架するなど、普及啓発に努めております。さらに、地域における防災訓練等の様々な機会を捉えて地域に出向き、当該助成制度の説明等、地域連携による啓発を進めております。</p> <p>今後も、関係部局の連携により、土砂災害対策を総合的に推進してまいります。</p> <p>② 急傾斜地の対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、斜面地の状況等を踏まえ、引き続き、事業を実施する京都府に要望してまいります。</p>		

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	11
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業 2,590千円 ・急傾斜地崩壊対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <西京区松室地区> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度京都府事業費 120,000千円 (うち 京都市負担金 6,000千円 (負担割合5%)) <左京区北白川仕伏町> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度京都府事業費 10,000千円 (うち 京都市負担金 2,000千円 (負担割合20%)) <左京区岩倉上蔵町> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度京都府事業費 10,000千円 (うち 京都市負担金 500千円 (負担割合5%)) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の創設 平成29年3月 市内における土砂災害警戒区域等の指定完了 平成30年1月 土砂災害警戒区域内の全戸への土砂災害ハザードマップ配布完了 3月 土砂災害特別警戒区域内の全戸への補助事業パンフレット配布完了 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	12
要 望 内 容	回 答		
12 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。	<p>① 大規模盛土造成地の滑動崩落対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民への周知に努めているところです。</p> <p>② 平成28年度からは、第二次調査実施計画で第二次調査（現地調査・安定計算等）の必要性が高いと位置付けた大規模盛土造成地について、優先的に第二次調査に着手しており、平成30年度も継続して実施しております。</p> <p>③ 平成31年度も引き続き、第二次調査に取り組むとともに、国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・大規模盛土造成地調査 16,451千円</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成24年3月 大規模盛土造成地第一次調査に着手</p> <p>平成25年1月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布</p> <p>平成26,27年度 第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理、第二次調査の課題解決策について事例研究</p> <p>平成28年度 大規模盛土造成地第二次調査に着手</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 京都府が亀岡市に計画している「京都スタジアム（仮称）」建設は、水害など京都市域への影響も懸念され、計画は白紙に戻し再検討するよう京都府に求めること。</p>	<p>① 「京都スタジアム（仮称）」の建設による影響については、京都府及び亀岡市において対策が講じられるものと考えております。</p> <p>② なお、国が管理する桂川については、平成 2 5 年の台風 1 8 号による被害を受け、治水対策を国に強く要望したところ、総額 1 7 0 億円に及ぶ緊急的な対策が実施されており、現在、堤防からの越水を防止するための河道掘削等が実施されております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	14
要 望 内 容	回 答		
<p>1.4 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。</p>	<p>① 本市の液状化の危険度の高い地域等については、「京都市第3次地震被害想定」において、京滋の8つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震（当時は東南海・南海地震を想定）が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し、策定した9つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開し、市民、建設事業者等に周知を図っております。さらに、同分布図を地図背景に重ね合わせることにより、より詳しい情報を提供する検討を行っております。</p> <p>② 都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p> <p>また、ライフラインなどの対策については、京都BCP推進会議（京都府）に参画し、府内ライフライン事業者と共に、連携型BCPの取組などの効果的施策の検討、推進を図っております。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成15年10月 京都市第3次地震被害想定の方策 （液状化危険度分布図（市全域図）を策定）</p> <p>平成23年12月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告</p> <p>平成30年 3月 京都市第2次防災対策総点検委員会の報告</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5
要 望 内 容	回 答		
1 5 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早急に完成させること。	<p>① 京都府が管理する安祥寺川及び四宮川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成 2 9 年 3 月に両河川改修の前提となる河川整備計画の変更を行いました。これまでに応急対策として、四宮川では河床の切下げ、安祥寺川では護岸の嵩上げを京都府が実施しており、引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	16
要 望 内 容	回 答		
16 引き続き、災害時に備えて、防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>① 新設公園の整備や既存公園の再整備の際には、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど、災害時の避難場所として活用できるように防災機能の強化を図っているところです。引き続き、災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・公園施設整備 279,249千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成18年度以降に防災設備を整備した公園(平成29年度末時点)></p> <p>かまどベンチ 62公園(71基)</p> <p>防災ベンチ 7公園(12基)</p> <p>マンホールトイレ 26公園(90基)</p>		

要 望 内 容

回 答

17 新「耐震改修促進計画」の2020年90%、2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。

- ① 住宅・建築物の耐震化については、「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」に基づき、公民一体となって安心・安全で災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでいるところです。
- ② 特に、木造住宅の耐震化支援については、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の趣旨を踏まえて、平成30年4月から京町家を対象とした京町家等耐震改修助成事業の助成限度額を引き上げる等の充実を図りました。
- ③ 木造住宅及び京町家の耐震化支援については、平成31年度から、「木造住宅耐震改修助成事業」及び「京町家等耐震改修助成事業」を「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業（以下「まちの匠事業」という。）」に統合し、申請手続を簡単にすることで、利用者にとってより利用しやすい制度としてまいります。
- また、地震や火災に対し課題を有している密集市街地の木造住宅を対象として、「まちの匠事業」に防火改修の支援メニューを新設し、耐震化対策だけでなく防火対策も促進してまいります。
- ④ 特定建築物の耐震化支援については、耐震診断が義務化された大規模建築物、病院、避難所等の防災上重要な建築物及び防災上重要性の高い道路（緊急輸送道路、重要路線、避難路）沿道の建築物の耐震化の促進へ向けて、支援制度の運用及び普及啓発を継続して実施してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	17
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ また、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路における緊急車両等の通行確保を図るため、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定するとともに、義務化した耐震診断の費用に対して補助を行っています。さらに、平成30年4月には、耐震改修計画作成や耐震改修の費用に対する補助制度を新設しました。これらの補助制度を活用し、当該建築物の耐震化を促進してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化対策 559,394千円 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;"> <ul style="list-style-type: none"> まちなかの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 314,133千円 (うち 20,000千円【政策的新規・充実】) など </div>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	18
要 望 内 容	回 答		
18 マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図ること。	<p>① 分譲マンションの耐震化を促進するため、本市では、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成26年度からは、更に使いやすい制度とするため、耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事を補助対象とするなど、制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>② また、これらの補助制度をより多く利用いただくため、対象となる分譲マンションの管理組合や、関連業界団体に対する啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、関係部局が連携を図りながら、普及啓発を進め、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンションの耐震化対策事業 28,800千円 		

要 望 内 容

回 答

19 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋りょう」92橋の内、橋りょう健全化プログラム（第2期）に位置づけた橋の改修は、早急に完了すること。京都市域の「都市防災上重要な橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。

- ① 本市では、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、橋りょうの耐震補強及び点検結果に基づく老朽化修繕を実施しております。
- ② 耐震補強については、52橋を対象に対策を進めており、平成30年12月末現在では19橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により累計で32橋の対策が完了する予定です。
- ③ 老朽化修繕については、損傷が特に大きい橋りょう（35橋）及び緊急輸送道路の橋長15m未満の橋りょう（21橋）の対策を優先して進めており、平成30年12月末現在で40橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により56橋全ての対策が完了する予定です。
- ④ 国補助金の確保に努めながら、平成31年度も引き続き、橋りょう健全化の取組を着実に推進してまいります。

（平成31年度予算額）

・耐震補強、老朽化修繕 2,913,800千円【政策的新規・充実】

（次ページに続く）

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	1 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 1 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」 (第 1 期：平成 2 4 ～ 2 8 年度) の策定</p> <p>平成 2 9 年 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」 (第 2 期：平成 2 9 ～ 3 3 年度) の策定</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	20
要 望 内 容	回 答		
20 道路のり面維持保全計画は前倒し実施し、要対策箇所を解消すること。	<p>① 「道路のり面維持保全計画」では、緊急輸送道路や災害発生時における市民生活への影響が大きい道路での斜面を対策優先箇所として選定し、重点的かつ計画的に防災対策工事を進めております。厳しい財政状況の中ではありますが、予算の確保に努め、本計画の推進に取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・災害防除 603,400千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 2月 「道路のり面維持保全計画(第1期)」の策定</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
2 1 倒木の未然防止について抜本的対策をとること。	<p>① 倒木の未然防止に当たっては、引き続き間伐を推進するとともに、倒木被害の復旧や道路沿いの倒木の未然防止などについては、平成 3 0 年 1 2 月に立ち上げた「森林倒木地の再生に関する有識者会議」において、専門的な見地から有効な手法を検討いただいております。公道沿いから優先的に倒木処理や搬出支援を行ってまいります。</p> <p>② また、産業観光局、建設局、区役所で設置した「倒木被害対策に関する庁内会議」において、有識者会議の意見も踏まえながら、倒木被害地の再生方法や今後の倒木対策の効果的な手法について研究し、災害に強い森づくりを進めてまいります。</p> <p>③ 街路樹の倒木防止等については、これまでから、新植の際に植穴サイズを通常よりも大きくすることで根系範囲を拡大し、樹木の健全な生育を促進するとともに、老朽化して危険性を増した場合には樹種転換を含む植替えを進めているところであります。</p> <p>平成 3 0 年台風 2 1 号では、多くの倒木被害が発生したことなども教訓に、今後パトロール回数を増やすなど、専門家の協力を得ながら、倒木や折れ枝など発生しそうな箇所を選定し、計画的に点検を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

④ 公園の樹木については、危険木等の緊急度の高いものから優先して伐採を行い、更新、樹種転換、密度調整を進めるなど、適正な維持管理を行い、利用者の皆様の安心・安全を確保するとともに、景観や快適性の向上を目指します。

(平成31年度予算額)

・森林整備事業	80,800千円	
・森の力活性利用対策	62,200千円	
・京都市内産木材搬出支援	9,500千円	
・林業用道路保全活動支援	17,100千円	
・災害復旧に向けた倒木対策の推進	128,100千円	【政策的新規・充実】
・公園維持管理	877,276千円	
・街路樹育成管理	594,923千円	
・花と緑あふれるまちづくり～緑視環境向上プロジェクト～	336,900千円	
内訳 道路の森づくり	59,400千円	}
花の道づくり	107,400千円	
桜景観創造プロジェクト	40,000千円	
ケヤキ並木保全創造プロジェクト		
	40,800千円	
紅葉景観創造事業	70,000千円	
雨庭整備事業	19,300千円	

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	21
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 9月 台風21号による倒木被害発生</p> <p>10月 倒木被害対策に関する庁内会議</p> <p>12月 第1回森林倒木地の再生に関する有識者会議</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2
要 望 内 容	回 答		
2 2 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。	<p>① 吊り天井については、定期報告の際に、現行基準に基づく状況把握や指導を行うとともに、事故防止に係る周知啓発を行っているところです。</p> <p>② 引き続き、定期報告制度を中心に状況把握と指導を進めるとともに、査察も含め、必要に応じて指導してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3
要 望 内 容	回 答		
2 3 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。	<p>① 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成 2 5 年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討し、実施してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 5 年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施</p> <p>平成 2 6 年度 活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施 元聚楽小（全棟）の耐震改修工事完了</p> <p>平成 2 7 年度 元堰源小（体育館）、元有隣小（体育館）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成 2 8 年度 元有隣小（校舎）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成 2 9 年度 元生祥幼（園舎・木造）について、耐震補強工事を実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	24
要 望 内 容	回 答		
24 民間社会福祉施設の耐震診断と改修を急ぐこと。	<p>① 社会福祉施設の耐震化については、災害時に要配慮者の緊急受入先となる点も踏まえ、鋭意取り組んでおります。</p> <p>② 民営保育園の耐震化については、「京都市民営保育園耐震化計画」に基づき、「子ども若者はぐくみ事業基金」も活用しながら、耐震化に係る事業者負担の軽減を図っております。</p> <p>また、民営保育園以外の民間社会福祉施設等についても、「京都市民間社会福祉施設等耐震化計画」に基づき、民営保育園と同様、耐震化に係る事業者負担の軽減を図るとともに、施設種別ごとに抱える課題の解決に取り組みながら、耐震化を着実に進めているところです。平成31年度は、京都市民間社会福祉施設等耐震化計画における耐震化集中取組期間（本市負担割合を5%かさ上げ）の最終年度であることから、早期に耐震化が図れるように、耐震診断や耐震改修を進めてまいります。</p> <p>③ 平成31年度におきましても、施設ごとに抱える課題の解消を図り、早期に耐震化が図れるよう、各施設と緊密に連携を取り、耐震改修を進めてまいります。</p>		

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4
要 望 内 容	回 答		
	(平成 3 1 年度 予算 額) ・ 保育 所待機 児童の 解消 1, 6 6 4, 0 0 0 千円 (うち 民間 保育 所等 整備 助成 1, 6 5 9, 0 0 0 千円 【政策的 新規・充実】) ・ 社会 福祉 施設 等の 耐震 化の 促進 1 1 6, 9 0 0 千円 ・ 民営 保育 園 3 2, 2 0 0 千円 ・ 民設 障害 福祉 施設 2 4, 7 0 0 千円 ・ 民設 高齢 福祉 施設 6 0, 0 0 0 千円		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	25
要 望 内 容	回 答		
<p>25 ブロック塀の安全対策について、以下の項目を実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間保育園、介護施設等について、子どもや高齢者の安全が確保される状況を京都市行政としてつくること。 ・ 民間ブロック塀除却助成を周知すること。民間ブロック塀の安全対策支援制度については、ブロック塀除却費用に加え、フェンス設置等にも支援を拡充すること。 ・ 通学路のブロック塀の安全対策について、最後まで責任を持ってすすめること。 	<p>① 市営保育所、公設児童館、公設老人デイサービスセンター等の公共施設のブロック塀については、第一段階として、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算において所要額を計上し、撤去等の対策に取り組んでおります。</p> <p>また、とりわけ危険性が高いブロック塀以外で不備が判明しているブロック塀についても、撤去等を行うまでの間、接近防止措置等の安全措置を徹底しながら、平成31年度も順次対策を進めてまいります。</p> <p>② また、民間保育園、児童館、児童養護施設、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設のブロック塀についても、公共施設と同様に、とりわけ危険性が高いと判断されるブロック塀の対策を最優先で進めることとし、平成30年9月補正予算において所要額を計上し、「京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金」を創設し、撤去等の対策に取り組んでおります。平成31年度も取組を継続し、施設利用者の安心・安全の確保に努めてまいります。</p> <p>③ 民間所有のブロック塀等については、平成30年7月に、ブロック塀等の安全対策に関する専用窓口を開設するとともに、ブロック塀等の除却工事に対する助成制度及び緊急点検に係る専門家派遣制度を創設し、安全対策に取り組んでいるところです。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

④ 今後とも、市民しんぶんでのお知らせや各区役所・支所等の窓口への当該制度のリーフレットの配架、地域と連携した啓発活動等により、ブロック塀等の安全対策の機運を高めるとともに、改善の進まないブロック塀等の所有者等に対して、除却工事への助成制度の活用を促すなど、安全対策の実施を粘り強く働き掛けてまいります。

⑤ なお、民間所有のブロック塀等については、危険性を取り除くことを最優先にしており、撤去後のフェンスの設置につきましては、一律には助成制度の対象とはしていませんが、密集市街地の細街路等に面しているものについては、除却に合わせて塀等の新設を行う場合にも補助を行う制度を設けています。また、市内の緑化促進の観点から、生け垣等の植栽費用を助成する制度の活用も併せて図ってきているところです。

今後とも、市民の不安を解消し、安心・安全なまちづくりの取組を支援してまいります。

⑥ 大阪府北部地震の発生を受け、発災直後からすべての学校施設・教育施設のブロック塀の緊急点検を実施したところですが、さらに、平成30年7～8月に建築士等の専門家による詳細調査を実施し、特に緊急性が高いと判断した95施設のブロック塀につきましては、平成30年度、改修工事に着手しております。

平成31年度以降も、子どもたちが安全に学校生活を送れるよう、ブロック塀は撤去を原則として、より緊急性の高い箇所から、計画的に改修工事を進める予定です。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	25
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑦ 通学路上のブロック塀等については、全市立小学校の教職員等による目視点検を踏まえ、本市の緊急点検に係る専門家派遣制度を活用して点検を実施しました。点検の結果、対応の必要性が高いと判断されるブロック塀等が存する通学路については、引き続き交通安全や防犯面等も踏まえながら、該当箇所を通らずに通行できる経路がないか検討するとともに、警察署とも協議し、経路変更の実現性等も総合的に判断して児童生徒の安全確保の対応を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のブロック塀対策 1, 970, 342千円 ・ 民間ブロック塀等の除却促進事業 36, 300千円 ・ 歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 52, 820千円 (うち 危険ブロック塀等改善事業 6, 000千円) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 6月 大阪府北部地震に伴うブロック塀対策について災害対策本部長名で指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀の緊急点検及び対応について ・ ブロック塀への注意喚起ビラ等の掲出について <p>ホームページにて、ブロック塀の安全点検等の注意喚起を実施</p> <p>7月 ブロック塀等の安全対策に関する専用窓口「ブロック塀等支援窓口」の開設及びブロック塀等の安全対策に係る支援制度の創設</p> <p>10月 ホームページにて、危険性のあるブロック塀の9月補正予算対象箇所の公表</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	26
要 望 内 容	回 答		
<p>26 消防分団施設（市や地域の施設と共用している、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を財政措置を含め、市の責任において早期に完了すること。</p>	<p>① 消防団施設の耐震化については、消防団施設の補助金制度の優先的な活用によって促進を図っており、耐震診断を実施し、耐震化が必要と診断された消防団施設56施設のうち、49施設で耐震化工事が完了しております。</p> <p>平成31年度は、残る施設の耐震化に向け、消防署が該当分団と地域関係者の間に入り、調整を図るなど、積極的にサポートしてまいります。</p> <p>② 市や地域の施設と共用していること及び10㎡未満であることが理由で、耐震診断を実施しなかった施設のうち、耐震化が必要な施設については、地域や分団と調整し、消防団施設の補助金制度の優先的な活用を促進してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団施設新築等補助金 25,000千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7
要 望 内 容	回 答		
2 7 災害時協力井戸登録の呼びかけを強めること。防災器材格納庫を市の責任でさらに増やすこと。	<p>① 災害時協力井戸は、大規模災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、地域住民に生活用水として提供することを目的としており、京都市情報館等を通じて登録の呼びかけを行い、個人や事業者が所有する井戸を登録いただいております。</p> <p>登録いただいた井戸の所有者の方には、玄関等に掲示する「災害時協力井戸」の表示プレートを交付し、地域住民への周知を依頼しております。また、防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」では、地図上で井戸のおおまかな位置、学区名や町名等を御覧いただけるようにしております。</p> <p>② 防災器材格納庫については、阪神・淡路大震災以降に国庫補助金を活用して各自主防災組織に整備したものであり、現在も必要に応じた、補修等の管理を実施しております。防災器材格納庫の増強については、各学区等の事情に応じて自主防災会独自で整備していただくこととなっております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 8 年度及び平成 9 年度の 2 箇年計画で、当時結成されていた 2 1 9 自主防災会に対し器材を整備し、平成 1 0 年度以降に結成された 8 自主防災会に対しても、同様の整備を実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	28
要 望 内 容	回 答		
28 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。老朽化している排水機場等の整備計画を前倒しで進めること。	<p>① 排水機場の保守管理・運転監視業務については、委託によって行っておりますが、排水機場稼働時には、本市職員が現地に出動し、各排水機場の状況を把握するなどの対応を行っております。</p> <p>② 平成28年4月からは、排水機場集中監視システムの運用を開始し、ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握するとともに、24時間体制で監視を行うなど、監視体制を強化しております。</p> <p>③ また、排水機場長寿命化修繕計画に基づき、計画的な機器の整備、更新、適切な維持管理の実施及び長寿命化を進めております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場維持管理 205,506千円 ・排水機場維持補修,耐震改修 774,400千円【政策的新規・充実】 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9
要 望 内 容	回 答		
<p>◆災害に備え、市・区役所の体制強化を</p> <p>2 9 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。消防署，土木事務所や上下水道局，保健福祉センターなど行政区単位で関係機関との連携を強化すること。</p>	<p>① 区役所・支所が地域の関係団体等と密接に連携し，地域の防災拠点としての役割を果たせるよう，平成24年度に区役所・支所に「総務・防災課長」及び「地域防災係長」を配置し，平成28年度から「企画課長（又は企画係長）」の配置や，係員の増員を行うとともに，専門的な知識，経験を有する土木職員や消防職員を充てるなど，区役所・支所の防災体制の充実強化を図ってきております。</p> <p>② また，災害発生時においては，関係局から，区役所・支所にリエゾン（情報連絡員）の派遣を行うなど，局区を越えた応援体制を整備充実してきております。</p> <p>さらに，各行政区においては，区防災会議等を通じて，平時から関係局，関係機関，地域団体等との連携強化を図るとともに，災害時にも連携して対応を行っております。</p> <p>引き続き，区役所・支所の防災体制の強化とともに，関係機関との連携強化に努めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0
要 望 内 容	回 答		
3 0 食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。	<p>① 避難所運営資機材については，従来の非常用発電機や可搬式照明器具等に加え，平成 2 6 年度からは，新たにカセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備することとし，一部の避難所には，テレビ視聴を可能とする設備（屋内用テレビアンテナ）を配備してまいりました。</p> <p>② 食料や飲料水，生活必需品については，避難者のより近くに備蓄するとの考えの下，避難所に指定している市立小中学校等（1 9 5 箇所），福祉避難所（1 1 3 箇所）や観光客等帰宅困難者のための緊急避難広場（3 2 箇所）での備蓄を行っております。また，平成 2 9 年 1 1 月には，熊本地震等において，道路の途絶等により山間部の避難所への支援物資の供給が滞った事例を踏まえ，備蓄のためのスペースが確保できない山間部の避難所を対象として，平成 2 9 年 1 1 月には大原中学校（左京区）に，平成 3 1 年 1 月には静原小学校（左京区）と八瀬小学校（左京区）に災害用備蓄コンテナを設置しました。</p> <p>物資の備蓄については，「京都市備蓄計画」に基づき，計画的に取組を推進しているところですが，現計画の終期が平成 3 1 年 3 月であることから，現在，熊本地震等の災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や市民備蓄の更なる推進等を視野に入れながら，計画の改定作業を進めているところです。</p> <p>③ さらに，大規模災害発生時に，本市単独での物資の供給が困難な場合に備え，百貨店，コンビニ，飲料メーカーをはじめとする民間事業者や，他の自治体等と，物資の供給や応急給水活動など，様々な分野にわたる協定を締結しており，今後も，公的備蓄を補完できる体制の充実を図ってまいります。（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	30
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 避難所については、引き続き、指定拡充に取り組むとともに、新たに指定した避難所への資機材等の配備を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の大規模災害を踏まえた更なる防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">97,200千円 <li style="text-align: right;">(うち 14,200千円【政策的新規・充実】) ・大規模災害用備蓄器材等整備 61,326千円 ・地域防災計画推進費 16,667千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年3月 京都市備蓄計画策定</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	31
要 望 内 容	回 答		
<p>31 すべての学区・町内会単位で防災行動マニュアルとマップを策定し、住民への広報を徹底すること。自主防災会や消防団など住民との協議のしくみをつくり、随時必要な見直しを行い充実させること。</p>	<p>① 各自主防災会で策定した防災行動マニュアルについては、防災マップも含め防災訓練や防災研修などの機会を通じて実践・検証し、自主防災会や消防団をはじめとした各種地域団体等の意見を聞きながらそれぞれの地域の実情に応じて運用されるよう支援しております。自主防災部における防災行動マニュアルや防災マップについても随時内容を確認し、必要に応じて修正するよう指導しております。</p> <p>② 防災行動マニュアルに定められた災害時の避難行動のほか、各世帯の避難のタイミングや避難場所等を各世帯で記入し、情報共有していただくための「我が家の防災行動シール」については、今後も継続して、消防職員による訪問防火指導実施時や、学区での防災訓練や研修、町内会単位で実施する地域発災型訓練や地域の方々が集まる様々な行事などあらゆる機会を捉え、防災啓発動画等の広報媒体も活用し、シールの周知啓発及び活用促進に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が家の防災行動シール 1,900千円 ・災害に強くしなやかな安心安全の地域づくり 8,000千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年度～ 防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布 防災行動マニュアル策定指導開始 (次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	3 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 9 年 9 月～ 「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・配布開始</p> <p>平成 3 0 年 5 月～ 水害ハザードマップの改訂に伴う防災行動マニュアル（水災害編）の見直し</p> <p>水災害編 1 8 5 / 1 9 6 自主防災会（平成 3 0 年 1 2 月末現在）</p> <p>（想定浸水深 5 0 c m 以上又は立退き避難が必要区域を含む自主防災会， 1 8 8 自主防災会及び任意 8 自主防災会）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	32
要 望 内 容	回 答		
32 自主防災会への補助金を増額すること。	<p>① 自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、年間5万円を上限として、防災訓練に必要な物品の購入や、防災知識の普及啓発などに活用いただいております。また、公設消防隊の到着に時間を要する北部等山間地域の自主防災会に対しては、初期消火活動に必要な器材の整備に助成金を交付しております。（1箇所につき助成金上限4万円、助成率2分の1以内）</p> <p>② 自主防災組織の活動に対しては、助成金の交付のほか、標旗の交付、防災器材等の修繕、訓練指導や研修の実施、防災行動マニュアル策定支援などを実施しており、いざというときに活動できる人づくり、組織づくりに引き続き努めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動助成金 11,350千円 ・北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金 1,000千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>昭和62年度 活動助成金交付事業開始（1自主防災会当たり3万円）</p> <p>平成8年度 活動助成金交付増額（3万円→5万円）</p> <p>平成8・9年度 自主防災組織用器材の緊急整備事業（各自主防災会に1セット）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2
要 望 内 容	回 答		
	平成 1 0 年度	自主防災リーダー養成事業開始（～平成 2 5 年度）	
	平成 1 2 年度	身近な地域の市民防災行動計画づくり開始	
	平成 1 9 年度	住宅用火災警報器設置促進活動助成金 （1 自主防災会当たり 2 万円（～平成 2 2 年度））	
	平成 2 0 年度	「自主防災活動ファイル」配布 北部等山間地域自主防災組織消火活動整備助成事業開始	
	平成 2 3 年度	地域の集合場所明示シール全戸配布	
	平成 2 4 年度	自主防災トップリーダー養成研修（自主防災上級研修）開始 （～平成 2 7 年度）	
	平成 2 7 年度～	防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布	
	平成 2 9 年 9 月～	「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・ 配布開始	
	平成 3 0 年 5 月～	水害ハザードマップの改訂に伴う防災行動マニュアル（水災害 編）の見直し 水災害編 1 8 5 / 1 9 6 自主防災会（平成 3 0 年 1 2 月末 現在） （想定浸水深 5 0 c m 以上又は立退き避難が必要区域を 含む自主防災会， 1 8 8 自主防災会及び任意 8 自主防災 会）	

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 要配慮者施設の応急対策について万全を期すこと。浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において完了させること。</p>	<p>① 施設等への連絡については、「京都市地域防災計画」に基づき、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等が発表された場合には、速やかに対象となる区域や行政区の要配慮者利用施設に情報の伝達を行うこととしております。</p> <p>② また、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地が記された施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたため、この間、本市においても関係部局で連携し、対象施設の精査等を進めてきたところです。</p> <p>今後、対象施設に対して避難確保計画の作成等を通知し、計画策定の指導及び内容の点検等を行ってまいります。</p> <p>③ その他、災害の情報や災害時の対応等については、随時、各施設への情報提供を行っているほか、国からの照会に基づき、社会福祉施設等の基本情報や緊急連絡先等の把握を行っています。今後も引き続き、情報提供や注意喚起を行いながら、各施設が計画作成や訓練を主体的に実施でき、緊急時の対応がより実効性のあるものとなるよう取組を進めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>3 4 憲法9条を改悪しないこと。平和主義・国民主権・基本的人権の尊重・議会制民主主義・地方自治をうたった、現行憲法を堅持すること。</p>	<p>① 日本国憲法における平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、地方自治については、遵守されるべき基本的な理念、原則であると認識しております。</p> <p>同時に、現行憲法が制定されてから70年以上が経過しており、国内の社会情勢や、日本を取り巻く国際環境が大きく変化してきた状況において、こうした理念、原則を大切にしつつ、憲法について国民が関心を高め、しっかりと議論がされることは意義のあることと考えており、その在り方については、国家、国民の基本に関わる事項として、国民全体で議論が深められるべきものと考えております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>3 5 国連で採択された核兵器禁止条約に参加すること。</p>	<p>① 核兵器廃絶に向けましては、本市も加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議において、国に対し、核兵器の保有国と非保有国との橋渡し役として、行動を起こすよう要請をされており、国においても、「粘り強く双方の橋渡しに努め、国際社会の取組を主導していく」と決意が示されているところです。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 6
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>3 6 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。</p>	<p>① 左記の項目については、事案の性格上、専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり、国において判断されるべきものと考えております。</p>		

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	37
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>37 日米安保条約を廃棄し、対等、平等、友好の日米関係を築くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米地位協定を抜本的に改定し、世界に例のない米軍優遇の特権をなくすこと。 ・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。 ・辺野古の新基地建設を中止すること。高江のヘリパット建設を中止すること。 	<p>① 左記の項目については、事案の性格上、専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり、国において判断されるべきものと考えております。</p> <p>なお、米軍Xバンドレーダー基地については、地元自治体である京都府及び京丹後市が、国と真摯な協議を重ねられ、住民の安心・安全が確保されることを前提として、基地建設を受け入れられるに至ったものと認識しております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 8
要 望 内 容	回 答		
<p>II 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>3 8 「中小企業憲章」を国会決議とすること。中小企業基本法については、「中小企業憲章」の立場で、「中小企業と大企業の格差是正をする」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本計画の具体化を早急に図ること。</p>	<p>① 「中小企業憲章」は、中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、政府の行動指針を定めたものであり、今後とも国の具体的な施策展開等を注視してまいります。</p> <p>② とりわけ小規模企業は、小規模企業振興基本法において、中小企業基本法の基本理念にのっとり、地域における経済や雇用を支える重要な存在として、その成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることとされています。</p> <p>③ 本市では、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問の実施など、小規模企業振興基本法が目指す地域を支える小規模企業の振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 9
要 望 内 容	回 答		
<p>II 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>3 9 国の経済主権を脅かし、産業・医療・雇用等、国民生活を犠牲にする T P P, E P A, F F R は止めること。</p>	<p>① 平成 3 0 年 1 2 月 3 0 日の T P P 協定発効により、関税の引下げ・撤廃や知的財産保護、貿易等の幅広い分野でルールが整備されたことで、中小企業の海外展開にプラスに働くと考えられております。一方で、安価な海外製品の輸入増加により、消費行動が多様化するなど、中小企業への影響も懸念されております。</p> <p>② 本市では、これまでから中小企業に対して、J E T R O 等と連携した中小企業の海外展開支援や、下支えによる企業体質強化に取り組んでおり、今後、より一層、これらの支援に努めてまいります。</p> <p>とりわけ、農林業分野では、国際的な市場競争力が一層求められるため、農家の体質強化、付加価値の高い農産物の生産体制の確立及び足腰の強い林業生産基盤の構築に向けた支援に取り組んでまいります。</p> <p>③ 本市としても T P P 等の影響について、引き続き、情報収集に努めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	40
要 望 内 容	回 答		
<p>II 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>40 食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。コメの需給調整政策を放棄しないこと。コメ直接交付金を復活させ、価格保障・所得保障をおこなうこと。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。農業予算を大幅に増額し後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。</p>	<p>① 食料自給率については、関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み、農地の有効利用を図るとともに、経営所得安定対策等の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し、その向上に努めてまいります。</p> <p>② コメの需給調整政策については、国のコメ政策改革により、農業者自らの経営判断で消費者ニーズに応じた水田農作物の生産を行うことが可能となりました。本市としては、生産農家に対して、コメの需要等に関する情報を提供するとともに、生産に必要な農業機械や施設の導入支援等を行うことで、農業経営の安定化を図り、農家の所得向上、後継者の育成に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策事業 15,387千円 ・農業生産振興対策 30,700千円 ・新規就農総合支援事業～農力開発～ 40,500千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成30年度実績(12月末現在)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物価格安定対策 <ul style="list-style-type: none"> 春キャベツ(洛南,上鳥羽) 契約数量 340トン 夏秋なす(大原野) 契約数量 180トン (次ページに続く) 		

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	4 0
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜等経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> 青とうがらし（京北） 契約数量 1 2 . 7 トン みず菜（京北） 契約数量 7 . 9 トン 小豆（京北） 契約数量 1 . 6 トン（H 2 9 実績） ・経営所得安定対策等制度加入申請件数 <ul style="list-style-type: none"> 京都市地域農業再生協議会 8 1 2 件 京北地域農業再生協議会 9 5 件 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 1
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>4 1 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。</p>	<p>① 個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的・総合的に推進していくためには、基礎自治体優先の原則のもと、国、広域自治体、基礎自治体の役割や権限を見直し、地方分権を進めていく必要があります。</p> <p>② また、広域自治体である都道府県については、区域を越えた行政課題や政策立案の必要性が増えている中、その在り方を再考する必要性があり、道州制は、広域的な行政課題等への総合的な対応を可能とする方策であると考えております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	42
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>42 自治体の財源に必要な地方交付税を確保すること。</p>	<p>① 真の分権型社会の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源補償機能を充実することが極めて重要です。</p> <p>地方交付税については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の税込等を的確に見込んだうえで交付税の総額を十分確保すること ・ 税込等が急激に落ち込む局面での補てん措置を拡充すること ・ 地方財源不足の解消は、法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること <p>を、本市独自で、あるいは他の指定都市とも連携し、これまでから、国に対して強く求めているところであり、引き続き、今後も強く求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年6月 平成31年度国の施策・予算に関する提案・要望(京都市)</p> <p>7月 平成31年度国の施策及び予算に関する提案(指定都市)</p> <p>10月 平成31年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充について(指定都市)</p> <p>11月 平成31年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望(京都市)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>4 3 自治体に民間委託等の過度な「行革」を押しつけ，地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめること。</p>	<p>① 地方交付税については，必要額が確保されていないことが大きな問題と考えており，トップランナー方式の見直しというより，むしろ地方交付税の確保，併せて，臨時財政対策債の速やかな廃止，大都市特有の財政需要の的確な反映について，引き続き，あらゆる機会を通じて国に強く求めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>4 4 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。</p>	<p>① 平成 2 3 年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成 2 4 年 1 月 1 日に公表することとされていましたが、国会における審議の結果、平成 2 3 年度における策定が見送られました。国においては、納税者権利憲章の制定よりも、納税者の利益の保護の観点も踏まえた措置を手当てしていくことの方が重要との考え方の下、平成 2 7 年度税制改正において、納税の猶予制度に関する手続の明確化が行われるなど、納税環境の整備が進められており、本市においても、市税条例の改正などの対応を行っております。本市としましては、引き続き、国における対応を踏まえ、納税環境の整備を含め、適正かつ公平な税務事務の推進に努めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 5
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>4 5 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。</p>	<p>① 個人所得課税における所得控除は、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり、その見直しについては、税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか、国民生活、地方自治体等に与える影響や給付措置等を踏まえ、国において総合的に判断された結果と認識しています。</p> <p>② また、国では、平成 3 0 年度税制改正大綱において、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、2 0 2 1 年度分以後の個人住民税について、基礎控除を一律 1 0 万円引き上げることとされています。</p> <p>本市といたしましては、今後も、国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

46 累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。

- ・個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。
- ・大企業優遇の法人税減税をあらため、少なくとも中小企業並みの負担を求めること。中小企業に対する外形標準課税は行わないこと。

① 所得税及び個人住民税については、平成18年度（2006年度）税制改正において役割分担の明確化が図られました。この際、所得税については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、より累進的な税率構造が構築され、個人市民税については、応益性や偏在度の縮小といった観点から、比例税率に変更されました。

個人市民税の税率については、国税である所得税等、所得課税全体の中で検討されるべきものと考えます。

② 法人市民税については、本市では、資本金等の額が3億円を超える企業等に対し、法人税割の税率を11.9%（標準税率9.7%）とする超過課税を行い、その能力に応じた負担をお願いしているところです。

③ 大企業・高額所得者の負担に関しても、この間、国において、所得税の最高税率の引上げや大企業に対する欠損金繰越控除額の引下げがされたほか、平成30年度税制改正大綱において、2021年度分以後の個人住民税について、高額所得者に係る基礎控除が逡減・消失する仕組みの創設や、給与所得控除の上限の引下げ、高額所得がある年金受給者の公的年金控除の見直しを行うとされています。

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ また、国においては、日本の立地競争力や企業の競争力を高める一環として、成長志向に重点を置いた法人税改革を進めており、法人実効税率の引下げが行われています。法人住民税については、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ることを、指定都市共同で要望しております。</p> <p>⑤ さらに、法人税改革の一環として、道府県税である法人事業税の外形標準課税の拡大が行われていますが、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討するよう、地方六団体においても要望してきたところです。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	47
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>47 雇用は正社員を基本とし、労働者派遣法は抜本改正すること。</p>	<p>① 正規雇用の拡大を図るためには、雇用の7割を占める中小企業の成長と下支えが重要であり、これまでから、中小企業の振興をはじめ、産業政策と雇用対策を一体的に取り組んでまいりました。</p> <p>② 本市では、「京都市わかもの就職支援センター」において、就職活動前の大学低年次生も対象とし、地域企業の経営者と若者との交流を促進するほか、大学への出張セミナーやカウンセリングにより職業観を醸成し、卒業後の多様な選択肢を描ける担い手の育成を推進しております。</p> <p>③ また、平成30年6月には本市から国に対し、非正規から正規雇用への促進のための支援の充実を要望するとともに、同年10月に開催された「京都労働経済活力会議」では、オール京都で働き方改革を進め、労働生産性の向上、従業員のキャリアアップを図り、正規雇用化の促進、人づくり・人材確保に取り組むことを確認いたしました。さらに、同年12月には、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について、本市と労働局及び府が共同して経済団体に対して要請を行ったところです。今後とも正規雇用の拡大、雇用の質の向上を図り、市民所得の向上に向けて取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	47
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ なお、労働者派遣法については、平成27年9月に派遣労働者の一層の雇用の安定、全ての派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ等を目的に改正・施行されましたが、運用に当たっては、正社員と派遣労働者の数の動向等を踏まえ、能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討を行うなどの規定が盛り込まれており、本市としては、今後の運用の動向を注視してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円 ・ 観光関連産業の担い手確保・育成支援 60,900千円 <p>(うち 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 36,500千円【政策的新規・充実】)</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年度～ 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p>		

要 望 内 容

回 答

Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

48 「残業代ゼロ」、過労死を増やす「働き方改革一括法」は廃止すること。

① 国は、働き方改革の基本的な考え方として、「『働き方改革』は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革」を掲げております。

また、「働き方改革」は、我が国雇用の7割を占める中小企業において、着実に実施することが必要であるとともに、魅力ある職場とすることで、中小企業の喫緊の課題である担い手不足の解消にもつながるとしております。

② 本市では、これまでから「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組む企業の表彰や、ロールモデルの発掘、ふれあいまつり等の機会を活用した広報啓発等に取り組むとともに、女性の活躍推進においても、オール京都体制で様々な取組を進めております。

③ また、経済団体等と連携し、京の企業「働き方改革」自己診断制度の利用を促進するとともに、京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」事例の周知啓発を行うことで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押ししてまいります。

④ 今後とも、国や京都府と密接な連携と適切な役割分担を図りながら、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	48
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ なお、「働き方改革一括法」により創設された「高度プロフェッショナル制度」については、制度の趣旨に沿った適切な運用が図られるよう京都労働局により行われる指導監督の状況を注視してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京の企業働き方改革総実践プロジェクト 13,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 3月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画策定</p> <p>平成29年 3月 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画(改定版)の策定</p> <p>4月 局を横断する「働き方改革」推進プロジェクトチームを設置</p> <p>平成30年 6月 京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」実践セミナーを開催</p> <p>7月 京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」モデル企業を選定及び支援を開始</p> <p>10月 京の企業「働き方改革」自己診断制度を創設</p> <p>11月 京の企業「働き方改革チャレンジプログラム」モデル企業の従業員と市長との座談会を開催</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 9
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅱ 憲法を守り，平和で民主的な日本と京都をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>4 9 最低賃金は，全国一律時給 1 0 0 0 円を早急に実現し，1 5 0 0 円をめざすこと。引き上げにあたっては中小企業を支援すること。</p>	<p>① 最低賃金は，働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており，国及び京都地方最低賃金審議会において決定されております。</p> <p>本市では，平成 3 0 年 6 月に国に対して賃上げと一体となった生産性向上に取り組む企業への支援の充実を要望いたしました。</p> <p>賃上げなど地域経済の好循環を生み出すためには，地域企業の成長と下支えが重要と考えており，今後とも，地域企業の振興をはじめ，産業政策と雇用対策を一体的に取り組むことにより，正規雇用の拡大，雇用の質の向上を図り，市民所得の向上を図ってまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 0
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 0 消費税の 1 0 % への増税は中止すること。</p>	<p>① 消費税率の引上げは、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われるものです。</p> <p>消費税率引上げの実施に当たりましては、軽減税率制度が導入されるなど、低所得者や中小企業等への影響を最小限にとどめる対策に加え、経済全体への影響を抑えるための対策を講じることとされております。</p> <p>消費税の税率の引上げ分は、介護、年金、医療及び子育て等の社会保障に充てることとされており、本市としましても、こうした施策にしっかりと取り組み、市民のいのちと暮らしを守ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 4 月 消費税率 8 % への引上げ</p> <p>平成 2 7 年 3 月 消費税率 1 0 % への引上げ時期を 1 年半先送りする改正法が成立</p> <p>平成 2 8 年 1 1 月 消費税率 1 0 % への引上げ時期をさらに 2 年半先送りする改正法が成立</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 1 パリ協定を受けて、温室効果ガスの排出削減目標に関する閣議決定を見直し、国際基準の1990年比25%減の目標を堅持し、達成に向けたロードマップを明らかにすること。</p>	<p>① 平成28年(2016年)11月にパリ協定が発効し、世界全体が今世紀後半における実質的な温室効果ガス排出量ゼロを目指すこととなり、また、平成30年(2018年)12月に開催されたCOP24において、パリ協定の実施に向けたルールが合意されました。</p> <p>本市においても、「京都市地球温暖化対策条例」に掲げる「市内の温室効果ガスの総排出量を2020年度までに基準年である平成2年度(1990年度)比で25%削減する」という目標の達成を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでおります。</p> <p>② 国に対しては、実効性ある地球温暖化対策の枠組みを早急に確立することなどについて、様々な機会を通じて求めており、引き続き、粘り強く求めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	52
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>52 マイナンバー制度は廃止すること。</p>	<p>① マイナンバー制度につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」に基づき実施するものであり、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものです。</p> <p>本市としても、「マイナンバー法」に基づき、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年 5月 「マイナンバー法」の制定 平成27年10月 マイナンバーの通知開始 平成28年 1月 マイナンバーの利用開始 マイナンバーカードの交付開始 9月 マイナンバーカードの日曜交付の実施 平成29年10月 区役所・支所におけるマイナンバーカード申請受付の実施 11月 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始 マイナポータルの本格運用開始 平成30年 4月 子育てワンストップサービスにおける電子申請の開始 平成31年 1月 証明書のコンビニ交付の開始</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 3
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 3 公務の産業化・集約化など、自治体の公的責任放棄や地方切り捨てとなる地方創生総合戦略を撤回すること。</p>	<p>① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少社会の克服と東京一極集中の是正という全国的な課題に対応するため、国において制定されたものであり、地域の「稼ぐ力」を高め、地域経済の好循環を生み出し、所得向上や雇用創出に向けた取組の指針となるものとして、意義あるものと認識しております。</p>		

要 望 内 容

回 答

Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

- 54 公的医療保険として国保制度を立て直すために、国に対し以下について求めること。
- ・高すぎる国保料を「協会けんぽ」並みに引き下げること。
 - ・国による保険料免除制度をつくること。
 - ・保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正すること。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること。
 - ・国保都道府県化で、自治体の一般会計からの繰入中止を強要・誘導しないこと。

① 平成31年度予算においては、京都府から示された納付金を基に収支計算を行った結果、さらなる事務費等の削減に努めたものの、37.2億円の収入不足となりましたが、基金の活用と一般会計繰入金増額により、保険料の引上げを回避して保険料率を据え置き、被保険者の負担増の抑制を図ってまいります。

また、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の政令（国民健康保険法施行令）改正にあわせ、保険料の最高限度額の引上げを予定しております。

② 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提であるため、現時点において、新たな保険料免除制度の創設に係る国への要望は考えておりません。

なお、本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っているところであります。

③ 保険料を滞納している世帯に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することは、被保険者間の公平を確保し、保険料納付の促進を図ることを目的として、法令等に規定されております。従って、保険料を特別な理由もなく、長期にわたり滞納している世帯に対して、法に基づいて資格証明書を交付することは、やむを得ないものと考えております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>なお、その交付に当たっては、滞納者に対して区役所・支所への来所を求める等、できる限りの接触を図り、保険制度の主旨を十分に説明するとともに、滞納に至った事情を十分に聴取して、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談や納付指導を行っております。交付対象となった世帯に対しても、あらかじめ弃明書の提出を求める通知等を送付し、資格証明書について十分に説明を行ったうえで交付しております。</p> <p>国民健康保険料については、国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない」と規定されています。本市としては、当該規定に基づき徴収義務の履行のために法令に定められた範囲において取立等を行っており、強権的な取り立てを行うよう国から行政指導をされた事実はありません。</p> <p>④ 一般会計繰入れの取扱いについては、都道府県単位化後も法で禁止されているものではなく、市町村において個別に判断することとなっております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	55
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>55 深刻な保育士不足を一刻も早く解消するため、保育士全員の賃金の大幅引き上げを直ちに実施すること。1歳児は4：1にするなど保育士の配置基準を引き上げ、正規の保育士を増やすこと。</p>	<p>① 本市においては、全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、平成31年度も本市独自財源の予算を計上し、引き続き民間保育園における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図ってまいります。</p> <p>② また、平成29年度に国制度により創設された、保育士等のキャリアアップと連動した処遇改善を確実に実現するため、平成31年度においても、予算を計上するとともに、必要な知識及び技能の取得のための研修を実施しており、引き続き、副主任保育士や食育・アレルギーリーダーといった施設の課題に対応できる保育の担い手の育成に取り組んでまいります。</p> <p>③ 平成31年度にはこれに加え、国において平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」による保育士給与の1%引上げに対応し、本市においてもこれに対応する予算を確保し、保育士等の更なる処遇改善を図ってまいります。</p> <p>④ 国においては、子ども・子育て支援における質の改善項目として、1歳児の職員配置基準の改善等を掲げていることから、本市が独自に加配している保育士分を含めて十分な財政措置がなされるよう、引き続き、要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	55
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール制補助金 3,439,050千円 ・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,719,099千円 <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体 1,719,099千円のうち1,438,303千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい経済政策パッケージ」を踏まえた保育士等の処遇改善 312,081千円 ・1歳児保育における保育士配置体制の充実 109,863千円 ・保育士確保対策事業 87,652千円 (うち 京都市民間保育園等見学ツアー 2,000千円【政策的新規・充実】) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年11月 国への要望において「子ども・子育て支援と教育の充実」を 要望</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 6
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 6 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。</p>	<p>① 公営交通事業については、地方公営企業法に基づき、サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして、サービス等の提供に要する経費を、料金として徴収することが原則とされておりますが、行政上必要な施策に対しては、国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しております。</p> <p>② 水道事業及び公共下水道事業は、地方公営企業法に基づいて、市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しており、引き続き、公営企業として事業を推進してまいります。</p> <p>③ また、高金利の企業債の借換えについては、これまでからも国に対して求めてきたところであり、引き続き、要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 7
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 7 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<p>① 消費税の課税対象については、国の施策として定められ、国の税制の根幹を成すものであり、制度の趣旨に則り、適切に対応してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>5 8 地下鉄建設・改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。</p>	<p>① 地下鉄建設・改修に対する国の補助制度の改善については、あらゆる機会を捉えて、「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、今後も引き続き、要望してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	59
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>59 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。</p>	<p>① 鉄道事業者が実施する視覚に障害のある方をはじめとした利用者のホームにおける転落防止対策については、国及び京都府と協調して補助金を交付しており、これまでに、山科駅、太秦駅、二条駅、JR藤森駅、稻荷駅（以上、JR西日本）及び向島駅（近鉄）における内方線付き点状ブロック整備並びにJR京都駅（新幹線ホーム）における可動式ホーム柵整備が完了しました。</p> <p>② 鉄道駅へのホーム柵設置については、車両の扉位置が統一されていないことや事業費が高額であることが大きな課題となっております。</p> <p>国土交通省の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が平成28年12月に発表した中間報告では、1日の利用者が10万人以上の駅に優先して設置することとされたところです。引き続き、国の検討会の動向を注視するとともに、平成31年度は、平成30年度に実施した設計を踏まえ、JR京都駅（在来線の一部ホーム）の可動式ホーム柵整備を進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅等のバリアフリー化の推進 371,383千円 （うち JR京都駅 6,666千円） 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	60
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>60 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこと。国の補助制度を抜本的に拡充すること。</p>	<p>① 市民のライフラインである水道及び公共下水道については、将来にわたって安全、安心、安定的に御使用いただけるよう、管路・施設の適切な維持管理を徹底し、老朽化した管路・施設の改築更新、耐震化のスピードアップを計画的に進めております。「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョン－あすをつくる－」においても、老朽化対策を重要事業の一つとして位置付けており、限られた財源の中で、優先度を見極め計画的・効率的に進めてまいります。</p> <p>② 水道事業においては、平成28年度（2016年度）から老朽化した基幹管路の更新が新たに補助対象とされ、また、平成30年度までの時限措置であった水道管路の耐震化に係る一般会計からの出資制度が、2023年度まで延伸されたため、これらを有効に活用し、財源確保に努めてまいります。</p> <p>公共下水道事業においても、国の補助制度を活用し、重要な管路の耐震化を着実に推進してまいります。</p> <p>③ しかし、老朽化した施設等の更新事業を推進するためには、更なる財源を必要とすることから、引き続き、全国の水道及び公共下水道事業体等と連携して、あらゆる機会を通じて国に対して、財政支援における現行制度の堅持・拡充等を要望してまいります。あわせて、施設マネジメントの取組により効果的・効率的な更新事業 (次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	60
要 望 内 容	回 答		
	<p>を進めることで、一層の経営効率化、財政健全化を推進してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業 <ul style="list-style-type: none"> 水道管路の改築更新・地震対策 11,980,000千円【充実】 (うち 配水管の布設替え 10,150,000千円【充実】) 水道施設の改築更新・地震対策 3,120,000千円【充実】 ・公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> 下水道管路の改築更新・地震対策 4,086,000千円 下水処理施設の改築更新・地震対策 5,329,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度～ 水道配水管の更新をスピードアップ 平成26年3月 洛西地域における配水管腐食対策工事完了 (平成24年度工事開始) 平成30年3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン(2018-2027)」 京(みやこ)の水ビジョン「あすをつくる」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2018-2022)」策定 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅲ市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>6 1 「カジノ解禁推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）」、および「カジノ実施法（カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法）」は廃止すること。統合型リゾート施設（IR）構想については、具体化しないこと。</p>	<p>① 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」を踏まえ、平成30年7月にIR実施法が成立し、カジノ事業に関する規制やギャンブル依存の防止に関する措置、犯罪による収益の移転防止のための措置などについて定められたところです。今後、国においてIR事業者の監督等を行う「カジノ管理委員会」が設置されるとともに、制度の詳細について検討が進められることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

IV市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を

62 自衛隊へ個人情報を提供しないこと。

- ① 自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されています。また、防衛省と総務省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題となることはないことが確認されています。
- ② 平成30年5月、この規定に基づき、募集対象者情報の紙媒体又は電子媒体での提供等に係る防衛大臣名の依頼文を防衛省自衛隊京都地方協力本部を通じて収受いたしました。
- ③ 本取組は、これらの規定等に基づき、また、防衛省からの協力依頼やこれまでから住民基本台帳の閲覧により対応してきたことを踏まえ、必要な情報を紙媒体（宛名シール）として提供しようとするものであり、宛名シールについては、住所、氏名のみを印字するため、書面により提供する個人情報が必要最小限になるものと考えております。
- ④ また、提供する宛名シールにつきましては、使用しなかったシールを本市に返却すること等、本市と自衛隊京都地方協力本部との間で個人情報の適正な管理を行ってまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	62
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 5月 「自衛官募集等の推進について(依頼)」依頼文收受</p> <p>11月 個人情報保護審議会</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 3
要 望 内 容	回 答		
6 3 京都駅周辺に象徴される大企業呼び込み型開発はやめること。	<p>① 京都駅周辺については、都市再生緊急整備地域の指定を受け、地域整備方針に基づいたまちづくりを進めております。また、「都市再生安全確保計画」に基づき、鉄道会社等と避難誘導合同訓練を実施するとともに、緊急避難広場や一時滞在施設の指定を拡大するなど、市民や観光客の安心・安全の向上を図っており、引き続き、戦略的な土地利用の促進と安心感の醸成により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。</p> <p>② なお、都市再生緊急整備地域では、民間事業者による都市計画の提案が可能ですが、その場合でも、本市のまちづくりに係る各種の理念との整合性を持たせたいえ、住民説明会の開催や厳正な都市計画の手続を経る必要があることに変更はありません。</p>		

要 望 内 容

回 答

6.4 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。

① 文化庁の移転は、国において、全国の多様な文化に光を当て、東京一極集中の是正と文化による地方創生を目指した歴史的な取組です。同時に、地元京都にとっても、都市格の向上や将来の発展に大きく繋がるものであり、京都もその目的の達成へ責任を担っていく必要があります。

② 文化庁の誘致に当たっては、オール京都で、土地の提供、庁舎建設費の応分の負担、職員の受入に係る協力の3点をお約束しており、こうしたオール京都で示した地元の熱意と本気度が伝わり、現時点では、全国で唯一の中央省庁の地方移転となる、文化庁の全面的移転という国の英断に結びついたものと考えております。

③ 今後とも、京都府、経済界とともにオール京都で、文化庁を受け入れる地元の協力について誠実に実行するとともに、文化庁との連携の下、衣食住などの生活文化をはじめ、京都の強みである「文化」を基軸に、あらゆる政策との融合・連携を図り、文化の力で日本を元気にする取組を展開してまいります。

(平成31年度予算額)

・文化庁の京都移転の推進 8,000千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	64
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 4月 「文化庁地域文化創生本部」発足</p> <p>5月 平成30年度国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「全面的な移転」という政府方針にふさわしい組織体制（機能・規模）での移転の実現，及び文化関係独立行政法人の移転の実現」等について，松野大臣，山本大臣に要望 <p>6月 「文化芸術基本法」施行</p> <p>7月 「文化庁移転協議会」（第4回）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」の取りまとめ <p>11月 平成30年度国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化，及び文化関係独立行政法人の広報発信・相談機能の京都設置の検討の加速」等について，林大臣に要望 <p>平成30年 2月 「文化庁移転準備会議」（第3回）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新・文化庁の組織体制及び本格移転庁舎について報告 <p>6月 平成31年度国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化庁の機能・組織体制及び予算の抜本的拡充，及び文化関係独立行政法人の広報発信・相談機能の京都設置の効果検証のための先行的事業の実施」等について，丹羽副大臣に要望 <p>「文部科学省設置法の一部を改正する法律」公布</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	64
要 望 内 容	回 答		
	<p>8月 「文化庁移転協議会」（第5回）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」の取りまとめ <p>10月 「新・文化庁」発足</p> <p>11月 平成31年度国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充、文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化及び文化関係独立行政法人の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速」等について、永岡副大臣に要望 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 5
要 望 内 容	回 答		
6 5 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」後期実施計画は撤回すること。	<p>① 「京プラン実施計画 第2ステージ」においても、「いのちとくらしを守る戦略」をはじめとする「1 1の重点戦略」の推進とともに、京都の未来を切り拓き、市民の暮らしをしっかりと守るため、これらを支える財政基盤の確立に向けた具体的な取組を進めております。</p> <p>② 今後とも、実施計画に基づく取組の着実な推進により、徹底した市民参加の下、市会の御議決を得て策定した本市の「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる「京都の未来像」の実現を図り、市民の安心・安全な生活をしっかりと支えてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 6
要 望 内 容	回 答		
6 6 「京都創生総合戦略」を撤回すること。	<p>① 我が国の人口は今後急速に減少するとされており、本市においても中長期的には人口減少が見込まれることから、更なる対策を行なう必要があります。</p> <p>② しかし、人口減少は人々に実感されにくい問題であり、また、結婚・出産や居住移転など人々の生き方等に関わることから、行政主導では解決し得ない問題です。</p> <p>③ そのため、市民等と行政が改めて人口減少問題への危機感、課題意識を共有するとともに、「ひとごと」ではなく、共に「自分ごと」「みんなごと」として主体的に考え、具体の行動を起こす契機をつくり、人口減少問題に対処し得る大きな力を生み出すことを目指し、人口減少問題に真正面から焦点を当てた「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定しました。</p> <p>④ 引き続き、市民等としっかりと力を合わせるとともに、国や他の地方自治体とも連携を図り、総合戦略の効果的かつ着実な推進に努めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	67
要 望 内 容	回 答		
67 市内2箇所の都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。	<p>① 平成14年度に都市再生特別措置法が制定され、本市では現在、京都駅周辺及び油小路通沿道で都市再生緊急整備地域の指定を受け、まちづくりを進めております。</p> <p>② 東日本大震災の発生時に首都圏ターミナル周辺に多くの避難者・帰宅困難者が集中し、大混乱が起きたことを踏まえ、官民の連携による、ハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保等が必要であるとして、平成24年度に、都市再生特別措置法に都市再生安全確保計画制度が盛り込まれました。これに伴い、平成25年度に、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を目的とした「都市再生安全確保計画」策定のため、「京都駅周辺地域」を京都駅の南側から京都駅北側地域までエリアを拡大しました。平成27年度には、都市再生緊急整備地域のエリアを京都駅西部地域まで拡大し、また、平成28年度には「都市再生安全確保計画」の見直しも行っております。</p> <p>③ 「京都駅周辺地域」においては、「都市再生安全確保計画」に基づき、鉄道会社等と避難誘導合同訓練を実施するとともに、緊急避難広場や一時滞在施設の指定を拡大するなど、市民や観光客の安心・安全の向上を図っております。</p> <p>④ また、「京都南部油小路通沿道地域」においては、住民・企業にとって快適な都市環境の創出など、「新しい京都を発信するものづくり拠点」の形成を図るべく、進都の魅力高める取組を推進しております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 引き続き、それぞれの地域整備方針に基づき、戦略的な土地利用の促進と安心感の醸成により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。</p> <p>⑥ なお、都市再生緊急整備地域では、民間事業者による都市計画の提案が可能ですが、その場合でも、本市のまちづくりに係る各種の理念との整合性を持たせたいえ、住民説明会の開催や厳正な都市計画の手続を経る必要があることに変わりはありません。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 8
要 望 内 容	回 答		
<p>6 8 高さ・容積率などの規制緩和をやめ、例外は認めないこと。公共施設の再編・集約化、市域周辺部の切り捨てにつながるような政策は採用しないこと。「立地適正化計画」は策定しないこと。</p>	<p>① 本市においては、「都市計画マスタープラン」において、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、暮らしやすく、地球環境への負荷が少ない都市構造を目指すこととしております。</p> <p>② 今後も、市域全体を見渡しなが、それぞれの地域の個性を強める都市づくりを進めるとともに、それらの地域をネットワークし、相乗効果を生み出すことにより、将来にわたって、持続可能な都市の構築を目指してまいります。</p> <p>また、「立地適正化計画」制度については、人口減少や少子高齢化の進行を見据えた持続可能な都市の構築、暮らしやすく魅力あるまちづくりに向けて、都市計画マスタープランの実効性をより高めるプランとして策定に向けて取り組んでいる「持続可能な都市構築プラン（仮称）」において、本市の都市特性を踏まえ、産業の活性化や働く場の確保等を目指す手法として活用することとしており、引き続き検討を進めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	6 9
要 望 内 容	回 答		
<p>6 9 「京都市資産有効活用基本方針」は撤回し、市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。市有地一般の「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」など、民間事業者の公募制度はやめること。</p>	<p>① 市有地の有効活用に当たっては、「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき取組を推進しているところです。</p> <p>基本方針においては、市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図ることとしております。また、市民、事業者等からの提案を受け付ける「資産有効活用市民等提案制度」、基本方針の理念の下に策定した「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づく提案募集等により、あらゆる角度から活用を検討し、推進しているところです。</p> <p>② 今後も、基本方針の考え方にに基づき、市民の意見を踏まえながら、市有地の更なる有効活用を進めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	70
要 望 内 容	回 答		
70 民間活用を目的とした上下水道局本庁舎移転計画は撤回すること。	<p>① 上下水道局では、効果的・効率的な業務執行体制の構築と災害等に備えた危機管理体制の強化を図るため、市内南部エリアに点在する水道・下水道の事業所や窓口機能、本庁舎を集約した事業・防災拠点（南部拠点）を新たに整備し、市内北部エリアを所管する「太秦庁舎」と合わせて2拠点化することとし、平成30年9月には「京都市上下水道局南部拠点整備事業基本計画」を策定しました。</p> <p>② 上下水道事業を取り巻く経営環境が今後も厳しい見通しの中、公営企業として「京（みやこ）の水ビジョン」及び中期経営計画に基づき、同事業を含めた長期的な視点に立ち、経営基盤の強化を図りながら持続可能な経営を進め、今後とも市民の皆さまの重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 1
要 望 内 容	回 答		
7 1 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。	① 消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても、適正に転嫁し、利用者が公平に負担すべきものと考えております。		

要 望 内 容

回 答

72 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。国の補助制度を拡充するよう求めるとともに、技術開発を促進すること。

① 地下鉄では、全国一厳しい経営状況の中、ホーム上の安全確保に向け、多額の費用を要する車両改造は行わず、乗務員が手動で列車の停止と柵の開閉を行うという、公営地下鉄で初めての手法を用いて、烏丸御池駅、四条駅及び京都駅の3駅に可動式ホーム柵を整備し、順調に運用しております。

② しかしながら、同様の手法で設置を拡大すると、現在のラッシュ時のダイヤを維持できないことから、烏丸線全駅へ可動式ホーム柵を設置するためには、相互直通運転を行っている近鉄車両も含めた全列車に自動列車運転装置を搭載する必要があります。

また、この車両改造には、多額の費用や長期の事業期間を要することに加え、相互直通運転を行う近畿日本鉄道株式会社の御理解・御協力が不可欠です。

③ このような状況の中、将来的な可動式ホーム柵の全駅設置に備え、まずは、地下鉄烏丸線車両20編成のうち更新時期を迎える9編成について、自動列車運転装置を搭載した新型車両の導入に取り組んでおります。

平成31年度は、新型車両を発注し実施設計に着手するとともに、新型車両の設計等の内容も踏まえつつ、残る11編成の改造に向けた検討と近鉄車両の改造に向けた協議を行ってまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 全国的な課題である可動式ホーム柵の設置に対する補助率拡充や新たな技術開発促進については、本市のみならず他都市とも連携しながら、引き続き、国に対して強く働き掛けてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><本市単独の国への要望活動></p> <p>①市長等による要望活動(平成30年6月, 11月)</p> <p>②交通局による要望活動(平成30年6月, 8月)</p> <p><他都市等と連携した国への要望活動></p> <p>①日本地下鉄協会(平成30年7月, 11月)</p> <p>②十都市交通事業管理者会議(平成30年7月)</p> <p>③公営交通事業協会(平成30年7月)</p> <p>④地方公営企業連絡協議会(平成30年11月)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
<p>7 3 区の保健福祉センターの機能を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療衛生センターの機能は区役所に戻すこと。 ・保健福祉センターへの医師の配置を復活・充実すること。 	<p>① 医療衛生センターについては、衛生部門を集約化することにより、違法な民泊の適正化等の業務において、より専門性を高め、機動的かつ重点的な対応を図るとともに、医療部門との連携強化により、広域的に対応する必要がある感染症や食中毒等の健康危機管理業務等についても、より効果的かつ的確な対応を可能とするものです。</p> <p>② 医師については、「健康危機対策」、「健康長寿」、「母子保健」の3つの分野ごとに医師専門チームを本庁に配置し、医師職の指揮命令の下で保健師、薬剤師等との他職種連携による組織力を強化するとともに、各医師職が担当の各区役所・支所の保健福祉センターを受け持ち、兼職とすることで、各区役所・支所の健康課題や特性を踏まえた地域保健対策の推進に引き続き取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

74 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること

- ① 児童福祉法では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を等しく保障される権利を有すると明記されております。さらに、これらの原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならないとされております。
- ② 本市においては、児童に関する各種施策の実施にあたり、児童福祉法の同原理を尊重するとともに、更に子どもの最善の利益の観点から、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業等、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、取組を進めているところです。
- ③ 本市の子育て支援の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」においては、京都はぐくみ憲章の理念の下、子ども・子育て支援に欠かすことのできない共通の視点として「子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち」を掲げており、2020年度を始期とする当該プランの後継計画についても、同憲章の理念の下に策定に向けた検討を進めてまいります。
- ④ また、本市においては、子どもの権利救済に特化した機関は設けておりませんが、児童福祉センターにおける相談のほか、「教育相談総合センター（こどもパトナ）」において相談対応に応じております。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	74
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ さらに、教育委員会において、指導主事が学校と保護者の間の調整を図るとともに、児童相談所支援課併任の子ども支援専門官が学校の取組と児童相談所の家庭支援をつなぐ役割を担っているところであり、現在の体制で、子どもの権利救済に関する十分な対応が実施できているものと認識しております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを共に育む京都市民憲章の推進 27,017千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 5
要 望 内 容	回 答		
<p>7 5 特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できる施設整備計画に改め、待機者をなくすこと。</p>	<p>① 特別養護老人ホームへの入所希望については、京都市老人福祉施設協議会等の参画を得てとりまとめた「京都市介護老人福祉施設入所指針」に基づき、各施設が共通の基準で適切な入所判定を行ったうえで、入所の必要性の高い方が優先的に入所できる仕組みとなっております。</p> <p>特別養護老人ホームの整備状況は平成 2 9 年度末（2 0 1 7 年度末）時点で 6, 1 0 7 人となり、「第 6 期京都市民長寿すこやかプラン」における整備目標数 6, 1 0 5 人に対して 1 0 0 % を超える進捗率となりました。</p> <p>「第 7 期京都市民長寿すこやかプラン（平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）～2 0 2 0 年度）」においては、介護が原因で離職する人をゼロにする取組（いわゆる「介護離職ゼロ」）対応分を含めて 6, 7 1 7 人分を整備目標としており、第 7 期中に 6 1 0 人分の整備を予定しております。</p> <p>今後とも、特別養護老人ホームをはじめ入所系サービスの整備を着実に推進するとともに、できる限り住み慣れた地域での在宅生活が維持できるよう、在宅系サービスの充実にも注力し、入所系・在宅系サービスの両面から高齢者の生活を支援してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	7 6
要 望 内 容	回 答		
<p>7 6 児童福祉センター，こころの健康増進センター，地域リハビリテーション推進センターの3施設一体化整備計画は撤回すること。それぞれのセンターの機能を充実させること。</p>	<p>① 3施設一体化整備については，有識者ヒアリングや当事者団体等からいただいた御意見を踏まえ，各施設の機能を一層充実させ，各施設の連携強化により相乗効果を発揮させるとともに，各専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関として，全市的な相談支援体制を充実させることなどを取りまとめた基本計画を平成30年3月に策定しました。</p> <p>② 平成30年度は，建設予定地において，埋蔵文化財試掘調査等の各種調査を実施し，着実に取組を進めています。更に，平成31年度以降，基本設計及び実施設計等に着手する予定であり，基本計画に掲げた内容を踏まえ，一層の機能充実に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設一体化整備事業 92,100千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 7月 建設予定地においてアスベスト・ダイオキシン調査を実施 10月～11月 建設予定地において土壌調査を実施 11月 京都市社会福祉審議会において取組状況を報告</p> <p>平成31年 1月 設計業者選定プロポーザルの募集を開始</p>		

要 望 内 容

回 答

77 生活保護について、以下を国に求めること。

- ・生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げること。夏季加算を創設すること。
- ・母子加算の削減は撤回すること。学習支援費は参考書・図書等も対象とすること。
- ・資産申告の通知を撤回すること。
- ・医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。
- ・生活保護世帯の子どもの大学、専門学校への進学を認めること。生活扶助・教育扶助を抜本的に引き上げ改善すること。

① 生活保護基準は、憲法25条の生存権を保障するため、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。

平成30年10月の見直しについては、一般低所得世帯（下位10%）の消費水準と保護基準との均衡を図るという基本的な考え方のもと、同部会における議論等を踏まえ、引下げ幅を5%以内にとどめるとともに、平成30年10月から3年間をかけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされた適切なものと考えていることから、国に対して引き上げを求めることは考えておりません。

また、住宅扶助の見直しについては、同部会での検証に加え、各地域における家賃実態や近年の家賃物価の動向等も踏まえて実施されたもので、冬季加算の見直しについても、一般低所得世帯における冬季の光熱費支出の地区別実態や近年の光熱費物価の動向等を踏まえ、地区別・世帯人数別・級地別の水準の適正化が図られたものです。

いずれにつきましても、最低限度の生活維持に支障が生じないように、個別の世帯の事情に配慮した経過措置や特別基準の設定が可能となっております。

また、夏季加算の創設については、近年の猛暑が続く状況等も踏まえ、引き続き国に対して要望してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	77
要 望 内 容	回 答		
	<p>② 母子加算については、国において、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額に見直され、平成30年10月から3年間かけて段階的に実施されるものであり、本市から国に対して撤回を求めることは考えておりません。</p> <p>また、同年10月の見直しにおいて、学習支援費は、クラブ活動に要する費用の実費を支給するものとされており、参考書・図書等の家庭内学習費用は、児童養育加算で対応することとされました。</p> <p>なお、児童養育加算は、3歳児未満等は月1万5千円から1万円に、3年間かけて減額されますが、加算対象が「中学生まで」から「高校生まで」に同年10月から拡大されています。</p> <p>③ 要保護者の方からの資産に関する申告は、生活保護の実施要領において、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなっております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	77
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた積極的な提言は行っておりません。</p> <p>⑤ 生活保護の実施に当たっては、生活保護受給者本人が、自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、稼働可能な者に対しては目標となる期間を設定して、集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することが必要と考えております。</p> <p>⑥ 平成30年の法改正において、生活保護世帯の子どもが大学へ進学する際の「進学準備給付金」が創設され、平成30年4月以降、自宅から通学する子どもに10万円、自宅外から通学する子どもに30万円が給付されることになりました。</p> <p>また、生活保護世帯内から大学等へ通学する子どもは「世帯分離」の対象となりますが、同年4月からは、世帯分離前の基準で住宅扶助費を支給できる取扱いとされました。これらの新たな施策も活用して、子どもの貧困対策に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・生活保護扶助費 72,735,000千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	78
要 望 内 容	回 答		
78 熱中症による死者が発生していることに鑑み、保護開始時や転居等の場合だけでなくすべての保護世帯に一時扶助でエアコン設置・修理を行うこと。	<p>① 平成30年6月27日付けの国通知により、同年4月1日以降に保護開始決定された方や長期入院・入所から退院・退所した方等で、冷房器具の持ち合わせがない場合に、基準額5万円以内の実費を支給できるものとされました。同通知においては、これらの要件に該当し、かつ「初めて到来する熱中症予防が必要となる時期」に支給することとされているため、本市においても、速やかに管内実施機関に周知を行い、必要な方への周知・支給を開始しております。</p> <p>② なお、「平成30年4月1日」を遡及限度とされているため、それ以前から保護を受給されている世帯は支給対象外となり、これらの世帯が冷房器具を購入する場合は、保護費のやり繰りによる預貯金や、社会福祉協議会における生活福祉資金貸付により対応することとなります。</p> <p>③ 本市においても、従来から国に対して冷房器具購入費用の支給を求めてきたものであり、今般の通知改正は、本市の要望等が反映されたものとして一定評価していますが、支給対象に一定の制限があることから、平成30年10月3日付けで、本市を含む18市の生活保護主管課長連名により、同年3月以前から継続して保護受給されている世帯も対象とするよう、国に対して緊急要望書を提出しております。</p>		

要 望 内 容

回 答

79 重い負担となっている介護保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。一般会計から繰り入れをして減免制度をさらに拡充し、周知を図ること。

- ① 介護保険制度は全国一律の制度であり、介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであり、これまでから国に要望しております。
- ② 平成30年（2018年）3月策定の「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の介護保険料については、引き続き、消費税率引き上げによる公費を投入し、平成30年度（2018年度）については、第1段階の保険料率の軽減（0.5→0.45）を行うとともに、第2段階の保険料率の軽減や所得段階区分の細分化を継続し、所得の低い方に配慮した保険料設定としています。
- ③ また、2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせて、国において、所得の低い方に対する保険料負担の軽減を図ることとしており、保険料率軽減の対象者が市町村民税非課税世帯（所得段階区分における第1段階から第3段階）に拡大されます。平成31年度（2019年度）は、年度途中の10月に消費税が引き上げられることから、2020年度の完全実施時の1/2の公費を投入し、引下げ幅は通年の場合の1/2として設定することとされています。本市においても、国の示す軽減幅を最大限適用し、平成31年度（2019年度）の保険料率を改定する予定です。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	79
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 加えて、平成13年（2001年）10月から、真に保険料の負担が困難な方に対し、本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を実施しております。以降、適宜対象者等を拡充し、所得の低い方の負担軽減に努めており、対象者となる第1段階～第3段階の方の保険料率について、最大で0.21まで引き下げております。</p> <p>引き続き、被保険者への送付物やホームページへの掲載、窓口での案内を通じて制度周知を図ってまいります。</p> <p>⑤ なお、利用料については、所得に応じた上限が設けられており、上限を超えた部分については高額介護サービス費が支給される等、利用者に負担能力以上の負担が生じないような制度も設けられています。</p> <p>⑥ 介護保険の保険料等の財源構成や利用料の負担割合は法令で定められており、一般会計からの繰入等により介護保険料や利用料の軽減を図ることは、負担と給付の関係を不明確なものとし、制度の根幹を揺るがしかねないことから、制度の趣旨や国の指導に照らしてもこれを行う考えはございません。</p> <p>⑦ 引き続き、他の政令指定都市等とも連携のうえ、国に対して、適切な措置を講じるよう要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 0
要 望 内 容	回 答		
8 0 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用抑制につながる回数制限の実施をやめるよう国に求めること。	① 訪問介護における生活援助中心型サービスの回数につきましては、一定回数を超えるケアプランを作成した場合、市町村に届出を行うことが義務付けられ、市町村では、地域ケア会議等で検証し、必要に応じ、自立支援等の観点から是正を促すこととされているものであり、回数制限を目的とするものではございません。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 1
要 望 内 容	回 答		
8 1 市独自に、介護労働者の処遇改善を目的とした助成金等を支給すること。	<p>① 介護職員の処遇改善については、国において、これまで年額 7 0 万円程度の改善が図られてきておりますが、消費税率 1 0 % となる 2 0 1 9 年 1 0 月から、その際に得られる財源を活用した介護職員等の更なる処遇改善策が予定されているところです。</p> <p>② 介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自で介護職員の処遇改善のための助成金を支給する考えはありませんが、介護職員の処遇改善については重要な課題であると認識しており、処遇改善がより一層図られるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 2
要 望 内 容	回 答		
<p>8 2 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。</p>	<p>① 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」においてＩＣカード化を前提として、一定回数の乗車までは無料とし、その後は利用ごとに相応の負担をお願いする仕組みへと転換を図るとともに、所得の低い方への対策を講じるという考え方を示しているところです。</p> <p>② 平成 2 9 年 8 月には、制度の現状や課題について幅広い世代の市民からの御意見をいただくため、市民アンケートを実施するとともに、市民しんぶん区版への折り込みチラシを実施しました。</p> <p>この市民アンケート等の結果については、幅広い世代に御理解、御協力いただけるよう、平成 2 9 年 1 2 月には京都新聞に広告記事を掲載しました。</p> <p>引き続き、あらゆる手段を用いて、さらなる周知に努めてまいります。</p> <p>③ 今後とも、市民アンケート等の結果も踏まえつつ、利用者及び現役世代を含む市民、交通事業者等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られることはもとより、公正性や透明性の確保にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答

NO.

82

要 望 内 容

回 答

(平成31年度予算額)

		予算額(千円)
歳出		5,716,667
内 訳	交通局繰出金	4,536,000
	市バス撤退地域	906,589
	民営バス	185,097
	京北地域	687
	証更新事務費	88,294
歳入		735,172

(経過・これまでの取組等)

平成25年 10月 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方を策定

平成29年 8月 市民しんぶん折り込みチラシを実施
市民アンケートを実施

12月 敬老乗車証制度の現状や課題に係る新聞全面広告の掲載

要 望 内 容

回 答

83 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。

① 平成31年度予算においては、京都府から示された納付金を基に収支計算を行った結果、さらなる事務費等の削減に努めたものの、37.2億円の収入不足となりましたが、基金の活用と一般会計繰入金を増額により、保険料の引上げを回避して保険料率を据え置き、被保険者の負担増の抑制を図ってまいります。

また、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の政令（国民健康保険法施行令）改正にあわせ、保険料の最高限度額の引上げを予定しております。

② 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、平成22年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。本市国保の財政運営が非常に厳しい中で、これ以上の減免制度の拡充は困難な状況にあります。

③ 保険料を滞納されている方に対しては、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては、被保険者間の公平性を確保する観点から、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 過去の判例を踏まえ、差押禁止財産のみが預金口座に振り込まれていることが明らかかな場合は、当該預金の差押えを行わないよう職員に対し周知徹底を図っております。また、給与・年金等については、源泉徴収される税や社会保険料の他、生活維持のための金額についても差押禁止の範囲として国税徴収法に定められており、差押に際しては、法を厳格に順守しております。</p> <p>⑤ 滞納処分の根拠としている国税徴収法では、学資保険は差押禁止財産とされておらず、給与についても、前述の差押禁止の範囲を除いて差押が可能な財産であることから、他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	84
要 望 内 容	回 答		
84 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。	<p>① 子ども医療費支給制度の更なる拡充については、巨額の財源捻出が必要ではありますが、「子育て教育環境・日本一」の実現に向け、平成30年（2018年）5月の市会決議を踏まえ、京都府とも連携を図りながら、対象年齢や自己負担額等あらゆる観点から綿密な協議を重ねて検討してまいりました。</p> <p>② そして、平成30年（2018年）12月の京都府主催による、「子育て支援医療助成あり方検討会議（第3回）」において、3歳～15歳の通院自己負担額を3,000円から更に軽減する方向性が示されました。</p> <p>③ この検討会議でとりまとめられた方向性を踏まえ、3歳～15歳の通院自己負担額を1,500円に引き下げ、実施時期については2019年9月から実施する予算案を、市府それぞれで提出しております。</p> <p>なお、市民の利便性を考慮し、本市独自の、1医療機関1箇月当たりの上限額を超える場合の現物給付は継続します。</p> <p>引き続き、未来の子ども達のために、2019年9月の制度拡充に向けて取り組んでまいります。</p> <p>④ 子ども医療費の負担軽減については、国の責務として、全国一律に実施されるべきであるため、これまでから補助制度の創設等の措置を求めており、平成30年（2018年）6月にも国への要望を行ったところです。引き続き、国の動向を注視しながら他都市とも連携し、要望を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

(平成31年度予算額)

・子ども医療費支給事業	医療費	1,880,000千円	
	事務費	67,899千円	
・子ども医療費支給事業の拡充	医療費	167,400千円	【政策的新規・充実】
	事務費	98,000千円	【政策的新規・充実】

(経過・これまでの取組等)

<京都市制度改正経過>

平成 5年10月	制度開始	(入院・通院とも0～1歳まで1月1医療機関200円)
平成 8年12月～	2歳児入院に拡大	
平成11年 1月～	2歳児通院にも拡大	
平成15年 9月～	就学前入院・通院にも拡大	(3歳以上の通院にかかる自己負担額8,000円)
平成19年 9月～	入院小卒まで拡大。3歳以上通院負担金軽減	(自己負担額8,000円⇒3,000円)
平成24年 9月～	通院小卒まで拡大(自己負担額3,000円)	
平成25年 9月～	3歳以上通院1医療機関3,000円超を現物給付	
平成27年 9月～	通院入院とも中卒まで拡大	

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	84
要 望 内 容	回 答		
	<p><国への要望></p> <p>平成29年 5月 子ども医療費等助成制度の創設及び子ども医療（小学校以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険事業に対する国庫負担金の減額調整措置の撤廃を国に要望</p> <p>平成30年 4月 「未就学児までの国庫負担金の減額調整措置」が撤廃</p> <p>6月 子ども医療費等助成制度の創設及び子ども医療（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険事業に対する国庫負担金の減額調整措置の撤廃を国に要望</p>		

要 望 内 容

回 答

85 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。すでに移管した保育所について、ブロック塀など問題があった箇所については市の責任で改修すること。

- ① 本市においては、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を平成26年10月に改定し、子ども・子育て支援新制度導入後においても、公・民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくこととしております。
- ② この「基本方針（改定版）」においては、市営保育所の今後の方向性として、広域的な地域の子育て支援拠点として更なる機能強化を図ること、一部の市営保育所についてモデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組むこと、増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、将来的なあり方について不断の検証を行いながら、民間移管に取り組むことを掲げております。
- ③ 民間移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら、最長2年間の引継ぎ・共同保育により保育内容の引継ぎに取り組んでおります。また、保護者・移管先法人・京都市からなる三者協議会を設置し、移管後の保育園の運営等について、保護者の意見を尊重しながら、課題等の解消に努めており、既に移管した7箇所の保育所においては、現在、円滑に保育が実施されているところです。
- ④ 今後とも、公・民が一体となって本市全体の保育水準の向上を図ってまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ なお、市営保育所を新設する場合、国の財政措置が見込めず、整備に要する費用の全額を本市独自の負担で賄うこととなることから、本市の厳しい財政状況の下で、市営保育所を新たに設置することは困難です。</p> <p>⑥ 市立幼稚園の認定こども園への移行については、地元からの要望及び保育ニーズを踏まえ、開智幼稚園跡地で、平成30年4月に民設民営の幼保連携型認定こども園が開園しています。今後とも、多様な幼児教育・保育ニーズに対応できるよう現在実施している全市立幼稚園での長時間預かり保育の継続や市立幼稚園と小規模保育事業所との連携推進等も含め、所要の検討を進めてまいります。</p> <p>⑦ 既に移管した保育所におけるブロック塀の改修に当たって、建物を売却した保育所については、移管先法人において、京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金を活用の上改修していただき、建物を貸し付けている保育所については、本市で改修を実施してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	86
要 望 内 容	回 答		
86 保育士及び介護士等の福祉職新規就労者等への家賃補助を創設すること。処遇改善を行い、就労者確保に努めること。	<p>① 本市では、市内の民間保育園等への就職促進及び就労継続を図るため、民間保育園等が新規採用保育士のために借り上げた宿舍の費用の一部を補助する「保育士宿舍借り上げ支援事業」を平成29年度から実施しております。今後も引き続き、民間保育園等の保育士確保の支援に努めてまいります。</p> <p>② 本市の民間保育園に対しては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>③ 介護福祉士として就労を希望する養成施設の学生の支援については、国において修学資金等貸付制度が実施されており、学費（月額5万円以内）、入学準備金（20万円以内）及び就職準備金（20万円以内）の貸付のほか、生活保護世帯またはそれに準ずる世帯の方に対する生活費加算が設けられております。</p> <p>また、本制度を活用し、養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し福祉施設に就職する等、一定の要件を満たした場合には貸付金の返還が免除されます。</p> <p>本制度の実施主体は都道府県とされ、既に京都府が実施しており、本市独自に制度を設ける考えはありませんが、制度の周知に協力してまいります。</p> <p>④ 保育及び介護従事者等の処遇改善については、更なる労働環境向上のための財政措置等、必要な措置を講じるよう引き続き国に求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	86
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業 48,600千円 ・ プール制補助金 3,439,050千円 ・ 施設型給付費・委託費(市加配分) 1,719,099千円 <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,719,099千円のうち1,438,303千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳児保育における保育士配置体制の充実 109,863千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 7
要 望 内 容	回 答		
<p>8 7 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。中学校給食のあり方を再考する検討委員会を設置すること。</p>	<p>① 中学校給食については、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、全生徒を対象とした「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」の給食を導入し、本制度の下で、各中学校では、学校と保護者が生徒の昼食の在り方や家庭弁当の教育的効果等についてしっかりと話し合い、各校の実情や生徒一人一人の状況に応じて利用できる制度として定着しています。</p> <p>また、これまでから、試食会などでの保護者や生徒の声を献立に反映するなど、常に改善に努めております。引き続き、試食会の拡大に加え、平成 1 0 年度に実施された「中学生の食生活に関する実態調査」も参考にしつつ、各中学校における日々の生徒の昼食状況等についての調査や、抽出による生徒に対するアンケート等、幅広く意見聴取や実態把握に努め、本制度の更なる充実を図っていくこととしており、現時点で検討委員会を設置する予定はありません。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	88
要 望 内 容	回 答		
88 あらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。	<p>① 焼却灰溶融施設は、全国で200施設余りが整備されており、焼却灰の溶融技術は確立されたものです。最終処分場の延命策について、考え得る様々な延命策を比較検討した場合、溶融技術は優れた延命効果が得られるということは事実であり、東部山間埋立処分地の延命策の選択肢の一つと考えております。</p> <p>今後も、平成27年1月の京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、ごみ減量の目標達成と合わせて、様々な方策について、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 2月 京都市廃棄物減量等推進審議会に「東部山間埋立処分地の延命策の在り方」について諮問</p> <p>3月～12月 京都市廃棄物減量等推進審議会に新たに設置した「東部山間埋立処分地延命策検討部会」を開催(全5回)</p> <p>平成27年 1月 京都市廃棄物減量等推進審議会から「東部山間埋立処分地の延命策の在り方について」を答申</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 9
要 望 内 容	回 答		
<p>8 9 「京プラン」後期実施計画の職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。公務技術の低下につながる事務の民間委託化はすすめないこと。</p>	<p>① 「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」に基づき、全国トップ水準の福祉や教育、子育て支援等を推進しながら、持続可能な行財政の確立を図るため、「民間にできることは、民間に」を基本方針に、委託化・民営化などで業務量の減少が確実に見込める部分について、職員を削減しております。</p> <p>② 一方で、地域防災活動の拠点となる区役所・支所の地域力推進室をはじめ、市民のいのちと暮らしを守り、本市の都市特性を踏まえた質の高い行政サービスを提供するため、各職場の繁忙状況等も考慮して、必要な部署にはしっかりと増員しております。</p> <p>③ 引き続き、同プランに基づく計画的な職員数の適正化に取り組むとともに、適正な人員配置に努めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

90 市民税軽減制度の減免縮小方針を撤回するとともに、65歳以上の市民に対する減免制度の復活など、軽減制度の拡充を図ること。機械的な税徴収や差押えを行わないこと。

① 市税の軽減措置は、地方税法による非課税や課税標準の特例といった全国一律の軽減措置に加えて、本市独自の判断により、公益性や担税力等の見地から、税負担の公平、中立、簡素という原則の例外として講じているものです。

本市では、市税の軽減措置について、適正かつ公平な市税制度の確立及びこれに伴う市税収入の確保のため、制度創設時からの社会情勢の変化を踏まえ、現在、見直しを進めているところです。

② こうしたなか、65歳以上の方に対する個人市民税の軽減措置については、地方税法上の65歳以上の方に対する非課税措置の廃止や、平成22年の「京都市財政改革有識者会議」からの見直しの提言を踏まえ、世代間で公平に税負担を分かち合うという考えの下、急激な税負担の上昇を緩和する経過措置を設けたうえで、平成25年度から平成26年度にかけて、段階的に廃止したものであり、同制度の復活は困難であると考えます。

③ 今後も、市民税の軽減措置については、今日の厳しい社会経済情勢の中、市民生活へ与える影響などを十分に考慮しつつ、可否を検討してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 市税徴収については、地方税法上、「市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされています（地方税法第331条第1項等）。</p> <p>本市においては、督促状及び催告書の発付や電話による催告を行っているにもかかわらず、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納税する資力があると確認できた場合に、滞納者の実態を把握したうえで、差押えを執行することとしています。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 1
要 望 内 容	回 答		
9 1 集約された税賦課業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。徴収部門の集約は行わないこと。	<p>① 本市では、「税務行政の複雑化に対応するための専門性の維持向上及び人材育成」及び「より効率的な執行体制の確立」を図るため、平成 2 6 年 1 1 月に市税事務所を設置し、課税業務を集約したものであり、それ以降、市税事務所の円滑な運営を行っております。</p> <p>② また、徴収業務については、平成 2 7 年 4 月に税務センターを設置しましたが、滞納者数・金額ともに大幅に減少しているなどの状況変化を踏まえ、より効果的かつ効率的な執行体制を構築するため、市民サービスの低下を招かないような措置を講じたうえで、平成 3 1 年度後半に集約することを検討しております。</p> <p>この集約により、これまでの職員が培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることができ、ひいては、より適切かつ公平な税務事務の推進につながるものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 1 1 月 市税事務所設置</p> <p>平成 2 7 年 4 月 税務センター設置</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 2
要 望 内 容	回 答		
9 2 宿泊税条例は、廃止すること。	① 宿泊税は市民及び入浴客双方の満足度を高め、都市格の向上と、持続可能な京都のまちづくりを進めていくための新たな財源として必要なものと考えております。		

要 望 内 容

回 答

93 「京都市中小企業地域振興条例（仮称）」を制定すること。

- ① 中小企業は、地域経済の主要な担い手であると同時に地域社会や市民生活に大きく貢献するなど大きな役割を果たしております。
- とりわけ小規模企業は、小規模企業振興基本法において、地域における経済や雇用を支える重要な存在として、その成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることとされております。
- ② このような中、幅広い業種の若手経営者等が議論し、行動する「京都市中小企業未来力会議」において、平成30年9月、企業規模に関わらず、地域と共に継承・発展する「地域企業」の理念を掲げた「京都・地域企業宣言」が発表されました。
- ③ 本市では、この理念に賛同し、地域企業の在り方、市の責務、市民の役割等を明らかにし、企業と地域の発展、ひいては市民生活の向上を図るため、パブリックコメントでの御意見も踏まえ、「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」の制定を2月市会に提案します。
- ④ さらに、この条例に基づく取組として、平成31年度は、新たに、地域企業が持つ様々なアイデアの発掘、実現のためのコーディネート事業や、モデルとなる企業を表彰する顕彰制度を創設するなど、地域企業が地域と共に継承・発展するための後押しを行ってまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	93
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <p>・地域企業応援プロジェクト 34,300千円 (うち 地域企業未来力創出コーディネート事業 13,000千円【政策的新規・充実】) (うち 地域企業顕彰制度の創設 2,000千円【政策的新規・充実】)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 4
要 望 内 容	回 答		
9 4 小規模企業振興基本法を具体化するため、小規模・零細事業者の意見を含めた振興計画を策定すること。	<p>① 中小企業は、地域経済の主要な担い手であると同時に地域社会や市民生活に大きく貢献するなど大きな役割を果たしております。</p> <p>とりわけ小規模企業は、小規模企業振興基本法において、中小企業基本法の基本理念にのっとり、地域における経済や雇用を支える重要な存在として、その成長発展のみならず、事業の持続的発展を図ることとされております。</p> <p>引き続き、「京都市地域企業未来力会議」における議論を踏まえ、「現場の声」を反映した実効性ある振興策を検討してまいります。</p> <p>③ また、本市では、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問の実施など、小規模企業振興基本法が目指す地域を支える小規模企業の振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	95
要 望 内 容	回 答		
<p>95 「京都経済センター」については、入居希望団体がこれまでの運営ができるように低廉な家賃とすること。現在の中小企業会館を耐震補強し利用者の活動が継続できるよう京都府に働きかけること。</p>	<p>① 京都経済センターの家賃については、一般財団法人京都府中小企業センターが実施した入居者募集において、公的な役割を果たす団体に対し家賃の低減措置が講じられているなど、適切に定められているものと認識しております。</p> <p>② また、京都府中小企業会館（京都府所有）は、昭和49年の設立以来、ホールや展示場、多くの会議室を備え、中小企業関係団体が集積する施設として、長らく府内の中小企業支援の一翼を担ってまいりましたが、今回、京都商工会議所ビル、京都工業会館、京都産業会館とともに、京都経済センターに一体的に整備されることになったものです。</p> <p>③ 本市は、京都経済センターの運営法人である「（一社）京都知恵産業創造の森」の一員として、同センターを核に、府や経済界とより一層連携し、中小企業振興はもとより、京都経済の更なる発展が図れるよう取り組んでまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都経済センターを核とした産業振興事業 <ul style="list-style-type: none"> 53,800千円 （うち 京都経済センターオープンイノベーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> 23,800千円【政策的新規・充実】） <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	95
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 7月 「京都経済センター建設検討委員会※1」設立 ※1 関係6団体(京都市, 京都府, 京都商工会議所, (公社) 京都工業会, (一社) 京都産業会館, 京都信用保証協会)で構成</p> <p>平成26年 7月 京都産業会館と市営四条烏丸駐車場の敷地に京都経済センターの建設を目指すことを「建設検討委員会」トップ会議で確認</p> <p>平成27年 7月 整備計画について「建設検討委員会」トップ会議で合意 「京都経済センター建設委員会※2」設置 ※2 関係8団体(京都市, 京都府, 京都商工会議所, (公社) 京都工業会, (一社) 京都産業会館, 京都信用保証協会, 京都織物卸商業組合, (一財) 京都府中小企業センター)で構成</p> <p>平成28年 7月 「京都経済センター」整備事業に係る事業契約を京都経済センター建設委員会と選定事業者である大成建設株式会社と締結</p> <p>平成29年 3月 「京都経済センター」整備事業に係る起工式</p> <p>平成30年11月 「(一社) 京都知恵産業創造の森※3」設立 ※3 社員は, 京都市, 京都府, 京都商工会議所, (公社) 京都工業会の4者</p> <p>平成31年 1月 「京都経済センター」しゅん工</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
<p>9 6 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながる、住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。</p>	<p>① 耐震・省エネ等を目的とした住宅リフォームに関する助成制度では、市内事業者が工事を行うことを要件とし、雇用確保など地域経済の活性化及び地域建設業者の育成に繋がるものとしております。</p> <p>② 住宅や商店のリフォームについては、市内産木材を活用した住宅・店舗等を増改築する場合や、商店街が空き店舗をコミュニティ施設等に改装する場合等の助成制度を設けております。</p> <p>また、平成 2 9 年度からは、商店街空き店舗解消促進事業において、新規出店に伴う店舗改装工事費等の一部を補助する制度を創設しました。</p> <p>③ 今後も、市民の安心・安全の確保や、低炭素社会の構築など、政策上の重要度・緊急度が高いものについて、優先的かつ重点的に取り組んでまいります。</p> <p>また、制度の更なる利用の拡大を目指して周知に努めるとともに、窓口に寄せられた市民や事業者からの意見を参考に、より使いやすい制度となるよう検討を重ねてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	96
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の省エネリフォーム支援事業 36,076千円 ・民間建築物の耐震化対策 559,394千円 <li style="margin-left: 20px;">〔 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 314,133千円 (うち 20,000千円【政策的新規・充実】) など 〕 ・商店街等支援事業 47,300千円 <p><内訳></p> <p style="margin-left: 40px;">まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト, 商店街等環境整備事業, 商店街等競争力強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木のあるまちづくりの推進 24,600千円 <li style="margin-left: 20px;">(うち 市内産木材総合需要拡大事業 8,000千円) <li style="margin-left: 20px;">(うち 住宅・店舗等の新築・増築分 4,800千円) 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	97
要 望 内 容	回 答		
<p>97 公契約基本条例について、以下の項目の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。 ・雇用の継続についての項目を設けること。 ・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。 	<p>① 報酬額の最低限度額を定める条項については、条例制定の過程で、多くの団体等から意見を聴取した結果、賛否両論があったことや、賃金に関する必要な規制は法律に基づくことが基本であることなどを総合的に勘案し、本市としては熟慮のうえ導入しないこととしました。公契約基本条例に基づき公契約の発注者として、国の関係機関等とも連携し、公契約の下で働く労働者の良好な労働環境全般が確保並びに維持及び向上されるよう努めてまいります。</p> <p>② 雇用の継続については、それぞれの業務等の実態に応じて検討すべきものであり、条例で一律に規定するものではないと考えております。</p> <p>③ 平成28年6月からは、一定の公契約の受注者に対して、全ての下請事業者も含め、社会保険や最低賃金など労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付けており、違反者に対しては、事業者名の公表などの措置を採ることとしております。また、労働者等からの通報や相談のための窓口を設置することなどにより、適正な運用を担保しております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約審査委員会 606千円 		

要 望 内 容

回 答

98 観光客呼び込み型政策を改め、市民生活と観光の調和を図ること。その際に経済状況も検証し、地域経済が循環する観光政策へ転換すること。

① 平成30年5月に「京都観光振興計画2020」に掲げる取組の追加・充実及び目標の修正を行い、「京都観光振興計画2020⁺」として取りまとめたところであり、本計画では市民生活と観光との調和の確保を大前提として、持続可能で満足度の高い国際文化観光都市を目指しております。

② また、「京都観光振興計画2020⁺」においては、「市民生活と観光の調和」を最優先に、市民生活と観光の「質」を向上させるとともに、観光の効果を最大に高め、京都市域全体に還元し、地域経済の振興と地域活性化につなげることで市民生活の豊かさの向上に寄与させるための取組を推進してまいります。

③ さらに、京都観光総合調査においても、引き続き観光消費額とその経済波及効果等の把握につとめるとともに、インバウンド・受入環境機能及びプロモーション機能を統合し「日本版DMO」に登録された京都市観光協会と共に、市民生活と観光との調和や、市民生活の豊かさ向上に寄与する政策を行ってまいります。

(平成31年度予算額)

- ・旅の本質を追求する京都観光総合調査の実施 14,800千円
- ・京都観光を総合的に担う推進体制(DMO)の構築及び観光案内機能の強化
13,860千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	98
要 望 内 容	回 答		
	<p>・京都市DMO（京都観光を総合的に担う推進体制）の推進 68,960千円 （うち 京都市DMOの推進（マーケティング力の強化） 10,000千円【政策的新規・充実】）</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成28年 8月 （公社）京都市観光協会が「日本版DMO候補法人」に登録 平成29年11月 （公社）京都市観光協会が「日本版DMO」に登録 平成30年 5月 「京都観光振興計画2020+1」の公表</p>		

要 望 内 容

回 答

99 市民生活に悪影響を及ぼしている、「宿泊施設拡充・誘致方針」は見直すこと。

- ・住居専用地域などへの特例許可や、容積率緩和等の都市計画変更など、ホテル誘致のための規制緩和は行わないこと。
- ・既存の旅館への支援を行うこと。
- ・市街化調整区域等に宿泊施設を呼び込む「上質宿泊施設誘致制度」は撤回すること。

- ① 観光は、我が国全体の人口が減少している中、交流人口の増大を生み出し、京都経済の活力と市民の豊かさを牽引し、持続可能な社会の実現に寄与するものであります。
- ② そのため、本市では、安定的な雇用の創出や伝統産業・文化の振興など、京都経済の発展と地域の活性化を図り、市民の皆様の豊かさにつなげるため、平成28年10月に、安全安心の確保とともに、地域との調和を前提とした「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を策定し、質の高い宿泊施設の拡充・誘致及び違法民泊の根絶に取り組んできました。
- ③ しかし、方針に掲げる、京都の文化や伝統産業等に貢献度の高いラグジュアリーホテルや、会議や研修が可能なMICEタイプのホテル、北部山間地域など京都の多様な魅力を活かした宿泊施設（例：地元食材を活用したオーベルジュタイプのホテルや農家民泊）については、まだ充足している状況ではありません。
引き続き、方針に基づき、京都らしい質の高い宿泊施設の拡充・誘致に取り組んでまいります。
- ④ また地域の魅力の活用や周辺住民の理解、地域への貢献など、本市が期待する事項を盛り込んだ上質な宿泊施設計画については、「上質宿泊施設誘致制度」を活用し、国際的な都市格の向上や市内への高い経済効果等の観点に立ち、地域や市民生活との調和を大前提とし、かつ有識者に御審議をいただいた上で「上質宿泊候補施

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

設」として選定し、住居専用地域や市街化調整区域などの宿泊施設の立地が制限されている区域において特例的に開業を認める措置の活用を検討します。

⑤ 旅館については、旅館関係者としっかりと連携し、海外に向けた旅館の魅力発信や経営力向上に向けた専門家の派遣など、更なる支援策の強化を図ってまいります。

⑥ なお、地域団体等と宿泊施設の協働による、地域の事業者等と連携した宿泊サービス提供や地域との交流促進などの地域活性化の取組を支援するとともに、取組成果を広く情報発信することで、地域の担い手としての宿泊施設が果たす役割を見える化し、宿泊施設と地域との調和を図ってまいります。

(平成31年度予算額)

- ・海外への情報発信強化 41,900千円【政策的新規・充実】
(うちRYOKANブランドの更なる発信 5,000千円)
- ・宿泊施設を核とした地域連携促進事業 3,500千円【政策的新規・充実】
- ・旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信
19,100千円
- ・京都市宿泊施設拡充・誘致 8,700千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	99
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年10月 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定</p> <p>平成29年 5月 「京都市上質宿泊施設誘致制度」の運用開始</p> <p>平成30年 4月 京都の旅館の魅力を発信する動画の公開</p> <p>6月～ 宿泊税徴収事務導入セミナー・個別相談会、専門家派遣等の実施</p> <p>8月～ 旅館振興支援のための経営、広報、IT等に係る各種専門家派遣の実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	100
要 望 内 容	回 答		
<p>100 改正卸売市場法のもと、京都市卸売市場においては、京都市が設置者であることを維持し、「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」「商物一致」などのルールを堅持しながら、公正・適正な価格形成に努め、市民に低価格で安全な食品の提供に努めること。</p>	<p>① 改正卸売市場法に基づき国の「認定」を受け、引き続き、本市が開設者として、京都市中央市場及び京都市中央食肉市場を運営してまいりたいと考えております。</p> <p>② また、法改正により各市場が必要に応じて定めることとされた取引ルールについては、食材の安全・安心を第一に、取引の拡大にも資する枠組の設定に向け、場内事業者等との協議を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年 6月 改正卸売市場法 公布</p> <p>11月 市場関係者に意見聴取を行うため条例改正検討会議を設置 (京都市中央市場)</p> <p>市場関係者からの意見聴取を随時実施 (京都市中央食肉市場)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	101
要 望 内 容	回 答		
101 違法「民泊」を根絶すること。各行政区での調査・指導体制を復活させ、監視・指導担当職員の増員等、体制を強化すること。	<p>① 本市では、市民と観光客の皆様の安全安心及び市民生活との調和の確保を大前提に、違法、不適切な「民泊」を根絶するとともに、市内の宿泊施設の適正な運営を確保するため、徹底した取組を進めてまいりました。平成30年6月15日の住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施行に併せ、法律の範囲内で、全国で最も厳しいといわれる条例など、本市独自のルールを定め、その着実な運用を図っているところです。</p> <p>② 違法不適切な「民泊」に対しては、平成29年4月には、医療衛生センターに18名の「民泊」対策専門チームを編成し、今年度からは保健福祉局及び消防局の専任職員だけでも41名体制とするなどの体制強化を図り、徹底した現地調査や指導を行っております。</p> <p>「民泊」対策専門チームの設置及び今年度から宿泊施設監視指導担当の新設により、各行政区間の連携が強化され、行政区域をまたぐ広域的な事象に対しても、柔軟かつ速やかな対応を図ることができ、課題のある地域への重点的な指導についても可能となったことから、従前のような行政区毎の体制とする必要はないと考えております。</p> <p>③ 無許可営業については、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた情報を基に、新たに付与された監督権限も駆使し、「違法」民泊の所在地や営業者を調査・特定し適正化指導を強力に進めるとともに、繰り返しの指導にも従わないなど、悪質な事案に対し、平成30年9月に全国初となる無許可営業施設に対する営業停止命令を発出、公表したところです。</p> <p>さらに、京都府警察と連携の下、「京都市「民泊」対策等連絡協議会」を設置し、平</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	101
要 望 内 容	回 答		
	<p>成30年9月には厳罰化された法の下では初めてとなる摘発につなげるなど、違法「民泊」根絶に向けた取組を一層強力に進めております。</p> <p>④ 加えて、違法「民泊」対策においては、「民泊」仲介サイトの対策が不可欠であるため、国に対して監督権限の適切な行使を文書により、強く要請したほか、大手10社に掲載された5,325件（平成30年9月末時点）を徹底して調査し、判明した112件の違法「民泊」の削除を国に要請し、直ちに指導等が行われました。</p> <p>仲介サイトについては、引き続き、違法「民泊」の掲載削除や仲介事業者の責任で掲載施設の適法性を確認すること等を指導するよう、国に対して強く要請してまいります。</p> <p>今後も、違法不適切な「民泊」の根絶に向けて、取組を進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民泊」対策事業 127,281千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成27年12月 「「民泊」対策プロジェクトチーム」の設置</p> <p>平成28年 7月 「民泊通報・相談窓口」の開設</p> <p>10月 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」策定</p> <p>12月 「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」施行</p> <p>平成29年 4月 医療衛生センター内に、「民泊」対策専門チームを設置（同年10月に20名に体制強化）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

- 6月 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務の開始
- 12月 京都市の「民泊」の適正な運営等に係る新たなルール（案）に関する市民意見募集の開始
- 平成30年 3月 「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」及び「京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の制定
住宅宿泊事業法届出受付窓口の開設（京都府行政書士会への委託）
- 4月 「民泊」対策専門チームの体制を強化（41名の専任職員，その他兼任職員も多数）
- 6月 「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定
住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施行
京都市「民泊」対策等連絡協議会の設置
違法，不適切な営業を行った旅館業営業者に対する営業停止命令及び業務改善命令の発出
- 8月 「民泊」に係る地域住民の支援事業（「民泊」地域支援アドバイザー派遣事業）の開始
- 9月 全国初となる無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出
改正後初となる無許可営業施設の摘発

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

<無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況（平成28年4月～平成30年12月28日時点）>
 （単位 施設）

年度	延べ 通報等 回数※1	延べ現地 調査回数	調査指導 対象施設数※5		営業者等 の特定調 査中	指 導 中	営業中止・ 撤退	旅館業 に該当 せず※2
				新規				
28	1,901	2,143	1,159	1,159	505	222	352	80
29	1,337	2,996	1,339	612	746	260	228	105
30※3	799	2,282※4	1,623	617	28	4	1,432※6	159
			【累計】	2,388			2,012※7	344

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの

※2 住居等として使用していたもの

※3 平成30年12月28日時点

※4 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務で実施した、現地調査1,183回（委託）を含む

※5 前年度から継続調査の必要な施設を含む。（平成28年度から集計開始）

※6 本市の取組により、営業実態が失われるなど、指導の必要性がなくなった施設数1,026施設を含む

※7 うち、旅館業の許可取得施設は133件（平成28年度：52件、平成29年度：30件、平成30年度：51件）、住宅宿泊事業の届出施設は9件（平成30年度）

合計32施設が指導
中あるいは継続調査

<民泊通報・相談窓口の通報等受付件数（平成28年7月13日～平成30年12月28日時点）>

年度	通報	開業相談	その他意見等	計
28※1	1,148件	211件	364件	1,723件
29	1,010件	107件	843件	1,960件
30※2	925件	109件	790件	1,824件
累計	3,083件	427件	1,997件	5,507件

※1 平成28年7月13日から受付開始

※2 平成30年12月28日時点

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答

NO.

101

要 望 内 容

回 答

<旅館業法に基づく許可施設数の推移について（※平成30年12月28日時点）>

年度	旅館・ホテル		簡易宿所				合 計	
	総施設数	新規許可件数	新規許可件数				総施設数	新規許可件数
			総施設数	京町家(再掲)	総数	京町家(再掲)		
26	542	27	460	40	79	25	1,002	106
27	532	9	696	145	246	106	1,228	255
28	550	25	1,493	370	813	231	2,043	838
29	575	38	2,291	543	871	181	2,866	909
30※	617	62	2,851	640	666	127	3,468	728

<住宅宿泊事業届出受付窓口対応状況（平成30年3月15日～12月28日時点）>

	窓口対応 件数	電話問合せ 件数	対応件数 合計	届出書預かり 件数	うち、受理 件数	廃止
累 計	2,201件	4,386件	6,587件	404件	345件	1件

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	102
要 望 内 容	回 答		
102 住宅宿泊事業法による届出「民泊」施設、旅館業法に基づくホテル・旅館業、簡易宿所について、年1回の監査を行い営業実態を把握すること。	<p>① 住宅宿泊事業の届出を行った施設や旅館業営業の許可を取得した施設において、不適切な運営に係る通報が「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた場合、必要に応じて職員等が直ちに現地に赴くなど、適切に対処しているほか、民間委託による調査も活用して、各許可施設の運営状況を把握し、必要な指導を行うなどの取組を進めています。</p> <p>また、住宅宿泊事業の届出を行った施設において、法施行日以降、法令により義務付けられた2箇月に1回の定期報告により、宿泊実績、苦情対応、ごみの処理など、運営状況を確認し、適正な運営を指導しています。</p> <p>② 平成30年6月には、本市の指導に従わず、悪質なルール違反を繰り返す者に対して、宿泊者名簿の不備のほか、旅館業営業許可施設以外における無許可営業など、違法不適切な営業を行っていたことを理由として、2営業者5施設に対して営業停止命令を発出、公表しております。</p> <p>今後とも、違法不適切な「民泊」の根絶に向けた取組を強力に進めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 3
要 望 内 容	回 答		
1 0 3 小規模宿泊施設、京町家も含め、全ての宿泊施設内に玄関帳場設置と管理者の常駐を義務づけること。	<p>① 本市では、原則として全ての宿泊施設に玄関帳場等の設置を義務付けておりますが、小規模宿泊施設や京町家といった施設内への玄関帳場設置を免除する例外を適用する場合であっても、宿泊施設の適正な運営に必要なルールとして、面接による鍵の受け渡しや宿泊者名簿の正確な記載、迷惑行為を抑えるためのハウスルールの説明などを条例により義務付けており、その徹底を強く指導しております。</p> <p>② さらに、全ての宿泊施設において、迷惑行為に対する苦情や緊急事態などに的確に対応するため、人を宿泊させる間、営業者等が施設内又は直ちに駆け付けることができる場所に駐在することを本市独自ルールにより義務付けるなど、市民と宿泊客の安全安心の確保を図っております。</p> <p>引き続き、本市独自ルールの遵守を一層徹底し、地域住民と事業者の調和が確保された、安全安心な宿泊施設の運営が徹底されるよう取組を進めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	104
要 望 内 容	回 答		
104 木造住宅密集地、路地奥、連棟、学校・社会福祉施設周辺の宿泊事業は規制すること。	<p>① 旅館業施設については、建築基準法に基づき、用途地域等による規制があります。また、住宅宿泊事業については、営業期間や宿泊人数の制限等、本市独自のルールを定めております。</p> <p>さらに、住民意思を直接的に反映させる制度として、建築協定等の制度があり、引き続き、これらの制度について市民周知に努めるとともに、これらに取り組む地域を支援してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 5
要 望 内 容	回 答		
1 0 5 協定書については、努力義務を改め、義務規定とすること。	<p>① 協定書は、事業者と自治会等地域住民の間で任意に締結される契約であるため、義務付けることは困難と考えております。</p> <p>② 地域住民の不安や具体的なお困りごとについては、医療衛生センター等の職員が相談に応じ、また、必要に応じて現地に直ちに赴いているほか、平成 3 0 年 8 月からは、「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが適切な助言等を行う「民泊」に係る地域住民の支援事業を開始しており、「民泊」地域支援アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして、協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っております。</p> <p>引き続き、地域住民と事業者の調和の確保を図る取組をしっかりと進めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	106
要 望 内 容	回 答		
106 京都市美術館の所蔵品であるモニュメント「空にかける階段'88-II」は、作者の意向を十分に尊重した上で、再建立すること。美術館所蔵品の保全に万全をつくすこと。	<p>① 屋外彫刻作品「空にかける階段'88-II」については、公共施設として安全性を確保しつつ、作品コンセプトを最大限に尊重した再展示方法について、作家と協議を重ねた結果、作品内部に鋼棒を通すことにより、作品の形状をできるだけ損なわずに求められる強度を確保することで合意しました。</p> <p>再整備工事の外構工事のタイミングと合わせ、平成31年（2019年）8月までに再展示工事を完了する予定としております。</p> <p>② なお、他の美術館収蔵品についても、今後も適切な保存・管理を行ってまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・京都市美術館再整備事業 5,379,200千円</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成26年 3月 京都市美術館将来構想策定</p> <p>平成27年 3月 京都市美術館再整備基本計画策定</p> <p>平成28年 3月 京都市美術館再整備基本設計策定</p> <p>10月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定</p> <p>平成29年 2月 ネーミングライツ契約締結、施設通称の決定</p> <p>3月 工事・実施設計の契約締結</p> <p>10月 各施設通称決定・公表</p> <p>平成30年 1月 再整備工事着工</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	107
要 望 内 容	回 答		
107 京都市美術館のネーミングライツ契約は撤回すること。	<p>① 京都市美術館のネーミングライツ契約については、京都市美術館の歴史性や市民の愛着を大切にしつつ、民間との協働により、再整備に必要な財源をしっかりと確保し、市民の負担を軽減しながら、着実に事業を進めるために導入したものです。整備に当たっては、国の補助金も最大限活用しつつ、文化芸術都市・京都において日本を代表する美術館、世界があこがれる美術館を目指し、全力で取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市美術館再整備事業 5,379,200千円 ・新・京都市美術館オープニングプロジェクト 1,422,000千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 3月 京都市美術館将来構想策定 平成27年 3月 京都市美術館再整備基本計画策定 平成28年 3月 京都市美術館再整備基本設計策定 10月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定 平成29年 2月 ネーミングライツ契約締結、施設通称の決定 3月 工事・実施設計の契約締結 10月 各施設通称決定・公表 平成30年 1月 再整備工事着工</p>		

要 望 内 容

回 答

108 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、展示スペースとして活用すること。搬入用エレベーターは、200号以上の作品が余裕をもって搬入できる容量を確保すること。
- ・整備による長期閉館中も作品の展示機会を保障するために、情報提供にとどまらず、市の公共施設の提供及び本市独自の補助を行い、施設使用料の軽減をはかること。
- ・京都市美術館は、直営で運営し、学芸員など職員体制の拡充をはかること。運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞き、反映させること。公募展をはじめ、展覧会等の充実を図ること。
- ・再整備後の入館料及び使用料の値上げを撤回すること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料は、減免制度を設けること。

① レストランは、京都市美術館のアメニティ機能の向上を図る上で必要性が高い施設であり、平成25年3月に実施したアンケートでも半数以上の方が「あると良い」と回答しています。また、収益力の向上に繋がるものでもあり、美術館事業を将来にわたり継続させていくうえでも必要な施設と認識しております。

なお、付属棟はもともと執務室として設計されており、専用の空調・照明や搬入の設備もないため、貴重な美術作品の展示に適していません。展示スペースとして整備する場合、大幅な改修を行う必要があり、財政的な負担が大きいため困難であると認識しております。

② 貸館展用エレベーターについては、エレベーターを含む新館1階の搬出入口付近は、作品の搬出入経路や空調等の設備機械スペース等の機能・設備が輻輳している場所であり、様々な制約がある中、最大限のエレベーターサイズを確保するよう工夫しております。

なお、再整備後の貸館展用エレベーターは、再整備前と同程度の作品を積載できるサイズとしております。

③ 整備による本館閉館期間中は、可能な限り別館の貸出により対応するとともに、平成29年から新たに供用しているウィングス京都のギャラリースペースや元崇仁小学校を含めた代替施設の情報提供に引き続き努めてまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

④ 再整備後は、直営を原則としながら、民間のノウハウやマンパワーも取り入れ、学芸分野をはじめ、美術館の体制を充実することで、展覧会等の事業をしっかりと進めてまいります。

また、美術館運営については、他の美術館においても様々な運営体制が導入されていることも踏まえ、それらの情報収集も行いつつ、引き続き、今後の美術館運営の在り方の研究を進めてまいります。

⑤ 再整備後の美術館の観覧料及び使用料については、施設機能の充実など再整備に伴う今後の管理・運営経費の増加を踏まえつつ、他の政令指定都市の平均より高くない範囲で、また、受益者負担の観点も踏まえつつ、教育機関による展覧会には割増規定を適用しないなど、適正なものとなるよう改定しております。

(平成31年度予算額)

- ・京都市美術館再整備事業 5,379,200千円
- ・新・京都市美術館オープニングプロジェクト
1,422,000千円【政策的新規・充実】

(経過・これまでの取組等)

- 平成26年 3月 京都市美術館将来構想策定
- 平成27年 3月 京都市美術館再整備基本計画策定
- 平成28年 3月 京都市美術館再整備基本設計策定
- 10月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定
- 平成29年 2月 ネーミングライツ契約締結、施設通称の決定
- 3月 工事・実施設計の契約締結
- 10月 各施設通称決定・公表
- 平成30年 1月 再整備工事着工

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	109
要 望 内 容	回 答		
109 京都市美術館の元市民アトリエについては、活動が継続できるよう場所の確保をすること。	<p>① 市民の創作活動については、それぞれの自主努力の中で活動いただくことが原則と考えており、新たな施設を整備又は設置することや、恒久的に活動場所を保障することは極めて困難ですが、平成29年度末の元白川小学校の使用許可の終了までに今後の活動場所を確保できなかった彫塑教室については、過去の経過に鑑み、平成31年度末までに限り、元新洞小学校を利用いただくこととしております。</p> <p>② なお、京都市美術館再整備において、より幅広い市民が利用でき、美術に親しんでいただけるよう、展示環境を整備してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市美術館再整備事業 5,379,200千円 ・新・京都市美術館オープニングプロジェクト 1,422,000千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 3月 京都市美術館将来構想策定</p> <p>平成27年 3月 京都市美術館再整備基本計画策定</p> <p>平成28年 3月 京都市美術館再整備基本設計策定</p> <p>10月 ネーミングライツ契約候補事業者の選定</p> <p>平成29年 2月 ネーミングライツ契約締結、施設通称の決定</p> <p>3月 工事・実施設計の契約締結</p> <p>10月 各施設通称決定・公表</p> <p>平成30年 1月 再整備工事着工</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 0
要 望 内 容	回 答		
1 1 0 世界遺産を守るうえで、バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。	<p>① 既に世界遺産の周辺においては、高さ規制のほか、建物のデザイン規制等によって、全国にも類のない厳しい景観規制を行っております。</p> <p>さらに、京都市眺望景観創生条例に基づく事前協議（景観デザインレビュー）制度を平成30年10月から運用し、世界遺産等の寺社等（27箇所）とその周辺の建築計画等に対し、本市や専門家との事前協議を義務付けることで、地域特性に応じた優れたデザインへと誘導しております。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全 6, 358千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成28年12月 「歴史的景観の保全に関する取組方針」の策定</p> <p>平成30年 3月 京都市眺望景観創生条例等の改正</p> <p>10月 事前協議（景観デザインレビュー）制度の施行</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	111
要 望 内 容	回 答		
111 リニア中央新幹線建設計画を撤回し、税金投入はやめるよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	<p>① リニア中央新幹線は、東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに、3大都市圏を約1時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>② 京都駅は、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等、既存鉄道の結節拠点であり、京都駅がリニア中央新幹線とつながることで、京都府域だけでなく、近畿、ひいては日本全体の発展に貢献することができます。</p> <p>③ 引き続き、「東京・大阪間の早期開業」、「関西国際空港への延伸」、「京都駅ルート」の実現を目指して、京都府、経済界等と連携し、国に要望して参ります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の早期整備の推進 5,600千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 1月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」の設置</p> <p>平成22年 7月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」の設置</p> <p>平成24年 2月 「明日の京都の高速鉄道検討委員会」が「提言」を発表</p> <p>9月 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会」の開催</p> <p>平成26年 1月 「リニア中央新幹線の京都誘致に向けた決起会」の開催</p> <p>3月 京都駅ルートの経済波及効果(首都圏からの流入による効果等)を公表 (次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	111
要 望 内 容	回 答		
	<p>4月～ 「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」として、地下鉄各駅での広告掲出やPR事業の実施など、オール京都での取組を行うとともに、本市独自でも、商店街関係者と連携したPR事業や、各局区の事業におけるブース出展など、きめ細かな活動を実施</p> <p>7月 シンポジウム「みんなで考える、京都の未来 ～リニアを、京都へ。～」の開催（主催：公益社団法人京都青年会議所，本市）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	112
要 望 内 容	回 答		
<p>112 北陸新幹線延伸は、並行在来線の縮小廃止につながり、本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること等から、延伸計画はやめるよう国及びJR西日本に求めること。</p>	<p>① 北陸新幹線は、首都圏と北陸、近畿圏を結ぶ新たな国土軸を形成するものであり、移動時間の短縮により、経済活動や社会活動が大いに活性化することで、東京一極集中の是正や国土の均衡ある発展に寄与する、極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>② 京都駅は、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等、既存鉄道の結節拠点であり、京都駅が北陸新幹線とつながることで、京都府域だけでなく、近畿、北陸、ひいては日本全体の発展に貢献することができます。</p> <p>③ 引き続き、京都府、経済界等と連携し、「大阪までの一日も早い整備」、「関西国際空港への延伸」の実現はもとより、在来線がJR西日本から経営分離されないための措置、地元自治体に対する財政措置等もあわせて国に要望してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の早期整備の推進 5,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年11月～ 国への要望活動を実施(以降毎年度実施)</p> <p>平成28年 4月～ 商店街関係者と連携したPR事業や、各局区の事業におけるブース出展など、きめ細かな活動をリニア京都誘致の取組と併せて実施</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	112
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成29年 3月 「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」において、北陸新幹線の敦賀・大阪間は、「敦賀駅-小浜市（東小浜）附近-京都駅-京田辺市（松井山手）附近-新大阪駅」を結ぶルートとすることが決定</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 3
要 望 内 容	回 答		
1 1 3 市内高速道路の未着工 3 路線計画の廃止方針に もとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了す ること。	<p>① 京都高速道路の残る 3 路線の都市計画決定（廃止）については、堀川通（国道 1 号）の整備に向けた都市計画決定と併せて進めていくこととしております。</p> <p>② 堀川通（国道 1 号）の道路管理者である国土交通省と連携し、都市計画決定手続きが進むよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 8 年 5 月 「京都市京都高速道路検証専門委員会」からの意見書の受領</p> <p>平成 3 0 年 1 月 「将来道路ネットワーク研究会」による意見書のとりまとめ （「京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方について」）</p> <p>4 月 都市計画法第 5 3 条第 1 項に基づく許可に係る審査基準の見直し</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	114
要 望 内 容	回 答		
114 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。	<p>① 「京都市京都高速道路検証専門委員会」の意見書で示されたとおり、京都市都心部では、特に南北方向の自動車交通需要に対して容量が少なく、需要過多の状態が見受けられ、とりわけ、堀川通（国道1号）の京都駅付近は、道路車線数が6車線から4車線に絞られボトルネックの状態となっており、交通渋滞等の課題を抱えております。</p> <p>そのため、新たなバイパストンネル（堀川五条～十条油小路）の可能性などを含め、費用対効果や自動車利用の抑制、環境への配慮等の点を踏まえながら、堀川通の交通円滑化に向けた調査に着手するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>② 現在、国において、堀川通の交通円滑化に向けた調査を実施しているところであり、国の動向等も注視しながら、課題の解決に努めてまいります。</p> <p>③ また、平成30年1月には、将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について、広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において、堀川通の整備は喫緊の課題との意見が出されており、今後、国や近隣自治体等と議論を深めながら、南北方向の更なる機能強化に取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

115 JR山陰本線の京都～丹波口間のJR新駅建設にあたっては国やJRの負担を増やすよう、負担区分の変更を求めること。バスプール等の周辺整備についても、JRに応分の負担を求めること。七条通をまたぐ横断歩道橋計画は「にぎわい施設」を特別扱いし巨額の市民負担になるものであり、全面的に見直すこと。

① JR梅小路京都西駅は乗客増や鉄道博物館へのアクセス向上など、JR西日本にも大きなメリットがあることから、本市の負担が大きくなる、いわゆる請願駅とはしないことを前提に、同社に応分の費用負担を求めてまいりました。その一方で、新駅の設置は、京都駅西部エリアの活性化、京都全体の大きな飛躍につながるものであることから、本市としても、応分の負担は必要であると判断したうえで、費用負担割合を決定し、基本合意に至っております。

② バスプールや新駅と七条通北側の賑わいゾーンを結ぶ歩行者専用橋等の駅周辺施設整備は、同エリアの活性化につながる本市の施設であることから、本市の負担において事業を行うこととしておりますが、歩行者専用橋として再利用する廃止された短絡線は、同社から無償で提供していただくものであり、この部分には、同社に応分の負担をしていただいたものです。

③ また歩行者専用橋の整備は、新駅からエリア内の各施設へ、安心・安全はもとより、迷わずスムーズに、かつ、楽しく快適に移動することを可能にするものであり、エリアの回遊性を高め、エリア全体の活性化に大きな役割を果たすものと考えております。

(平成31年度予算額)

・ JR嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置事業(新駅本体) 24,270千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	115
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年2月 JR西日本と「JR嵯峨野線 京都・丹波口間における 新駅設置事業に関する基本合意書」を締結</p> <p>平成28年8月 本市において駅周辺施設の調査・予備設計完了</p> <p>9月 JR西日本においてJR新駅工事着手</p> <p>平成29年3月 本市において駅周辺施設の詳細設計に着手</p> <p>平成30年6月 駅周辺施設整備の工事着手</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	116
要 望 内 容	回 答		
116 国道1号線、9号線のバイパス計画を撤回するよう、関係各機関に働きかけること。	<p>① 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路では、交通渋滞が発生しているほか、積雪や大雨等の異常気象時及び災害時には、国道や高速道路が同時通行止めとなるなど、隣接都市の社会活動等に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>② 平成30年1月には、将来の京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方について、広域的な視点から多様な意見を頂く場として設置した「将来道路ネットワーク研究会」において、京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ災害に強い道路については整備の必要性が高いとの意見が出されています。</p> <p>③ 空港や港を持たない本市において、広域的な道路ネットワークは、地域の経済活動や市民の日常を支える生命線であり、平成30年6月、11月には、国に対し、「京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討」について要望を行っており、今後、国や府等と議論を深めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

117 区役所の権限と予算を拡充すること。

① 本市では、区長が総合調整機能を発揮し、区民主体のまちづくりを戦略的に推進するために企画課長・企画係長を順次配置する等、区役所・支所の政策立案機能強化に取り組んでいるところです。

② また、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」により、各区の特性を發揮できる予算権限を区長・担当区長に与え、区民にとって最も身近な区役所・支所が京都ならではの地域力を引き出し、自主的なまちづくり活動が一層活性化・活発化してきております。

さらに、共汗型事業の予算については、平成29年度予算編成から各区が配分額を超えて予算要求することを可能としており、区民のニーズを踏まえた事業を実施しております。

今後も引き続き、区役所・支所の機能強化に努めてまいります。

(平成31年度予算額)

・京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり

「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」

295,947千円【政策的新規・充実】

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答

NO.

117

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

<区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算の支援数>

	「区民提案型支援事業」 支援件数	「共汗型事業」 事業数
平成24年度 (事業開始)	178件	127事業
平成29年度	329件	156事業
平成30年度 (12月末時点)	333件	184事業

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 8 ヘイトスピーチを規制する「京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」の運用は設置者である市長の責任において行い、その趣旨をガイドラインにも明記すること。</p>	<p>① 平成 3 0 年 6 月に策定した「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」においては、施設の使用許可の最終判断は施設管理者が行いますが、運用に当たっては使用許可の判断基準に違いが出ないように設置者となる本市の責任のもと行うべく、実際に事案が発生した場合は、総合企画局や文化市民局が各施設管理者と連携する庁内体制を整備しております。また、公の施設の管理者等を対象とした説明会でもその旨を周知しております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生施策の総合的な推進 2 7, 2 5 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 3 月 「京都市国際化推進プラン(改訂版)」の策定</p> <p>平成 3 0 年 6 月 「不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある対策の推進」について、国への要望を実施(平成 2 7 年度から毎年度実施)</p> <p>「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を策定</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	119
要 望 内 容	回 答		
<p>119 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み部落差別を固定化するものであり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。</p>	<p>① 本市では、これまでから「京都市人権文化推進計画」において、同和問題を解決すべき重要課題の一つに掲げ、人を「生まれ」や「住んでいる地域」を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指し、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めております。</p> <p>② 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関しては、国との役割分担など、法施行を踏まえた国の考え方等がまだ示されていない中、本市では、これまでから、当該法律に定められている「教育・啓発」や「相談体制」については、関係機関とも連携し、取組を推進してきたところです。今後とも、法律の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発等に取り組んでまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>V 青年がいきいきと住み続けられる京都市を</p> <p>1 2 0 大学の奨学金制度受給者数等の実態調査を行うこと。独自の奨学金制度や京都市民を対象とした助成制度を創設すること。</p>	<p>① 意欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないように、教育の機会均等を図ることは重要であると認識しております。</p> <p>② 学生を取り巻く実態については、日本学生支援機構などの調査や各大学との情報交換を通じて把握に努めております。</p> <p>③ 奨学金については、全国の学生の 2 人に 1 人が活用していることに加え、京都で学ぶ学生は全国から来ておられ、京都の高校生は全国に進学されており、公平性の観点から、国において統一的に充実が図られるべきであると考えております。</p> <p>④ このため、本市では、これまでから国に対し、給付型奨学金の創設・着実な運用や無利子奨学金事業の充実等を強く要望してきており、京都市会におかれては、平成 2 8 年（2 0 1 6 年）1 0 月に、給付型奨学金の創設等を求める意見書が議決されております。</p> <p>⑤ こうした結果、国の平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）予算では、給付型奨学金の本格実施を含む奨学金事業の予算が大幅に増額されております。さらに、平成 3 1 年度（2 0 1 9 年度）予算案では、給付型奨学金制度及び、貸与基準を満たす無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施に加え、2 0 2 0 年度に予定する給付型奨学金の拡充を含む新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備を行うための体制を整備することとされております。 (次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	120
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑥ 今後とも、学生が学ぶ環境の更なる充実に向け、高等教育の無償化の着実な実現について、国に対して引き続きしっかりと要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
1 2 1 市立芸術大学の学費を引き下げること。現在の学生・院生の教育・研究・創作の環境・条件向上に向け、必要な整備・改善をはかること。公共交通を整備・拡充し、通学条件の向上をはかること。	<p>① 市立芸術大学は平成 2 4 年度から公立大学法人による運営に移行しており、学費をはじめ、「市立芸術大学が徴収する料金」は、地方独立行政法人法に基づき、法人がその上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長である市長の認可を受けるものです。学費の引下げは、この上限の範囲内において、法人の運営に委ねられております。</p> <p>② 市立芸術大学の移転整備までの間、現在地において学校施設の機能や安全性を保持するとともに、更なる教育研究環境の向上を図るため、大学と協議しながら必要な工事・修繕等を見極めて実施しているところです。</p> <p>③ 洛西地域における公共交通の在り方については、地域を運行する民間バス事業者及び鉄道事業者とも連携し、検討してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

122 ブラック企業規制条例を制定し、ブラックな働き方を根絶すること。また、生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学・専門学校の新入生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。京都市として独自にバイトと労働の実態調査をおこない、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。

① ブラック企業の規制に関しては、労働局では、法律に基づく厳しい調査・監督指導の徹底を、市・府では、ブラック企業・ブラックバイト対策の周知、啓発を行うなど、各機関が担うべき役割を果たしております。また、国においては、一定の労働基準関係法令違反のある事業所について、ハローワークで求人申込を受理しないこととしているほか、公表事案について、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページで一定期間掲載するなど、取組が強化されております。

② 本市では、労働局・府・教育機関等と連携し、学生の視点で作成した啓発動画の発信や企業経営者向けセミナーを開催するほか、中学生から大学生に至るまでの雇用・労働問題に関する学習を行っております。このほか、「京都市わかもの就職支援センター」にブラックバイト相談窓口を本市が独自に設置し、大学等において、働くルールを学ぶセミナーや相談会を実施しております。

③ 大学生に対しては、春の新入生ガイダンス向けにブラックバイト相談窓口に関する「周知カード」を配布しているほか、新入生向けの自治会・町内会加入啓発チラシにもブラックバイト相談窓口の案内を記載するなど、周知・啓発を強化しております。

④ また、本市と労働局、府などが実施したブラック企業の実態調査では、公的な相談窓口の周知や労働法制の啓発不足などの課題が明らかとなったことから、本市、労働局、府、市教育委員会や府教育委員会等で構成する「京都キャリア教育推進協議会」に設置したワークルール等教育充実会議において、高校、大学等での働く

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	122
要 望 内 容	回 答		
	<p>ことに関する教育カリキュラムの充実に向けた検討を進めるとともに、相談しやすい窓口のあり方やワークルール教育に対する学生のニーズに応じた取組をすすめているところです。</p> <p>⑤ さらに、平成30年10月に開催された「京都労働経済活力会議」において、長時間労働の是正等とともに、オール京都で取り組むことが改めて確認されており、今後とも、働く全ての人がブラック企業・ブラックバイトの被害に遭わないよう、労働局や府とも連携を強化し、実態を踏まえた学生への周知・啓発など効果的な取組を推進してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円 ・ CSR（企業の社会的責任）の推進支援 300千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年11月 「京都労働経済活力会議」において、ブラック企業・ブラックバイトの根絶を、オール京都で取り組むことを確認</p> <p>平成28年 3月 「京都ブラックバイト対策協議会」設置</p> <p>7月 本市、労働局、府が共同で経済団体に対し「学生アルバイトの適正な労働条件の確保」について要請（以後、毎年実施）</p> <p>平成29年 3月 「学生アルバイトの実態に関するアンケート調査」の実施</p> <p>4月 「京都キャリア教育推進協議会 ワークルール教育等充実会議」の設置</p> <p>平成30年 3月 「学生アルバイトの実態等に関するアンケート調査」の実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	123
要 望 内 容	回 答		
123 あらゆる広報媒体を駆使して、ブラックバイト相談窓口やホットラインを幅広く周知し、その体制を強化すること。	<p>① 本市では、これまでから、市民しんぶん、市の広報板、京都いつでもコール、ホームページ及びフェイスブックなどで、ブラックバイト相談窓口やセミナー、相談会の周知を行ってまいりました。</p> <p>② また、ブラックバイトに関しては学生や企業への周知が重要であると認識しており、学生の視点で作成した啓発動画の発信、企業経営者向けセミナーを実施するほか、多数の学生が閲覧するWEBサイト「京のまち企業訪問」に各相談窓口の案内を掲載し、学生・企業に向け、分かりやすい周知・啓発活動を行ってまいりました。</p> <p>③ さらに、「京都市わかもの就職支援センター」のブラックバイト相談窓口については、大学生に対し、春の新入生ガイダンス向けにブラックバイト相談窓口に関する「周知カード」を配布しているほか、新入生向けの自治会・町内会加入啓発チラシにもブラックバイト相談窓口の案内を記載するなど、幅広く周知を行っております。このほか、同センターの相談員が大学に出向いて、直接、学生向けに啓発セミナーや相談会を実施するなど、効果的な周知に努めております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	123
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けては、平成30年10月に開催された「京都労働経済活力会議」において、長時間労働の是正等とともに、オール京都で取り組むことが改めて確認されており、今後とも、働く全ての人がブラック企業・ブラックバイトの被害に遭わないよう、労働局や府とも連携を強化し、実態を踏まえた学生への周知・啓発など効果的な取組を推進してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円 ・ CSR（企業の社会的責任）の推進支援 300千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 2 4
要 望 内 容	回 答		
1 2 4 「わかもの就職支援センター」の機能強化と体制の充実をすすめること。	<p>① 本市では、地域企業の成長を支える担い手の確保や定着、さらにはブラックバイトの根絶に向けた取組は極めて重要であると考えており、京都駅前のキャンパスプラザ京都に設置した「京都市わかもの就職支援センター」において、就職活動前の大学低年次生も対象とし、地域企業の経営者と若者との交流促進や、大学への出張セミナーやカウンセリングにより職業観を醸成し、卒業後の多様な選択肢を描ける担い手の育成を推進しているほか、ブラックバイト相談窓口を設置し、アルバイト等を対象にした相談業務に取り組んでおります。</p> <p>② また、京都市わかもの就職支援センターが運営するWEBサイト「京のまち企業訪問」では、企業の規模にかかわらず、3,900社を超える地域企業の魅力を紹介しており、引き続き、学生をはじめとする求職者等に対し、地域企業の理解の促進を図ってまいります。</p> <p>③ 今後とも、京都市わかもの就職支援センターによる経営者と若者の交流や相談支援、「京のまち企業訪問」での情報発信の充実を通じて、京都の若者が、地域企業の担い手となり、活躍できる社会の実現に向け、関係機関との連携を深め、全力で取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算)</p> <p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年4月 京都市わかもの就職支援センターの設置</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	125
要 望 内 容	回 答		
125 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかける。	<p>① 本市の外郭団体等においては、それぞれの団体の実情に応じて、一般職員との適切な役割分担を踏まえ非正規職員の活用を図っているものであり、今後も、適切な任用、配置に努めてまいります。</p> <p>② 経済団体に対しては、平成30年12月に、本市、京都労働局及び京都府が共同して、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について要請を行ったところです。</p> <p>また、平成30年10月に開催された「京都労働経済活力会議」では、平成29年に引き続き、特に非正規率の高い観光関連産業等の正規雇用化と労働生産性の向上を推進することを確認しており、本市では、平成29年度から、京都府・経済界等との連携の下、専門家による相談支援や、首都圏をはじめとする求職者を対象とした地域企業の魅力発信を行うなど、正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>今後とも、地域企業における正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	125
要 望 内 容	回 答		
	<p>・観光関連産業の担い手確保・育成支援 60,900千円 (うち 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 36,500千円【政策的新規・充実】)</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成25年3月 本市、労働局、府が共同で経済団体に対し、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正」について要請(以後、毎年実施) 平成29年度～ 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	126
要 望 内 容	回 答		
<p>126 ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査をふまえ、支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。必要に応じて関係各機関でのケース会議の開催等、集団的な支援体制を確立すること。就労その他社会的疑似体験・訓練の機会と場を、公的にまたは民間事業所の協力を得て設けること。</p>	<p>① ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については、「子ども・若者総合相談窓口」において、ひきこもり等の困難を有する当事者やご家族からの相談に対し、助言や支援機関の紹介等を行っているほか、本市独自の支援コーディネーターによる個別支援も行っているところです。</p> <p>② また、社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者に関わる関係機関等からなる「京都市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、課題の共有と支援の連携に取り組み、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、各関係機関との連携を図っております。</p> <p>③ 更に実行ある引きこもり支援を実施するため、平成30年9月から12月にかけて、ひきこもり等への支援を行っている関係団体に対するヒアリング調査を実施しており、今後、関係団体と地域、行政機関が一体となった支援を更に推進していく手法を検討する際の基礎資料としてまいります。</p> <p>④ 加えて、「NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業（平成23年度創設）」により、困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組む民間団体を助成し、居場所事業や就労体験事業などの支援環境の充実を図るとともにNPO等と一体となった支援に努めております。</p> <p>（平成31年度予算額） ・子ども・若者総合支援事業 41,643千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成22年 4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行 10月 「子ども・若者総合相談窓口」開設</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	127
要 望 内 容	回 答		
127 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所 単位に設置すること。	<p>① 青少年活動センターについては、市内に7箇所設置し、相互の連携を図るなどのネットワーク化に努めるとともに、各種事業を進める中で、洛西及び向島地域へのアウトリーチ手法による事業等を試行的に行うなど、全市の青少年の自主的な活動を支援しているところです。</p> <p>なお、現時点で新たに青少年活動センターを設置する考えはありません。</p> <p>② 今後、青少年が求める施策や青少年活動センターの機能について、市民ニーズ調査・意識調査の結果等を踏まえ、アウトリーチ手法を活用した取組を含め、より効果的な事業展開について検討してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・青少年育成計画推進 313,807千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	128
要 望 内 容	回 答		
128 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。	<p>① 本市では、若者のみを対象とした家賃補助制度は実施しておらず、また、市営住宅の家賃については、応能応益家賃制度や減免制度により、低所得者について段階的に家賃が安くなる支援を既に講じております。</p> <p>② 民間賃貸住宅においては、平成30年度から「セーフティネット住宅供給促進モデル事業」として、低額所得の子育て世帯、高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者を対象とした入居可能な賃貸住宅として登録された住宅に対して、家賃や入居時に必要となる家賃債務保証料に対する補助、改修費に対する補助を試行的に実施しております。</p> <p>また、これまでから実施している特定優良賃貸住宅の家賃補助については継続し、若年層の負担軽減に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅供給促進モデル事業 11,819千円 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業(旧特定優良賃貸住宅制度) 379,119千円 ・子育て・若年層世帯へ向けた住情報の発信事業 357千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><特定優良賃貸住宅の家賃減額補助件数></p> <p>平成30年度 77団地, 1,545戸</p>		

要 望 内 容

回 答

VI原発からの撤退を

129 高浜原発、大飯原発の耐震設計基準である「基準地震動」を超える大きな地震が発生する懸念をふまえ、国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3号機・4号機の稼働停止を要請すること。

① 本市では、平成24年3月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議について」をしっかりと受け止め、国への要望において、「脱原発依存」の実現に向け、「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」を図るよう、要望を続けております。

② また、関西電力に対し、平成24年度から株主提案を行い、株主総会の場等において、会社の経営方針に「脱原発」を明確に据えるよう要請しております。

③ 東日本大震災以降、再稼働した原子力発電所については、新規制基準に基づき、地震や津波想定に沿った対策を講じており、国の厳格な審査に適合したものであると認識しておりますが、引き続き、国や関西電力に対して万全の安全対策を求めてまいります。

(経過・これまでの取組等)

平成30年 6月 国への要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」「大規模災害に備えた総合的な防災対策や原子力災害対策の推進」などを要望（平成24年度以降継続実施）

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	129
要 望 内 容	回 答		
	平成30年 6月 関西電力㈱に対し、脱原発依存をはじめ、経営の透明性の確保、発送電分離に向けた事業形態の革新など、5項目の株主提案議案を提案（平成24年度以降継続実施）		

要 望 内 容

回 答

130 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。

- ・避難計画は京都市全域を対象に変更すること。
- ・緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った拡散，被害予測を行うよう，国に求めること。
- ・同意権など原発立地自治体並みの協定を締結するよう，関西電力と国に求めること。
- ・安定ヨウ素剤の配備は福島第一原発事故時の放射能汚染の実態からも，UPZ内にとどめず，全市民分に拡大すること。

① 本市の避難計画については，原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の決定に資するため，全ての原子力発電所を対象に国が統一的に実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果を参考に，国や府と協議するとともに，専門家（防災会議専門委員）の意見も聞いて定めたUPZを対象として作成しております。

UPZ外の市内の地域についても，原子力災害対策上必要と認める場合は，この計画に準じて対応することとしております。

② 国は，予測に基づき方向を示唆して避難することについて，弊害があるとの見解を示しているところです。

③ 関西電力との間で，「大飯発電所に係る京都市域の安全確保に関する通報連絡等協定」を平成29年8月に締結しております。また，同時に京都府とUPZ関係市町の確認書に基づき設置された地域協議会において，運転再開に当たって，国及び関西電力から安全対策の取組等の状況について説明を受け，しっかりと安全確保の議論を行うとともに，現地確認についても実施したところです。

国に対しても，原発の再稼働に当たっては，関係周辺自治体とその住民に対して，十分な説明を行い，理解を得ること，また，同意を求める自治体の範囲等の制度的枠組みの整備を求めたところです。

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 平成 2 7 年 4 月の国の原子力災害対策指針改正に伴い、UPZ外の安定ヨウ素剤の予防服用は、効果的に実施可能な防護措置ではないため、UPZ外の自治体が安定ヨウ素剤を備蓄する必要はないとされております。</p> <p>また、関西広域連合と関西電力との覚書により、緊急時には安定ヨウ素剤が必要となる府県市に貸与されるとともに、国においては、万一、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を進めており、今後、平成 3 0 年度までに全国で合計 2 0 0 万丸、平成 3 1 年度までに小児用ゼリー剤 1 5 万包の備蓄を実施する方針です。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制の充実 1, 7 6 7 千円 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 1
要 望 内 容	回 答		
1 3 1 琵琶湖の放射能汚染について被害想定を行うこと。安全な飲料水の確保に万全を期すこと。	<p>① 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い、水道水の安全を確保してまいります。</p> <p>また、水道水の摂取制限に至った場合には、応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保、「災害時協力井戸」の活用、民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 2
要 望 内 容	回 答		
1 3 2 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の検診について、自主避難者も対象とした支援を行うこと。	<p>① 福島第一原発事故による被災者への健診については、原発事故発生当時の県民を対象に、福島県が実施している「福島県民健康調査」により、健康状態の把握が行われています。</p> <p>この県民健康調査については、県外に避難されている方であっても指定医療機関で受診することが可能であり、京都市内においても、現在3箇所の指定医療機関で受診可能であることを福島県に確認しております。</p> <p>② 原発事故発生当時の県民である「福島県民健康調査」の対象となる方については、市内3箇所の指定医療機関において、既に健診の機会が確保されていること、それ以外の方については、福島近隣の県における有識者会議やWHOの報告書等において健康調査の必要性が認められていないことから、本市独自に検診・治療等に関する支援を行うことは考えておりません。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	133
要 望 内 容	回 答		
<p>Ⅶ再生可能エネルギー政策の抜本的強化を</p> <p>133 「原子力と石炭火力をベースロード電源」とする現行計画を踏襲する第5次エネルギー基本計画（閣議決定）を見直し、「主力電源化」をめざすにふさわしい再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかるよう国に求めること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導するよう国に求めること。</p>	<p>① 本市では、平成24年3月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」をしっかりと受け止め、国への要望において、「脱原発依存」の実現に向け、「再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大」等に取り組み、「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」を図るよう、要望を続けております。</p> <p>② また、関西電力㈱に対し、平成24年度から株主提案を行い、株主総会の場合等において、再生可能エネルギーの飛躍的な導入などを要請しております。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成30年 6月 国への要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成24年度以降継続実施）</p> <p>関西電力㈱に対し、脱原発依存をはじめ、経営の透明性の確保、発送電分離に向けた事業形態の革新など、5項目の株主提案議案を提案（平成24年度以降継続実施）</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 4
要 望 内 容	回 答		
1 3 4 公共性の高い送配電網は公的管理とするよう、国に求めること。	<p>① 国においては、平成 2 7 年（2 0 1 5 年）6 月の電気事業法改正により、2 0 2 0 年 4 月から法的分離による発送電分離を実施することとしております。</p> <p>② 本市ではこれまでから、原子力発電に依存しない電力供給体制の構築に向けて、徹底した省エネルギーとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大による自立分散型電源の活用を図るため、国に対して「大手電力会社の送配電部門の所有分離」を要望しており、引き続き働き掛けてまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 3 0 年 6 月 国への要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」などを要望 （平成 2 4 年度以降継続実施）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	135
要 望 内 容	回 答		
135 再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、予算規模と各種支援制度を拡充し、周知すること。	<p>① 再生可能エネルギーの普及拡大に向け、平成31年度も引き続き、市民の誰もが発電事業に参画することができる市民協働発電制度や、市内事業者に本市の公共施設の屋根等を有償で貸し出す太陽光発電屋根貸し制度を実施するとともに、地域のコミュニティ組織が主体となった、地域に太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする意欲的な取組を支援する市民協働発電制度地域コミュニティ版を実施するなど、今後とも、その普及に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市市民協働発電制度の普及支援 2,500千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 6
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 6 固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すよう国に求めること。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。</p>	<p>① 京都市長が会長を務める「指定都市自然エネルギー協議会」において、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた対策として、脱炭素化と自然エネルギーの普及拡大や地産地消型の分散型エネルギーの普及拡大、固定価格買取制度の適切な運用のほか、電力系統問題も含めたエネルギーシステム改革の着実な推進などを求める提言を国に提出しております。</p> <p>② また、平成 2 4 年 3 月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議について」をしっかりと受け止め、国への要望において、「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換」を図るよう、平成 2 4 年度から要望を続けております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	137
要 望 内 容	回 答		
<p>137 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。</p>	<p>① 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げる再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大、住宅における創エネ・省エネを進めるため、引き続き、平成31年度も太陽光発電システム設置等に対する助成を実施するなど、自立分散型エネルギー活用の比重を高める上でも有効な再生可能エネルギーのあらゆる導入可能性を追求し、目標の達成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年 4月 住宅用太陽光発電システム設置助成制度を創設 平成25年12月 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定</p>		

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

1 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

138 国民健康保険制度を改善すること。

- ・子どもの均等割を軽減すること。
- ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
- ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
- ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
- ・高額療養費・特定療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。

① 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、子育て世帯の負担軽減を図るため子どもに係る均等割保険料（税）（医療分及び後期高齢者支援分）の軽減措置等の制度を国の財政負担により創設されるよう、国に対して求めているところであり、引き続き、今後も強く求めてまいります。

② 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い基準を設けております。

また、国において平成22年9月に一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示されたことから、その基準に該当するものについても、一部負担金減免の取扱いを行っております。

③ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を保有している方には、その活用をお願いしております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

④ 入院時における食事代負担等については、日常生活でも要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものですが、低所得者の方に対しては、負担の軽減を図るため減額制度が設けられています。

軽減対策の拡充については、他の被保険者との負担の公平性の観点から、困難であると考えています。

⑤ 70歳未満の方への限度額適用認定証の交付にあたっては、法令上、保険料の滞納がないことが条件となっております。ただし、届出により、保険料を滞納していることについて、特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合については、限度額適用認定証を交付することとなっております。

特別の事情については、滞納理由が災害・盗難・病気・事業廃止等による場合とされており、これに該当しない滞納（特別の事情の発生日より前の滞納）があれば限度額適用認定証が交付されないこととなります。

しかしながら、本市においては、機械的な一律の対応を行っておらず、滞納がある場合においても、個々の世帯の状況等をお聞きしたうえで、きめ細かな対応を行っており、一定の納付意思が認められる場合は、限度額適用認定証の交付を行っております。

また、限度額適用認定証の制度については、市民向けパンフレットである「国保ガイド」及び本市ホームページ「京都市情報館」に当該制度を掲載することにより周知を行っております。なお、「国保ガイド」については、毎年、被保険者全世帯に対して送付しております。

⑥ 限度額適用認定証の区分判定は、法令により毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑦ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。</p> <p>⑧ 70歳以上の方の高額療養費・高額介護合算療養費の見直しについては、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から行われたものです。このため、低所得の方の限度額は据え置かれております。</p> <p>また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費については、医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとなりました。しかしながら、難病の方や居住費を負担すると生活保護が必要となる方については、引き続き居住費の負担を求めないこととする配慮がなされているところです。</p> <p>また、こうした見直しの趣旨を踏まえ、現時点で国への要望や本市としての補助は考えておりません。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 9
要 望 内 容	回 答		
1 3 9 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。	<p>① 患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。</p> <p>② 無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、国に必要な要望を行っているところです。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 9 年度 利用実績 2 9 7, 6 2 2 人</p> <p><内訳> 生活保護 1 9 3, 6 1 3 人</p> <p>生活保護以外 1 0 4, 0 0 9 人</p> <p>※ 上記実績は、市内 3 2 箇所の施設（平成 2 9 年度）における利用者数</p> <p><国への要望活動></p> <p>平成 3 0 年 7 月 大都市民生主管局長会議</p> <p>8 月 全国自治体ホームレス対策連絡協議会要望行動</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 0
要 望 内 容	回 答		
<p>1 4 0 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たすよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。 ・ 停電時における自家発電の非常用電源（コンセント）は、医療上必要な箇所を増設すること。 ・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。 	<p>① 市立京北病院については、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な施設修繕等が実施されております。</p> <p>② 市立京北病院の非常用電源回路（停電中に自家発電機から供給される回路）に係るコンセントは、既に平成 2 9 年度から平成 3 0 年度にかけて手術室や救急処置室、病棟等の既設箇所に加え、診察室、レントゲン室、医局、事務室に増設を行い、診療業務に大きな影響が出ないよう対応しております。</p> <p>③ 市立京北病院の職員については、常勤医師を含め、市立病院との連携等により、引き続き、適切な人員配置が図られております。</p>		

要 望 内 容

回 答

141 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。

① 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130%以下と認定される者に対し減免措置を講じております。また、院内減免制度を含む経済問題に関する相談についても、随時対応しております。

② なお、相談体制については、医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置数を平成23年4月の1名から平成29年4月には9名に拡充しております。

③ 市立病院においては、感染症医療、災害医療などの政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を担っており、また、京北病院についても、市立病院と一体的運営の下、地域に根差した医療を提供することとしており、既に市内32の医療機関において無料低額診療事業が実施されていることから、当該事業の実施は考えておりません。

なお、本制度を必要とされる方に対しては、無料低額診療事業の実施医療機関を紹介するなど適切な対応を行っております。

④ 初期診療は地域の「かかりつけ医」に担っていただき、市立病院は「かかりつけ医」からの紹介を受けて、高度かつ専門的な医療を提供するという地域医療連携を一層推進する観点から、平成28年度診療報酬改定により、初診時選定療養費の義務化が行われ、併せて同療養費が改定（例：医科 3, 240円→5, 400円

（次ページに続く）

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	1 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(税込)) されました。今後についても、国の医療政策の動向を注視しつつ、適切な医療を提供するよう努めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 2
要 望 内 容	回 答		
1 4 2 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。	<p>① 地方独立行政法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。感染症医療や救急医療、へき地医療等の政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない部分が生じます。</p> <p>これら政策医療に係る収支不足部分を補てんする運営費交付金については、引き続き中期計画に基づき必要な予算を確保してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1, 7 6 1, 0 0 0 千円 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4 3
要 望 内 容	回 答		
1 4 3 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。職員の安定的処遇や雇用継続で保育の質を確保すること。	<p>① 市立病院では、かつては、院内に設置した市立病院院内保育所運営センターに保育所運営を委託してきましたが、平成 1 7 年 3 月の包括外部監査人の指摘を踏まえ、効率的な運営と専門的な保育を両立させるため、平成 2 3 年 4 月から公募により選定した事業者へ委託されております。</p> <p>② 現委託事業者については、平成 3 0 年 6 月に子ども若者はぐくみ局が実施した監査において、平成 2 9 年度と同様、指摘事項はなく、問題なく保育所が運営されていると認識しております。</p> <p>③ 今後も、市立病院においては、医師、看護師が安心して仕事を続けていけるよう、保育の質を確保するため、委託事業者や保護者と密に連携を取り、適切な運営に取り組まれるものと認識しております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 4												
要 望 内 容	回 答														
1 4 4 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。	<p>① 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、極めて困難な状況です。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2, 3 3 4, 0 8 5 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>3 1, 0 4 7 千円</td> </tr> <tr> <td>・重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1, 3 6 7, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>1 6, 4 2 2 千円</td> </tr> </table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 3 4, 0 8 5 千円		事務費	3 1, 0 4 7 千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 3 6 7, 0 0 0 千円		事務費	1 6, 4 2 2 千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 3 4, 0 8 5 千円													
	事務費	3 1, 0 4 7 千円													
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 3 6 7, 0 0 0 千円													
	事務費	1 6, 4 2 2 千円													

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 5
要 望 内 容	回 答		
<p>1 4 5 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正により増大した患者負担の影響を調査し、軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。</p>	<p>① 平成 2 7 年 1 月の制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾病の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、国において、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置の特例が設けられているところであり、患者負担の影響調査や本市独自に負担軽減策を講じる考えはありません。</p> <p>② 制度改正後の患者の自己負担については、所得階層や利用状況等により負担の増減は様々であるため、状況を注視しつつ、円滑な制度の実施に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療費等医療給付 4 4 2, 3 2 8 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年 2 月 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p> <p>平成 2 7 年 1 月 「児童福祉法の一部を改正する法律」施行 (小児慢性特定疾病医療費助成制度開始 対象疾病の拡大, 5 1 4 疾病が 7 0 4 疾病に整理・拡大)</p> <p>平成 2 9 年 4 月 対象疾病が 7 0 4 疾病から 7 2 2 疾病に整理・拡大</p> <p>平成 3 0 年 4 月 対象疾病が 7 2 2 疾病から 7 5 6 疾病に整理・拡大</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 6
要 望 内 容	回 答		
1 4 6 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。	<p>① 我が国は、今や人口減少社会への対応が喫緊の課題となり、急速な高齢化・少子化の進行に対応した、世代間における負担と給付の公平性が確保された、持続可能な社会保障制度への改革が求められております。このような中、国において、平成26年4月から、新たに70歳に到達された方の健康保険における自己負担割合が1割から2割に引き上げられました。</p> <p>② このため、65歳から69歳までの所得の低い方等を対象に実施している本制度についても、全国的に同様の制度がほとんど廃止されている中、制度の存続を前提に京都府等と検証した結果、府内統一の制度として、平成27年4月から自己負担割合を2割に軽減するとともに、同年8月から対象要件を所得税非課税世帯のみとする見直しを実施しております。</p> <p>③ なお、従来制度のまま、対象者を74歳まで拡大することは、更に多額の経費を必要とすることから困難と考えております。平成26年の見直し後においても、他の政令市にはない充実した内容となっております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・老人医療費支給事業 医療費 601,000千円 事務費 26,697千円</p>		

要 望 内 容

回 答

147 難病医療における特定医療費について、法改正により増大した患者負担の影響を調査し、軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。

① 平成27年1月の難病医療に係る制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾患の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、本市としては引き続き、難病患者の医療費助成における対象疾患の更なる拡大・自己負担の軽減に向けた検討を進めるよう、国に対して要望してまいります。

なお、負担軽減については、全国一律に取扱いが定められるべきものであるため、本市独自に負担軽減策を講じる考えはありません。

② 平成30年4月に京都府から難病医療費助成の事務が権限移譲されたことを契機に、「京都難病相談・支援センター」を京都府と共同で設置したところであり、各患者の症状や状況、ニーズにきめ細かく対応した総合的な施策につなげ、さらに充実した支援ができるよう今後とも取り組んでまいります。

(平成31年度予算額)

・難病対策総合推進事業 2,389,925千円

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 5 年 6 月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について国へ要望</p> <p>平成 2 6 年 6 月 難病患者の医療費助成について、対象疾患の拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討、大都市特例の施行に向けた早期の制度設計及び準備並びに市町村への権限移譲後における市町村の財政負担を前提としない明確な財政措置について国へ要望（以降毎年実施）</p> <p>平成 2 7 年 1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 （医療費助成対象疾患の拡大、56疾患が110疾患に整理・拡大）</p> <p>7月 医療費助成対象疾患が196疾患追加、306疾患に拡大</p> <p>平成 2 9 年 4 月 医療費助成対象疾患が24疾患追加、330疾患に拡大</p> <p>平成 3 0 年 4 月 医療費助成対象疾患が1疾患追加、331疾患に拡大 京都府から難病医療費助成事務の権限が移譲 「京都難病相談・支援センター」を京都府と共同設置</p>		

要 望 内 容

回 答

148 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率を維持・向上させること。

① 生活保護世帯の健診受診率を高めるため、40歳以上の生活保護受給者の方を対象に、年1回を上限として、無料で健康診査及び保健指導を実施しています。

また、各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課の窓口において、地区担当員から、対象者となる生活保護受給者に対し、健康診査受診の手引き等を配布することにより、受診推奨に努めております。

② また、平成27年度以降は、生活保護医療扶助相談支援事業として、保健師資格を有する医療扶助相談支援員を各保健福祉センターに配置し、健康管理支援の一環として、専門的見地から健康診査の受診勧奨を実施しております。

③ 75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健康診査については、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査は重要であるとの認識に立ち、京都市国民健康保険が実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施し、平成29年度の受診率は、16.2%と前年度から1.5ポイント増加しております。平成31年度も引き続き、健診の実施時期や場所を工夫する等、対象者のニーズに応えた取組を進めることにより、更なる受診率の向上に努めてまいります。

(平成31年度予算額)

- ・生活保護医療扶助相談支援事業 26,609千円
- ・生活保護受給者等健康診査事業 9,363千円

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年 4 月 生活保護受給者を対象にした健康診査及び保健指導を開始</p> <p>平成 2 7 年 4 月 「生活保護医療扶助相談支援事業」を開始</p> <p>平成 2 8 年 4 月 「生活保護医療扶助相談支援事業」の対象エリアを全市に拡大</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	149
要 望 内 容	回 答		
149 後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないよう、京都府後期高齢者医療広域連合、国に強く求めること。	<p>① 後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、被保険者の療養の給付等に要する費用の約5割を公費で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金で、残り約1割を被保険者に納めていただく保険料で賄う仕組みとなっています。</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合においては、保険料の増加抑制のために、国、京都府、広域連合が拠出する財政安定化基金等の活用を行っており、引き続き本市としても、広域連合及び国の動向を注視してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 0
要 望 内 容	回 答		
1 5 0 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした差押えはやめること。	<p>① 後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収が原則であり、大多数の被保険者には、納期内に保険料を負担していただいております。</p> <p>② 納付書による納付の対象となる被保険者の方に対しては、保険料の通知書をお送りする封筒に、納付書が同封されている旨を分かりやすく記載することで、納め忘れの防止に努めております。</p> <p>③ 保険料を滞納している方には、督促状を送付し、なおも滞納が続いている場合は、全市一斉催告のほか、必要に応じて催告書等を送付し、納付勧奨を行っております。また、納付が困難な方には、区役所・支所への来所を求め、個々の被保険者等の状況を十分に聴取し、きめ細かな対応を行っております。</p> <p>④ 一方で、資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、特別徴収等により納期内に納付をいただいている大多数の方との負担の公平性を確保する観点から、差押等の処分を実施することは必要であると考え、法に基づく適正な滞納処分を執行することとしております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	151
要 望 内 容	回 答		
151 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。	<p>① 高齢者インフルエンザ予防接種については、平成25年度から、所得区分に応じた接種料金の設定とするとともに、所得区分の確認方法を見直し、接種料金軽減の対象となる方に窓口又は郵送にてあらかじめ申請していただき、本市が確認したうえで自己負担区分証明書を発行する方法に変更しております。</p> <p>② 今後も高齢者人口の増加に伴う予防接種の需要の増大が見込まれることから、従来の接種料金に戻すことは困難です。また、自己負担区分証明書の発行申請については、市民の負担軽減のため、郵送での申請も可能としているところですが、引き続き、負担軽減に努めてまいります。</p> <p>③ なお、平成27年度から、これまでよりも多くのインフルエンザウイルスに対応することができるよう4価ワクチン（平成26年度：3価ワクチン）が導入されたことに伴い、ワクチン単価が500円引き上げられましたが、本市が引き上げ分を負担することにより接種料金は据置きにしております。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者インフルエンザ予防接種 867,176千円 		

要 望 内 容

回 答

152 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ゲーム依存症について相談日を設けるなど具体化を進めること。

① 本市では、薬物依存症に関する普及啓発のための各種講演会の開催、リーフレット作成のほか、本人及びその家族等への電話・来所相談を実施するとともに、平成28年度からは依存症者家族支援プログラムを、平成29年度からは依存症者本人向けの再発予防プログラムを開始し、平成30年度には本人向けプログラムの実施回数を6回から16回に拡充しました。

② また、平成28年度からは、医療機関や京都DARCなどの民間更生団体職員等をメンバーに「依存症者支援実務者連絡会議」を開催しており、平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」に掲げる薬物依存症対策関係機関の連携強化等を踏まえ、引き続き、地域での依存症に関する情報や課題の共有、ネットワーク構築に取り組んでまいります。

③ 断酒会等自助グループへは、これまでから本市施設の会場提供を行うとともに、自助グループがメンバーとして参画している各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会における依存症に係る啓発や講演会の共同開催を行っております。

④ さらに、ギャンブル依存症をはじめとする専門医療機関や相談機関の少ない依存症対策として、平成30年度から新たに「薬物依存症・ギャンブル等依存症外来」をこころの健康増進センターに設置するとともに、対応可能な医療機関を明確化し、質の高い医療を提供する基盤整備を行うため、京都府と共同でアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門医療機関を平成30年11月に選定したところで

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	152
要 望 内 容	回 答		
	<p>す。今後とも引き続き、依存症者の回復支援に努めてまいります。</p> <p>⑤ なお、現在、ゲーム依存症に特化した相談日を設けることは検討しておりませんが、思春期・青年期のこころの健康やひきこもりの相談等の中で、本人及びその家族等の支援に取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康増進センター管理運営 32,513千円 <li style="padding-left: 2em;">(うち 依存症対策事業 3,059千円) 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	153
要 望 内 容	回 答		
153 中央斎場は、衛生職員を採用し、後継者育成に努めること。	<p>① 本市においては、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき、技能労務職業業務の再構築に取り組んでおり、全ての業務について、その必要性や業務執行体制、費用対効果等をゼロベースで見直し、「民間でできることは、民間へ」を基本方針として、ごみ収集業務及び道路河川等維持管理業務以外の技能労務職業業務については、今後、採用を行わないこととしています。</p> <p>② 中央斎場の火葬業務については、「京都市中央斎場のあり方検討委員会」において、衛生業務員の高い技術力と意識を評価したうえで、「その技術を今後とも活用すべきである」と示されたように、今後も職員による火葬技術の伝承を確実に引き継ぎ、後継者育成に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央斎場運営 266,205千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年度 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定 平成24年8月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」を設置 平成25年2月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」が提言書を提出</p>		

要 望 内 容

回 答

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

154 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護事業及び通所介護事業は緩和型をやめ、総合事業導入以前の水準に戻すこと。介護の専門性の後退となる「支え合い型ヘルプ事業」の生活援助活動は行わないこと。

① 平成29年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」については、市町村が中心となり地域の実状に応じて、多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

② 本市では、これまでのサービスに加え、高齢者一人ひとりの状況に応じた多様なサービスを提供するため、「基準緩和型サービス」として、掃除や買い物代行などの日常生活の支援のみを行うヘルプサービスや、短時間のデイサービス等を設けております。引き続き、適切なケアマネジメントの下で、必要なサービス提供に努めてまいります。

③ また、基準緩和型サービスの一つである「支え合い型ヘルプサービス」については、介護の担い手確保が困難になる中、適切なケアマネジメントの下で、本市が定めた研修を修了された方に掃除や買い物代行等の専門職でなくても対応可能なサービスを担っていただくものであり、これを廃止する考えはございません。

④ 引き続き、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍を目指し、総合事業の取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	154
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型・通所型サービス事業 3,556,243千円 ・支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修 4,758千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年 1月 高齢者支え合い活動創出モデル事業の実施(中京区及び東山区)(平成29年3月末まで)</p> <p>11月 京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の開始 (研修修了者数:971人(モデル事業における研修修了者含む)(平成30年12月末現在))</p> <p>平成29年 4月 総合事業開始</p>		

要 望 内 容

回 答

155 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。

- ・介護施設における補足的給付，限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し，必要な介護が受けられるようにすること。
- ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
- ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること
- ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
- ・緊急ショートステイ事業については，介護者や家族の疾病等，利用対象を元に戻すこと。

① 介護保険の補足給付における限度額認定証発行の際の資産要件の追加は，食費や居住費を負担して在宅で生活する方との負担の公平性を図る必要があることや，預貯金等の資産を保有し負担能力が高いにもかかわらず，保険料を財源とした補足的給付が行われる負担の不公平を是正する必要があることから，全国一律の措置として行われているものです。

本市としては，引き続き，適切に運用してまいります。

② 生活援助や通院・院内介助等のサービスは，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。

③ 保険料滞納による給付制限は，介護保険法により規定されており，本市においても，その規定に基づき運用しております。

本市では保険料滞納による給付制限について，被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに，保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細かな納付相談を行い，できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

④ 居宅サービスに設けられた利用限度額は、介護が必要な度合いに応じて、提供されるサービスに差が生じないように、制度の公平性を確保するための仕組みです。

介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから、利用限度額の在り方についても、国の考え方にに基づき定められるべきであると考えております。

⑤ 本市においては、各「高齢サポート」（地域包括支援センター）（以下「高齢サポート」という。）の担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じて、これまでから、国基準を上回る人員配置を行ってきたところです。

さらに、高齢サポートの活動を円滑に実施できるよう、これまでの各高齢サポート1名ずつ、合計61名の職員の増員に加えて、平成28年度には、担当する地域の第1号被保険者数が10,000人以上の高齢サポート等に対し、職員の追加配置を行い、高齢者数の増加に対応できるよう措置しております。

⑥ 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）については、国の制度改正に伴い、国の補助金の対象外とされたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から見直しを実施したところです。

具体的には、介護者や家族の疾病等による利用は対象外とし、虐待等のより緊急性の高いケースに対応できるようにするとともに、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、また、最長2箇月の利用期間も、原則14日（最長1箇月）としました。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	155
要望内容	回答		
	<p>現在では、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター運営事業 1,658,100千円・短期入所生活介護緊急利用者援護事業 2,252千円		

要 望 内 容

回 答

156 サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。

① サービス付き高齢者向け住宅については、本市への登録申請の際、契約書の確認やハード面の確認等、関係局が連携しながら書類審査や現地確認等の事前チェックを行っております。契約内容に疑義がある場合は、その都度是正等を求めるとともに、年一回、重要事項説明書の提出を求めており、運営後のチェックも行っているところです。

また、登録数の増加に伴い、平成26年度から、関係部署が連携し、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく立入検査を実施しているところです。

さらに、平成27年7月に改正された有料老人ホーム設置運営標準指導指針の適用により、本市内のサービス付き高齢者向け住宅については全て有料老人ホームに該当すると取り扱われることを受け、指針改正以降は、老人福祉法に基づく有料老人ホームとしての立入検査も併せて実施しており、介護サービス事業所が併設されている場合には、介護保険法に基づく実地指導も実施しております。

② 有料老人ホームについても、サービス付き高齢者住宅と同様に、書類審査や立入検査を行う等、関連部署が連携して指導を行っております。

また、平成30年4月に老人福祉法の法改正が行われ、未届出有料老人ホームを含めた悪質な事業者に対する事業停止命令の新設等、指導の強化が図られたところであり、今後も、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、関係部署が連携して指導を行ってまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	156
要 望 内 容	回 答		
	※ 市内の施設数（登録数）（平成30年12月末時点） サービス付き高齢者向け住宅 104件 有料老人ホーム 61施設		

要 望 内 容

回 答

157 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。配食サービスは昼間独居世帯も対象とすること。

① 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。

また、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。

② すこやかホームヘルプサービスについては、利用者の状態像が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）における事業対象者と概ね同等であるため、平成29年度の総合事業の開始後は、総合事業の訪問型サービスへの移行を行いました。

なお、60～64歳の要支援相当等の方が対象となる在宅生活支援ホームヘルプサービスについては、総合事業の対象外となるため、引き続き事業を実施しております。

また入浴サービス事業については、総合事業において要支援者等に対する短時間型デイサービスが開始されることなどに伴い、事業主体において平成28年度末で事業を廃止されたことから、本市助成についても平成28年度をもって廃止しました。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム入所措置事務 2, 0 1 0, 9 8 1 千円 ・配食サービス事業 9 4, 8 3 4 千円 ・配食サービス事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 1, 2 7 5 千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	158
要 望 内 容	回 答		
158 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。	<p>① あんしんネット119（緊急通報システム）の利用料については、従来、所得状況に応じて費用を負担いただいておりますが、費用負担が一部の階層に偏っていたことから、階層ごとの利用料の格差を緩和し、「薄く広く」負担いただくため、平成24年7月から所得階層区分の基準と区分ごとの利用料の見直しを行いました。</p> <p>② この見直しは、負担額を軽減する階層を設ける等、所得階層ごとの費用負担の偏りを是正したものであり、年度途中であっても生活実態や経済状況に変化があった場合においては、負担軽減措置を実施しているところです。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム事業 97,361千円 		

要 望 内 容

回 答

159 外国籍市民、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。

① 国が必要な対応を行うまでの措置として、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額及び対象者の拡大については、本市の厳しい財政状況の下、極めて困難であると考えております。

② 無年金者の救済については、本来は国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えており、今後も、他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。

(平成31年度予算額)

- ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 14,921千円
- ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 8,364千円

(経過・これまでの取組等)

平成16年4月 対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加

平成19年4月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給月額を増額
36,000円→41,300円(+5,300円)

「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額
10,000円→17,000円(+7,000円)

平成21年4月 年金制度の改正(障害基礎年金と老齢厚生・遺族年金との併給可能)の趣旨を踏まえ、給付金の支給要件を同様に緩和

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 5 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 3 0 年 7 月 二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議の「平成 3 0 年度 国に対する要望書」により要望 大都市民生主管局長会議の「平成 3 1 年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	160
要 望 内 容	回 答		
160 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の就労の機会をシルバー人材センター以外の団体への支援を含め、これまで以上に拡充すること。	<p>① 高齢者雇用については、引き続き、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>② また、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も、更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。</p> <p>③ なお、就労支援については、国や他都市の状況を踏まえ、引き続き、シルバー人材センターにおける支援を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・シルバー人材センター運営補助等 77,209千円</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 1
要 望 内 容	回 答		
1 6 1 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。高齢者の生きがい対策や居場所づくりなど要求に応えること。	<p>① 単位老人クラブへの支援については、国における「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づき、引き続き、活動を支援してまいります。</p> <p>② 高齢者の居場所づくりについては、地域の住民や団体が主体となって設置運営する通いの場としての「健康長寿サロン」に対し、要件を満たすものについては、補助金を交付し、また、ホームページで健康長寿サロン情報を公開する等の支援を行っております。</p> <p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやかクラブ京都（老人クラブ）補助等事業 7 4, 4 8 8 千円 ・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 2 5, 2 3 0 千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	162
要 望 内 容	回 答		
<p>◆保育・子育て支援の充実を</p> <p>162 民間社会福祉施設サービス向上補助制度の見直しにより補助対象でなくなった、施設改修費などに充てていた借入金への償還利用については、元に戻して対象とするように京都府に求めること。京都市独自の事業として実施すること。</p>	<p>① 民間社会福祉施設サービス向上補助金については、京都府において、昨今の社会福祉法人制度改革等を踏まえ、社会福祉法人等が実施する地域の重点課題への取組に対する新たな支援制度として、平成30年度から地域共生社会実現サポート事業補助金に見直されたものです。</p> <p>旧制度における借入金償還分については、あくまでも経過措置として当面の間継続されることとなったものであり、社会福祉法人等の地域の重点課題に対応した取組を支援するという新制度の趣旨にも鑑みると、元に戻すことはもとより、本市独自事業として実施することは適当ではないと考えております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・地域共生社会実現サポート事業 638,770千円</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 3
要 望 内 容	回 答		
1 6 3 児童福祉法 2 4 条 1 項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。入所を保障するため、認可保育所増設を行うこと。	<p>① 保育の実施責任については、保育を必要とする全ての児童に対して適切に保育が提供されるよう市町村が利用調整を行うこととされており、引き続き公的な役割と責任を果たしてまいります。</p> <p>② また、本市においては、幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に実施するために、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 箇年のニーズを見込み、そのニーズに対する提供体制の確保方策等を盛り込んだ「京都市子ども・子育て支援事業計画」を、「京都市未来こどもはぐくみプラン」と一体的に策定しております。</p> <p>③ 「京都市子ども・子育て支援事業計画」については、国通知に基づき、平成 2 9 年 1 2 月に見直しを行っており、今後も必要に応じて保育所の新設、増改築等に加え、保護者の多様なニーズにも応えるため、幼稚園の預かり保育や小規模保育事業等によって、量の見込みに対する提供体制を確保していくこととしております。</p> <p>④ なお、保育所等の整備に当たっては、国の補助制度を活用し、必要な措置を講じてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 4
要 望 内 容	回 答		
1 6 4 保育園の待機児童については「幼稚園預かり保育利用」「企業主導型保育事業利用」「特定の保育所等を希望」も待機児童に位置づけること。	<p>① 待機児童の定義については、国から全国統一の基準が示されることにより、全国 の状況を比較できる点で意義があると考えており、本市独自で定義の見直しを行う ことは考えておりません。</p> <p>② 本市では、国定義による待機児童ゼロの達成にとどまることなく、市民に保育所 等を利用しやすいと実感していただけるよう、引き続き待機児童対策に取り組んで まいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 5
要 望 内 容	回 答		
1 6 5 小規模保育からの保育園入所を保障し、障害児や自営業の子の入所が厳しくなっている点を改めること。	<p>① 小規模保育事業所からの3歳児の移行については、これまでから各区役所・支所において適切に利用調整を行ってきており、小規模保育事業所と3歳児の受入れに関する連携協定を締結した施設を第一希望とする場合は、調整指数で最高点となる10点の加点を行うなど、3歳児の円滑な移行が図られるよう努めております。</p> <p>今後とも本人の意向を尊重したうえ、立地や保護者の就業状況に合った保育が利用できるよう適切に対応してまいります。</p> <p>② また、障害児や自営業者の子どもの入所に係るポイントについては、これまでから障害の程度に応じた加点を行うとともに、平成31年4月の保育利用申込みから居宅内労働か否かで一律に点数に差異が生じないように、改善を図っております。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答

NO.

166

要 望 内 容

回 答

166 保育料を値下げすること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者に過大な負担を招く保育料への上乘せ徴収は認めないこと。

① 本市においては、国基準では8階層となっている階層区分を独自で22階層に多段階化するとともに、利用時間区分を8時間以下の区分と、8時間を超えて30分単位で区切った6区分の、合計7区分に細分化するなど、世帯の所得や利用時間に応じたきめ細かい保育料設定とすることで、保護者の保育料負担を大幅に軽減しております。

② また、保育所等の同時入所を要件としない、第3子以降の保育料無償化については、国に先んじて、平成27年（2015年）4月から市府協調により実施するとともに、国制度よりも幅広く、概ね年収640万円未満の世帯を対象としております。

③ さらに、2019年10月から、国の幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては無償となる予定です。

平成31年度（2019年度）予算においては、本市独自に公費を計上し、保護者の保育料負担は、全体として国基準の約69%まで軽減しているところであり、本市の財政状況を考慮すると、これ以上の保育料の軽減拡充を本市独自で実施することは非常に困難であります。

④ 多子世帯に対する施策の充実をはじめ、利用者負担の軽減策については、国を挙げて取り組んでいくべきものと考えており、今後も引き続き、幼児教育・保育の無償化をはじめとした国の動向を注視してまいります。（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ また、こうした保育料の減免制度については、各区役所・支所の窓口での案内やホームページへの掲載等によって、引き続き市民に周知してまいります。</p> <p>⑥ 上乗せ徴収については、各施設が教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると判断する場合に、本市に予め届出を行い、保護者から文書による同意を得たうえで行うことを認めており、徴収内容等が不適切な場合には指導を行うなど、入園する施設によって保護者負担額に過大な格差が生じないように、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 子以降 保育所等 保育料 免除 事業 2 2 4, 7 6 9 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 7
要 望 内 容	回 答		
1 6 7 地域型保育事業も含め、民間保育園職員が働き続けられるよう定期昇給を保障する制度を構築すること。	<p>① 本市においては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、厳しい財政状況の中、本市独自の財源を投入し、民間保育施設における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>② また、平成 2 7 年度からは、毎月の施設型給付費（委託費）及び地域型保育給付費に保育士の処遇改善のための加算が含まれております。</p> <p>さらに、平成 2 9 年度には保育士のキャリアアップと連動した処遇改善の仕組みが国制度により創設されたことから、本市においても必要な知識及び技能の取得のための研修の実施により、確実な処遇改善を支援しています。</p> <p>③ これらの制度を活用することにより、各園においては、保育士の経験年数だけではなく、保育現場における役割・職責に応じた給与体系とすることで、職責等をより正当に評価できるようになることに加え、職員においても中長期的に身に付けていくべきスキルや専門性を理解することができ、自身の将来ビジョンの形成や自己啓発意識の醸成、ひいては保育の質、児童処遇の向上に繋がっていくものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	167
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール制補助金 3,439,050千円 ・施設型給付費・委託費(市加配分) 1,719,099千円 <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,719,099千円のうち1,438,303千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育給付費 4,405,469千円 ・キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1,135,578千円 ・保育士確保対策事業 87,652千円 (うち 京都市民間保育園等見学ツアー 2,000千円【政策的新規・充実】) 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 8
要 望 内 容	回 答		
1 6 8 民間社会福祉施設産休等代替職員制度，特殊健康診断廃止の影響を把握し，復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。	<p>① 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については，健康保険の給付等を活用することにより，産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ，児童処遇の確保が保たれることから，本市の厳しい財政状況の中，限られた財源を有効に利用するため見直したものです。</p> <p>また，特殊健康診断については，頸肩腕障害・腰痛症を発症する職員が大幅に減少してきたことを受け，腰痛・頸肩腕障害の予防の方に事業をシフトするとともに，新たにメンタルヘルス対策事業を実施するよう，見直しを行ったものです。</p> <p>なお，腰痛・頸肩腕障害の予防事業においては，アンケート方式の調査により，民間社会福祉施設職員の腰痛・頸肩腕障害に係る健康状態に大きな変化が生じていないかを確認したうえで，健康管理委員会に報告し，必要となる対策，取組について協議することで，民間社会福祉施設職員の健康保持増進に努めております。</p> <p>② 妊婦通院・時間短縮については，男女雇用機会均等法において母性健康管理の措置として事業主に義務づけられているものであり，賃金の取扱いについては各事業主の定めるところによるものです。本市の厳しい財政状況の中，民間社会福祉施設に対して，本市が独自に補償することは困難です。</p>		

要 望 内 容

回 答

169 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。

① 認可保育所及び幼保連携型認定こども園については、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」において、国の基準を上回る職員配置基準を規定しており、その引き上げ分については本市独自に運営費を充実させております。

② さらに、発達の著しい時期である1歳児のうち、特に月齢の低い児童については、保育士等の負担が大きくなることから、平成28年度から職員加配に要する費用の助成を行っております。

③ このように、本市においては国基準を上回る職員配置基準を適用しておりますが、全国的な課題として、保育士確保が厳しい状況にあり、平成28年3月に、保育士以外の者の活用（保育士配置の弾力化）により保育の担い手確保を図る特例措置が国から示されました。これを受け、本市でも保育士確保が厳しい中、保育施設・事業所へのアンケート調査等を行ったうえで、保育士による保育を大原則としつつ、平成29年度から3年間の時限措置として限定的に保育士配置の弾力化を活用できるよう条例を制定しました。

④ また、本市においては、いわゆるプール制により民間保育園における常勤職員の更なる処遇改善を図っておりますが、今般の保育士確保が急務である状況にかんがみ、多様な働き方に応じた保育士の短時間勤務に対するニーズ等を踏まえれば、非常勤職員である保育士を確保・活用することは必要です。（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	169
要 望 内 容	回 答		
	<p>今後とも、現場の実情に応じた保育体制を確保し、保育の質の向上に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳児保育における保育士配置体制の充実 109,863千円 ・ プール制補助金 3,439,050千円 ・ 施設型給付費・委託費(市加配分) 1,719,099千円 <p>※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,719,099千円のうち1,438,303千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアアップに連動した保育士等の処遇改善 1,135,578千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 0
要 望 内 容	回 答		
1 7 0 民間保育園でのプール事故防止のために市の責任で監視員配置の経費を補助すること。	<p>① 本市においては、これまでから、保育園における安全対策については、民間保育園向けの運営説明会等で、事故報告をはじめ、衛生管理、感染症対策などへの対応の徹底を求めてまいりました。</p> <p>② 平成 2 6 年度に重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、全保育施設・事業所に配布するとともに、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>③ また、平成 3 0 年度には、水遊び中を含む事故防止のために必要な備品の導入に係る補助を実施するとともに、保育補助者雇上げのための貸付事業を継続して実施するなど、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 1
要 望 内 容	回 答		
1 7 1 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率 1 0 0 % となるよう対策をとること。	① 小規模保育事業、家庭的保育事業の事業所の耐震化につきましては、小規模な保育事業所という特色から、多くが、賃貸物件を活用し、事業を運営されているため、耐震性がある建物への移転を促すなど、耐震化率の向上に努めてまいります。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 2
要 望 内 容	回 答		
1 7 2 市の監督下でない企業主導型保育へのあっせん・調整は行わないこと。	<p>① 企業主導型保育事業所は、本市に保育利用調整の権限がなく、受入れは企業主導型保育事業所で決定しているため、本市では保育利用調整は行っておりません。今後とも保護者のニーズ等を踏まえ、適宜、情報提供を行ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

173 新たに必要とする全学区に児童館を整備すること。自由来館事業を充実させること。児童館事業の専任職員を二人にすること。

- ① 本市では、一元化児童館130館の整備完了をもって、地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えております。
- ② 児童館未設置学区への対応については、平成28年度に採択された請願の趣旨を踏まえ、平成29年度に、未設置学区における子育て支援に係るニーズ及び充足状況等、子育て支援機能の実態把握を行いました。
- ③ 加えて、平成30年度に、市民ニーズ調査・意識調査を実施し、市民の子育てに係るニーズや意識、現状や課題等を把握するとともに、京都市の附属機関である「京都市はぐくみ推進審議会」での議論も踏まえ、必要な地域に必要な機能を設置するべく検討を進めてまいります。
- ④ 児童館の職員配置については、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、学童クラブ事業は利用児童数おおむね40人のクラスごとに2名の職員を配置、児童館事業は、館長を含めて2名の職員を配置し、事業を実施しています。
- さらに、児童館事業については、平日の午前中は学童クラブ事業担当の職員も児童館事業に従事させる等、手厚い体制としており、専任職員を2人とすることまでは考えておりません。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	173
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市はぐくみ推進審議会運営等 17,256千円 ・児童育成施設運営 4,223,447千円 ・子育てを支え合える地域社会づくり 277,489千円 ・子育て支援ネットワーク 144,393千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 4
要 望 内 容	回 答		
1 7 4 学童保育所は、複数設置も含め全ての小学校区に設置すること	<p>① 学童クラブ事業については、児童や子育て世帯の日常生活圏域ごとに設置してきた130館の一元化児童館での実施をはじめ、165の小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め、市内172箇所で開催しております。</p> <p>引き続き、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極めながら、必要に応じて、施設外クラス、放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置の取組により、学童クラブ事業の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・児童育成施設運営 4,223,447千円</p>		

要 望 内 容

回 答

175 学童保育事業は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく整備し抜本的に改善すること。

- ・高学年児童の利用も考慮して条件整備をすること。
- ・大規模学童保育所を分割して、新設の学童保育所を増設すること。
- ・職員は全て正規とすること。
- ・施設外クラスは、単独の学童保育所として設置すること。
- ・放課後ほっと広場については、正規職員を2名配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
- ・共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。

① 学童クラブ事業については、130館の一元化児童館での実施をはじめ、165の小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場等の児童館以外での取組も含め、市内172箇所を実施しております。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学童クラブ事業の対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、利用児童数おおむね40人ごとのクラス編成、1クラスにつき2名の職員配置や、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積の確保等、新たに定めた基準に基づき運営し、事業の充実を図っております。

児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積の確保に当たっては、基準を満たすため、小学校の余裕教室等の活用等により、新たに実施場所を確保したうえで、施設外クラスとして運営しております。今後も、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極め、必要に応じて、施設外クラス、放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置の取組を進め、児童の過ごす環境の充実に取り組んでまいります。

また、前述のとおり、利用児童数がおおむね40人のクラスごとに2名の職員を配置するなど、大幅な職員体制の拡充を図っておりますが、登録児童数の変動により、必要なクラス数と職員数が増減するため、職員の全てを正規職員で対応することは困難です。

② 放課後ほっと広場については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな基準に則り、利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置し、事業実施しております。

学校閉鎖期間中の開所については、各小学校の状況も考慮したうえで、引き続き、検討してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	175
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 地域学童クラブについては、国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しており、これまでから、国の基準改定を踏まえ、交付基準の改定を行っております。</p> <p>今後も、各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう、国の運営基準の改定状況を踏まえ、補助の充実を図ってまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営 4,223,447千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 6
要 望 内 容	回 答		
1 7 6 学童保育利用料及び実費負担分の軽減を図ること。	<p>① 学童クラブ事業における利用料金については、これまでから、本市が単費を上乗せすることにより、保護者負担を国基準より軽減した料金の設定を行っております。料金の設定に当たっては、保護者の所得に応じた11段階の料金とするとともに、ひとり親世帯、障害のある方がおられる世帯等の場合は、利用料金を軽減するなど、世帯の状況を踏まえた料金体系としております。</p> <p>なお、学童クラブ事業でのおやつ代や行事参加に係る交通費、傷害保険料等の実費負担分については、利用料金に一律に含むことなく、利用状況に応じて所要額を精査し、必要な額のみを別途御負担いただく仕組みで運用しているため、必要額以下に軽減することは困難です。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営 4, 223, 447千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 7
要 望 内 容	回 答		
<p>1 7 7 学童保育の安定運営を保障するため、年度当初の登録児童を算定の基礎とするよう改めること。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加算を設けること。引き続き、全ての職員に対する抜本的な処遇改善を行うこと。</p>	<p>① 平成 2 7 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、利用児童数がおおむね 4 0 人のクラスごとに 2 名の職員を配置することとしておりますが、実際の学童クラブ事業の利用状況に即した運営を行うべく、児童の出席率を踏まえた利用人数を基にクラス編成を行っています。今後も、各施設の利用状況や職員の勤務体制等の実態把握に努め、施設ごとに必要な体制が確保できるように取り組んでまいります。</p> <p>② また、登録児童数の増加に応じた職員体制を確保するため、本市職員の給与改定に準じた給与や期末勤勉手当の改定に加え、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、職員給与の平均 3. 9 % の増額改定を行うとともに、平成 2 9 年度には、平均 3 % の給与月額を増額改定及び経験年数等に応じた経験手当を創設するなどの処遇改善を図ってまいりました。</p> <p>本市の厳しい財政状況の下ではありますが、今後も職員の処遇改善に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <p>・児童育成施設運営 4, 2 2 3, 4 4 7 千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	178
要 望 内 容	回 答		
178 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。	<p>① 障害のある児童の学童クラブ事業への受入れについては、介助者の派遣や児童館等への事業費の加算、経験豊かな主任厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>② 平成27年4月からの、学童クラブ事業の対象年齢拡大に伴う、障害のある児童の登録増加に対応するため、介助者の確保に向けて、児童福祉等に関する学部を設置する大学との、学生派遣に関する協定の締結や、介助者謝金の増額（500円／時間→700円／時間）を行いました。</p> <p>また、平成28年度からは、障害のある児童を5人以上受け入れている児童館等において臨時職員を配置できるよう、学童クラブ事業への委託料の事業費加算を増額するなど、受入体制の強化を図っております。</p> <p>引き続き、介助者確保に向けた取組及び障害のある児童の受入体制の充実に努めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営 4,223,447千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	179
要 望 内 容	回 答		
179 京都子ども文化会館は今後も存続させ、機能の充実をはかること。	<p>① 京都子ども文化会館は、開設から30年以上が経過し、施設の利用実態、類似施設の存在及び施設の老朽化等、施設を取り巻く状況が変化していることや、施設の耐震性能が不足していることを踏まえて、「京都子ども文化会館あり方懇談会」を市府共同で設置し、専門的な見地等から幅広く意見を求め、今後の在り方を検討してまいりました。</p> <p>同懇談会は、第3回の開催をもって終了し、その後、懇談会から市府に対して報告書が提出されており、提出された報告書の内容を踏まえ、会館の今後の在り方について、引き続き、市府で検討を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・京都子ども文化会館運営助成 27,744千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年12月 懇談会設置</p> <p>平成29年 1月 第1回懇談会開催</p> <p>3月 第2回懇談会開催</p> <p>平成30年 8月 第3回懇談会開催</p> <p>9月 懇談会から報告書の提出</p>		

要 望 内 容

回 答

180 子どもの貧困対策計画の実施状況について、積極的な分析・検証により補強すること。

- ・生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。非婚のひとり親家庭に対して寡婦（夫）控除を適用するよう，国に求めること。
- ・生活困窮世帯，一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。
- ・子ども食堂の立ち上げ資金の増額と運営資金の補助を創設すること。

- ① 「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については，毎年度，必要な予算を確保し，着実に事業を実施するとともに，保護者や子ども・子育て支援事業従事者，学識経験者等により構成される「京都市はぐくみ推進審議会」に，取組内容の進捗状況等を報告し，第三者の視点で評価を行っております。
- ② ひとり親家庭に対する支援については，区役所・支所の保健福祉センター及びひとり親家庭支援センターにおいて，児童扶養手当の支給をはじめ，ひとり親家庭等日常生活支援事業や，高等職業訓練促進給付金等事業等の様々な取組を実施しており，平成30年4月からは，同給付金の支給を受けて准看護師養成機関を卒業した者が，引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合，通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大するなど，国の制度改正の機会を捉えて事業を拡充してまいりました。
- ③ また，婚姻歴のないひとり親家庭についても「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして利用者負担額等を算定する「みなし適用」が，平成30年度に国において予算化されたことに伴い，国から通知があった事業に加え，本市が独自に利用料や基準額を算定している事業についても，平成31年1月から申請受付を開始しております。

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

④ 非婚のひとり親家庭への支援について、平成31年度は、国制度に基づき未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給することとしており、引き続き、国の動向を注視しながら、対応してまいります。

⑤ 学習支援の取組については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で開催しております。

本事業は、平成28年度にひとり親家庭の子どもを事業の対象に加える等の充実を行っており、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。

⑥ 「子ども食堂」や「学習支援」をはじめとする子ども等の居場所づくりについては、子ども達への支援にとどまらず、子育てを地域で支えあう「はぐくみ文化」を体現した重要な取組であるため、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を実施するとともに、立ち上げや運営に係るアドバイザーを派遣する「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」の実施や、運営のノウハウ事例等を盛り込んだ「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」の発行等、より多くの地域で継続的に行われていくよう、支援に取り組んでいるところです。

引き続き、地域やNPOとの連携の下、きめ細かなサポートを行ってまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	180
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター運営 19,445千円 ・ひとり親家庭自立支援対策 123,044千円 ・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 17,279千円【充実】 ・子育てを支え合える地域社会づくり 277,489千円 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金(仮称) 44,400千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年 4月 母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業(講習会事業, 交流会事業)</p> <p>平成22年 4月 高等技能訓練促進費事業制度改正(対象資格の拡大) 5月 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施</p> <p>平成24年 4月 母子福祉センターの名称変更 (京都市ひとり親家庭支援センター)</p> <p>平成25年 4月 高等技能訓練促進費事業, 自立支援教育訓練給付金事業制度 改正(支給対象拡大, 支給対象期間変更(高等技能))</p> <p>平成26年10月 母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大 12月 児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	180
要 望 内 容	回 答		
	平成27年	4月	高等職業訓練促進給付金等事業（※平成26年4月に「高等技能訓練促進費事業」から名称変更）における対象資格追加
		6月	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
	平成28年	4月	高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格追加 ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用（未就学児）の実施
		11月	高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
	平成29年	5月	「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の実施
		8月	「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」の実施
	平成30年	3月	「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」の発行
		4月	高等職業訓練促進給付金等事業制度改正（一部対象者の支給対象期間拡大）
	平成31年	1月	「みなし適用」の申請受付開始

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	181
要 望 内 容	回 答		
181 学童う歯対策事業は継続し、未就学児にも拡充すること。	<p>① 乳歯から永久歯に生え変わる小学生の時期は、最もむし歯になりやすい時期であり、早期治療は、生涯にわたり歯の健康を守るために大変重要であることから、本市では、学童期のう歯治療費を全額公費負担しております。</p> <p>② 今後においては、約50年にもわたり、全ての家庭の子どもが公費負担で治療を受けられる、全国に例のない本市独自の制度として定着しているものの、平成24年度の会計士等による外部監査や平成26年度事務事業評価委員会において、費用対効果の面等から、他の制度や方法がないかを含め、事業の見直しについて検討するよう指摘を受けていることを踏まえ、関係局等と連携しながら、総合的な視点で、対応を検討してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・学童う歯対策 351,390千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和43年～ 市内の小学生を対象に、学童期のう歯治療費を公費負担</p>		

要 望 内 容

回 答

182 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。

① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置しており、現在57名を確保しております。
また、京都府警察本部との協定に基づき、府警職員2名を担当課長補佐に併任するなど、体制を強化しております。

② さらに、一時保護所については、青葉寮の移転後の空スペースを活用し、環境改善に取り組むとともに、平成28年4月には一時保護所運営担当課長を新設するなど、職員体制を強化しているところです。

(平成31年度予算額)

・児童福祉センター運営 388,671千円

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）における児童福祉司・児童心理司の配置数> (人)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
児童福祉司	52	55	57	57
児童心理司	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)

() 内は非常勤嘱託員の再掲

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>< 児童相談所及び第二児童相談所の体制強化 ></p> <p>平成 2 4 年度 第二児童福祉センター開設</p> <p>平成 2 5 年度 児童相談所第二児童相談所に児童福祉司を各 1 名増配置。一時保護所に児童心理司 1 名を配置</p> <p>平成 2 6 年度 児童相談所及び第二児童相談所児童福祉司各 1 名増配置</p> <p>平成 2 7 年度 児童相談所に児童心理司 1 名増配置</p> <p>平成 2 8 年度 一時保護所運営担当課長を新設、直接処遇職員 1 0 名増員配置 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員 1 名を担当課長として併任配置（平成 3 0 年度から担当課長 1 名に代え、課長補佐級職員 2 名に増員）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	183
要 望 内 容	回 答		
183 鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を更に拡充すること。	<p>① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、これまでから児童精神科医を確保して発達障害の診断を行っております。</p> <p>また、センターと連携した民間の小児科医に確定診断を行っていただく取組も行っており、今後とも発達障害の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>② なお、児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとする必要な福祉サービスにつきましては、児童福祉センターにおいて発達検査等を行い、必要性が認められれば診療の有無にかかわらず提供しているところであり、待機の影響はありません。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・児童福祉センター運営 388,671千円</p>		

要 望 内 容

回 答

184 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。

- ① 児童養護施設等の職員配置基準については、国の平成27年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられたことで、大きく改善が図られたところです。
- ② 児童養護施設の夜間体制は措置費制度上、「宿直体制」が想定されておりますが、実際には処遇困難児童への対応など昼夜を問わない業務があり、「夜勤体制」をとらざるを得ない実態等があります。こうしたことを踏まえ、これまでから本市が独自に実施している、入所児童の処遇水準の向上に資する取組として、民間児童福祉施設職員の夜勤手当の改善を図るために必要な経費（労働基準法上の基本額と措置費に含まれる手当額との差額）を補助してきました。
- ③ 平成29年度には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、児童養護施設等に勤務する職員の処遇改善が掲げられ、本市においても、国が示した処遇改善に沿って、改善を図っているところです。
- ④ また、平成31年度は、国における社会保障の充実の中で、全職員を対象とした1%処遇改善や、高校生への学習保障による自立支援の充実等、社会的養育体制の充実が掲げられており、本市においても、国が実施する処遇改善等の内容を踏まえ、予算を確保してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 8 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 養護 施設、障害 児 通所 施設 等 運営 9, 8 9 6, 6 1 0 千円 ・ 民間 社会 福祉 施設 単費 援護 1 4 6, 7 6 7 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置乳児等受入加算費創設</p> <p>平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施</p> <p>平成 2 3 年度 地域小規模児童養護施設増設</p> <p>※ 児童養護施設定員増による受入体制確保</p> <p>平成 2 4 年度 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置義務化 乳児院、児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置 配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ</p> <p>※ 設備運営基準（省令）については平成 2 5 年度に引上げ</p> <p>平成 2 7 年度 配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げ</p> <p>平成 2 9 年度 職員の処遇改善（民間施設給与等改善費の処遇改善分及び社会的養護処遇改善加算）の創設</p>		

要 望 内 容

回 答

185 児童養護施設入所者の大学進学時の学費等の支援をさらに行うこと。

① 児童養護施設等の退所者への支援については、これまでから、本市独自に、就職・就学支度金の支給、施設と連携した自立拠点確保事業の実施や大学等への進学支援事業の実施等に加え、国の補助金を活用し、就職時や賃貸借契約時の保証人確保のための身元保証人確保対策事業を実施するなど、社会での自立に向けた支援に取り組んでいるところです。

② また、児童養護施設等の退所者については、孤立状況に置かれやすい傾向にあるため、関係機関との緊密な連携のもと、きめ細かな支援に取り組んでいく必要があることから、同じ境遇を持つ退所者が集まり、「食」等のテーマを通じて他者と繋がることのできる居場所を青少年活動センターにおいて提供し、施設等退所者の孤立化を防ぐための取組を進めております。

③ 加えて、平成30年4月には、新たな支援策である京都市社会的養護自立支援事業として、各児童養護施設等に自立支援コーディネーターを配置したところです。

さらに、修学困難な生徒に対する奨学費として設置している山下奨学基金を活用して、退所後も親元に帰れない等の理由により、経済的に困窮している者に対して奨学費を支給し、進学を後押しする「児童養護施設等退所者奨学費支給事業」を実施しております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(平成31年度予算額)

・児童養護施設入所児童等支援事業	17,934千円
・児童養護施設、障害児通所施設等運営	9,896,610千円
・民間社会福祉施設単費援護	146,767千円
・児童養護施設退所者等支援	31,715千円
〔うち 社会的養護自立支援事業	28,715千円〕
〔 児童養護施設等退所者修学費支給事業	3,000千円〕
・社会的養護関係施設機能強化補助事業	22,500千円

(経過・これまでの取組等)

平成4年度	児童養護施設等退所児童就職・就学支度金支給事業開始 母子生活支援施設退所者住宅支度金支給事業開始
平成20年度	身元保証人確保対策事業開始
平成22年度	児童養護施設入所児童及び退所児童に対する自立支援事業開始
平成26年度	児童養護施設退所児童等進学支援事業開始
平成28年度	養護施設・母子生活支援施設退所者支援事業における就職・就学支度金及び児童養護施設退所児童等進学支援事業について、母子生活支援施設及び児童心理治療施設への適用を開始 貧困家庭の子ども・青少年に係る実態調査
平成29年 3月	「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定
6月	児童養護施設退所者等支援事業実施 (次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	185
要 望 内 容	回 答		
	6月 ～7月	施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査	
	11月～	施設退所者等を対象とした交流事業を青少年活動センターにおいて実施（以降毎月1回実施）	
	平成30年 3月	施設等退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」を発行し、入所者や退所者に配布	
	4月	社会的養護自立支援事業開始 （自立支援コーディネーターの配置、居住費の支給等）	
	6月	児童養護施設等退所者修学費支給事業開始	

要 望 内 容

回 答

186 里親の対象を大学卒業まで拡充し、里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者をおくこと。

① 児童福祉法による里親への措置委託については、措置延長を含め満二十歳までとなっています。平成30年4月からは京都市社会的養護自立支援事業を開始し、措置解除後大学等に進学し支援が必要な、里親宅に居住を続ける者は、居住・生活費支援事業により、原則22歳まで支援が受けられるようになっております。

② 里親支援の取組については、賠償保険の公費負担や里親のレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施により、支援の充実を図っているところです。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や出前講座等を行っており、市民向け里親公開講座の開催や広報啓発活動については里親会と協力して実施しているところです。

③ 平成25年度からは、乳児院（1箇所）及び児童養護施設（3箇所）に里親支援専門相談員を配置し、平成26年度には京都市が所管する全ての乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）に配置を拡大するなど、施設による里親支援体制の充実を図っております。

④ 平成28年度に児童福祉法が改正され、平成29年度から、里親開拓から自立支援まで一貫した里親支援が児童相談所の業務として位置づけられるとともに、養子縁組里親が法定化される等、里親制度の充実を踏まえて、本市においても里親担当主席（兼務）を中心に、里親委託等の推進を図ってまいります。

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センター運営 3 8 8, 6 7 1 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始</p> <p>平成 2 3 年度 里親支援事業開始</p> <p>平成 2 4 年度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員（兼任 1 名→兼任 2 名）</p> <p>平成 2 5 年度 乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員配置 ※平成 2 5 年 9 月からはさらに児童養護施設 1 箇所に配置</p> <p>平成 2 6 年度 市所管乳児院（2 箇所）及び児童養護施設（7 箇所）の全てに里親支援専門相談員を配置</p>		

要 望 内 容

回 答

187 乳幼児健診については午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。

① 乳幼児健診については、従事可能な医師を確保するため、午後の時間帯に実施している場合がありますが、地域の子育て支援機関と連携した子育て情報の提供等、待ち時間の有効活用に努めながら、子どもの普段の様子や相談したいこと等について、あらかじめ保護者に記入をしていただいた質問票をもとに、問診、診察及び個別相談等を通じて総合的かつ正確な健診を実施しております。

② また、5歳児健診については、平成21年3月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」において、5歳児健診の実施の有無に関わらず、地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制の整備が求められているところです。

③ 本市においては、定期の健診終了後も保護者から相談があった際は心理発達相談につなげ、相談結果に応じ、継続的な心理発達相談の実施や、早期療育の必要性の観点から、必要時は速やかに精密検査を促す等の対応に努めております。

(平成31年度予算額)

・乳幼児健康診査 113,844千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	187
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和37年～ 順次、4箇月児健診、8箇月児健診、1歳6箇月児健診、3歳児健診を開始</p> <p>平成25年度 発達障害等の早期発見及び必要な支援につなぐために乳幼児健診の見直しを実施</p> <p>平成26年7月 上記の見直しについて運用開始。自閉症、広汎性発達障害の早期発見を目的に米国で開発されたスクリーニング項目であるM-C HATを、1歳6箇月児健診に導入</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	188
要 望 内 容	回 答		
<p>188 障害児相談支援事業について、以下の改善をはかること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センター及び保健福祉センターで支援計画を策定し、公的責任を果たすこと。 ・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合の負担軽減を図ること。 	<p>① 障害児通所支援事業の利用については、児童福祉法により相談支援事業所が作成する支援計画又は利用者自身が作成するセルフプランが必要であると定められており、障害児相談支援事業所でのプラン作成を進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後とも、障害児相談支援事業所による専門的な見地に基づいた、適切なサービスの提案やモニタリングを受けることが重要であるという認識のもと、平成30年度（2018年度）から実施している障害のある児童に係る実態把握の調査結果を踏まえ取り組んでまいります。</p> <p>② 障害児通所支援事業等については、国が示した費用負担の上限額について、所得に応じた本市独自の費用負担の軽減策を実施しているところです。</p> <p>また、2019年10月からは、幼児教育・保育の無償化が予定されており、障害児通所支援事業についても無償化の対象とされていることから、こうした国の動向を注視し、適切に対応してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	189
要 望 内 容	回 答		
<p>189 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること。</p>	<p>① 児童発達支援など障害児通所支援事業につきましては、国制度に基づき、運用しているところであり、本市独自の運営保障等を実施することは、本市の財政状況を踏まえると、非常に困難です。</p> <p>② 発達検査については、児童福祉センターにおいて業務改善等に取り組むとともに、療育施設や教育委員会等と連携し、協力を得ながら、待機期間の短縮に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、関係機関との連携及び協力を行い、発達検査の待機期間短縮に向け、努めてまいります。</p> <p>③ 重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童への支援に当たっては、平成28年度から重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金に加え、児童通所支援事業所の従業員に対し、喀痰吸引第3号研修の受講費用を補助する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金を設けており、重症心身障害児、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児が安心してサービスが受けられるよう、様々な形態のサービス提供体制整備を検討してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助 7,916千円 ・喀痰吸引等研修受講支援事業補助 150千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	190						
要 望 内 容	回 答								
<p>◆障害者福祉の充実を</p> <p>190 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し、負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。</p>	<p>① 国においては、障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」が平成25年4月から施行されており、原則応能負担となっております。本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し、必要な意見を述べてまいります。</p> <p>② 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成31年度も継続して実施してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続</td> <td>336,373千円</td> </tr> <tr> <td> 内訳 保健福祉局分</td> <td>218,026千円</td> </tr> <tr> <td> 子ども若者はぐくみ局分</td> <td>118,347千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成30年6月 平成31年度国への要望（平成22年から毎年実施）</p>			・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続	336,373千円	内訳 保健福祉局分	218,026千円	子ども若者はぐくみ局分	118,347千円
・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続	336,373千円								
内訳 保健福祉局分	218,026千円								
子ども若者はぐくみ局分	118,347千円								

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
<p>191 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について、条件を大幅に緩和して周知を図ること。 ・介護保険優先の原則を廃止するよう、国に求めること。 	<p>① 障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第7条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。</p> <p>② また、国においては、これまで障害福祉サービスを利用されていた方の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、平成30年4月施行の障害者総合支援法改正で、65歳に達する前に5年以上、定められた障害福祉サービスを利用していた障害のある方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を償還する制度を設けております。</p> <p>③ 一方、障害のある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が、介護保険サービスでは受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給をすることができるとされているため、本市においては一定の基準を定めて対応しております。ただし、国において明確な取扱基準が定められておらず、各自治体によって基準が異なっているため、国に対して、明確な基準を示すよう要望しております。</p> <p>④ さらに、本市では障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象年齢となった際、制度の理解や利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、平成26年度から京都市障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置し、現状の課題や対応策等について検討しているところです。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	192
要 望 内 容	回 答		
<p>192 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。</p>	<p>① 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については地域生活への移行を進めており、入所施設の増設予定はありません。</p> <p>地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホームについては、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や、開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供等、設置促進に取り組んでまいります。</p> <p>② 短期入所については、平成30年度はこれまで3箇所（4床）の事業所が開設しております。今後も事業者に対して設置促進の働き掛けを行ってまいります。</p> <p>③ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者共同生活援助事業所整備助成 37,100千円 ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 1,643千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 3
要 望 内 容	回 答		
1 9 3 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。	<p>① 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護、行動援護及び重度訪問介護に準じた取扱いを行っております。</p> <p>② 施設入所者の外出支援は、当該入所施設で対応されるべきものとして報酬上の評価がされており、重複報酬を避けるため、原則として同行援護、行動援護及び重度訪問介護の利用は対象外となっておりますが、一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない日は利用することが可能とされており、移動支援においても同様の取扱いです。</p> <p>③ 国の通知において、給付できる日常生活用具については、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされており、パソコンについては、上記の要件を満たさないものと考えており、日常生活用具の対象に加えることは困難です。</p>		

要 望 内 容

回 答

194 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神的・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいように、スポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。

① 障害者スポーツ施設は、障害者スポーツセンター（左京区）、障害者教養文化・体育会館（南区）の2施設を拠点に、スポーツを通じ、障害のある方の健康づくりや、社会参加、障害の有無を問わない幅広い方々の交流等、障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種別、等級を問わず、その振興に取り組んでおります。

また、全京都障害者総合スポーツ大会や全国車いす駅伝競走大会を関係団体と連携して開催し、より多くの方がスポーツに参加できる機会を提供してまいりました。2020東京オリンピック・パラリンピック等を契機とし、更に多くの障害のある方にスポーツや体を動かすことの楽しさを知ってもらう取組を充実し、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を目指すために、幅広く障害者スポーツを体験できる機会を設けてまいります。

② なお、本市の厳しい財政状況から、障害者スポーツ施設の増設については困難であり、今後も2つの施設を拠点に障害者スポーツの振興を図ってまいります。

③ 障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館に、宿泊機能を付加する予定はありませんが、駐車場設備を含め障害のある方が利用しやすいような施設のあり方を検討してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	194
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興 6,213千円 ・障害者スポーツ振興 4,994千円 ・全国車いす駅伝競走大会 16,901千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	195
要 望 内 容	回 答		
195 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。	<p>① 手話通訳者養成事業を引き続き実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座も継続して実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。</p> <p>② また、手話通訳者派遣事業をはじめとする各種派遣事業についても引き続き実施し、聴覚に障害のある方への利用を促進するとともに社会参加の機会を保障してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発、聴覚障害者の社会参加推進に関する事業の実施 62,866千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年4月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」施行</p> <p>平成29年3月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	196
要 望 内 容	回 答		
196 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。	<p>① 福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証の適用地域まで拡大することについては、交付者の負担がない現行の制度では多額の経費を要するため、本市の厳しい財政状況の中、実施は困難です。</p> <p>② 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しておりますが、磁気カードは、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うことや介護者への交付の在り方といった課題があり、負担金を伴わない現行制度の中、導入は困難と考えております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1,307,641千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	197												
要 望 内 容	回 答														
197 重度心身障害者医療費助成制度，重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。	<p>① 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては，本市の厳しい財政状況において，実施は極めて困難です。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・重度心身障害者医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>2,334,085千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>31,047千円</td> </tr> <tr> <td>・重度障害老人健康管理費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,367,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>16,422千円</td> </tr> </table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,334,085千円		事務費	31,047千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,367,000千円		事務費	16,422千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,334,085千円													
	事務費	31,047千円													
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,367,000千円													
	事務費	16,422千円													

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 9 8 福祉タクシーのチケットは、使いやすい金額に改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。</p>	<p>① 重度障害者タクシー料金助成事業については、これまで、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的・継続的に運営するための見直しを行ってきております。</p> <p>当事業は、国や都道府県からの補助金等のない本市独自事業であり、助成額の増額については多額の財政的負担増を伴うため、本市の厳しい財政状況から極めて困難であると考えております。</p> <p>利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者タクシー料金助成事業 1 7 0, 3 7 5 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大(精神障害者保健福祉手帳 1 級も対象)</p> <p>助成額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→ 5 0 0 円 ・利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可 		

要 望 内 容

回 答

◆生活保護・生活支援の充実を

199 憲法25条に基づく生活保護行政を行うこと。

- ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
- ・申請権を保障すること。生活保護申請用紙としおりを保健福祉センター窓口置くこと。
- ・生活保護制度について市民しんぶん等に常時紹介し、周知をはかること。
- ・生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について、十分な配慮を行うこと。
- ・保護期限を定めた「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
- ・ジェネリック薬品への移行を強制しないこと。
- ・高齢加算の復活を国に求めること。
- ・必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
- ・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
- ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。
- ・資産調査を強要しないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。
- ・夏季歳末見舞金を復活すること。

① 生活保護基準は、憲法25条の生存権を保障するため、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。

平成30年10月の見直しについては、一般低所得世帯（下位10%）の消費水準と保護基準との均衡を図るという基本的な考え方のもと、同部会における議論等を踏まえ、引下げ幅を5%以内にとどめるとともに、平成30年10月から3年間をかけて段階的に実施されるなど一定の配慮がなされた適切なものと考えていることから、国に対して引き上げを求めることは考えておりませんが、今後とも、国の動向を注視しつつ、適正な制度運営の確保に努めてまいります。

② 本市では、専任の面接員を市内全保健福祉センターに配置し、保健福祉センターに相談に来られた方の困っておられる状況を詳しくお聴きし、利用できる施策等を案内するとともに、生活保護制度についてもしおりを交付して説明し、保護を受給するうえで発生する様々な義務や制約についても理解いただいたうえで、保護の申請をされるかどうかを判断していただいております。そのため、生活保護の申請書は、カウンター等に置くのではなく、御事情を詳しく聴かせていただき、必要な情報をもれなくお伝えしてから申請していただくため、面接室に準備させていただいております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 9
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。 ・捕捉率を上げるために推計値を公表し、必要な対策を行うこと。 ・中高校生への学習援助をはじめ、支援を強化すること。 	<p>③ 生活保護制度については、生活にお困りの方が保健福祉センターに相談していただく機会が失われることがないように、その周知方法については適宜点検してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成25年2月以降発行分）において、『生活に関するご相談』先として各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課を御案内するとともに、生活保護制度の説明を掲載させていただいております。</p> <p>また、本市の市民しんぶんについては、市政の大きな変更や、臨時・随時のイベント等を広く市民に周知することを趣旨・目的として作成しているものであり、生活保護制度のように、従来から継続している制度を掲載することは、その趣旨になじまないものと考えております。</p> <p>④ 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。</p> <p>なお、働く力があるにもかかわらず、理由なくその活用を怠る場合は、生活保護法第27条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。</p>		

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

⑤ 医療費の一部負担については、医療扶助の適正化に向け患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただく効果的な手法と考えられ、制度導入の可否等について議論することは重要であると考えられますが、本市においては、実際に一部自己負担を導入した場合の受給者の方々の家計への影響や、医療機関や保健福祉センターにおける事務的な負担等を総合的に勘案し、制度導入に向けた積極的な提言は行っておりません。

⑥ 平成30年10月の生活保護法改正により、医師又は歯科医師が使用可能と認めるときは、後発医薬品を処方するものとされました。生活保護受給者が後発医薬品の使用に不安を感じる場合等は、医師又は歯科医師に御相談いただくか、薬剤師を通じて疑義照会していただくなどにより、先発医薬品の処方を検討することができます。

⑦ 老齢加算の廃止につきましては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論を踏まえて決定されたと聞いており、直ちに廃止するのではなく3年間で段階的に引き下げ廃止するという激変緩和措置が設けられたことなどから、一定の配慮が行われたものと考えており、本市として、これを元に戻すよう求めることは考えておりません。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 9 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑧ 本市では、常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合は職権による保護を検討するなど、今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。</p> <p>⑨ ケースワーカーの配置については、適切な自立支援をより一層推進していくため、厳しい財政状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置することとし、さらに、大規模区には担当課長を配置する等、ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。</p> <p>⑩ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。</p> <p>⑪ 生活保護の実施要領において、要保護者の方からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなっております。</p> <p>これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うためと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めているところですが、その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。

保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらず、保有することが可能であるとされており、生活保護受給者の方の預貯金を一律禁止するものではありません。

⑫ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は既に達成されたと考えられること、また本市の極めて厳しい財政状況から、夏季歳末見舞金を復活することは考えておりません。

⑬ 医療証方式では、保健福祉センターとして受診者の医療の要否が事前に確認できない、適切な受診先医療機関の選定を行うことができないといった問題があることから、同方式の導入については、国において慎重に検討されるべきものと考えております。

⑭ 生活保護制度の捕捉率に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきものであり、本市として独自に調査することは考えておりません。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑮ 本市においては、家庭環境や学習面で課題を抱える中学生等を対象とした学習会を、市内全区・支所管内において、18箇所で開催しております。平成30年度からは、一部実施箇所での長期休業中における集中学習会の実施や、開催回数の拡充を行っております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護扶助費 72,735,000千円 ・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 17,279千円【充実】 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	200
要 望 内 容	回 答		
200 市民のいのちを守るために、電気・ガス・水道料金滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。	<p>① 生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区の社会福祉協議会やハローワーク、また、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員などはもとより、上下水道局とも協議を行うなど、生活困窮者支援制度について周知を図り、関係機関との連携体制を構築しております。</p> <p>② 平成30年11月には、生活困窮者の全庁研修会を開催し、各窓口で生活困窮者を把握した場合、生活困窮者自立支援制度を積極的に利用勧奨するよう、連携を図りました。</p> <p>③ 今後とも、各区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、市民の方からの相談を受け付ける様々な関係機関や事業所に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、生活困窮者の把握や早期支援につなげていけるように努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・生活困窮者自立支援事業 33,432千円</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 1
要 望 内 容	回 答		
2 0 1 生活困窮者に対する上下水道料金の福祉減免制度を創設すること。	<p>① 水道料金及び下水道使用料の生活困窮者等への福祉減免制度の創設については、特定の利用者の料金を減免することにより他の利用者とその負担を転嫁することになることから、料金負担の公平の原則の下、実施する考えはございません。</p> <p>② また、生活保護制度では、生活扶助の支給内容に水道料金及び下水道使用料をはじめとする光熱水費が含まれており、生活保護世帯に対する減免を行う必要はないものと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

202 ホームレスの定期的な実態調査を行い、生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。

- ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
- ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- ・中央保護所については市の所有を継続し、引き続き市民のための公的施設として活用すること。救護施設については、利用者が活動しやすいよう設置場所を見直すこと。
- ・緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人を利用できるよう個室化をはじめ施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。

① 本市においては、年に一度、国からの依頼に基づき、ホームレスの方に関する実態調査を行っており、その実態把握に努めております。

また、ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で、その方に適した支援方針を定めております。このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については、速やかな居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。

② 自立支援センターについては、実態に即した定員設定や支援体制等の整備を行い、ハローワークとの連携による就労支援等に取り組んでいるところです。今後、入所者の住環境の改善を図るとともに、就労による意欲や能力を持っているホームレスに対して、就労による自立に向けた支援を進めてまいります。

③ 本市のホームレス支援を推進していくに当たっては、ホームレスを支援する民間団体等が有するノウハウ等を活用し、連携して取り組むことが重要であると考えております。引き続き、事業委託等の形で民間団体等と連携を深めてまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	202
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 中央保護所については、引き続き、指定管理者と連携し、入所者の自立の支援に取り組みますが、近年、ホームレスが抱える課題が複雑化してきていることに対応できるよう、民設民営による一時宿泊機能を備えた救護施設への転換を図ってまいります。</p> <p>なお、救護施設等の整備用地については、民間の事業者が確保することとしております。このほど事業者から提案のあった用地について、地域住民の理解が得られるよう、丁寧に説明してまいります。</p> <p>⑤ 緊急一時宿泊事業については、現在、民間の宿泊施設を借り上げて実施しておりますが、施設の住環境等に課題を抱えていることから、今後、現施設の課題の解消を図るため、より一層利用しやすい施設となるよう検討してまいります。また、就職活動等の理由により日用品が必要な利用者の方に対しては、必要に応じて日用品を現物で支給しております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス自立支援センター事業 43,857千円 ・中央保護所運営経費 102,848千円 ・宿泊援護事業 112,116千円 ・保護施設整備補助 129,200千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 3
要 望 内 容	回 答		
2 0 3 市営葬儀事業を復活させること。	<p>① 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とこととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 4
要 望 内 容	回 答		
2 0 4 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。	<p>① 夏季歳末特別生活資金貸付事業は、本市の単独事業として実施しており、無利子・無担保・無保証人という極めて利用し易い条件のもと御利用いただいているのであります。</p> <p>本制度が貸付限度額や貸付条件の点で、他都市と比べても充実した内容となっていること、また、本市の財政状況が厳しいこと、利用実績が減少していることを勘案いたしますと、限度額の引上げや事業の通年化の実施は困難であります。</p> <p>② 生活保護受給者については、生活保護法の適用により最低生活が保障されているため、貸付の対象とする考えはありません。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季歳末特別生活資金貸付 6 0, 0 0 7 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 8 年度 貸付件数 9 8 6 件 貸付金額 6 1, 2 9 6 千円 ・平成 2 9 年度 貸付件数 8 6 9 件 貸付金額 5 1, 3 2 5 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 5
要 望 内 容	回 答		
2 0 5 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを講じること。	① 生活福祉資金貸付制度は、京都府社会福祉協議会が実施主体であり、審査についても京都府社会福祉協議会において実施されております。今後も制度の円滑な運営のため、必要な働きかけを行ってまいります。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 6
要 望 内 容	回 答		
2 0 6 各内職会の補助金削減をしないこと。年度当初に交付すること。内職の条件を生かした働き方を考慮し、認定基準を拡充し、支援を強めること。	<p>① 本市では、これまでから要綱に基づき、各内職会の運営事務費に対し、補助金を支出してきておりますが、依然として厳しい本市財政状況や内職就労を取り巻く状況に鑑み、補助金支出の必要性を含め検証し、団体の自助努力による存続が可能となるよう団体とも協議しながら、見直しを行ってまいります。</p> <p>② 内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制および財政基盤を有していることが求められますので、拡充することは考えておりません。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内職授産事業 1, 0 0 0 千円 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2] 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>2 0 7 教育予算を増額し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、義務標準法・高校標準法の改正を求め、市独自の予算で小学校3年生の35人学級を実現すること。 ・すべての小学校で、3年生以上に専科教育を実施すること。 ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。 ・学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。 ・老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。 ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。 ・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。 	<p>① 本市では、小学1年生については、国に先行して平成15年度（2003年度）から市独自予算による35人学級を実施しており、平成23年度（2011年度）には法制化も実現しました。引き続き、本市が平成16年度（2004年度）から市独自予算により実施している小学校2年生の35人学級についても学級編制の安定的な実施のために、早期法制化を強く要望してまいります。</p> <p>小学3年生の35人学級については、本市の厳しい財政状況の下、独自実施は困難であり、今後とも、国に対して定数改善の実施について強く要望してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準を上回る少人数教育の推進 4, 0 3 5, 5 6 9千円 <p>② 小学校での専科教育については、教科指導の充実と教員の負担軽減に向け、平成11年度（1999年度）から専科非常勤講師を独自予算により配置し、専科教育（音楽・図工・体育・家庭・算数・理科・英語のうち1教科）を実施しており、平成30年度（2018年度）からは、これまで原則6年生としていた対象学年を5年生に拡大しております。今後も、国に対し定数改善を引き続き要望するとともに、効果的な人員配置に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	207
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 子どもたちが最も身近に本や資料にふれることができるよう、学校図書館の読書センターとしての機能はもとより、学習・情報センターとしての機能を充実させるため、司書や司書教諭の資格を有する「学校司書」を、平成21年度（2009年度）から各校に配置し、平成27年度（2015年度）には、配置が必要な全小・中・総合支援学校への配置を完了しております。今後、2020年度を目途として、全小・中・総合支援学校へ複数日配置の実現を目指してまいります。なお、専任化については、国の財源措置が必要であり、要望してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・学校司書配置事業 173,660千円</p> <p>④ 学校経常運営費については、本市の財政状況が極めて厳しい中、この10年間は同水準を確保しております。また、光熱水費は平成16年度（2004年度）以降、15年間同水準を維持するとともに、猛暑などに対応するため必要な追加配分を実施しております。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・学校経常運営費 4,014,717千円</p> <p>⑤ 本市では、パブリックコメントを通して、学校関係者やPTAをはじめとする、幅広い層の市民の御意見を踏まえ、平成29年（2017年）3月に「京都市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、その中で本市におけるこれまでの統合校や</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	207
要 望 内 容	回 答		
	<p>長寿命化事業・校舎増築事業など施設整備における実例を反映した今後の学校施設の整備水準を定めております。</p> <p>また、平成30年（2018年）1月には、同基本計画を踏まえた具体的な「行動計画」を策定したところであり、本行動計画においても、文部科学省の「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」で示された先進的なモデルケースなどを踏まえた整備水準を基本とすることとしております。</p> <p>なお、平成30年度（2018年度）から、本基本計画並びに行動計画に基づき、校舎の構造躯体である壁などの耐久性を確認する「構造躯体の健全性調査」を実施しております。</p> <p>今後とも、基本計画並びに行動計画の下、長寿命化改修の実施に向け、可能な限り財政支出の平準化を図りつつ、取組の推進に努めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改修を核とする学校施設マネジメントの推進（構造躯体の健全性調査） 9,800千円 <p>⑥ 本市では全国に先駆け、小中学校全ての普通教室の冷房化を完了し、特別教室への空調設備についても、コンピューター室のほか、平成14年度（2002年度）に図書館、平成25年度（2013年度）には第一音楽室への設置を完了しており、全国平均を上回る状況です。</p> <p>その他の特別教室については、校舎の改築やリニューアル改修等、効率的に整備できる機会を捉えて進めてまいります。また、体育館の空調設置については、高額 (次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>の予算を伴うため、現時点で設置する計画はございませんが、「防災機能強化型体育館」整備においては、外断熱や複層窓ガラスによって暑さ寒さを緩和し館内温度の安定化を図るとともに、立地条件等で通風が十分確保できない場合には、エア搬送ファンを設置しております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場老朽化等対策改築事業 6 9 9 , 4 0 0 千円 ・体育館防災機能強化リニューアル事業 9 7 4 , 9 0 0 千円 <p>⑦ 学校のトイレについては、全面的な改修である「快適トイレ整備事業」と併せて、洋式トイレの設置要望や学校施設の地域利用・災害時の利用等に対応するため、2 0 2 3 年度末までに全市平均の洋式化率を 6 0 % 以上に引き上げるよう、便器の洋式化に特化した改修も実施しており、平成 3 0 年度 (2 0 1 8 年度) 末で約 5 7 % となる見込みです。平成 3 1 年度 (2 0 1 9 年度) 以降も、国への財源確保を求めながら、取組を進めてまいります。</p> <p>トイレの増設については、その必要度や施設の状況を勘案し検討してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適トイレ整備事業 3 6 6 , 0 0 0 千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	208
要 望 内 容	回 答		
208 学校公演に対する補助事業創設や鑑賞の機会の拡大など、子どもたちが、演劇や音楽などの文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。	<p>① 本市では、「古典の日に関する法律」、「第2期 京都文化芸術都市創生計画」、「京都文化芸術プログラム2020+」等に基づき、子どもたちの文化力育成のため、「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業、「京都・和の文化体験の日」事業、「京の「匠」ふれあい事業」のほか、京都芸術センターにおいて、公益財団法人京都市芸術文化協会との共催により、「夏休み芸術体験教室」や「冬休み芸術体験教室」を実施しております。</p> <p>② 加えて、平成31年度は、日常生活の中で伝統文化に触れる機会を創出し、未来の「担い手」、「支え手」の育成に繋げていくことを目的に、子どもたちが能楽の謡の合唱に取り組む「子ども能楽大連吟（仮称）」事業を新たに実施してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都・和の文化体験の日の実施 5,093千円 ・ 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 26,176千円 ・ 芸術文化協会事業助成 24,824千円 ・ 京都芸術センター運営 129,391千円 ・ 子ども能楽大連吟（仮称）の実施 4,000千円【政策的新規・充実】 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 0 9
要 望 内 容	回 答		
2 0 9 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。	<p>① 全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し、指導改善に活かせる有意義なものとして認識しております。</p> <p>本市では、教育委員会から全市の平均点や分析結果などを公表するとともに、各校においても自校の子どもたちの観点別の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し、授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。</p> <p>今後とも有効に活用するとともに、学校の序列化や過度な競争につながることはないよう配慮してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

210 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。

① 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が50万7,000円（世帯年収910万円程度）以上の世帯については授業料を徴収することとなっており、所得制限の導入は、限られた予算の中で、低所得者世帯への経済的支援の一層の拡充を図るためのものと考えております。

また、前述の世帯以外については、国の「高等学校等就学支援金制度」に基づき公立高校の授業料は市府ともに徴収しておりません。

加えて、府においては「あんしん修学支援制度」により、年収が500万円未満程度の世帯では私立学校授業料の実質無償化が、また生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度が設けられるなど、高校生が安心して進学できるよう手厚い支援が行われているところです。

今後とも、国の動向を注視しつつ、引き続き、支援のより一層の充実や、経済的な負担軽減などを国及び京都府に対して要望してまいります。

② なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、京都府の権限と責任の下に検討されるものと認識しています。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	210
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年度～ 「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯…授業料全額無償化 ・年収500万円未満程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> …府内平均授業料(65万円)まで実質無償化 ・年収500万円～900万円程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> (平成26年度からは910万円以下) …年間168,800円を負担 <p>平成25年11月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>平成26年 4月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」を施行</p> <p>平成30年 7月 所得制限の基準が変更</p> <ul style="list-style-type: none"> (平成30年6月支給分まで)市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯 (平成30年7月支給分から)都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が50万7,000円未満の世帯 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
2 1 1 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。	<p>① 平成 2 6 年度から、複数回の受検機会や、複数校志願を可能とするなど、進路保障も十分に踏まえた新しい教育制度の下、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜を実施しております。</p> <p>② 全日制の公立高校に入学した全ての高校生とその保護者を対象に実施したアンケート調査結果によると、新しい教育制度について、肯定的な意見が約 9 割を占めており、評価・理解いただいたと判断しております。</p> <p>また、中学校からは、「中学生が将来の夢や希望を見据え、志望する高校の合格に向けて意欲的に学習に取り組んでいる」、高校からは、「入学後、生徒がこれまでより、いきいきと目的意識を持って充実した高校生活を送っている」などの報告がなされるとともに、中退者数も減少傾向が続いており、新制度は着実に定着してきていると考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 6 月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置</p> <p>平成 2 4 年 8 月 「まとめ」が提出</p> <p>1 1 月 「まとめ」に対する市民意見募集</p> <p>平成 2 5 年 1 月 「新しい高校教育制度」を府・市両教育委員会にて策定</p> <p>平成 2 6 年 2 月 「平成 2 6 年度京都府公立高等学校入学者選抜（前期選抜）」を実施</p> <p>3 月 「平成 2 6 年度京都府公立高等学校入学者選抜（中期選抜）」を実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	212																		
要 望 内 容	回 答																				
212 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。	<p>① 平成30年度（2018年度）入学者選抜においては、京都市内に位置する公立夜間定時制で約140名の欠員が生じております。そうした状況の中でも、平成31年度（2019年度）の定時制の募集定員については、市府協調の下、定時制希望者に対して十分対応できるよう、前年度と同数としております。</p> <p>② また、伏見工業高校定時制と西京高校定時制の再編・統合による創設を目指す新定時制単独高校については、中学校、生徒、保護者など幅広い意見を聞きながら、2021年度開校に向け具体的取組について検討を進めています。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新定時制単独高校開校準備室設置・運営 3,900千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成26年</td> <td>7月</td> <td>「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>3月</td> <td>「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に対する市民意見募集</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月</td> <td>「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>			平成26年	7月	「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定		10月	「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置	平成27年	3月	「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に対する市民意見募集		7月	「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成		8月	「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定		9月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置
平成26年	7月	「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定																			
	10月	「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置																			
平成27年	3月	「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に対する市民意見募集																			
	7月	「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成																			
	8月	「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定																			
	9月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置																			

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	212
要 望 内 容	回 答		
	平成28年12月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)作成	
	平成29年 1月～	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)に対する市民意見募集	
	6月	「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ策定	
	平成29年度～	「新定時制単独高校の創設に係る開校準備チーム」設置	

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
2 1 3 すべての市立高校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進すること。	<p>① 市立学校においては、これまでからすべての人が利用しやすい学校をめざし、増改築工事の実施にあわせてエレベーターの設置等のバリアフリー化を進めており、高校については、全9校のうち6校にエレベーターを設置しております。</p> <p>② 未設置校である銅駝美術工芸高校、塔南高校については、これまでから学校の要望等を踏まえ、必要に応じてトイレの洋式化等の改修を進めておりますが、校舎移転の計画があることから、新校舎の整備計画の中で、エレベーター設置を含むバリアフリー化の推進を図ってまいります。</p> <p>③ また、紫野高校については、現時点において増改築等の計画はありませんが、多目的使用のトイレの改修や、段差解消のための修繕、車いす用階段昇降機の設置等、適宜改修等を行っており、引き続きバリアフリーに配慮しながら、必要に応じて改修等を行ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

214 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。

① 体罰については、生徒指導や指導力向上の研修を行う中で、教員一人一人の意識改革と指導力の向上及び組織的な生徒指導体制の確立を図るなど、根絶に向けた取組を推進してきたところであり、今後とも、その充実に努めてまいります。

② いじめをはじめ、暴力、学級崩壊等の教育課題の解決に向けては、年2回の記名式アンケートの実施や、本市独自に開発した「クラスマネジメントシート」の活用により、児童生徒の個々の状況や学級の課題等について、教職員間の情報や課題の共有を図ってまいります。

また、多様化する問題行動に対しては、各校のいじめ対策委員会や生徒指導委員会等で指導方針を検討・共通理解するとともに、全教員へ配布している本市独自の「生徒指導ハンドブック」や、全市立学校の児童・生徒及び保護者へ配布している「いじめ防止啓発パンフレット」も活用し、迅速かつ組織的に対応できる体制を整えており、引き続き、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底してまいります。

③ さらに、深刻化する青少年の非行や薬物乱用の防止については、引き続き非行防止教室と薬物乱用防止教室を全小・中・高等学校で実施してまいります。

引き続き、京都府警察など関係機関との緊密な連携の下、学校への支援に努めてまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 5 年 6 月 クラスマネジメントシート活用マニュアルを全市小中学校へ配布 教職員向けの説明会を実施(～7月)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	215
要 望 内 容	回 答		
215 スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、配置日数を増やすこと。	<p>① きめ細かな支援の充実や一層の体制強化に向けて、平成30年度は、全ての小・中・高・総合支援学校への配置が完了しているスクールカウンセラーの配置時間数の拡大を進め、スクールソーシャルワーカーについては、平成31年度に更に配置拡充し、「京プラン実施計画 第2ステージ」の目標である全中学校区への配置を1年前倒しで実現するなど、引き続き、よりきめ細かな支援の充実や一層の体制強化に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置 88,873千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	216
要 望 内 容	回 答		
216 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>① 総合支援学校高等部職業学科の定員については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、順次拡大してきたところであり、職業学科定員は開設当時の約2倍（92名/学年）となっております。</p> <p>② 卒業後の進路保障については、企業就労をはじめ、就労移行支援事業所、就労支援A型・B型事務所への福祉就労、進学など、一人一人のニーズに応じた進路の実現を目指し、産業界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。とりわけ、就労に向けては、職業学科では3年間で30週程度の実習を行う「デュアルシステム」を推進するとともに、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等が参画する「巣立ちのネットワーク」においても、進路開拓やアフターケア等の取組を進めております。今後とも個別の包括支援プランを活用しながら、生徒一人一人の進路希望の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校 （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p><総合支援学校高等部職業学科の定員拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 48名 → 60名 ・平成23年度 60名 → 72名 ・平成25年度以降 72名 → 92名 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	217
要 望 内 容	回 答		
217 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。	<p>① 総合支援学校の施設整備については、旧学習施設（楽只，壬生）や旧福ノ川保育所等の既存施設の活用を図るとともに、東山総合支援学校の新設や、新校舎増築など、充実に努めてきたところです。現時点においては、新たな総合支援学校を設置する考えはありませんが、総合支援学校児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、呉竹総合支援学校の再整備など、引き続き、児童生徒数の推移を注視し適切に対応してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・学校増収容・老朽化対策 304,228千円 （うち 呉竹総合支援学校 解体工事・基本設計等 183,268千円）</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校 （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p>平成26年2月 北総合支援学校新校舎増築 3月 西総合支援学校新校舎増築</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
2 1 8 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。	<p>① 育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名であっても地域の小中学校に設置してきたところです。また、国から配当された教員定数のなかでの難聴学級等で柔軟な学級編成、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行っており、今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に努めるとともに、引き続き、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>2 1 9 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。</p>	<p>① 発達障害等支援の必要な児童・生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校においては、国から配当された教員定数の活用により、また、幼稚園においては、本市独自予算により非常勤講師を配置しているほか、総合育成支援員を必要とする全学校・園に配置するとともに、支援を要する児童・生徒の実態や人数に応じて追加配置をしております。</p> <p>今後とも、支援の在り方を工夫・検討を重ね、きめ細やかな対応ができるよう努めるとともに、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>② LD等通級指導教室については、国からの定数措置のもと、現在、政令市トップとなる小学校66校、中学校20校、高等学校1校の計87校に設置しており、今後とも、普通学級に在籍する発達障害等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に向け、定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・総合育成支援員配置 263,485千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	220
要 望 内 容	回 答		
220 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。	<p>① 「教員評価に基づく給与査定」については、発揮された能力や業績を認め、処遇上も報われることにより、職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につなげるものであり、管理職については、京都府と同時期の平成21年12月から、一般教職員についても、京都府と同じく平成25年4月から教員評価を給与に反映しております。また平成28年4月には地方公務員法が改正され、人事評価を任用・給与などの人事管理の基礎として活用することが、より一層強く求められており、今後とも、制度の適正な実施に努めてまいります。</p> <p>② 教育実践功績表彰等については、一部の教職員を対象としたものではなく、全ての教職員を対象とし、教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり、今後とも、「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めてまいります。</p> <p>③ 指導力や資質に課題のある教職員に対しては、子どもや保護者及び市民から信頼される学校教育の実現のため、継続的に学校へ訪問し指導を行うなど、適切に対処していく必要があることから、教育公務員特例法に基づき、指導が不適切な教諭等の認定及び指導の改善の程度に関する認定を行っております。</p> <p>これらを行うに当たっては、同法及び指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則に基づき、保護者や専門家、教育関係者から構成される京都市教員指導力判定委員会の意見を聴くこととされております。また、京都市教職員資質等判定委員会については、京都市職員の分限に関する条例に基づき、公正に客観的</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>かつ専門的な立場から教職員の分限処分に関する事項を決定するために設置しております。今後とも、保護者・市民や子どもたちから信頼される学校教育の実現を目指し適切に対処してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 1 食育教育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ、安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること</p>	<p>① 国から措置される定数については、栄養教諭を全校配置できるものとなっております。そのような中、食物アレルギーのある児童へのきめ細かな対応や和食の推進など、京都ならではの食育のさらなる推進に向け、平成28年度から、本市独自予算による栄養教諭の配置を進め、平成29年度には全小学校へ配置（複数校勤務）を完了したところです。</p> <p>更なる配置拡大に向けて、引き続き、国に強く要望してまいります。</p> <p>② 学校給食については、京野菜を献立に取り入れるなどの地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない献立作成や調理中の衛生管理の徹底など、引き続き、安全な給食の実施に努めてまいります。</p> <p>③ 宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の農産物、岩手・宮城・福島・茨城・千葉県産の水産物及び牛乳については、随時、京都市衛生環境研究所において放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかにホームページで公開しているほか、牛肉においても使用前日までに、生産者等が実施している放射能検査の結果を確認しており、引き続き、こうした取組を継続してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・独自予算による栄養教諭の配置 35,000千円</p>		

要 望 内 容

回 答

222 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。厨房の空調を改善すること。

- ① 技能労務職の業務については、民間委託又は廃止を基本方針として、全市的に徹底した見直しを行っており、学校給食調理員についても、採用を行わないこととしております。
- ② なお、必要な人員については臨時的任用職員の雇用で対応するとともに、一部の学校において、調理業務の民間委託を行い、安定的な学校給食の供給に繋げているところ です。
- ③ アレルギー対応については、学校長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、アレルギー専門医（学校医会）等で構成する「食物アレルギー対策検討会議」を設置し、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」を策定しております。「手引」では、アレルギー調理専用区画の確保が困難などの現状においても、適切な除去対応ができる品目として卵（鶏卵、うずら卵）、牛乳（パック入り牛乳）が挙げられており、平成27年度1年間の試行を経て、平成28年4月から全市立小学校で除去対応を開始したものです。除去食実施状況を踏まえ、引き続き安心安全な給食の提供に努めてまいります。
- ④ 厨房の空調については、平成18年度に全小学校の給食室にエアコンを設置しております。給食室には釜などの熱源があり、室温を下げるには課題がありますが、衛生管理に配慮しながら、作業環境の改善に努めてまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 8 年 8 月 全小学校の給食室にエアコンを設置</p> <p>平成 2 1 年 4 月 3 校で調理業務委託開始</p> <p>平成 2 5 年 4 月 新たに 4 校で調理業務委託開始</p> <p style="padding-left: 40px;">9 月 「食物アレルギー対策検討会議」を設置</p> <p>平成 2 6 年 2 月 「食物アレルギーの緊急対応に関する研修会」実施</p> <p>平成 2 7 年 1 月 「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」策定</p> <p>平成 2 8 年 4 月 全小学校給食における卵除去食の提供開始</p> <p>平成 2 9 年 4 月 新たに 5 校で調理業務委託開始</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 3 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。会計年度任用職員導入は、国に撤回を求めること。</p>	<p>① 市立小・中・総合支援学校の教員の給与は、平成 2 9 年度以降、児童生徒数や学級数を基に国から本市へ直接配当される定数に応じて本市が給与を負担しますが、児童生徒数等の変動が見込まれる中で、過員を生じさせないためには、これまでと同様に、一定数の臨時的任用職員の任用が必要です。</p> <p>なお、常勤講師や非常勤講師などの給与等の勤務条件については、平成 3 0 年度から常勤講師の任用に係る改善（新たな任用と前の任用との間に一定の期間を設けるいわゆる「空白期間」の解消）を行うなど、今後とも、国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ、適切に措置してまいります。</p> <p>また、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う現在の臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の職の在り方等につきましては、法改正の趣旨を踏まえ、適切な制度運用等となるよう、検討を進めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

- 224 教職員の時間外労働を縮減すること。
- ・職員の出退勤等労働時間を的確に把握し、改善すること。
 - ・教職員の仕事を軽減すること。
 - ・休憩時間を確保すること。

① 教職員の勤務実態については、平成23年12月より時間外勤務チェックシートにより、把握に努めておりますが、教職員の勤務時間をより客観的に把握することを目的に、これまでの時間外勤務状況チェックシートを継承した、バーコード活用による教職員出退勤管理システムの平成31年4月からの導入を予定しております。

② 教職員の負担軽減については、校長会をはじめ多くの関係者の参画による「時間外勤務縮減部会」で、事務負担軽減をはじめ、教員の時間外勤務縮減に向けた取組全般についての検討を進めています。平成30年度は「学校・幼稚園における働き方改革推進校園」の指定や、冬季休業期間における年次休暇取得促進日（学校閉鎖日）の設定などに取り組みとともに、校務支援員や部活動指導員の配置を行いました。今後も校務支援員や部活動指導員の配置拡大に向け、国に対して財政措置を要望するとともに、効果的な人員配置に努めてまいります。

更に、これまでから本市独自予算による小学校2年生での35人学級及び中学校3年生での30人学級の実施をはじめ、平成30年度からは原則小学校6年生としていた専科教育の対象学年を5年生に拡大するなど、教職員の負担を軽減することにより、一人一人の児童生徒へのよりきめ細かな指導体制の充実を図っているところです。しかしながら、厳しさを増す本市財政のもとで、更なる取組を推進するためには、国の責任における定数改善が不可欠であり、国に対し教職員定数の抜本的な改善を要望してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	224												
要 望 内 容	回 答														
	<p>③ 教職員の健康・増進に向けては、休憩時間の確保や勤務時間の振替制度等の活用の徹底、勤務状況・健康状態の把握と健康管理医による面談の利用、事務の効率化、部活動休止日の設定等について全校通知を行い、その中でノー残業デーの設定や行事及び会議・研修の精選等の具体的な方法もあわせて例示するなど、取組を進めております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・「働き方改革」推進のための環境整備</td> <td>233,600千円【充実】</td> </tr> <tr> <td>校務支援員の配置</td> <td>103,600千円</td> </tr> <tr> <td>部活動指導員の配</td> <td>89,600千円</td> </tr> <tr> <td>高等学校デジタル教科書導入</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>学校ホームページ更新システム機能追加</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>中学校給食予約管理システム</td> <td>37,100千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成19年度 「事務効率化プロジェクトチーム」設置</p> <p>平成21年度 タイムカード方式により10校園で試行実施</p> <p>平成22年度 ICカード方式により5校園で試行実施</p> <p>平成23年度 表計算ソフト方式により全校園で実施</p> <p>平成29年6月 「学校現場の業務改善プロジェクト」に「時間外勤務縮減部会」を設置(小中学校)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>			・「働き方改革」推進のための環境整備	233,600千円【充実】	校務支援員の配置	103,600千円	部活動指導員の配	89,600千円	高等学校デジタル教科書導入	1,500千円	学校ホームページ更新システム機能追加	1,800千円	中学校給食予約管理システム	37,100千円
・「働き方改革」推進のための環境整備	233,600千円【充実】														
校務支援員の配置	103,600千円														
部活動指導員の配	89,600千円														
高等学校デジタル教科書導入	1,500千円														
学校ホームページ更新システム機能追加	1,800千円														
中学校給食予約管理システム	37,100千円														

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 3 0 年 4 月 学校・幼稚園における働き方改革推進校園の指定（4 0 校園） 校務支援員を 3 6 校園 4 9 名配置 専科指導教員の配置時間数を約 1. 5 倍に拡大</p> <p>5 月 部活動指導員を 5 0 校 5 1 名配置</p> <p>8 月 出退勤管理システムを 2 校で試行実施</p> <p>1 0 月 出退勤管理システムを 3 2 校園で試行実施</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
2 2 5 部活動等の実態を把握し、改善のために、教職員と子どもの負担軽減を示した「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、必要な改善措置を講ずること。	① 小学校については、「京都市立小学校運動部活動等ガイドライン」、中学校については「京都市立中学校運動部活動ガイドライン」を作成、運用し、各校において適切な部活動運営を行っているところです。今後も各校の取組状況を把握、検証し、部活動が子どもたちにとっても指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、引き続きガイドラインの遵守を徹底してまいります。		

要 望 内 容

回 答

226 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。京北の学校統廃合計画は、中止すること。

① 本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。

また、全ての中学校ブロックにおいて、目指す子ども像を共有し、小中合同の研修や授業研究などを通して、互いの良さを取り入れるなど、引き続き、全市において、各中学校区の状況に応じた小中一貫教育の一層の充実に努めてまいります。

② 京北地域小中一貫教育校については、平成30年11月市会において、新校舎整備工事契約の議決をいただいたことを受け、平成31年1月に、新校舎建設工事に着手しております。

また、平成30年12月には、検討協議会から、小中一貫教育校の新校名を「京都京北」とするよう求める要望書を提出いただいたことを踏まえ、平成31年2月市会において、義務教育学校条例改正議案を提案しております。

今後も、地元住民の御意見等を踏まえながら、京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。

(経過・これまでの取組等)

平成20年度 小中一貫教育・京都市の5つの視点を策定

平成23年度 小中一貫教育を全中学校ブロックへ展開

平成27年度 小中一貫教育・京都市の5つの実践を策定

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 8 年度 全中学校ブロックにおいて、小中一貫教育構想図を策定 向島二の丸小学校・二の丸北小学校 一次統合 ※ 幼稚園 1 1 園を 3 園に、小・中学校 7 2 校を 1 9 校とする統合が実現</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育 2, 0 1 7 千円 ・京北地域小中一貫教育校施設整備事業 2, 5 6 2, 2 0 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

227 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、全児童、生徒に配布すること。対象者に対して、無料低額診療についての情報提供を行うこと。

① 本市では、児童生徒が市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的理由により、就学に困難を有する世帯に対し、就学援助制度を設けており、平成31年度は、約13億円の予算を確保しております。

所得基準額についても、生活保護基準や物価水準等に準じた引下げを行わず、実質的には基準を緩和しております。

援助内容についても、学力の定着と自学自習の習慣化を目指す本市独自の小中一貫学習支援プログラムの経費をはじめ、校外活動費は長期宿泊事業の実施に伴い限度額を撤廃し費用のほぼ全額を支給しているところです。

また、食物アレルギーに伴う診断書作成費の支給項目追加や、学校給食費及び修学旅行費の改定に伴い就学援助費の支給上限金額を増額するとともに、平成29年度から新入学学用品費をほぼ倍額としたところです。

厳しい財政状況の下、こうした本市独自予算による制度の充実及び保護者負担の軽減に加え、これ以上の新たな措置は困難であり、引き続き国に対して就学援助費に係る財政措置を講じるよう要望しております。

さらに、新入学学用品費については、平成30年度入学予定の児童・生徒から入学前の早期支給を実施しています。

② 平成29年度から認定にあたっては、証明書の提出が不要など手続が簡易となるマイナンバー制度を活用しておりますが、本市に課税情報がない等マイナンバーが利用できない場合には、公的機関が発行する証明書の提出を求める等の対応を行っております。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	227
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ また、制度の案内・周知については、新入学児童生徒全員と市外からの転入生の保護者にリーフレットを配布のうえ、各校が配布する「学校だより」や全家庭配布の「PTAしんぶん」への掲載を行うとともに、保護者懇談会や家庭訪問等の機会を通じて、学校から保護者に直接周知することにも取り組んでおります。更には、全校の学校ホームページ並びに教育委員会事務局調査課ホームページに基準額・支給内容等も含む詳細の掲載及び各区役所・支所に通年リーフレットを配架して周知を図っております。</p> <p>なお、平成31年度入学予定の児童への新入学学用品費の入学前年度での支給に係る案内は、入学届の提出時に全保護者に直接配布するほか、各区役所・支所でのリーフレットの配架や「市民しんぶん」への掲載により、周知しております。</p> <p>④ 無料低額診療についての情報提供は、既に本市のホームページに事業実施医療機関を掲載するなど、一定の周知を行っております。特定の制度対象者への個別周知については、現段階で検討しておりませんが、今後も必要な周知を行ってまいります。</p> <p>(平成30年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 28,000千円 <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 1,350,850千円 		

要 望 内 容

回 答

228 義務教育に係る副教材や給食費は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。

① 我が国では、児童・生徒に直接還元される副教材等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。

一方で、保護者負担軽減の観点から、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算確保に努めており、今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めてまいります。

また、給食費については、要保護（生活保護費）及び準要保護（就学援助費）児童生徒には、全額を補助しておりますが、それ以外の給食費の無償化は多額の経費がかかる課題であり、他に優先すべき課題も多く国の財政措置がない中、京都市単費での実施は困難と考えております。

② 市立小・中学校における通学費補助については、要保護及び準要保護児童生徒には全額を補助し、就学援助児童生徒以外にも、1箇月の定期代が基準額（※）を超える者に基準額を超える部分の補助を実施しております。さらに、同一世帯に対象者が2人以上いる場合、1箇月の定期代が最も高い者以外の通学費負担を全額補助するなど制度の充実も図っております。

※ 市バスの均一区間定期運賃を基準額とし、平成元年度以降の運賃値上げに際しても基準額を引き上げず、保護者負担を増やさないよう対応している。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	228
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ また、学校統合によって通学が遠距離になる場合については、統合の経緯を勘案して、スクールバスの運行経費を公費で負担したり、通学費を全額補助するなど、個々の事情に応じて対応しております。</p> <p>なお、公共交通機関を利用する全ての児童生徒の交通費を全額公費負担する考えはございません。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 1, 350, 850千円 ・遠距離通学補助事業 22, 739千円 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 9
要 望 内 容	回 答		
2 2 9 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。	<p>① 大規模校については、教室数が不足する等、教育上支障が出ると予想され、かつ児童・生徒数の増加傾向の継続が見込まれるなどの国庫補助金の対象となる条件を満たした場合に増築に着手しております。</p> <p>② 神川中学校における生徒数増加への対策では、運動場面積の拡大や、普通教室、特別教室16教室分を有する新校舎の建設など、必要な教育環境の整備を順次行っています。</p> <p>なお、現状では、生徒数の推移についてはピークを過ぎ、今後は減少していくものと見込んでおりますが、引き続き、生徒数の推移を注視してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年度 校舎・プール一体型施設を整備</p> <p>平成20年度 運動場を2倍に拡張</p> <p>平成24年度 普通教室・多目的室等16教室分を有する新校舎を建設</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
2 3 0 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所場等地元活用施設として維持・管理を行うこと。	<p>① 避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、災害発生時の地域住民等の避難施設として重要な役割が期待されており、整備の在り方については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めながら、個々の施設の利用状況や老朽度合い等を踏まえ修繕等を行うなど必要な維持・管理に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉校施設の維持・管理 1 1, 1 9 3 千円 ・学校歴史博物館耐震改修設計委託費 3 5, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年度 元聚楽小学校の体育館トイレを改修 平成 2 7 年度 元堰源小学校体育館耐震改修工事実施 元有隣小学校体育館耐震改修工事実施 元安寧小学校体育館トイレ改修工事実施 平成 2 8 年度 元有隣小学校校舎耐震改修工事実施 ※ 元格致小学校については、平成 2 9 年度から下京雅小学校の仮校舎として使用するための改修工事を実施 平成 2 9 年度 元生祥幼稚園園舎耐震改修工事実施</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
2 3 1 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。	<p>① 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条の規定に基づく、首長から独立した合議制の執行機関であり、平成 2 7 年 4 月からの改正法施行後も、その位置づけは変わっておりません。</p> <p>また、首長が主催する総合教育会議において、市長と教育委員会のそれぞれの権限に関する事項について協議・調整を行うなど、市長部局との一層の連携による総合行政としての教育を推進しつつ、これまでと同様、教育委員会の権限と責任の下で、教育改革を一層進めてまいります。</p> <p>② 市民からの請願や意見については、これまでから、適宜、教育委員会会議等において担当所属からの報告等に基づき審議・検討されており、今後とも、広く市民の意見等を反映した教育行政の実現を目指してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 2 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。</p>	<p>① 各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として、校長が教育課程を編成し、これに基づき教員が指導するものであり、国旗・国歌についても、児童・生徒が、日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国はもとより、他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>② また、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤となり、児童生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものであるとの認識しています。平成30年度から小学校において教科化が始まっておりますが、これまでの教科化に向けた実践研究も踏まえ、教科書だけでなく地域教材や各校が独自に開発した教材等を活用しながら、学校の実態等に応じて、創意工夫を凝らした授業が展開されており、学校・家庭・地域が一体となった本市ならではの道徳教育を引き続き推進してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 環境対策とごみ減量の推進を</p> <p>2 3 3 OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。</p>	<p>① 拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりに関する国への要望については、市独自の要望に加え、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、引き続き行ってまいります。</p> <p>② また、デポジット制度は地域単位での実施は難しいため、全国的な制度として実施するよう、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
2 3 4 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。	<p>① 有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るために導入しており、市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して30%削減でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。</p> <p>② 現在、ごみ減量を加速させ、ピーク時の半分以下である39万トンの達成に向け、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」とこれを基本とした「新・京都市ごみ半減プラン」を推進しております。</p> <p>③ 今後、本市唯一の最終処分地である東部山間埋立処分地を少しでも長く使用し、次世代につなげていくためにも、ごみ減量をさらに力強く進めていく必要があり、家庭ごみの減量に大きな効果を上げてきている有料指定袋の価格の引き下げは適切でないと考えております。</p> <p>④ 家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、ごみ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進及び地球温暖化対策の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進し、また、市民にも分かりやすくお知らせし、御理解いただきながら、有効に活用してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	235
要 望 内 容	回 答		
235 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。	<p>① 缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化が図れることや、収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。</p> <p>② また、まち美化事務所の職員が市民の身近な場所へと出向いて資源物18品目と有害・危険ごみ4品目を合わせた22品目の回収を行う移動式拠点回収事業を実施するとともに、これまで燃やすごみとして排出されることの多かった木の枝や落ち葉を資源ごみとして収集・リサイクルする「せん定枝の分別・リサイクル推進事業」を、モデル事業として実施しております。</p> <p>引き続き、資源物の回収量の増加と分別・リサイクルの徹底を図ってまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式拠点回収事業 16,400千円 ・資源物の拠点回収の推進 88,460千円 ・せん定枝の分別・リサイクル推進事業 3,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年 4月 使用済てんぷら油、蛍光管、リユースびん、乾電池、紙パックのうち3品目以上回収する拠点を資源物回収拠点と位置付け、拠点数の拡大を推進 (次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 5
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 2 年 4 月	古紙, 雑がみ, 古着類, 小型家電等の拠点回収の開始	
	平成 2 3 年 4 月	充電式電池, ボタン電池, 使い捨てライター等の拠点回収の開始	
	平成 2 4 年 2 月	移動式拠点回収モデル事業を実施	
	平成 2 5 年 9 月	移動式拠点回収事業の本格実施	
	平成 2 6 年 6 月	雑がみの分別・リサイクルの全市展開の開始	
	1 1 月	移動式拠点回収事業の拡充	
	平成 2 8 年 1 0 月	せん定枝の分別・リサイクル推進事業をモデル事業として開始	

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	236
要 望 内 容	回 答		
<p>236 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。</p>	<p>① ごみ量をピーク時の半分以下の39万トンとする目標を掲げ、市民、事業者の御理解と御協力の下、ごみ減量の取組を推進しておりますが、事業ごみの減量についても、排出事業者に対する訪問指導やチラシの配布を通じて、事業所内でのごみの分別の実施方法、減量方法、再資源化ルート of 構築等について提案するとともに、特に、平成28年4月から事業者に対して義務化した雑がみ等の分別を中心に周知・徹底しているところです。</p> <p>さらに、各クリーンセンターにおける搬入物検査によって、不適物の混入や分別が不十分であることが判明した事業者に対して、当該排出事業者を訪問のうえ、適正なごみ排出に向けた指導や啓発を実施するほか、延べ床面積1,000m²以上の大規模事業所（2,503件（平成30年12月末現在））及び市内の店舗棟の延べ床面積の合計が3,000m²以上の食品関連事業者（49社1,171事業所（平成30年12月末現在））に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、直接、指導等を実施しております。</p> <p>② 平成31年度においても事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなど、きめ細かな指導・啓発を行ってまいります。また、収集運搬業者に対しても、引き続き、各事業所への立入りやクリーンセンターにおける事業ごみの搬入物検査を通じて分別指導を行ってまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新・京都市ごみ半減プラン」の進捗管理 13,306千円 ・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 15,951千円 <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 7 月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施</p> <p>平成 2 5 年 9 月 コンビニエンスストア 2 店舗において、雑がみの分別回収等を行う「特定食品関連事業者廃棄物減量対策モデル事業」を実施</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を実施</p> <p>平成 2 7 年 9 月 中小企業向け紙ごみ減量対策事業の実施</p> <p>1 0 月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」施行</p> <p><平成 3 0 年度の立入指導件数 (平成 3 0 年 1 2 月末現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所 9 1 0 件 ・特定食品関連事業者 3 8 件 <p><平成 3 0 年度の搬入物検査に係る事業所訪問指導 (平成 3 0 年 1 2 月末現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導実施件数 3 7 0 件 		

要 望 内 容

回 答

237 商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制、コンビニ等のレジ袋を廃止するよう業界に働きかけること。

① 商品の過剰包装については、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」において、小売業者の努力義務として、販売に当たって、包装が簡易な商品の推奨や包装の簡素化に努めることを規定し、事業者の取組を促しております。また、消費生活条例においても、事業者が守るべき適正な包装の基準（包装基準）を定め、過大包装を禁止するとともに、百貨店等小売店に対して、過大・過剰包装の追放を文書により、強く要請しております。

② コンビニエンスストアのレジ袋については、（一社）日本フランチャイズチェーン協会に対し、市長名での申入書により、レジ袋有料化の要請を行っております。

③ 国では現在、プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっていることを機に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）の策定に向けて、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を置き、レジ袋有料化義務化など使い捨てプラスチックの削減に向けた議論・検討が行われているところです。

本市でも、京都市廃棄物減量等推進審議会及び審議会に設置した部会において、本市のこれまでのプラスチックの資源循環に関する取組を含めた現状を報告するとともに、今後の取組の方向性を提示し、議論を進めております。

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 国の動向を踏まえ、レジ袋有料化について、食品スーパーでの全市展開の経験をいかし、コンビニエンスストアやドラッグストア等での実施を視野に入れ、事業者との連携、支援を進めてまいります。また、使い捨てプラスチック飲料容器やプラスチック製ストロー等を削減するため、マイボトルの更なる利用促進を図るとともに、清涼飲料水の4割以上を水及び茶系飲料が占めている現状を踏まえ、環境にやさしい水道水の利用促進などにより、使い捨て飲料容器の使用を抑制してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <p>・使い捨てプラスチック削減推進事業 5, 2 0 0 千円【政策的新規・充実】</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
2 3 8 交通の安全確保を条件に防鳥用柵の無償貸し出しを行うこと。	<p>① スペースを要する折り畳みごみボックスの使用については、本市には狭あい道路が多く、ごみの収集定点を主として公道上に設置していることから、安全面や道路占有の問題、また、収集作業の効率性の低下、さらには、カラスネットと比較して経費上の課題等があるため、十分な検討が必要であると考えております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <p>・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 1 3, 8 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>・平成 1 8 年 8 月 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業開始</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	239
要 望 内 容	回 答		
239 家庭ごみの雑紙分別収集は、出し方について周知徹底を強化し、市の収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。	<p>① 雑がみについては、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③（①及び②が難しい場合）「小型金属類・スプレー缶」の収集日での回収（毎月1回）を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で実施しております。また、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」において、雑がみなどのリサイクルできる紙類の分別を義務化しております。</p> <p>② 家庭からの紙ごみについては、市民の御理解・御協力により、着実に分別・リサイクルが進んでおりますが、引き続き、まち美化事務所やエコまちステーションの職員が地域へ出向いて、きめ細かな啓発や相談・支援を行っていくとともに、当面は現行の回収の仕組みを継続しつつ、コミュニティ回収など、市民、事業者の主体的な分別・リサイクルを促進する仕組みを拡充・強化してまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成25年 7月 包装紙等の「雑がみ」の分別リサイクル拡大に向けた社会実験を実施</p> <p>平成26年 6月 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開</p> <p>平成27年 2月 雑がみ保管袋の市内全世帯への配布開始</p> <p>10月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行による、リサイクルできる紙類の分別義務化</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 0 分別違反シールの貼付については基準を明確にすること。廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の40条を削除し、個人情報やプライバシー保護に抵触するごみ袋の開封調査は撤回すること。</p>	<p>① 分別を義務化している品目が大量に混入しているなど、一見して明らかに分別が不十分なごみ袋が排出されている場合には、シール貼付による残置啓発を行うとともに、排出状況の悪い場所を把握のうえ、チラシの回覧や各戸配布、排出場所での啓発活動を繰り返し行うなど、まずは分別ルールの周知・啓発を徹底しております。</p> <p>それでもなお改善が見られない場合は、ごみの減量・適正処理と公衆衛生の確保のため、市民に公平に分別義務を果たしていただくよう、市が責任を持って違反者を特定し、直接指導する必要があります。そのため、違反者を特定する方法が他にないときは、最終手段として、ごみ袋の開封調査を行っております。開封調査に当たっては、従事する職員をプライバシー・個人情報保護に関する研修を修了した特定職員に限定し、事務所において開封を行うなど、プライバシー保護に十分配慮をしたうえで実施しております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 1 住民から寄せられる不法投棄の相談に、責任をもって対応すること。「空き缶持ち去り禁止」を規定する「京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第 4 1 条（1）は削除すること。</p>	<p>① 「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し、地域住民、関係行政機関との連携により、不法投棄に係る相談や通報に対し迅速に対応し、まちの美化を推進しております。</p> <p>② 空き缶等の資源ごみの持ち去り行為に対しては、市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止、資源ごみ収集場所の清潔の確保の観点から、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、平成 2 3 年 4 月から禁止しております。</p> <p>③ また、毎週水・木・金曜日に資源ごみ持ち去り防止パトロールを行っており、持ち去り行為の状況把握と持ち去り行為者に対する禁止の指導を行うとともに、ホームレス支援（福祉施策）を記載したチラシを配布し、周知・啓発を行っております。</p> <p>④ 今後とも、不法投棄に係る相談等への迅速かつ丁寧な対応、持ち去り行為の防止及び福祉施策への誘導に取り組んでまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	242
要 望 内 容	回 答		
242 電動式生ゴミ処理機及び生ゴミコンポスト容器の普及をはかるため、助成制度を拡充すること。	<p>① 生ごみの減量及び資源化を促進し、市民のごみ減量等に対する意識の向上を図るため、平成18年度の電動式生ゴミ処理機及び生ゴミコンポスト容器の購入助成制度の創設以来、募集期間や助成対象の拡大等、助成制度の拡充に努めております。また、その普及を図るため、市民しんぶん等を活用した制度の周知はもとより、エコまちステーション等が参加する地域のイベントで現物を展示し、会場において助成の申込受付を行っております。</p> <p>引き続き、市民が購入助成制度を利用しやすいよう工夫し、効果的な啓発に努めるとともに、保育所等の生ゴミ処理機導入モデル事業も実施し、更なる普及に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 8, 200千円 ・生ごみ減量推進事業 13, 100千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成30年度助成件数(平成30年12月末現在)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式生ゴミ処理機 239件 ・生ゴミコンポスト容器 26件 ・保育所等に対する生ゴミ処理機(モデル事業) 1件 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	243
要 望 内 容	回 答		
<p>243 自動車流入抑制を強め、NO₂の市環境保全基準を達成し、さらに、観測地点を増やし、基準を引き上げること。</p>	<p>① 京都市内における二酸化窒素（NO₂）の濃度は減少傾向にあり、平成29年度は、平成28年度に引き続き、全14箇所の大気常時監視測定局で国の環境基準及び市環境保全基準を達成しております。測定地点は、本市への自動車の流入状況等を考慮した上で適正に配置をしております。</p> <p>なお、市環境保全基準については、京都市公害対策審議会（現在の京都市環境審議会）の答申に基づく適正な基準であり、現行の基準を維持した上で、継続的に全測定局で達成できることを目指してまいります。</p> <p>② 市内への自動車流入抑制策としてのパークアンドライドについては、平成29年度からは、国から提供があったETC2.0データも活用し、一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定しており、平成30年度は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、カーナビによる満空情報の提供、路上看板を活用した誘導等を実施することで、重点的に利用促進を実施しました。</p> <p>③ 平成31年度についても、登録駐車場の充実に向けた働きかけを継続するとともに、これまでの取組結果を踏まえ、市内への車の流入抑制に効果的なパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。また、駐車場事業者や周辺自治体と連携して、パークアンドライドの利用促進に向けた新たなインセンティブやICT等を活用したより効果的な広報・周知の手法を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	243
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ さらに、「京都市自動車環境対策計画<2011~2020>」に基づき、市内を走行する自動車のエコカーへの転換を図るため、引き続き、事業者に対する天然ガス自動車等への導入補助を行うとともに、エコドライブの普及啓発等、NO2の排出削減に努めてまいります。</p> <p>⑤ NO2の固定発生源であるばい煙発生施設を設置している工場・事業場については、大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより、排出基準や指導基準の遵守を指導し、ばい煙の削減に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市低公害車普及促進事業 600千円 ・エコドライブ推進事業 1,730千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 29,600千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	244
要 望 内 容	回 答		
<p>244 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。</p>	<p>① 岡田山撤去事業については、地権者の1人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施しているものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものであると考えております。</p> <p>なお、事業者の撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用を可能とする内容となっております。</p> <p>② 撤去事業に係る環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、事業者が定期的実施しております。本市としても、事業者の調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を実施しており、調査結果の概要を本市ホームページで公表しています。</p> <p>今後も、撤去事業が安全かつ適正に実施されるよう、事業者への指導・監督を行うとともに、環境調査の実施及び公表に努めてまいります。</p> <p>③ 鎮守池周辺の不法投棄対策については、フェンスを設置するとともに、除草を行うなど、不法投棄を防止する取組を行っているところです。</p> <p>今後も住民、事業者及び大学生との共汗により清掃活動等に取り組んでまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡田山撤去関連事業 5, 297千円 ・ 鎮守池周辺の不法投棄対策 4, 655千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	245
要 望 内 容	回 答		
<p>245 南部クリーンセンター第2工場に計画されている建設費2億5千万円の展望台は、不要な施設であり、建設を中止すること。</p>	<p>① 南部クリーンセンター第二工場（仮称）については、環境学習施設を併設し、京都市会海外行政調査団の御提言も踏まえながら、これまでのクリーンセンターのイメージを一新し、あらゆる世代が楽しく学べる、魅力溢れる環境学習の拠点として整備を進めております。</p> <p>具体的には、焼却炉やごみ発電、バイオガス化施設など、ごみ処理に要する大規模な施設を間近に見学し、それらを教材として、焼却処理やエネルギー回収等の技術など、世界最先端の環境技術を学べるものとしてまいります。</p> <p>また、専門的ノウハウを有する運営事業者を公募により選定し、ごみの減量はもとより、生物多様性や再生可能エネルギー、環境面から見た横大路地域の歴史等の幅広いテーマで、子どもから大人までのライフステージに応じた学習プログラムを効果的に実施してまいります。</p> <p>② 煙突に併設する展望台については、京都ならではの素晴らしい眺望景観を一望できる場として、クリーンセンターに来ていただくためのきっかけとするとともに、眼下の桂川・宇治川やかつて存在した巨椋池、周囲を囲む三山などの自然環境や、横大路地域の歴史、地勢などの生きた教材を学習できる環境学習施設の一部として整備を進めております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・南部クリーンセンター第二工場（仮称）整備 6,124,842千円</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	245
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 8月 次期クリーンセンター整備方針を策定</p> <p>平成16年 8月～平成20年 4月 環境影響評価における調査を実施</p> <p>平成25年10月 「京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事（以下「本体工事」という。）」の契約を締結</p> <p>平成26年 4月 本体工事の着手</p> <p>平成27年12月 京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に伴う電気設備工事、衛生設備工事及び空気調和設備工事（以下「設備工事」という。）の請負契約を締結</p> <p>平成29年 3月 本体工事について、土壌汚染対策工事及びインフレスライド条項の適用に伴い、平成29年2月市会において契約の変更議案を可決いただき、請負金額の変更契約を締結</p> <p>平成30年12月 本体工事及び設備工事について、インフレスライド条項の適用及び土壌汚染対策工事の実施による工期の延長が必要となったことから、平成30年11月市会において契約の変更議案を可決いただき、請負金額及びしゅん工期限の変更契約を締結</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	246
要 望 内 容	回 答		
246 本市が計画している、バイオガス化施設は、安全性と安定性に欠け、ごみ分別の取組にも逆行し、多額の税金を投入するものであり、建設を中止すること。	<p>① ごみ焼却施設に併設するバイオガス化施設は、生ごみ等を発酵させてから再生可能エネルギーを作り回収するもので、バイオマスの利活用による再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を図ることができること、水分が多い生ごみを取り出してバイオガス化することで、焼却するごみの発熱量がアップし、焼却施設での発電量の上昇が見込めることなど、多くのメリットがあります。また、バイオガス化施設は技術的にも確立されており、既に全国で40を超える施設が稼働しております。</p> <p>今後とも、2019年9月のしゅん工に向けて、着実に整備を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・南部クリーンセンター第二工場(仮称)整備 6,124,842千円</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	247
要 望 内 容	回 答		
<p>4 文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を</p> <p>247 京都会館の運営にあたっては，利用者の声や要望を聞き，必要な施設の改善を図ること。利用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。</p>	<p>① ロームシアター京都（京都会館）の運営にあたっては，貸館利用者や来場者の意見を積極的に聞き取り，随時改善を図っており，メインホールの日数利用率が8割を超えるなど，高い利用率を達成するほか，公演鑑賞を目的とする方以外にも多くの方に来場いただくなど，岡崎地域の活性化に大きく貢献しております。</p> <p>② 利用料金については，これまでの市民の方々の利用実績等を基に検討を行い，メインホール及びサウスホールの1階席のみの利用区分や全日区分など新たな料金区分を設けるなど，催物に応じて利用しやすい料金設定としております。</p> <p>また，より幅広いニーズに対応するため，リハーサルや小規模な公演にも利用できるノースホールも設置しております。</p> <p>③ 今後とも，ロームシアター京都が文化芸術活動の拠点となるとともに，賑わいスペースも合わせて市民の憩いの場となるよう取り組んでまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・ロームシアター京都（京都会館）管理運営（指定管理料） 372,922千円</p>		

要 望 内 容

回 答

248 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。

- ・鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。
- ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。
- ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。
- ・京都市交響楽団の巡回演奏をさらに充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。
- ・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ・地域文化会館の売却は行わないこと。地域文化会館を全行政区に設置すること。地域で文化活動を行っている団体を支援すること。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。

① 京都市交響楽団では、市内5箇所の文化会館を会場に、低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」（プログラムにより0歳児から入場可能）や京都市内の中学生や高校生を対象とした京響楽団員による楽器講習会、普段コンサートホールで鑑賞することが難しい福祉施設等の方への訪問演奏を実施しており、平成31年度も引き続き実施してまいります。

② また、市民が身近に伝統芸能に親しめるよう、市民狂言会において、子ども（初心者）向けの夏休み特別編を開催するとともに、大学生を対象に、京都市キャンパス文化パートナーズ制度による観覧料の減額を行っております。平成31年度は、上記の取組を引き続き実施するとともに、中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業等にも取り組んでまいります。

③ 施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、未対応の文化会館等において、厳しい財政状況の中ではありますが、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。

④ 新たな文化会館の開設については、本市の財政状況から、困難であると考えております。現在運営している各文化会館については、市民にとって使い心地の良いものであるよう、効率的な点検及び修繕を行ってまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 文化会館では、市民の文化芸術活動をより一層活性化する拠点となるよう、「文化芸術活性化パートナーシップ事業」を実施し、文化会館とパートナー団体が協働で、市民に魅力ある舞台芸術を披露する「無料公演」や、未来を担う子どもたちを対象にワークショップ等を行う「教育プログラム」に取り組んでおります。また、当該事業においては、パートナー団体に対する支援として、練習場所として文化会館を利用する場合の会場利用料金の一部負担、公演等の情報発信、地域での活動機会のコーディネートを実施しているところであり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>⑥ なお、民間文化施設への補助制度については、本市財政状況が厳しい中、困難であると考えております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 2 6, 1 7 6 千円 ・市民狂言会 4, 4 0 6 千円 ・文化会館運営(指定管理料) 2 4 3, 7 0 6 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 4 9
要 望 内 容	回 答		
2 4 9 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。	<p>① 本市では、国際的、全国的規模の大会が開催できる京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）、武道センター、横大路運動公園体育館、地域体育館13箇所のほか、グラウンド、テニスコート、プールなど計42箇所のスポーツ施設を有しており、それぞれ多くの市民、競技団体に御利用いただいております。</p> <p>② また、「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」により市内のほぼ全てのスポーツ施設をインターネットで予約することが可能となっており、手軽に御利用いただける環境を整えております。</p> <p>③ 現在、市府協調による西京極総合運動公園の計画的改修、横大路運動公園の再整備・防災機能強化や、宝が池公園運動施設体育館の新規整備を進めているほか、既存の施設の維持改修にも取り組んでおります。</p> <p>④ 厳しい財政状況ではありますが、国の補助金等の確保に努めつつ、引き続き、多くの市民、競技団体にスポーツ施設を気軽に御利用いただけるよう、利用環境の改善、施設整備に取り組んでまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 0 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。</p>	<p>① スポーツ施設の運営管理や維持修繕、市民から寄せられる相談等については、施設を日常管理している指定管理者と情報共有を密にして、本市も自ら現状の把握に努めております。今後とも指定管理者と連携して、責任をもった対応を行ってまいります。</p> <p>② 各施設において、市民の方が気持ちよく、楽しく御利用いただけるよう、立地条件等の実情を踏まえ、それぞれの施設が持つ特色も活かしながら、指定管理者と共に創意工夫を重ね、市民目線に立った運営を行ってまいります。</p> <p>③ また、西京極総合運動公園の計画的改修において、既存の多目的トイレの機能向上などの改修も行っており、今後も、全ての既存施設の老朽化対策の推進に当たっては、バリアフリー化等の観点も踏まえながら進めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

- 251 横大路運動公園の再整備，水垂運動公園の整備にあたってについては，PFI手法ではなく，京都市直営で早期に設置・管理・運営を行うこと。
- ・最終処分地場跡地の環境汚染対策を講じること。
 - ・当面，屋外トイレの改修を急ぐこと。
 - ・体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。
 - ・グラウンドゴルフの施設を拡充すること。

- ① 横大路運動公園については，災害時の広域防災拠点としての機能付加を含め，京都府内の運動公園として準広域・準基幹的な利用が図れるよう，市府協調により，硬式野球場や多目的グラウンド，園路，駐車場の整備を行う計画としており，体育館の改修等は予定しておりません。
- ② しかし，体育館は開設から約30年が経過し，部分的な改修や設備機器の更新等が必要な状況であることから，今後も，指定管理者との連携を密にして，計画的に必要な改修等を実施してまいります。
- ③ また，再整備の中で屋外トイレの改修を計画しておりますが，完了するまでの間については，代替として，仮設トイレを設置し，御利用いただいております。今後も，改善が必要な箇所については，必要な対策を講じてまいります。
- ④ 水垂運動公園（仮称）の整備については，市民のスポーツ活動に応じた施設の充実に向け，本市の費用負担を抑えるため，民間活力を導入する事業手法により，グラウンド・ゴルフも含めた幅広いスポーツニーズに対応できる運動公園として，できるだけ多くの運動施設と便益施設の設置を再検討してまいります。
- ⑤ また，水垂運動公園（仮称）の用地については，水垂埋立処分地の跡地であり，埋立処分地として廃止した翌年の平成11年度からモニタリング調査を継続して実施し，周辺環境へ影響のないことを確認しております。運動公園の整備時には，環境省が定める最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに基づき，適正に環境汚染対策を講じてまいります。

要 望 内 容

回 答

252 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナーズ制度については、スポーツ施設などへ利用施設の拡大を行うこと。対象を専門学生にも拡大すること。

- ① 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。
- ② 文化施設の使用料については、施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは、本市の厳しい財政状況を考慮すると、困難であると考えております。
- 一方、こうした状況の中でも、市内小中学生、満70歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の観覧料等の免除を実施しております。
- また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を48大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。
- 引き続き、運用状況を適宜検証し、必要に応じて改善していくとともに、新たなPR方法、周知媒体の工夫や新規施設の開拓に努めるなど、制度の充実に向けた取組を進めてまいります。
- ③ スポーツ施設の利用料金についても、文化施設と同様、その引下げは困難な状況ですが、既に、青年等の割引制度として中学生以下の子どもを対象とした利用料金の5割減免を実施しているとともに、身体障害者等及びその介護者については利用料金の一部免除を行っております。一方、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、利用料金の引下げを行っており、年齢等に関わらず、スポーツに親しみやすい環境づくりにも取り組んでおります。（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 引き続き、各施設において指定管理者による意見箱設置、利用に関してのアンケートを行うなど、利用者の意見を参考にしながら、より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。</p> <p>⑤ なお、京都市キャンパス文化パートナーズ制度については、公益財団法人大学コンソーシアム京都からの協力金を財源に事業を行っており、同法人に加盟する大学等の学生を制度の対象者として限定しているものです。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <p>・登録・情報発信システム管理運営費等 1, 7 3 2 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 9 年度 市内在住満 7 0 歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料、動物園入園料、元離宮二条城入城料等を免除</p> <p>平成 1 7 年度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の 5 割減免を実施</p> <p>平成 2 1 年度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化</p> <p>平成 2 2 年度 全ての中学生について動物園入園料を無料化</p> <p>平成 2 5 年度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大 市内小中学生について、元離宮二条城入城料、無鄰菴・岩倉具視 幽棲旧宅入場料を無料化</p>		

要 望 内 容

回 答

253 学区毎に、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。

① 地域の集会所については、自治会等による地域活動の拠点や災害時の避難所として利用される重要な役割を担う施設であると考えております。

そのため、住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として、自治会・町内会が行う集会所の新築や老朽化、災害等に伴う修繕、耐震工事などに要する費用の一部を補助してきたところです。

本市の財政状況が厳しい中、市内各所から集会所の新築、改修に係る多くのお問合せをいただいております。お待ちいただいている地域が多数あるなど、直ちに御要望に沿うことが難しい状況であり、年間の交付対象先については、区役所・支所における希望団体とのヒアリング結果等を踏まえ、緊急性等を考慮して決定しているところです。

今後も、自治会等の地域からの要望に基づき、自主的な地域活動の一助となるよう支援を継続してまいります。

② また、区役所・支所の会議室については、公務使用の予定がある場合や、公序良俗に反する恐れがある場合を除き、基本的には、広く市民にご利用いただいております。

なお、セキュリティ確保の観点から御利用いただける時間が異なるなど、会議室利用に関しては、各区役所・支所が庁舎管理者として要綱を定め、対応しております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所 新築 等 補助 金 1 7, 2 5 0 千 円 <p>※ 補助 金 交 付 限 度 額 及 び 補 助 率</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 築 : 総 工 事 費 の 1 / 2 以 内 , 限 度 額 8, 0 0 0 千 円 増 改 築 ・ 修 繕 : 総 工 事 費 の 1 / 2 以 内 , 限 度 額 4, 0 0 0 千 円 <p>(経 過 ・ こ れ ま で の 取 組 等)</p> <p>< 補 助 金 交 付 件 数 実 績 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平 成 2 6 年 度 7 件 平 成 2 7 年 度 1 6 件 平 成 2 8 年 度 7 件 平 成 2 9 年 度 1 6 件 平 成 3 0 年 度 1 7 件 (予 定) 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	254
要 望 内 容	回 答		
254 いきいき市民活動センターは、耐震改修、設備改修、バリアフリー化、多目的トイレの設置を進めること。	<p>① いきいき市民活動センターは、老朽化が進んでいる施設も多いため、基本的な機能維持のための耐震改修や施設・設備改修を行っており、平成25年度から順次トイレの和式便器を洋式便器に取り替えるバリアフリー化工事を進め、平成29年2月には、全センターへの設置が完了いたしました。多目的トイレについても、スペースや経費の課題はありますが、一部のセンターに設置しております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センター修繕費 15,139千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
2 5 5 早期に文学館を設立すること。	<p>① 本市出身の作家や本市を舞台にした作品も多く、市内にはそれらのゆかりの地も多くあります。これらを一つの施設で集約する文学館を建設することは極めて困難ですが、インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど、文学に関する取組を進めてまいります。</p> <p>② また、平成 3 1 年度からは、新たに京都文学賞（仮称）を創設し、京都を題材とする文学作品を募集、表彰することにより、新人作家の発掘や、広く市民が文学に親しむ機会の創出を図り、京都における文学の振興に寄与してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

5 中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用対策の強化を

256 以下の雇用対策に取り組むこと。

- ・失業者・転職者の相談窓口のさらなる充実、懇切丁寧な就労支援をおこなうこと。
- ・市独自の雇用創出、企業への要請など、さらに取り組むこと。
- ・雇用創出担当部長を復活させるなど、体制強化をはかること。

① 本市では、雇用対策を推進するに当たり、関係各局が情報交換を積極的に行うなど、全庁体制で取り組んでおります。

② 生活保護受給者を含む生活困窮者に対しては、キャリアカウンセラー等がカウンセリングを通じて就労意欲の喚起等を行う「就労意欲喚起等支援事業」の実施や、ハローワークとの連携により保健福祉センター（福祉事務所）等で専門のナビゲーターが求人紹介等を行う「福祉・就労支援コーナー」の設置等、様々な取組を進めており、平成26年度から継続して、毎年延べ1,800名以上の方が就労に結び付くなどの成果をあげております。

③ また、平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談に対応するため、専門の相談窓口を設置し、上記に記載の様々な就労支援事業を活用しながら、対象者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでおります。

④ 雇用創出に向けた取組としては、本市と府が中心となって取り組む「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」において、平成28年度から3年間で2,500人以上の正規雇用の創出を目標に、次世代ものづくり産業を担う新事業展開や担い手育成を支援しております。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	256
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ このほか、平成29年度からは、非正規雇用や担い手不足等の課題を抱える京都の観光関連産業において、正規雇用の拡大と労働生産性の向上を図るため、府・経済界等との連携の下、専門家による相談支援や、首都圏をはじめとする求職者を対象とした市内中小企業の魅力発信を行うなど、正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>⑥ また、経済団体への要請はこれまでから行っており、平成30年12月には、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について、本市と労働局及び府が共同して経済団体に対して要請を行ったところです。</p> <p>⑦ 体制については、平成29年度から「ひと・しごと環境整備担当部長」等を配置しており、長時間労働の是正、不本意な非正規雇用の解消、ブラック企業・ブラックバイトの根絶など、引き続き、「ひとを大切に作る京都ならではの働き方改革」の推進に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,300千円 ・観光関連産業の担い手確保・育成支援 60,900千円 <p>(うち 観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト 36,500千円【政策的新規・充実】)</p> <p>(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 8 年度～ 京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト</p> <p>平成 2 9 年度～ 観光関連産業安定雇用促進事業の実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	257
要 望 内 容	回 答		
257 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。	<p>① 平成24年4月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援センターの各支部及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築し、きめ細かな対応を実施しているため、区役所へ専門の相談員を配置することは検討しておりません。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円 ・ 中小企業創業・経営支援事業 12,100千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	258
要 望 内 容	回 答		
<p>258 中小零細業者を対象にした、貸し工場等の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。</p>	<p>① 中小企業の固定費については、健全な経済活動の中で個々の事業者が自己負担すべきものであり、こうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えております。そのため本市では、中小企業のコスト削減や販売不振への対応などの様々なニーズに、専門家がきめ細やかに対応する経営相談や低利の融資制度を通じて、中小企業が固定費を自ら負担できるように健全な経営の確立を支援しております。</p> <p>また、固定資産税についても、固定資産の保有という事実に着目し、その資産価値に応じて公平に課税されるべきものと考えております。</p> <p>② 設備投資への助成としては、平成26年度から京都市伝統産業設備改修等補助制度により、伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう、助成を実施しており、引き続き、既存の支援制度を活用してまいります。</p> <p>③ また、京都市企業立地促進制度を創設し、本社、工場、開発拠点、研究所の新增設に対して支援しており、特に平成27年度からは、中小企業に対する支援内容の充実を図り、より一層の事業拡大等を支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的企業誘致の推進 527,700千円 (うち 企業立地促進助成 516,000千円) ・伝統産業設備改修等補助制度 45,000千円 <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 4 月 「企業立地促進制度」の創設 (1 5 7 件指定)</p> <p>(平成 3 0 年 1 2 月末現在)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
2 5 9 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。	<p>① 保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであること、多額の財政負担を伴うものであることから、一律にその軽減や補給を実施する考えはありません。</p> <p>なお、経営改善に取り組む中小企業への支援施策として、経営支援と合わせた保証料割引制度、一定の要件を満たすことで利用できる国の「経営力強化保証」に対応した「あんしん借換資金」や「開業・経営承継資金」において保証料の引下げを実施しており、中小企業の負担軽減に努めています。</p> <p>また、返済猶予期間の長期化による負担軽減は、後年度の返済負担金額が大きくなり、中小企業の経営を圧迫するおそれがあることから実施は考えておりません。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
2 6 0 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。	<p>① 本市融資制度の利用に際しては、市内 2 0 0 店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っていることから、本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	261
要 望 内 容	回 答		
261 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。	<p>① 企業立地促進制度は、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市内企業の移転流出防止」及び「市外からの企業誘致」を図るため、企業の本社、工場、開発拠点、研究所の新增設等を促進する支援制度として、平成14年度の制度創設以降、157件の指定を行ってきました。</p> <p>② 平成27年度には、中小企業について助成期間を5年とするとともに、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”認定企業」を「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の対象とするなど、中小企業に対する支援内容の充実を図り事業拡大をより一層支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・戦略的企業誘致の推進 527,700千円 (うち 企業立地促進助成 516,000千円)</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成14年4月 「企業立地促進制度」の創設(157件指定) (平成30年12月末現在)</p>		

要 望 内 容

回 答

262 公共事業・物品購入について、下請けも含め地元中小企業への発注率・発注額ともに引き上げること。さらなる分離・分割発注につとめること。「中小企業取組状況報告書」を作成し、中小企業支援を強めること。

① 公契約基本条例において、「本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする」と定めており、条例に基づき、分離・分割発注など市内中小企業の受注機会の増大が図られるよう努め、地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与してまいります。

② 公共事業について、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件でも、市内中小企業が元請として参画しやすくなるよう、共同企業体方式を採用するなどの工夫を重ねております。

こうした取組の結果、平成29年度の市内中小企業との契約件数の割合は、約9割となっております。

③ 市内中小企業の下請への参入については、入札公告、契約約款等で下請契約並びに資材及び原材料の購入契約の相手方には、市内中小企業を選定するように努めることを明記するなどの取組の結果、平成29年度の下請企業総数に占める市内中小企業の割合は、約3分の2となっております。

④ なお、市内中小企業の受注状況等については、ホームページで公表しているところです。今後とも、市内中小企業の受注機会の増大などに取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」や業界団体等の懇談会等において、意見交換を活発に実施しております。</p> <p>⑥ また、中小企業支援について、本市では、京都商工会議所等と一体となって、58名の経営支援員が、市内の身近な5箇所の相談窓口に加え、企業活動の現場を訪問しての巡回相談において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や、支援策の案内等に努めております。</p> <p>⑦ 引き続き、「京都市地域企業未来力会議」や業界団体の皆様との意見交換をはじめ、あらゆる機会を通して、現場の声を反映した実効性ある振興策を検討・推進し、中小企業支援を強化してまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	263
要 望 内 容	回 答		
<p>263 伝統産業実態調査を行い、職人の後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。</p>	<p>① 伝統産業に係る実態調査については、伝統産業設備改修等補助制度において、申請事業者に対する個別訪問による聞き取り、過年度の制度利用者へのアンケート、また業界への需要調査等、幅広く実施しております。また平成30年度には、市府支援のもと、西陣織工業組合が昭和30年から3年に1度実施している、西陣機業の全数調査である西陣機業調査を行っており、これらの調査結果を踏まえ、後継者育成をはじめとする業界の諸問題に対し、より効果的な後継者育成の施策を検討・実施してまいります。</p> <p>② あわせて、西陣織の職人の工賃引上げについては、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市においてもホームページ等で周知を行っております。</p> <p>③ 伝統産業設備改修等補助制度については、業界に対する次年度の需要調査の結果を踏まえ、一定のニーズに応えることができる予算を計上するとともに、計画的に申請いただけるよう、周知に努めてまいります。</p> <p>④ 新商品の開発、販路拡大については、平成31年度も、パリ市と共同で実施している「京ものアート市場開拓支援事業」を引き続き実施し、海外での新たな市場開拓の支援に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	263
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都×パリ」京ものアート市場開拓支援事業 29,000千円 ・伝統産業設備改修等補助制度 45,000千円 ・技術後継者育成事業 4,000千円 ・販路開拓, 産地商品宣伝事業 19,500千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト> (平成30年度) のべ30事業者32名に対し, 新規雇用者の指導等に対する費用に補助金を交付</p> <p><京ものアート市場開拓支援事業> (平成30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリにおける展示会等 <p style="margin-left: 40px;">会期: 平成31年1月18日～22日 (国際見本市) 1月24日～2月3日 (展示会)</p> <p style="margin-left: 40px;">参画者数: 10組</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 4 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する「西陣織産地振興協議会（仮称）」をつくること。</p>	<p>① 工賃の引上げについては、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市においてもホームページ等での周知を行っております。</p> <p>② 道具類の確保、織機等のメンテナンスの担い手養成と確保については、稀少道具類の確保と需給安定化を目的に、府内 1 5 の伝統産業産地組合によって構成される「京都伝統産業道具類協議会」において、平成 2 7 年度から、織手の技術力養成を目的とした研修を実施しているところであり、引き続き、これらの取組を支援してまいります。</p> <p>（平成 3 1 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販路開拓、産地商品宣伝事業 1 9, 5 0 0 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 5
要 望 内 容	回 答		
2 6 5 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。	<p>① 京手描友禅の価値を消費者に伝え、需要の拡大を図るため、業界が率先して取り組む京手描友禅のトレーサビリティシステム運用の支援を行っております。</p> <p>また、後継者育成については引き続き、育成資金の交付や「伝統産業技術後継者育成研修」を実施するなど、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>② さらに、伝統産業業界における後継者確保や技術継承と、障害のある方の就労支援・職域拡大という社会的課題の解決を図るため、両者のマッチングを通じた伝福連携を推進しているところであり、平成 3 1 年度も引き続き工程の維持や後継者育成等を支援してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術後継者育成事業 4, 0 0 0 千円 ・伝統産業技術後継者育成研修 (地方独立行政法人京都市産業技術研究所) 1 6, 3 0 0 千円 <p>※法人予算により実施 (京都市産業技術研究所運営費交付金の一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市伝福連携担い手育成支援事業 2, 5 0 0 千円 		

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	265
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等) (平成30年度) <伝統産業技術後継者育成研修(地方独立行政法人京都市産業技術研究所)> 京友禅(手描)受講者数 ・基礎コース:14名 ・プロ養成コース:8名 <京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト> のべ30事業者32名に対し、新規雇用者の指導等に対する費用に補助金を交付</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
2 6 6 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。	<p>① 平成 1 8 年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。</p> <p>② また、小売業を行う店舗の立地に関しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。</p> <p>③ 一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成 1 2 年 6 月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げており、今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

267 買い物弱者について実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元の事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。

① 買い物弱者対策については、近年、大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等のほか、社会福祉協議会やNPO団体等による家事支援を含めた買い物代行など、福祉的な観点にも立つ多様なサービスが実施されており、本市としましても、商店街をはじめとする民間事業者と連携し、買い物環境の向上に努めてまいります。

② また、支援が必要な高齢者に対しては、現在、介護保険による訪問介護サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており、引き続き、適切な生活支援サービスが提供されるよう、関係機関とも連携を図ってまいります。

③ 加えて、平成28年度から、各区単位で配置した「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通して、買い物支援を含む高齢者の多様なニーズに対応するため、地域ケア会議と連携しながら、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手養成等の資源開発に取り組んでいるところであり、今後とも地域における支え合い体制の構築を進めてまいります。

(平成31年度予算額)

・生活支援サービスの基盤整備 80,723千円

(経過・これまでの取組等)

平成23年 9月～ 買い物環境実態調査の実施

10月～ ネットスーパー社会実験の実施

平成25～26年度 京都市買い物環境支援事業の実施

要 望 内 容

回 答

268 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店の実態調査を行い、小売店・商店街の振興をはかるものとする。総合的な商業振興策を確立し、具体化をはかること。空き店舗の効果的活用をはかること。

① 本市においては、これまでから京都府とも連携し、市内全商店街へのヒアリングを行い、各商店街の現状について把握しております。

このヒアリング結果も踏まえ、平成29年度からは、商店街の活性化に取り組む担い手が不足している商店街にコーディネーターを派遣し、学生団体等とのマッチングを図り、その知恵やアイデア等を活かした事業に取り組んでおります。

② その他、これまでから商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備に対する補助をはじめ、イベントなどの商店街の賑わいづくりや、アーケード・街路灯の設置などの商店街の魅力を向上させる取組、さらに、防犯カメラの導入や街路灯のLED化などの安心・安全で快適な買い物環境を創出する整備に対する補助等、商店街の活性化への支援を行ってきたところです。

中でも、空き店舗対策については、平成27年度から、出店希望者と空き店舗所有者とのマッチング事業の他、新規出店に伴う店舗改装工事費等の補助制度や物件見学会の開催等にも取り組んでおり、延べ26件の成約につなげてまいりました。

引き続き、商店街をはじめ、地域や不動産業者とも連携しながら、空き店舗の更なる解消に取り組んでまいります。

③ 本市では、今日のめまぐるしい商業環境の変化に対応するため、長期の商業振興計画を策定するのではなく、平成28年度に学識者等で構成する商業振興アドバイザリー会議を設置し、実施施策の検証や新規施策の立案等について、本市の商業施策全般について幅広い御意見をいただきながら、施策を推進する体制を確立しました。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	268
要 望 内 容	回 答		
	<p>今後とも、商業者や市民の生の声をお聞きしながら、商店街の賑わい創出を支援し、京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <p>・商店街等支援事業 47,300千円</p> <p><内訳></p> <p> まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト, 商店街等環境整備事業, 商店街等競争力強化事業</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 4 月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行</p> <p>平成 2 3 年 3 月 「京都市商業活性化アクションプラン 2 0 1 1」策定</p>		

要 望 内 容

回 答

269 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に府に対して家賃の値上げをおこなわないよう求めること。ていねいに協議し意見を反映させること。

① 堀川団地の再生については、現在、京都府及び京都府住宅供給公社が団地入居者や商店街等へ意向の聞き取りを行いながら、堀川団地再生方針である「アートと交流」をテーマに、伝統産業の振興と地域の活性化、団地再生が両立するような再生事業方針に基づき再整備事業を進めております。

② 出水1棟及び2棟においては、引き続き、空きのある1区画についてテナント出店者の募集を行っているところです。出水3棟については、平成30年5月に改修工事が完了し、空きのあった3区画のうち、2区画のテナント出店者が決定し、残りの1区画については引き続きテナント出店者の募集を行っているところです。下立売棟については、平成30年8月に改修工事に向けた実施設計が完了したところです。

また、上長者町棟についても「堀川アート&クラフトセンター（仮称）」への建替えに向け、平成29年11月に除却工事が、同年12月に埋蔵文化財試掘調査が完了し、平成31年度中に事業者において工事着手される予定です。

③ 本市としては、家賃等については管理者である京都府の責任において設定されるべきものであると考えておりますが、地域住民や商店等の関係者に寄り添った丁寧な説明を行ったうえで再整備事業を進めることや、本市のまちづくりの考え方を十分に踏まえた再整備事業とする点において、引き続き強く働き掛けてまいります。

また、継続して庁内関係部局及び京都府の関係部局との連携を図りながら、団地住民及び地域住民等の意向の把握に努めるとともに、地元発意のまちづくりの具体化を促し、ニーズに応じた支援を行ってまいります。（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 8 年 5 月 上長者町棟入居者向け除却説明会 9 月～平成 2 9 年 4 月 上長者町棟周辺住民向け除却工事及び跡地活用についての説明会 (合計 3 回開催)</p> <p>1 0 月～平成 2 9 年 2 月 上長者町棟建替予定地のボーリング調査, 近隣住宅家屋調査</p> <p>1 2 月～平成 2 9 年 3 月 出水 3 棟改修工事の実施設計</p> <p>平成 2 9 年 4 月 「堀川アート&クラフトセンター(仮称)」整備及び運営事業者決定</p> <p>4 月～1 1 月 上長者町棟除却工事</p> <p>1 0 月～平成 3 0 年 5 月 出水 3 棟改修工事</p> <p>1 1 月～1 2 月 上長者町棟埋蔵文化財試掘調査</p> <p>1 1 月～平成 3 0 年 8 月 下立売棟改修工事の実施設計</p> <p>※ 上記取組は、京都府及び京都府住宅供給公社が取組主体であり、本市は「堀川団地まちづくり懇話会」「堀川団地まちづくり協議会」「堀川団地再生・事業推進委員会」に委員やオブザーバーとして参画しております。</p>		

要 望 内 容

回 答

270 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。

- ① これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やフィルムツーリズムの推進に加え、平成28年度から新たに、市民にエキストラとして映画・ドラマ等に出演していただくボランティア・エキストラ登録制度を立ち上げ、制作者、市民、双方に活用いただくことにより、撮影環境の改善とシビックプライドの醸成を図っております。
- ② 今後も「京都市メディア支援センター」におけるロケ支援や、「京都映画祭」の成果を継承されている「京都国際映画祭」への支援等を通じ、映画文化・産業の振興、地域の活性化に取り組んでまいります。また、平成31年度は、京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るため、時代劇をはじめとする映画を対象とした新たな顕彰制度の創設について検討してまいります。
- ③ また、マンガ・アニメ、ゲーム、映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため、オール京都の産学公連携の下に実施している「KYOTO CMEX (KYOTO CrossMedia Experience)」を、各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環として、引き続き開催してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都国際映画祭 5,000千円 ・ 映画に係る新たな顕彰制度の創設 3,000千円【政策的新規・充実】 ・ ロケ地情報の発信強化・作品誘致支援事業 17,200千円【政策的新規・充実】 ・ コンテンツ産業推進事業 85,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年12月 第1回京都映画祭の開催(～平成24年度) 平成17年2月 京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置 平成21年 京都市フィルム・オフィスの開設 平成21年9月,10月 KYOTO CMEX2009の開催 ※以降,毎年開催 平成25年11月 京都市メディア支援センターの開設 10月 第1回京都国際映画祭の開催 ※以降,毎年開催 平成28年10月 京都市ボランティアエキストラ登録制度を開始 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 1 中小・小規模事業者への援助制度を周知するために、インターネットホームページ「京都市情報館」の内容を改善し、制度紹介のパンフレットを作成、普及すること。</p>	<p>① 本市では、京都商工会議所等と一体となって、58名の経営支援員が、市内の身近な5箇所の相談窓口や企業活動の現場を訪問する巡回相談において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や支援策の案内等を実施しており、補助金申請に関する相談のほか、売り上げ増加、販路開拓等の経営力強化、創業に関する相談など、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>② これらの窓口以外でも、様々な場所で気軽に支援策の情報を得られるよう、京都市情報館をはじめ、SNSやメールマガジンなどを活用し、事業者の皆様へ直接的に情報を発信しております。</p> <p>③ また、本市では、日頃から、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）や京都市産業技術研究所、200店舗を超える制度融資の取扱金融機関などの産業支援機関と支援情報を共有し、密に連携を図るなど、市内のどの機関で御相談いただいてもタイムリーな情報がワンストップで御案内できるよう取り組んでいるところです。</p> <p>④ 今後とも、気軽に相談が受けられる相談体制や、利用しやすい制度の構築により、必要な支援策が確実に事業者の皆様が届くよう、関係団体や市内産業支援機関等とも連携して取り組んでまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
<p>6 農林業の振興を</p> <p>2 7 2 中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路拡大、農業施設整備等を強めること。</p>	<p>① 中山間地域では、平成 1 2 年度から「中山間地域等直接支払制度」を導入し、集落で行う耕作放棄地発生防止の取組や共同利用機械の導入等の支援を行っております。</p> <p>② なかでも京北地域では、平成 3 0 年度に民間事業者が実施する地域活性化や新規就農者の育成、定住促進に繋がる農業施設の整備に対して支援を行いました。今後も引き続き、中山間地域での営農が継続的に行われるよう、地域の実情に即した効果的な支援を実施してまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払制度 2 4, 3 0 0 千円 ・ 農業生産振興対策 3 0, 7 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成 2 9 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払制度 実施地区 3 4 ・ 京北産京野菜生産応援事業 パイプハウス 9 棟 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	273
要 望 内 容	回 答		
273 生産緑地の保全・拡大とともに、市内の農地を守る対策を強めること。	<p>① 本市では、生産緑地の保全のため、農業振興に繋がる共同利用機械の導入や揚水ポンプの更新等の農業用施設の改修・補修・更新等に対して支援を行っています。</p> <p>② また、平成29年6月の生産緑地法改正を受け、生産緑地の指定対象となる規模要件を緩和する「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定・施行（平成30年4月）するとともに、新たに創設された「特定生産緑地制度」の周知に努めており、今後も、生産緑地の適正な維持・保全に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>③ さらに、平成30年9月に「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」が施行されたことを受け、生産緑地の賃借が円滑に進むよう、新たな制度の周知にも努めております。今後も引き続き、所有者の制度利用を促し、市街地内の農地等の保全・活用を図ってまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産振興対策 30,700千円 ・農業基盤整備事業 38,898千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成29年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業生産振興対策 <ul style="list-style-type: none"> ネギの移植機 1台 野菜保冷库等 一式 ・農業基盤整備事業（生産緑地対策） <ul style="list-style-type: none"> 揚水機等改修 21箇所 		

要 望 内 容

回 答

274 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。有害鳥獣防護柵敷設年間計画を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。

① 有害鳥獣被害防止対策については、農家団体への防除柵の設置助成、地域ぐるみの鳥獣対策への支援などの防除対策と、猟友会等の協力による捕獲対策を組み合わせ、効果的に行うことにより、市内全体の平成29年度の農林作物被害額は、ピーク時の平成22年度から、四分の一以下（59,918千円）に減少しております。

また、有害鳥獣対策にかかる支援制度の充実について、平成30年11月に国への緊急要望を実施したところです。

② イノシシ、シカについては、市内農協や森林組合、本市等で構成する「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」の取組※と連携して、防除対策の推進、捕獲の強化に取り組んでおります。

イノシシについては、住宅地への相次ぐ出没や人身被害の発生を受けて、専門家の意見を踏まえた緊急の侵入防止対策を実施するとともに、国の捕獲報奨金に加えて新たに本市独自の奨励金制度を導入しております。

また、シカについても、市街地への出没や人身被害もあり、防除ネットによる市街地への出没抑制対策やICTを活用したわなによる捕獲を推進しております。こうした取組の他、本市独自の奨励金制度による捕獲の強化にも取り組んでおります。

※ 「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」では、国や府の制度も活用しながら、防除柵の設置や捕獲活動の支援など総合的な有害鳥獣被害防止対策を推進しております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

③ サルについては、京都府や大津市等とも連携し、引き続き、地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に取り組んでまいります。

④ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、専門機関による捕獲を実施しており、引き続き、市域からの根絶を目指し、専門機関と連携のうえ、隣接自治体とも情報共有及び協議を行いながら、取組を推進してまいります。

⑤ 防除柵については、地域からの要望に基づき、地域で取り組む防除施設の設置に対して補助を行っています。

なお、本市では、自然災害に伴う復旧を除き、施設設置に係る資材費のみを補助対象としておりますが、今後とも、防除効果を持続させるため、地域ぐるみでの見回り等の徹底を図るなど、施設が適切に維持管理されるよう取り組んでまいります。

⑥ 今後とも、有害鳥獣被害防止の推進のため、関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対策会議」において連携を図り、全庁を挙げて有害鳥獣対策を推進してまいります。

(平成31年度予算額)

<市民生活被害対策>

・野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策

6,100千円 (次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	274
要 望 内 容	回 答		
	<農林業被害対策> ・有害鳥獣被害防止対策事業 8,000千円 ・有害鳥獣等許可業務 2,900千円 ・総合獣害対策事業 94,000千円 (うち 捕獲奨励金 30,800千円) (経過・これまでの取組等) <農林作物被害額の状況> 平成27年度 80,170千円 平成28年度 71,111千円 平成29年度 59,918千円 ※被害額のピーク：平成22年度 254,949千円		

要 望 内 容

回 答

275 北山杉をはじめ市内林業の振興を図るため以下の取り組みをすすめること。

- ・植林、間伐など森林整備を一層強化すること。
- ・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
- ・みやこ柚木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。
- ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。

① 本市では、これまで間伐や植林などの森林整備をはじめ、放置された間伐材の搬出、さらに森林整備の要となる林道の維持管理に対する支援などを行ってきました。また現在、大規模集約型林業モデル事業において、効率的で収益性の高い林業の構築に向けた取組を進めており、更なる森林整備の促進に努めてまいります。

② 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、学校図書館において市内産木材「みやこ柚木」を使用した木材製品を計画的かつ継続的に導入するなど、公共建築物等への市内産木材の使用を積極的に進めており、民間における利用の拡大に繋げているところです。

③ また、市内産木材を使用する住宅のリフォームに限定していた補助の対象を、平成25年度から新築住宅や店舗等に拡大し、平成27年度から店舗等への木製屋外広告物に対しても助成対象とするなど、制度の充実を図っています。

引き続き「みやこ柚木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を支援し、安定した供給体制の確立に努めるなど、民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでまいります。

④ 間伐材等の木質バイオマスについては、引き続き、木質ペレットストーブやボイラー導入経費の支援を行うなど、木質ペレットをはじめとしたエネルギー源としての利活用の促進に努めてまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	275
要 望 内 容	回 答		
	(平成 3 1 年度 予算 額) ・ 森林整備事業 80,800 千円 ・ 森の力活性・利用対策 62,200 千円 ・ 災害に強い森づくりの推進 26,600 千円 (うち 京都市内産木材搬出支援 9,500 千円) (うち 京都市林業用道路保全活動支援 17,100 千円) ・ 京都らしい森づくりの推進 50,382 千円 (うち 古都の美林を守る森林支援事業 5,800 千円) ・ 大規模集約型林業モデル事業 7,000 千円 ・ 木のあるまちづくりの推進 24,600 千円 (うち 京都市内産木材の情報発信強化 9,000 千円) (うち 市内産木材総合需要拡大事業 8,000 千円) (うち 木質ペレット需要拡大事業 7,600 千円) ・ 学校図書館活用促進事業 24,448 千円		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 6
要 望 内 容	回 答		
<p>7 安心して住み続けられるまちづくりを ◆安全安心の消防活動を 2 7 6 消防職員の削減計画は撤回すること。</p>	<p>① 本市の人口当たりの消防職員数は、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>② 昭和 3 0 年代の 7 0 0 件をピークに火災は年間 2 0 0 件程度まで減少しており、さらに、住宅用火災警報器の普及などにより、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、消防戦術の見直しや消防隊等の部隊配置の適正化等に取り組んでおります。また救急件数は年々増加しており、救急車の現場到着時間は全国的に遅延傾向のなか、全国トップクラスの現場到着時間を維持しております。</p> <p>③ 局本部及び消防署の組織改正を行い、民泊、高齢者等への防火指導、消防団指導などを充実させております。今後も、消防のニーズに即応する効果的かつ効率的な運営に努めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

277 消防車両、消防職員、消防団など、装備・人員の両面で増強すること。

① 大規模災害や特殊災害等への指揮機能の向上を図るため、平成30年10月に消防活動総合センターに本部直轄の指揮隊として新たに南部方面統括指揮隊を新設するとともに、吉祥院特別救助隊と本部特別高度救助隊を統合し、救急救命士やポンプ車を配置するなど、新たな救助隊として消防活動総合センターに配置することにより、機能強化を図りました。

今後とも、消防活動態勢の強化を図るため、総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し、また集約するなど、適切な消防力の確保に努めてまいります。

② 消防団については、若手を中心とした消防団充実強化実行チームをはじめ、各消防団の自主的で創意工夫に満ちた取組を全力でサポートした結果、平成30年7月に昭和41年以来、52年ぶりに4,500名を超え、1月1日現在も4,589人と増加しています。さらに、平成30年10月には、左京消防団に続き、山科消防団が充足率100%を達成し、市全体の充足率も92.3%（平成31年1月現在）となりました。

平成31年度以降も引き続き、消防団員の確保に取り組むとともに、消防団の活動に即した装備の整備にも努めてまいります。

（平成31年度予算額）

・消防自動車整備	312,900千円
・消防団管理	275,500千円
・消防団車両整備	18,500千円

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

- 平成26年 4月 退職報償金の引上げ（一律5万円増）
消防団充実強化実行チームを結成
- 6月 全団員へのライフジャケットの配備完了
- 10月 消防団フェイスブックを開設
京都市消防団協力事業所表示制度を創設
- 11月 第1回京都市消防団フェスタを開催
- 平成27年 4月 報酬制度を創設
京都市学生消防団活動認証制度を創設
- 11月 第2回京都市消防団フェスタを開催
- 平成28年 6月 入札格付において、消防団協力事業所認定者に対して加点する
優遇措置を開始
- 11月 第3回京都市消防団フェスタを開催
- 平成29年度 女性消防団員防火安全指導隊の設置
（女性消防団員218名が参加）
活動内容を特化した本団付け消防団員の導入
・北消防団に「予防広報班」を設置し、「RADIO MIX
KYOTO FM87.0」のパーソナリティ2名が入団
・右京消防団に「京北応援隊警防班」を設置し、京北地域消防
団OB10名が入団
・右京消防団に「京北応援隊予防救護班」を設置し、京北地域
初となる女性2名が入団
- 11月 第4回京都市消防団フェスタを開催
- 平成30年度 京都市ジュニア消防団を創設
- 11月 第5回京都市消防団フェスタを開催

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 8
要 望 内 容	回 答		
2 7 8 全ての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。	<p>① 平成 2 9 年度以降、各消防団に活動服の 2 着目貸与の希望調査を実施し、希望者を対象に順次、貸与を実施しております。</p> <p>② 今後も希望調査を実施し、活動服の購入を進めるとともに、退団者の活動服を再利用することにより、平成 3 1 年度中に 2 着目の貸与が完了するよう取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <p>・消防団給貸与品費 4 8, 4 4 0 千円</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	279
要 望 内 容	回 答		
279 消防団員の処遇の改善にっそう努め、団員確保のために努力すること。消防団の運営費を増額すること。	<p>① 消防団員の処遇については、平成26年度の退職報償金引上げ、平成27年度の報酬制度創設により改善を図っております。団運営費についても、平成27年度に増額、平成30年度には事業を見直し、分団運営費を増額しております。今後も、団員確保を見据えながら、退職報償金、報酬、団運営費の確保に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団管理 275,500千円 ・消防団員報酬 175,000千円 ・消防団員手当 162,000千円 ・消防団運営 42,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 4月 退職報償金の引上げ(一律5万円増)</p> <p>平成27年 4月 報酬制度の創設 災害出動手当の引上げ(活動5時間以上は7,000円) 団運営費の増額(各本部5万円増、各分団1万円増)</p> <p>平成30年 4月 分団運営費の増額(各分団1万円増額)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	280
要 望 内 容	回 答		
280 水防団員の処遇改善と、団員確保のために努力すること。	<p>① 水防団員への手当については、長時間過酷な状況にさらされるという実態に即したものとなるよう、平成30年度に出動手当等の改善を行ったところです。また、活動環境の充実のため、装備（水防服等）の見直しを行いました。</p> <p>② 団員確保に向け、市民しんぶん全市版（平成30年8月1日）に、水防団長のインタビュー記事を掲載し、水防団の仕事内容や魅力についてのPRを行いました。今後も、様々な機会を通じて水防団を積極的にPRし、水防団員確保に努めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防事務組合負担金 14,489千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
2 8 1 消防署，消防出張所の移転・整備に際しては， 消防力の後退をまねかないこと。	① 消防署，消防出張所の移転・整備に際しては，本市全体における消防活動態勢の強化を図るため，総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し，また集約するなど，適切な消防力の確保に努めてまいります。		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	282
要 望 内 容	回 答		
282 北消防署の移転にあたっては、大宮交通公園以外の場所を確保すること。	<p>① 北消防署については、竣工から60年となり、建物の老朽化が著しく、また、用途地域や敷地の形状から現在地での建て替えが困難な状況となっていることから、世帯数及び人口が増加している北区北部地域における消防警備バランスを考慮し、大宮交通公園の敷地内へと移転することとしました。</p> <p>② 公園区域の変更については、都市計画審議会において承認されており、平成31年度（2019年度）には、整備工事に着手し、2021年4月の運用開始を予定しております。今後も、公園と一体化した開かれた消防署となるよう整備を進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額） ・北消防署移転整備 273,000千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成28年度 地元住民への説明を開始 平成29年 9月 基本・実施設計着手 12月 地質調査完了 平成30年 1月 環境影響評価手続き完了 基本設計完了</p>		

要 望 内 容

回 答

- ◆安心して住み続けられるまちづくりを
283 空き家対策については以下の内容に力を入れること。
- ・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。区役所・支所の相談窓口にも、解決に向けて具体策を講じる権限と人員を配置すること。
 - ・危険家屋の解体補助制度は、市内全域を対象にすること、予算を増やすこと。
 - ・空き家を活用し、市営住宅として整備すること。

- ① 本市の空き家対策については、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用の促進、さらには、空き家の適正な管理、跡地の活用といった総合的な取組を、京町家保全・継承事業及び密集市街地・細街路対策事業と連携させながら推進しております。
 - ② 加えて、平成30年度は、新たに、放置されている空き家の抜本的な対策を構築するため、空き家の戸数、状態、需給の状況等を把握するための実態調査を実施し、京都市空き家対策等協議会部会（有識者会議）において、税の制度・運用の在り方等について検討するとともに、区役所・支所との連携の下、管理不全空き家の所有者に対して自主改善を求める指導等を強力・迅速に進めているところです。
 - ③ 危険空き家への対応については、引き続き、密集市街地・細街路の老朽木造建築物の除却費用を補助する「老朽木造建築物除却事業」を実施するとともに、空き家の現地調査、所有者調査等を民間事業者・専門家に委託し、職員は指導業務に注力することなどにより、指導業務の更なる強化・迅速化を図ってまいります。
 - ④ 市営住宅においては、年間700戸を越える公募を行い、住宅困窮者の住宅の確保に努めております。なお、平成30年度から「セーフティネット住宅供給促進モデル事業」として、低額所得の子育て世帯、高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者を対象とした入居可能な賃貸住宅として登録された住宅に対して、家賃や入居時に必要とな
- （次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

る家賃債務保証料に対する補助，改修費に対する補助を試行的に実施しております。

- ⑤ また，平成31年度は，有識者会議の検討結果を踏まえた抜本的な空き家対策の構築に取り組むとともに，放置されている空き家の活用等の更なる促進に向けた調査を行ってまいります。

引き続き，こうした取組による総合的な空き家対策を推進してまいります。

(平成31年度予算額)

- ・空き家対策推進事業 98,255千円

<事業内容>

抜本的な空き家対策の構築に向けた取組【新規】

空き家に関する普及・啓発

総合的なコンサルティング体制の整備

地域連携型空き家対策促進事業

空き家活用促進のための支援事業

法・条例に基づく指導，勧告，命令等の適正管理対策

- ・セーフティネット住宅供給促進モデル事業 11,819千円

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	283
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年 7月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定</p> <p>平成26年 4月 「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を施行 区役所に通報窓口を設置 地域の空き家相談員の登録開始</p> <p>6月 空き家活用・流通支援等補助金の創設</p> <p>7月 京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設</p> <p>9月 専門家派遣制度の実施</p> <p>平成27年 4月 代執行による管理不全空き家の除却の実施</p> <p>12月 「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を改正</p> <p>平成28年 4月 固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの送付</p> <p>7月 京都市空き家等対策協議会の設置</p> <p>8月 マイホーム借上げ制度及びおまかせ借上げ制度活用促進補助金の創設</p> <p>平成29年 1月 代執行による管理不全空き家の除却の実施</p> <p>3月 「京都市空き家等対策計画」の策定</p> <p>5月 総合的な空き家対策等をより実効性のあるものとするための制度改正等について国に要望を実施（平成30年度も実施）</p> <p>平成30年11月 京都市空き家等対策協議会部会の設置</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
2 8 4 市営住宅の新規建設を行うこと。	<p>① 市営住宅については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、必要最小限の建て替え、計画的な集約を行うとともに、既存住棟を長く有効に活用するため、適切な維持管理と、耐震改修やエレベーター設置等の改善を進めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅改善事業 4, 3 6 9, 2 8 4 千円 		

要 望 内 容

回 答

285 市営住宅の管理戸数を減少させる「市営住宅ストック総合活用計画」は見直すこと。

- ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで住戸数を減らさないこと。公募戸数を増やすこと。跡地は売却せず、公共用地として活用すること。
- ・空き部屋整備を進め、公募戸数を増やすこと。単身者住戸の拡充、シェアハウスの利用など、公募対象を柔軟に決定すること
- ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数を市内全域に増やすこと。
- ・耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
- ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ・畳及び浴槽、住宅用火災警報器等については、全戸対象に全額市の負担で改修・取替を行うこと。
- ・名義承継にあたっては、新たな保証人を求めないこと。

- ① 改良住宅で発生した空き住戸については、地域コミュニティの活性化を進め、併せて、ストックとしての有効活用を図るため、適宜、一般公募を実施しております。
不良住宅が密集する地区の住環境改善のために、従前居住者向けに住宅を供給するという目的を果たした改良住宅の空き住戸や集約後の跡地については、地域コミュニティの活性化や魅力あるまちづくりに資するよう、有効活用を進めてまいります。
- ② 市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的に進めており、今後とも公募戸数の確保に努めてまいります。単身者向け住宅の公募については、高い応募倍率が続く状況を踏まえ、単身者向けに建設した住戸に加え、小規模な世帯向け住戸も単身者向けに提供しており、引き続き、応募者のニーズに応じた公募に努めてまいります。
- ③ 市営住宅における入居収入基準額については、京都市住宅審議会から、「最低居住水準の住宅を確保することが困難な収入の上限額」として答申を受けた収入基準額に基づき、京都市市営住宅条例において定めており、入居収入基準額の引き上げは、現時点では考えておりません。
一方で、中学校修了前の子どもがいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある者などについては、裁量階層に位置付けており、本来の収入基準（月額158,000円）を月額214,000円まで引き上げております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 8 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>さらに、子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸の供給については、平成30年度には、新たに山科地域においても子育て世帯向けリノベーション住戸の供給を図る等、新たな地域での実施に取り組んでおり、整備可能な空き住戸の状況や一般公募とのバランス等を踏まえながら、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>④ 耐震改修及びエレベーターの設置等については、同時に実施することにより改善工事に係る入居者の負担軽減に努めております。なお、エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には、国の通知で定められた算出方法に基づき、改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することになります。</p> <p style="padding-left: 40px;">高齢者等対応住戸改善についても、高齢者等に適切な住環境を提供していくため、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>⑤ 本市では、車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で、その他の住戸に関しては、バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的なものを整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、平成29年3月からは、車いす専用住宅の和室の段差解消を行った場合には、原状回復を請求しないこととしております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

⑥ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕や、電池式の住宅用火災警報器の交換については入居者負担としております。

なお、平成25年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後10年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直しております。

⑦ 名義承継は、前名義人が死亡又は退去された場合に新名義人が名義を承継する制度であり、新たな賃貸借契約となるため、再度保証人の手続が必要です。

なお、保証人について、京都市市営住宅保証人事務取扱要綱に基づき、保証人の資産要件、保証人の免除についての取扱いを緩和しています。

(平成31年度予算額)

- ・市営住宅における子育て世帯向けリノベーション住戸の供給
237,560千円
- ・市営住宅管理運営 4,503,738千円
- ・市営住宅改善事業 4,369,284千円

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

<京都市市営住宅条例について>

平成24年 4月 公営住宅法の一部改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行）
（事業主体が条例で入居収入基準額を制定することとなった。）

5月 京都市住宅審議会に諮問

8月 京都市住宅審議会からの答申

10月 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の公布

平成25年 4月 改正後の京都市市営住宅条例の施行

<改善事業／平成31年度対象事業分>

・檜原市営住宅

平成25年12月～平成27年 3月 耐震改修，エレベーター設置基本設計・
実施設計（1～13号棟）

平成28年 1月～平成28年10月 耐震改修工事，エレベーター設置工事
（3，4号棟）

平成29年 4月～平成30年 3月 耐震改修工事，エレベーター設置工事
（1，2，7，8号棟）

平成30年 4月～平成31年 3月 耐震改修工事，エレベーター設置工事
（5，6，11号棟）

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	285
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大受市営住宅 平成25年 9月～平成26年 3月 耐震改修工事（3号棟） 平成29年 3月～平成30年 7月 耐震改修実施設計（1, 2号棟） ・下鳥羽市営住宅 平成27年 7月～平成28年 3月 耐震改修実施設計 		

要 望 内 容

回 答

286 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。利便性の向上やバスの増便、その他の方法により、交通問題の解決と結んで活性化をはかること。

① 洛西・向島の両ニュータウンにおいては、少子高齢化や人口減少が急激に進行し、活力が低下しており、この状況を打破するための様々な分野の活性化策として、地域住民をはじめ、学識経験者や関係事業者等が協議・検討し、平成29年3月、「洛西ニュータウンアクションプログラム（以下「洛西AP」という。）」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「向島MV」という。）」が策定されました。

② 現在、「洛西AP」及び「向島MV」に基づき、「子育て」、「高齢者」、「住まい」、「地域コミュニティ」等の様々な分野において、地域住民、事業者、大学、行政などが連携を図りながら、ニュータウンの活性化に取り組んでおります。

③ 平成31年度は、洛西ニュータウンにおいては、洛西竹林公園子ども楽園（仮称）の実施設設計等を地域住民の御意見をお伺いしながら、進めてまいります。

また、向島ニュータウンにおいては、小中一貫教育校開校後の学校跡地について、地域住民の御意見をお伺いしながら将来的な活用を検討し、併せて、将来的な活用が実施されるまでの間、暫定的な活用を行うこととしております。

④ 交通利便性の向上については、洛西ニュータウンにおいて、洛西地域を運行する全てのバス・鉄道事業者の連携の下、公共交通利用促進や利便性向上の取組を進めており、その結果、洛西地域から阪急桂駅、JR桂川駅を結ぶバスの運行本数は1日当たり400本を超えるまでになっております。

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	286
要 望 内 容	回 答		
	<p>また、向島ニュータウンにおいては、地域から近鉄バスへの利便性向上の要望がある中、「向島MV」において「既存路線バスの利便性向上に向けた取組」及び「ニュータウン内の新しい交通機能の検討」が掲げられており、いずれも住民や事業者等と連携しながら「住環境+防犯ワーキンググループ」等において検討していくこととしております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュータウンの活性化に係る取組の推進 44,400千円【充実】 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 14,426千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><洛西APに係る取組> (平成30年度 12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洛西NTAP推進会議 (第1回：6月、第2回：10月) ・各テーマ別の「ワーキンググループ」開催 (延べ21回開催) ・住み替え講演会及び相談会の開催 (9月、10月、12月) など <p><向島MVに係る取組> (平成30年度 12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向島まちづくりビジョン推進会議 (第1回：5月、第2回：7月、第3回：11月) ・各テーマ別の「ワーキンググループ」開催 (延べ38回開催) ・「まちの変化」中間報告会@二の丸北学区の開催 (11月) など 		

要 望 内 容

回 答

287 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度を拡充すること。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。

① 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、高齢者や障害のある方をはじめとする全ての住民にとって必要なものであることから、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、今後も当該制度の利用状況等を注視しつつ、引き続き改修助成に取り組んでまいります。

② 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則であり、厳しい財政状況、また、公平性の観点からもそれらの改修に対する助成制度を創設することは困難と考えております。

なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。

（平成31年度予算額）

・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 3,000千円

（経過・これまでの取組等）

平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設
 平成23年度 予算額を増額

〔	平成22年度	3,333千円
〕	平成23～30年度	7,000千円

（次ページに続く）

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
	<助成件数> 平成 2 6 年度 9 件 平成 2 7 年度 8 件 平成 2 8 年度 8 件 平成 2 9 年度 1 0 件 平成 3 0 年度 7 件 (1 2 月 末 現 在)		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	288
要 望 内 容	回 答		
288 都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。	<p>① 都市公園については、財政状況が厳しい中、開園から50年以上が経過し、公園施設の更新などの再整備が必要な公園が100箇所以上あることから、再整備を優先しており、新規整備については、区画整理事業における公園用地の確保などにより進めております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・公園施設整備事業（新規整備関連） 25,079千円</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 9
要 望 内 容	回 答		
2 8 9 仁和公園の代替公園の設置にあたっては、住民合意ですすめること。市民の財産である借地公園の維持管理に努めること。	<p>① 仁和公園の代替公園については、ワークショップ等において地域住民と意見交換をしながら、検討を進めてきました。 現在、4月の開園に向けて鋭意工事を進めているところです。</p> <p>② 借地公園については、引き続き土地所有者の御理解を頂きながら、適切な維持管理に努めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	290
要 望 内 容	回 答		
<p>290 大宮交通公園のリニューアルについては、公園面積を3000㎡縮小とする北消防署移転計画は撤回し、再検討すること。子どもたちに人気のゴーカートを活用した事業は残すこと。パークPFI・PFI方式は採用しないこと。</p>	<p>① 大宮交通公園については、平成30年8月に都市計画決定の変更を告示し、京都市都市緑化審議会からの答申（平成29年8月）に基づき再整備に取り組んでおります。</p> <p>民間企業のノウハウや活力を生かせるパークPFI制度を採用することとし、平成30年12月には、事業者の公募を行ったところです。また、ゴーカートについては、ガソリンエンジンを使用した現行のゴーカートに替わる、サイクルセンターにふさわしい、来場者が楽しめる環境に優しい乗り物や自動運転等の体験などのアトラクションを提案するよう事業者に求めています。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・大宮交通公園再整備 36,036千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 8月 「大宮交通公園のあり方」について、京都市都市緑化審議会から答申受け</p> <p>平成30年12月 大宮交通公園整備事業公募設置等指針の配布</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
2 9 1 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。	<p>① 都市公園への自動販売機設置は、都市公園の防災機能の向上及び維持管理費用の貴重な財源を確保する取組として実施しております。</p> <p>② 自動販売機設置事業者の公募に当たっては、省エネルギー対応などの環境に配慮した機種であることや、景観に配慮したデザインであることを条件としており、今後も都市公園を美しく保つための財源を確保する取組として実施してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 2
要 望 内 容	回 答		
2 9 2 公園の定期的な除草など維持管理、街路樹の管理予算を増やすこと。	<p>① 公園、街路樹の維持管理については、厳しい財政状況の中ではありますが、公園の自動販売機設置事業者から支払われる使用料や、街路樹の沿道事業者から募る協賛金等も活用しながら予算の確保に努め、取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園維持管理 8 7 7, 2 7 6 千円 ・街路樹育成管理 5 9 4, 9 2 3 千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	293
要 望 内 容	回 答		
<p>293 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>① 屋外広告物の規制と指導に当たっては、これまでの取組と同様、市民・事業者に十分な説明と丁寧な助言を行い、御理解をいただけるよう、引き続き努めてまいります。</p> <p>② なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減については、これまで条例に基づき是正いただいた事業者との公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・ 広告景観づくり推進事業 146,850千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><屋外広告物の取組について></p> <p>平成 8年度 屋外広告物等に関する条例の改正 (許可期間を1年から3年に延長)</p> <p>平成19年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9 4
要 望 内 容	回 答		
2 9 4 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。	<p>① 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした、改正条例を平成 2 7 年 4 月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 5
要 望 内 容	回 答		
2 9 5 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため大型倉庫の建設を中止させること。	<p>① 葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫については、景観法をはじめとする各法に基づく認定等を行っており、今後、本市の規制に適合した整備が行われることとなっております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 8 年 1 0 月 都市計画法に基づく建築許可 景観法及び京都市眺望景観創生条例に基づく認定</p> <p>1 2 月 建築基準法に基づく建築確認済証の交付</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	296
要 望 内 容	回 答		
296 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。	<p>① 堀川通に面した二条城東側空間は、世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と市民や来城者の安全性の確保を目的とした整備を実施し、平成29年10月に事業が完了しました。駐車場については、縮小・再配置したものであり、その運用等に当たっては、今後とも、周辺住民と締結した協定書を遵守するとともに、駐車場運営事業者である京都市都市整備公社と共に、適切な運営を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成27年 3月 元離宮二条城東側空間整備基本計画策定 平成28年 2月 第2駐車場見直し計画の周知 12月 出水学区住民福祉連合協議会と協定締結 平成29年 1月 整備工事着工 4月 第3駐車場、駐輪場、第2駐車場オープン、散策路供用開始 6月 第1駐車場オープン 10月 エントランス広場オープン (整備事業完了)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 7
要 望 内 容	回 答		
<p>2 9 7 京都会館建て替え時に新景観政策の尊重を指摘した建築審査会の附言を真摯に受け止めて、建築物の高さ・容積率などの規制を緩和する地区計画は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。</p>	<p>① 地区計画による高度地区の高さ規制の適用除外については、新景観政策の実施時から地区の将来像を踏まえた、きめ細やかな高さ設定を行える仕組みとして組み込んだものです。</p> <p>② 今後も、土地利用と景観形成の双方に配慮した新景観政策の考え方や都市計画マスタープランの方針に沿って、必要に応じて地区計画を活用しながら地区の特性に応じた適正な高さや容積率の最高限度の設定を行ってまいります。</p> <p>③ 山ノ内浄水場跡地については、平成22年12月に学識経験者や地元代表者からなる委員会の議論を経て策定した「山ノ内浄水場跡地活用方針」において、本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する活用を図ることとしており、この活用方針に基づき「太秦安井山ノ内地区地区計画」を策定しております。</p> <p>④ 活用方針においては、にぎわいを創出するとともに、緑豊かな潤いのある空間やオープンスペースを確保するため、この地域にふさわしい都市計画条件として、地区計画により、壁面の位置や建蔽率の制限を定め、建築物の高さの最高限度を見直すこととしており、今後も活用方針に基づき、多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう、新たなまちづくりの拠点整備に取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

298 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。

- ・京都市として「アスベスト台帳」を作成すること。
- ・法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。
- ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
- ・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。
- ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を求めること。

- ① 大気汚染防止法では、建築物の解体等を行う際に、アスベストの有無を事前調査し、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示すること、届出の対象となるアスベストが使用されている場合には、事前に届出し、作業基準を遵守することが義務付けられています。本市では、当該届出の立入調査に加え、その他届出の立入調査の際にも、アスベストに係る事前調査結果の掲示、作業方法等を確認し、アスベストの飛散防止を徹底するよう指導を行っているところです。
- ② アスベスト調査台帳については、国からの通知を受け、本市内で吹付けアスベスト等を使用した可能性のある建築物についての情報収集を進め、順次整備を行っているところです。今後も引き続き必要な情報収集を進め、整備を行ってまいります。
- ③ 「レベル3」建材については、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出の受付時や現場への立入調査時に、アスベストの有無の事前調査の実施状況や調査結果の掲示状況の確認を行うとともに、除去の際には十分に湿潤化を行う等、アスベストの飛散防止に努めるよう指導を行っております。
また、完了検査については、届出者から提出される作業完了報告書に基づき、除去作業が適切に行われたことを確認しているところであり、引き続き、アスベストの飛散防止のための安全対策を講じてまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 9 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問い合わせ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。</p> <p>⑤ なお、継続して使用される既存建築物のアスベスト対策への支援として、京都市吹付けアスベスト除去等助成事業においてアスベストの含有調査や除去等工事に対する助成を行っておりますが、建築物の解体時に行われるアスベストの飛散防止措置については、関係法令によって適切な実施が義務付けられているものであることから、助成の対象とはしておりません。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物に係るデータベースの作成 5, 0 0 0 千円 ・ 吹付けアスベスト除去等助成事業 3, 4 2 4 千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	299
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 299 「京都市水共生プラン」に基づく全庁的な取り組みを具体化し早期に条例化すること。</p>	<p>① 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、具体的な取組について行動計画を策定するとともに、本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成23年度からは、次世代を担う子どもたちに、水共生学習会を開催しており、更なる啓発に努めております。</p> <p>今後とも、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>② プランの条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たっての、市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 3月 「京都市水共生プラン」策定 平成17年 4月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行 8月 「京都市水共生プラン行動計画」策定 (※以降毎年度策定) 10月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行 平成23年度～ 水共生学習会等を開催</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	300
要 望 内 容	回 答		
300 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。	<p>① 平成30年3月に策定した「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョン―あすをつくる―」の前期5箇年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2018－2022）」の下、更なる経営の効率化、財政健全化に努めるとともに、今後も公営を堅持し、安全・安心で安価な水道水を安定的に供給してまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成30年 3月 「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）京（みやこ）の水ビジョン―あすをつくる―」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2018－2022）」策定</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
3 0 1 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること	<p>① 現在の水道料金及び下水道使用料は、徹底した経営の効率化を行い、水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで、老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するため、世代間の負担の公平性も踏まえ設定した適正な料金水準であると考えております。</p> <p>② 現行プランの平成 3 0 年度からの 5 箇年においては、更なる経営努力により、現行の料金・使用料水準の維持を目指しておりますが、今後厳しい経営環境が長期的に継続する見通しであることを踏まえ、世代間の負担が公平なものとなるよう、外部有識者や市民の声もお聴きしながら、料金・使用料の体系や水準の在り方について検討してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始</p> <p>平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出</p> <p>平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン (2 0 1 3 - 2 0 1 7) 」策定</p> <p>8 月 上下水道料金改定 (平成 2 5 年 1 0 月 1 日検針分から適用)</p> <p>平成 3 0 年 3 月 「京 (みやこ) の水ビジョン—あすをつくる—」及び「京都市上下水道事業 中期経営プラン (2 0 1 8 - 2 0 2 2) 」策定</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 2
要 望 内 容	回 答		
3 0 2 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	<p>① 資産維持費は、平成 2 5 年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えております。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 3
要 望 内 容	回 答		
3 0 3 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。	<p>① 水道料金等の滞納者については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めております。</p> <p>② 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>③ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催しており、引き続き、保健福祉局と上下水道局で情報共有を行い、連携を深めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 0 4 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。</p>	<p>① 上下水道事業の建設改良事業については、「京都市上下水道事業中期経営プラン（2018—2022）」に基づき、厳しい経営環境の中にあっても安全・安心な水道及び公共下水道を守り続けるために、必要な財源を確保し、効率的に事業を推進しております。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、必要性等を十分検証するとともに、予算編成過程や事業の内容、進ちょく状況等についてホームページや市民しんぶん等により公開する等、市民への情報公開に努めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	305
要 望 内 容	回 答		
305 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。	<p>① 宅地内に残存する鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える工事費用の一部を補助する「鉛製給水管取替工事助成金制度」については、平成30年度に行った助成金額の上限額の増額や助成対象範囲の拡大など、充実した助成金制度を平成31年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>② また、同制度の利用を促進するために、引き続き、ホームページ、市民しんぶんへの掲載等による周知や京都市指定給水装置工事事業者への周知を行うとともに、空き家等で鉛管が残る宅地において新たに水道の使用を開始するお客さまに対して、申込時における当該制度の周知徹底に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛製給水管取替工事助成金制度 6,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 4月 鉛製給水管取替工事助成金制度の充実(助成金の上限を5万円から10万円に増額)</p> <p>平成30年 4月 鉛製給水管取替工事助成金制度の充実(助成金の対象について敷地境界から水道メーターまでの範囲を追加することで宅地全体に拡大。それに伴い、助成金の上限額を10万円から15万円に増額。)</p> <p>制度の充実についてホームページ及び市民しんぶんへ掲載</p> <p>8月, 11月 京都市指定給水装置工事事業者への周知</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 6
要 望 内 容	回 答		
3 0 6 地域・簡易水道への国庫補助制度の創設を、引き続き国に求めること。	<p>① 水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については、他と市などとも連携しながら、引き続き、国に対して国庫補助制度の創設を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 9 年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数 6 回</p> <p>平成 3 0 年度 全国市長会，日本水道協会等 要望回数 6 回</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	307
要 望 内 容	回 答		
307 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。	<p>① 雨水貯留施設設置助成金制度について、申請手続の簡素化を図るため、平成30年12月に申請等の郵送による受付を開始しました。今後もより利用しやすい制度となるよう、市民の声を聴きながら検討してまいります。</p> <p>また、雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や雨水浸透ますについては、設置目的や意義を周知するとともに、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めており、今後も更なる普及を図ってまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設設置助成金制度 4,500千円 ・雨水浸透ます設置助成金制度 7,600千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><雨水貯留施設設置助成金制度></p> <p>平成17年度 国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て、「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設</p> <p>平成22年度 助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大(100リットルから500リットルを80リットル以上に拡大)</p> <p>平成27年度 雨水貯留施設1基あたりの助成金額を増額(購入費用の2分の1(上限2万5千円)から4分の3(上限3万7千5百円))</p> <p>助成対象基数の拡大(1基から4基)</p> <p>平成29年度 助成対象の拡大(雨水貯留施設の設置工事費用を追加)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 7
要 望 内 容	回 答		
	<p><雨水浸透ます設置助成金制度></p> <p>平成 2 3 年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の 1 つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設</p> <p>平成 2 5 年度 雨水浸透ます 1 基あたりの助成金額を増額（1 万から 2 万 5 千円）助成限度額を増額（3 万 5 千円から 1 0 万円）</p> <p>平成 2 6 年度 助成対象の拡大（開発行為により設置された雨水浸透ますを追加）</p> <p>平成 2 7 年度 1 回のみであった助成回数の制限を撤廃 雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額を増額（2 万 5 千円から上限 1 0 万円）</p> <p>平成 2 9 年度 雨水貯留施設設置工事費用についても助成対象に追加（設置工事費用の 4 分の 3 上限 1 万円）</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 8
要 望 内 容	回 答		
3 0 8 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。	<p>① 本市では、昭和 3 7 年度から水洗化の普及促進を図るため、私道内であっても、一定の条件を満たしていれば、公共下水道管を布設しております。</p> <p>また、平成 6 年度からは、私道内共同排水設備の設置に係る助成制度を設け、私道内の下水道整備を促進しております。</p> <p>② 私道内に埋設されている共同排水設備については、居住者等において維持管理を行うことが原則であることから、助成制度は新規施設のみを対象としておりますが、私道内への公共下水道管布設の制度が昭和 3 7 年度から実施されているため、同年度以前から共同排水設備が布設されている箇所については、私道所有者全員の承諾が得られた場合に、要望を受けて公共下水道管を公費で布設する取組を実施しております。</p> <p>③ なお、私道内の共同排水設備については、平成 2 7 年度から平成 2 8 年度までにおける調査の結果、約 1, 1 0 0 箇所を設置されており、そのうち約 3 0 0 箇所が昭和 3 7 年度以前に設置されたものであることを確認しております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 7 年度 「私道内共同排水設備調査」</p> <p>平成 2 8 年度 「私道内共同排水設備調査」</p>		

要 望 内 容

回 答

8] 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

◆公共交通を軸とした交通体系を

309 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行い、市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。

① 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため、市民公募委員をはじめとして、学識経験者、有識者、経済団体、交通事業者、行政機関など幅広い委員の参画による「歩くまち・京都」推進会議を設置し、本市の交通施策について、多様な視点から議論していただいております。

② また、観光地交通対策や、駅等のバリアフリー化の推進、「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに、地域代表を含む市民、関係団体、学識経験者、交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し、意見交換・合意形成を図っております。今後とも、多くの方々の御意見を踏まえ、各区からの意見も十分に反映させながら、交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。

（平成31年度予算額）

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進

14,426千円

- ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）

11,740千円

- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

16,005千円

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	309
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 29,600千円 ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 381,721千円 ・駅等のバリアフリー化の推進 371,383千円 (うち 370,400千円【政策的新規・充実】) 		

要 望 内 容

回 答

310 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。

- ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること
- ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
- ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。

① 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にするライフスタイルへの転換を施策の柱とし、94の実施プロジェクトを定めて取り組んでおります。

また、「京プラン実施計画 第2ステージ」では、目標年次を2020年度、共汗指標を自動車分担率20%と定め、取組を進めております。

引き続き、こうした取組の充実を図ることにより、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。

② パークアンドライドについては、平成29年度（2017年度）からは、国から提供があったETC2.0データも活用し、一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定しており、平成30年度（2018年度）は観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、カーナビによる満空情報の提供、路上看板を活用した誘導等を実施することで、重点的にパークアンドライドの利用促進を実施しました。引き続き、登録駐車場の充実に向けた働きかけを継続するとともに、これまでの取組結果を踏まえ、市内への車の流入抑制に効果的なパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 新しい公共交通システムについては、平成30年度（2018年度）に実施している「ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査」や「自動運転による新たな都市交通システムに関する調査」、また、他都市の先進事例なども踏まえ、導入の検討を進めているところです。</p> <p>④ また、京都のまちの特性に応じた自動運転技術の活用については、平成29年度（2017年度）に設置した「自動運転の社会実装に向けた検討会議」において、検討を継続しており、また、市民参加のシンポジウムや体験乗車イベントを通じて、市民ぐるみで議論を深めているところです。</p> <p style="padding-left: 40px;">今後とも市政課題の解決やまちの魅力の創出に向けた自動運転の活用について、検討を進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 29,600千円 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 14,426千円 ・京都未来交通イノベーション研究機構の運営 3,606千円 ・京都における自動運転技術の社会実装に向けた研究 4,000千円 		
	(次ページに続く)		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	310
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><パークアンドライド></p> <p>平成14年度 5箇所、約1,700台分のパークアンドライド駐車場をスタート(以降、毎年充実)</p> <p>平成28年11月 「京都都市圏パークアンドライド駐車場登録制度」の開始(駐車場管理者からの自発的な登録申請の受付)</p> <p>平成30年 秋 観光シーズン期(11月末)時点で、141箇所、約8,000台分のパークアンドライド駐車場の広報による利用の促進</p> <p><自動運転></p> <p>平成29年10月 第1回「自動運転の社会実装に向けた検討会議」の開催</p> <p>平成30年 3月 「シンポジウム『自動運転が変える京都のまちと暮らし』」(第2回「自動運転の社会実装に向けた検討会議」)及び「自動運転可能な電動小型低速車の体験乗車イベント」の開催</p> <p>9月 「大原地域におけるグリーンスローモビリティの体験乗車イベント」の開催</p> <p>10月 第3回「自動運転の社会実装に向けた検討会議」の開催</p> <p>11月～「自動運転による新たな都市交通システムに関する調査」の実施</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	311
要 望 内 容	回 答		
<p>311 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。</p>	<p>① 東大路通については、平成28年度（2016年度）に取りまとめた「今後の取組内容」※に基づき、歩道の横断勾配改善や祇園バス停付近の部分的な歩道拡幅、東大路通東側エリアにおける景観舗装などの工事を進めております。</p> <p>※ このうち、2020年度を目標に進める「短期・中期の取組」では、「歩道環境の改善」、「バス待ち環境の改善」、「回遊性及び案内誘導の向上による歩行者の分散」を視点として取組を行うこととしています。</p> <p>② 平成31年度（2019年度）は、「東大路通歩行空間創出推進会議」等を通じて地元住民や関係機関との情報共有を図りながら、引き続き「今後の取組内容」に基づき、歩道の横断勾配改善やバス待ち環境の改善等を着実に進めてまいります。また、自動車の流入抑制については、全市的な取組として、パークアンドライドの利用促進を進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額） ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業 381,721千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成14年～ 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」の要望提出（平成29年度まで継続して要望）</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	311
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成21年 2月 東山区交通安全対策協議会から「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出</p> <p>平成22年 7月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置 (平成23年3月まで計3回開催)</p> <p>平成24年 3月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置 8月 「東大路通整備構想」の策定</p> <p>平成27年12月 「今後の取組方針※」をまちづくり委員会で説明 (平成28年3月には「東大路通歩行空間創出推進会議」で説明)</p> <p>平成28年11月 バス停移設等の社会実験を実施 12月 東山区全11学区を対象とした「意見交換会」を開催</p> <p>平成29年 3月 第11回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催し、「今後の取組内容」を決定 4月～「今後の取組内容」に基づき取組を推進 5月 「意見交換会」の結果及び「今後の取組内容」を公表</p> <p>平成30年 3月 「第12回東大路通歩行空間創出推進会議」を開催</p> <p>※今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める。 ○歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し、交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する。 ○「車線数の減少を伴う道路空間の再構成(2車線化)」については、現状では実施せず、長期的に検討を行う。 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	312
要 望 内 容	回 答		
<p>312 京都駅八条口（南口）駅前広場については、駐車場の屋根、自転車レーン、タクシーたまり場の改善や、観光バスの駐車時間の延長など引き続き改善をおこなうこと。ショットガン方式については、待機場を近くに設置するなど見直すこと。</p>	<p>① 京都駅八条口駅前広場整備については、整備完了後においても、関係団体等との協議等で得られた声をもとに、タクシー乗り場案内の充実など駅前広場の改善に取り組んでおります。引き続き、市民や関係団体等の御意見を聴きながら、より利用しやすい駅前広場となるよう、今後も継続して、学識経験者、地元関係者、タクシー・バス事業者、京都府警察等で構成するエリアマネジメント会議等を通じて調整を行うなど、更なる運用改善に努めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・京都駅八条口駅前広場運営 31,532千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年 3月 駅前広場プレオープン 4月 タクシーショットガン運用開始 12月 第10回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催 駅前広場ランドオープン</p> <p>平成29年 4月 貸切バス乗降場の予約制、バスショットガン運用の開始 7月 貸切バス乗降場の料金制の開始 11月 タクシー待機場、貸切バス乗降場及び貸切バス臨時降車場の指定管理開始</p> <p>平成30年 3月 第11回京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議開催</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	313
要 望 内 容	回 答		
313 交通不便地域対策は、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。	<p>① 高齢化が進展する中で、公共交通の果たす役割は非常に大きく、市民生活の足の確保は、重要な課題です。</p> <p>② 交通手段の確保については、まちづくりや地域の活性化、福祉等の視点も踏まえ、地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり、これまでから、地域と区役所・支所、関係行政機関、交通事業者が連携し、地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や、地域が主体となったモビリティ・マネジメントの取組などを、地域と共に検討してまいりました。</p> <p>③ また、平成29年度から、地域、事業者、行政によって「日常生活に必要で、充実すべきものである」という合意や利用目標の設定が行われたバス路線について、民間バス事業者が実施する社会実験を支援することとしており、平成30年度についても、平成29年10月から増便運行が開始されている鏡山循環バス及びくるり山科への支援を行っているところです。</p> <p>平成31年度においても、引き続き、市内周辺部における生活交通の維持、確保に向け、民間バス事業者への支援及び働きかけを進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 75,937千円</p> <p>(次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 9 年 6 月 「京都市生活交通バス路線充実等補助金交付要綱」を制定</p> <p>1 0 月 鏡山循環バス及びくるり山科の増便運行の開始</p>		

要 望 内 容

回 答

- 314 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。
- ・JR西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。
 - ・JR桃山駅のバリアフリー化にあたっては、住民要望の強い「既存トイレの改修」に取り組むこと。
 - ・要望の強い京阪鳥羽街道駅についても早急に具体化すること。

- ① 平成31年度は、重点整備地区について、引き続き、西院駅（阪急）、西大路駅（JR西日本）、桃山駅（JR西日本）のバリアフリー化を進めるとともに、新たに鳥羽街道駅（京阪）の整備等に着手してまいります。
- ② 重点整備地区以外においても、引き続き、京都駅（在来線の一部ホーム）における可動式ホーム柵の整備を進めるほか、新たに北野白梅町駅（京福）について、バリアフリー化に合わせて、交通結節機能と観光案内機能の強化を目的とした駅改良を実施することとしております。
- ③ 西大路駅（JR西日本）の南側駅舎のバリアフリー化については、東海道新幹線の高架の柱や基礎による構造上の課題や、工事中の利用者の安全確保上の課題があるため、現時点での整備は困難であり、北側駅舎開業後の駅の利用者の流動状況を踏まえて検討する必要があります。
- なお、既存駅舎の各設備については、構造上・安全上、支障のない範囲で、今回の北側駅舎の整備に合わせてトイレや通路の壁面等の改善を実施してまいります。
- 今後とも、地域住民等に利用していただきやすい駅となるよう、JR西日本と調整してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	314
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 桃山駅（JR西日本）の既存トイレの改修については、JR西日本が改修に前向きな意向を示しており、平成30年度に実施している詳細設計を踏まえ、引き続き、実施に向けて調整してまいります。</p> <p>⑤ 鳥羽街道駅（京阪）のバリアフリー化については、平成30年度に同駅が含まれる東福寺地区の基本構想改訂のための連絡会議を開催し、地域住民や利用者団体等を交えて検討しているところであり、平成31年度は改訂した基本構想に基づき、詳細設計を実施してまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅等のバリアフリー化の推進 371,383千円 <li style="text-align: right;">（うち 370,400千円【政策的新規・充実】） <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（14地区（25駅）の重点整備地区を選定）</p> <p>平成15年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成20年度に完了）</p> <p>平成22年度 重点整備地区の全駅（25駅）のバリアフリー化の完了</p> <p>平成24年 3月 平成32年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（10地区（11駅）の重点整備地区を選定）</p> <p>平成24年度 太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1 4
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年度	J R 藤森地区、深草地区及び西院地区の基本構想の策定 大宮駅（阪急）のバリアフリー化の完了	
	平成 2 6 年度	阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定	
	平成 2 7 年度	太秦駅、J R 藤森駅（以上、J R 西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化の完了	
	平成 2 8 年度	西大路地区の基本構想の策定 嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急）及び西院駅（京福）のバリアフリー化の完了	
	平成 3 0 年度	鳥羽街道駅（京阪）その周辺道路等のバリアフリー化に向け、地域住民や障害者団体の代表者などからなる連絡会議の開催（年 3 回） 鳥羽街道駅（京阪）及びその周辺道路等のバリアフリー化の概要（案）に対する市民意見募集を実施	

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	315
要 望 内 容	回 答		
315 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。	<p>① バス利用環境等について、民間バス運行エリアと市バス運行エリアとの間で格差が生じているため、市内周辺部において市民の足の役割を担う民間バス事業者に対して、バス利用環境の整備に対する支援を行っており、平成30年3月には、補助対象となる整備項目を追加するなど、利用者・事業者のニーズに沿った事業としての運用を図っているところです。</p> <p>平成31年度についても、引き続き、民間バスの利用環境の向上に向けて事業者への支援を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 75,937千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年 6月 「京都市民間バス利用環境整備補助金交付要綱」を制定 平成30年 3月 民間バス利用環境整備補助金の補助対象項目に「車内用液晶表示器の整備」を追加</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	316
要 望 内 容	回 答		
316 JR奈良線の複線化事業にあたっては、周辺住民の要望にもとづいて事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。	<p>① 騒音調査については、事業主体であるJR西日本において、環境影響評価に基づき、必要な対策を講じながら進められており、家屋調査についても、事業を進めるに当たり、必要な調査を実施するよう、引き続き、同社に対して働きかけてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR西日本への補助金、第一御陵踏切周辺の道路工事他 761,664千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年11月 環境影響評価の配慮書を提出 平成26年 3月 環境影響評価の方法書を提出 平成27年 3月 環境影響評価の準備書を提出 11月 環境影響評価の評価書を提出 平成28年 3～4月 環境影響評価の評価書を縦覧 平成29年 3～5月 JR奈良線複線化事業に係る地元説明会を開催 5月 複線化工事の着工（以降、JR西日本において施工中） 平成30年 2～4月 JR奈良線複線化事業に係る地元説明会を開催</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 7
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市バス・地下鉄の改善を</p> <p>3 1 7 国に対して，市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の参入・撤退を自由にする規制緩和を撤回し，公共交通を守る法改正を行うこと。 ・公営バス事業にたいする国の補助制度をあらゆる機会を捉えて他都市とも連携して確立すること。 	<p>① 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は，市域のバス輸送の 8 6 パーセントを担っており，市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら，京都市民の足を守ってまいります。</p> <p>② 公営バス事業に対する国庫補助制度の要望については，これまでから，あらゆる機会を捉えて要望しており，今後も引き続き，補助制度の確立に向け，他都市等とも連携を図り，国に働きかけてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 8
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 8 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。</p>	<p>① お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域からの御要望や、交通局に直接いただく電話・メールなど、様々な媒体を通して随時伺っており、可能な限り、各取組に反映させてまいりました。</p> <p>② また、市バスの路線・ダイヤの編成に当たっては、これまでから、御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。</p> <p>③ 今後は、運転士・整備士の担い手不足や車庫用地の確保が難しい中、増車が困難な状況ではありますが、引き続き、現有の車両・人員を最大限活用して、利便性向上に取り組んでまいります。</p> <p>④ 市バス事業においては、平成 2 8 年 8 月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」、また、この度お示しした「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（案）」に掲げるとおり、一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営を引き続き堅持してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 9 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。周辺部を含めて市内全域を均一区間とすること。</p>	<p>① 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけの収入の確保は難しく、経営に大きな影響を与えることから困難です。</p> <p>② 市バスの均一運賃区間の拡大については、より分かりやすい料金体系となり、同区間を対象とした一日乗車券の利用範囲が広がるなど、お客様の利便性向上に大きく寄与するものと認識しており、各民間バス会社と協議を進めた結果、京都バス株式会社の御理解を頂き、嵯峨・嵐山地域、岩倉・修学院地域、さらに、平成 2 9 年 3 月には上賀茂・西賀茂地域へと拡大してまいりました。</p> <p>均一運賃区間の拡大は、競合している民間バス会社の経営に与える影響も大きく、各社との合意が必要ですが、「京プラン実施計画 第 2 ステージ」において、取組項目の一つとして掲げており、引き続き、市会の付帯決議を踏まえ、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 0 バス一日券は5 0 0 円に値下げすること。バス一日券及び昼間割引券は市内全域で利用できるようにすること。</p>	<p>① バス一日券は、平成1 2 年に7 0 0 円から5 0 0 円に大幅に値下げして以降、平成2 6 年の消費税率引き上げに伴い、市バスの普通運賃を2 2 0 円から2 3 0 円に改定した時も発売価格を据え置いていました。</p> <p>② 一方で、平成2 6 年3 月の嵯峨・嵐山地域をはじめとした市バスの均一運賃区間拡大により利用範囲が広がり、均一運賃区間内の京都バスでも御利用いただけるようになるなど、一日券の利用価値は格段に高まっていました。また、この一日券を御利用のお客様は、平均で4 回以上の御乗車をいただいております。1 乗車当たりの運賃が1 2 5 円（5 0 0 円÷4 回）と、普通運賃（均一運賃2 3 0 円）と比べて大きな価格差が生じていたことから、価格の適正化を図ることとしました。新たな価格については、値下げ以前の7 0 0 円とすることが妥当であると考えていますが、当面の間6 0 0 円とすることとしたものであり、5 0 0 円に値下げをする考えはありません。</p> <p>③ バス一日券及び昼間割引回数券を市内全域で御利用いただくには、均一運賃区間を市内全域に拡大する必要があります。均一運賃区間の拡大は、競合している民間バス会社の経営に与える影響も大きく、各社との合意が必要ですが、「京プラン実施計画 第2 ステージ」において、取組項目の一つとして掲げており、引き続き、市会の付帯決議も踏まえ、お客様の更なる利便性向上に向け、関係バス会社と粘り強く協議してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 1
要 望 内 容	回 答		
3 2 1 バス運転手の「若年嘱託制度」は同一労働同一賃金に反するものであることから、制度を廃止して正職員とすること。	<p>① 若年嘱託制度については、優秀な職員を確保・育成し、運転技術やお客様接遇の向上を図るため、平成12年の採用から導入したものであり、採用後、3年の嘱託期間内に、密度の高い研修と営業所での実地指導を通じて職員を育成するとともに、厳格な基準を設け、1年ごとに嘱託期間を更新しております。</p> <p>② その結果、丁寧な接遇に対するお客様からのお褒めの言葉が増え、事故件数も減少するなど、市バス事業にとって大きな成果を挙げております。</p> <p>③ また、若年嘱託職員と正規職員は同一の給与体系であり、給与面での格差はありません。</p> <p>④ 市バスの安全運行やお客様サービスの向上、ひいては近年のお客様の増加に大きく寄与しており、優秀な職員を育成するために有意義な制度であると考えています。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 2 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。</p>	<p>① 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と判断しております。</p> <p>② 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。</p> <p>③ そのうえで、受託者選定の際には、本市としても委託先の運転士の労働条件に係る関係資料の提出を求め、法令を遵守し、安全性が確保されていることを確認するとともに、毎年のダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。</p> <p>④ また、委託先における事故防止については、毎月開催している「全市バス安全運行推進会議」等において、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより、同じ目標に向かって取組を進めております。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <p>・管理の受委託 委託料 6, 5 0 2, 8 9 8 千円</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 3
要 望 内 容	回 答		
3 2 3 回送バスを減らすこと。	<p>① 回送運行は、市バス営業所から離れたバス停を起点・終点とする系統の運行に必要不可欠なものですが、運行回数については最小限となるよう努めております。</p> <p>② こうした中、平成 3 1 年 3 月実施の新ダイヤにおいて、回送運行の一部を営業化することにより、夜間時間帯の運行充実に取り組むことといたしました。</p> <p>③ 引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営となるよう努めてまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 4
要 望 内 容	回 答		
3 2 4 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。	<p>① 市バスの走行環境の改善については、運転士からの情報を基にした現地調査や、ドライブレコーダー映像の確認により、違法駐停車が多い路線等の状況を把握したうえで、その都度、交通規制を管轄する警察署に取締・指導を要望しているところです。</p> <p>今後も、取締りの強化を要望するとともに、京都府警察と協議してバス専用レーンの徹底に向けた啓発を行い、市バスの走行環境改善に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用レーン啓発 3 8 6 千円 		

要 望 内 容

回 答

325 バス待ち環境の改善を計画的に進めること。ベンチや上屋は、設置困難箇所についての研究をすすめる、設置箇所を増やすこと。

① バス待ち環境は市バスを御利用になるお客様にとって重要なものであり、これまで、バス停上屋の設置等を積極的に進めてまいりました。

今後、バス車両をはじめとする更新に多額の経費を要するほか、運転士・整備士の担い手不足に伴う委託料の増加、また、軽油価格の高騰による経費の増加等により、市バス事業の経営環境が大きく変化する中、バス待ち環境については、更新を中心に進めるとともに、引き続き地域の方々や民間事業者の御協力も頂きながら向上に努めてまいります。

② ベンチについては、歩道幅の狭い箇所において、座面幅の狭いタイプのベンチを活用するなど工夫しながら設置拡大を進めてまいりました。平成31年度は、沿道利害関係者との粘り強い交渉による了解、道路改良工事との連携、地域の方々や民間事業者の御協力等により、設置拡大に努めてまいります。加えて、老朽化したベンチの更新や修繕も実施してまいります。

③ 広告収入を原資とした民間事業者による広告付き上屋については、平成31年1月末時点で累計211箇所の整備が完了しております。平成31年度は、引き続き、広告付き上屋の設置拡大に努めてまいります。

また、交通局による上屋の整備については、更新を中心に整備してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 「バスの駅」については、歩道が狭い等の理由からバス停設備の設置が困難な場所において、地域や民間事業者から無償で用地等を提供していただき、バス待ち環境の向上を図るものであり、平成31年1月末時点で累計55箇所の供用を開始しております。平成31年度は、公共施設や商業施設等への整備を目指します。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋整備 32,713千円 ・バス接近表示器設置 13,845千円 ・バス停ベンチ 2,904千円 ・「バスの駅」設置 5,167千円 		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	326
要 望 内 容	回 答		
326 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。	<p>① これまでトラフィカ京カードを対象に実施してきたバスとバス、バスと地下鉄の乗継割引サービスについては、平成29年4月にICOCA、PiTaPaを含む全国10種類の交通系ICカード利用にも拡大し、さらに、ICカードの場合は、市バスだけではなく京都バスも割引対象に加えました。</p> <p>② また、平成30年3月には、市バスだけでなく地下鉄にも乗り継いで、目的地まで快適に効率よく移動していただけるよう、市バス、京都バス、地下鉄に乗車できる一日乗車券を現行の1,200円から900円へと大幅値下げするとともに、山科・醍醐地域や市内中心部を運行する京阪バスにも乗車できる「地下鉄・バス一日券」として発売し、利便性の向上を図りました。</p> <p>③ さらに、多くの市民が御利用されるトラフィカ京カードについては、市バスと市バスを90分以内に乗り継いだ場合に90円、市バスと地下鉄とを当日中に乗り継いだ場合に60円割り引くこととしている現行の乗継割引額を、平成31年3月に120円へと拡大いたします。</p> <p>④ 乗継ぎを無料とすることについては、その減収分を補うだけの収入の確保は難しく、経営に与える影響が大きいことから、実施は困難です。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 7 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。</p>	<p>① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、民間事業者による整備の促進を図っており、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に、一定数の駐輪場を確保しております。</p> <p>今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>② 利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとしております。</p> <p>引き続き、指定管理者とも連携し、利用状況、近隣施設の利用料との均衡、消費税率の引上げ等の社会情勢の変化を踏まえ、適切な利用料金の設定に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算額)</p> <p>・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 1 6, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始</p> <p><京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績 (平成 2 1 年度～ 3 0 年度)></p> <p>9 3 件 自転車 4, 5 9 1 台分, バイク 1, 6 8 9 台分</p> <p style="text-align: right;">※平成 3 0 年 1 2 月末時点</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 8
要 望 内 容	回 答		
3 2 8 地下鉄ホームのベンチを増やすこと。	<p>① 地下鉄駅のホーム階におけるベンチの増設については、混雑時において、お客様がスムーズに通行できるようにする必要があり、かつ、緊急時において、避難経路として必要な通路幅を確保しなければならず、安全面の観点から困難と考えております。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 9 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。</p>	<p>① 点字ブロックについては、視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくために、これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も、停留所施設を改良する際には、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備 3, 7 0 4 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 0
要 望 内 容	回 答		
3 3 0 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。	① 市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	331
要 望 内 容	回 答		
<p>331 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。</p>	<p>① 地域住民が主体となったバス運行については、既に北区雲ヶ畑地域をはじめ、左京区久多地域や右京区水尾地域等で実施されており、本市予算による運行補助や国からの運行補助を受けるための支援を行っております。</p> <p>② また、自主的なバス運行を持続可能なものとするためには、地域住民の合意のもと、継続的に御利用いただくことが不可欠です。主体的に地域に即した運行の在り方を検討している地域においては、区役所・支所と都市計画局が連携して、持続的な運行維持方策を地域住民や交通事業者と共に検討し、可能な限りの支援を行っております。</p> <p>③ 市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、御利用状況や沿線状況の変化に対応した見直しを行っており、地域が主体となり自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」に取り組まれている地域においては、バスの利用者数が増え、増便やバス待ち環境向上など利便性向上に結び付いた事例もあります。</p> <p>今後は、運転士・整備士の担い手不足や車庫用地の確保が難しい中、増車が困難な状況であるため、現有の車両・人員を最大限活用し、利便性向上に努めるとともに、均一運賃区間の拡大に向け、関係バス会社と協議を行ってまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スローライフ京都」大作戦(モビリティ・マネジメントの推進) <p style="text-align: right;">11,740千円</p>		

要 望 内 容

回 答

9 生活道路優先の道路環境整備を

332 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅計画は、撤回すること。

① 鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。

出町柳～塩小路通間については整備が完了し、塩小路通以南の事業区間のうち、第1工区は完了しているものの、第2工区及び第3工区が未整備であるため、市内幹線道路の南北軸の強化や京都高速道路（阪神高速8号京都線）へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。

② 第2工区については、平成30年度に上部工本体部分が完成し、現在、取付道路及び側道等の整備を進めており、早期の開通を目指してまいります。

③ 第3工区については、平成30年度に行っている都市計画の変更及び詳細設計の成果に基づき、平成31年度は道路築造に必要な土留め工の施工等に着手してまいります。

（平成31年度予算額）

- ・鴨川東岸線（第2工区） 378,238千円
- ・鴨川東岸線（第3工区） 337,760千円

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>第1工区 平成 5 年度～平成 2 1 年度 整備完了</p> <p>第2工区 平成 9 年度 事業着手</p> <p>平成 2 3 年度 橋りょう下部工工事完成</p> <p>平成 2 6 年度 九条跨線橋耐震工事完了</p> <p>平成 3 0 年度 橋りょう上部工工事完成</p> <p>第3工区 平成 2 8 年度～平成 2 9 年度 予備設計</p> <p>平成 3 0 年度 道路詳細設計等</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 3 国道 9 号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。</p>	<p>① 国道 9 号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において、国土交通省が京都西立体交差事業を実施しております。</p> <p>葛野地区については、千代原口地区や京都第二外環状道路の完成による交通状況の変動を注視していくと聞いております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 5 年 2 月 2 3 日 千代原口地区地下トンネル開通</p> <p>平成 2 5 年 4 月 2 1 日 京都第二外環状道路全線開通</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 4
要 望 内 容	回 答		
3 3 4 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。	<p>① 都市計画道路北泉通の整備については、地域の防災機能の向上、道路ネットワークの形成による利便性の向上、歩道ネットワークの形成による安全性の向上など、事業効果の高い事業と考えており、地域住民からも早期完成を求める強い要望を頂いております。</p> <p>② 平成 2 8 年度から橋りょう工事を行っており、平成 3 1 年度も、引き続き、橋りょうに接続する道路等の工事及び用地買収を進めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <p>・北泉通 (道路工事他) 4 4 8, 6 7 8 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 ~ 2 2 年度 街路基本調査を実施 平成 2 3 ~ 2 4 年度 都市計画変更手続きを実施 平成 2 4 年度 事業認可取得, 用地測量 平成 2 5 年度 物件調査, 詳細設計 平成 2 6 ~ 2 7 年度 物件調査, 用地買収, 詳細設計 平成 2 8 年度 用地買収, 橋りょう工事 (橋脚及び右岸橋台) 着手 平成 2 9 年度 用地買収, 橋りょう工事 (左岸橋台及び橋桁架設) 平成 3 0 年度 橋りょう工事 (左岸橋台及び橋げた架設)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	335
要 望 内 容	回 答		
<p>335 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制、通学時間帯の流入規制など安全対策・整備をすすめること。</p>	<p>① 平成27年7月に策定した「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」の下に、土木事務所、京都府警察署、教育委員会で構成する「通学路安全部会」を設置し、必要に応じ各区役所・支所を加え、通学路の危険箇所における課題や対応について情報を共有し、安全対策を推進しております。</p> <p>② 対策の一つである「ゾーン30」（指定した区域で制限速度を30キロとし交通安全を確保）については、これまで、市内35箇所を実施しており（平成30年4月30日現在）、通学路における通学時間帯に合わせた車両交通規制についても、市内5箇所において実施しております。今後も京都府警察と連携して安全対策に取り組んでまいります。</p> <p>③ 今後も、通学路により得た知見をいかし、関係機関との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路の安全対策に取り組むとともに、京都府警察が進める「ゾーン30」の他の学区への拡大についても、連携して進めてまいります。</p> <p>（平成31年度予算額）</p> <p>・交通安全施設整備費 1,001,400千円</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成24年度 市内全小学校の通学路の緊急総点検（平成24年8月末までに緊急に対策が必要なもの等の第1次対策完了）（次ページに続く）</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	335
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成25年度 第2次対策により道路管理者の対策完了（平成25年5月末）</p> <p>平成27年度 「京都市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の交通安全対策を計画的・継続的に実施</p> <p>平成27年度 863箇所</p> <p>平成28年度 77箇所</p> <p>平成29年度 109箇所</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	336
要 望 内 容	回 答		
336 歩道の傾斜を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。	<p>① 本市では、交通バリアフリー法（平成12年制定）に基づき、平成14年10月に「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定し、市内14箇所の重点整備地区の選定を行い、平成20年度末までに全地区の道路特定事業計画を策定しました。</p> <p>平成29年度末までに6地区の整備が完了しており、残る8地区についても整備を進めております。</p> <p>② また、平成23年度末に「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、新たに市内10地区の新重点整備地区の選定を行い、既に6地区の「道路特定事業計画」の策定が完了しました。平成30年度は3地区（上桂、阪急嵐山、松尾大社地区）の「道路特定事業計画」の策定に着手しております。</p> <p>なお、平成31年度は、残る1地区（西大路地区）の「道路特定事業計画」の策定に向けて作業を進めてまいります。</p> <p>③ また、土木事務所においては、「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、歩道整備事業等を行う中で、バリアフリー化に努めております。</p> <p>④ 今後も事業実施に当たっては、各地区の優先度を見極めながら取組を進めていくとともに、国補助金の確保に努め、着実な事業進捗を図ってまいります。</p> <p>（平成31年度予算額） ・バリアフリー化事業 397,200千円</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

平成14年10月 平成22年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（14地区（25駅）の重点整備地区を選定）

平成15年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成20年度に完了）

平成22年度 重点整備地区の全駅（25駅）のバリアフリー化の完了

平成24年 3月 平成32年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（10地区（11駅）の重点整備地区を選定）

平成24年度 太秦地区及び大宮地区の基本構想の策定

平成25年度 J R 藤森地区、深草地区及び西院地区の基本構想の策定
太秦地区及び大宮地区の道路特定事業計画の策定
大宮駅（阪急）のバリアフリー化の完了

平成26年度 阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区及び桃山地区の基本構想の策定
J R 藤森地区、深草地区の道路特定事業計画の策定

平成27年度 西院地区の道路特定事業計画の策定
太秦駅、J R 藤森駅（以上、J R 西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化の完了

平成28年度 西大路地区の基本構想の策定
桃山地区の道路特定事業計画の策定
嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅（以上、阪急）及び西院駅（京福）のバリアフリー化の完了

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	336
要 望 内 容	回 答		
	平成29年度	京都地区の道路のバリアフリー化の完了 稲荷地区の道路のバリアフリー化の完了	

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 7
要 望 内 容	回 答		
3 3 7 土木事務所の予算を増額するなど、生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。	<p>① 生活道路については、平成30年度に引き続き、地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう舗装補修の予算を拡充し、取り組んでまいります。</p> <p>② また、街灯については、引き続き市民要望を基に現地調査を行い、必要な箇所について設置を行ってまいります。</p> <p>③ 引き続き、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路維持補修費 3, 5 5 0, 6 1 3 千円 ・交通安全施設整備費 1, 0 0 1, 4 0 0 千円 		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3 8
要 望 内 容	回 答		
3 3 8 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	① 里道については、厳しい財政状況の中、現状のまま維持管理することを基本としており、道路改良を行うことは困難ですが、市民からの要望や現地の状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めてまいります。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 3 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 3 9 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。</p>	<p>① 私道については、公道と同様、重要な機能を有していることから、これまで助成制度の見直しを行いながら地元が実施される舗装工事を支援してきました。</p> <p>平成 2 2 年度からは、排水施設の改修を助成対象に加えるとともに、助成率を 5 0 % から 7 5 % へと引き上げ、さらに、平成 2 5 年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。</p> <p>また、平成 2 7 年度からは、これまで 5 月から 8 月までの 3 箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど、助成制度の更なる利用促進を図っているところです。</p> <p>なお、本制度では、舗装とそれに付帯する L 型街渠を一体的に整備することにより、私道の整備が促進されるものとしているため、助成対象を L 型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。</p> <p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道整備助成金 1 5 , 0 0 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

340 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。

① 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、民間事業者による整備の促進を図っており、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を含めた整備についても、助成対象としております。

② また、京都市駐車場条例を改正し、自動二輪車の駐車場の確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度としております。

③ 今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。

（平成31年度予算額）

・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 16,000千円

（経過・これまでの取組等）

平成21年度 「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」運用開始

平成26年10月 京都市駐車場条例の改正による自動二輪車の駐車施設の付置の義務付け

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 0
要 望 内 容	回 答		
	<p><京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成21年度～30年度）> 93件 自転車4,591台分, バイク1,689台分 ※平成30年12月末時点</p> <p><市営自転車等駐車場及び駐車場におけるバイクの受入れ台数> 市営自転車等駐車場 18箇所 1,866台 市営駐車場 7箇所 549台</p>		

要 望 内 容

回 答

341 自転車走行レーンの拡充や、レーンへの自動車の違法駐車対策の強化、自動車運転者への一層の安全呼びかけ等、自転車走行環境の一層の改善をはかること。御池通の自転車レーンについては、安全対策をおこなうこと。

- ① 自転車走行環境の整備については、重点地区の一つである都心部地区において、車道の左側に矢羽根と自転車マークの設置を進めております。
- ② 違法駐車対策については、自動車教習所における講習等を通して、矢羽根と自転車マークの設置箇所は自転車走行場所であることを、自動車の運転手に対し周知しております。
- また、「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部を中心に違法駐車等防止指導員（行財政局サービス事業推進室職員）により、違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発活動を展開してまいります。
- ③ 御池通の一部では、歩道の自転車通行が認められており、歩道上に自転車の通行位置が明示されています。引き続き、自転車安全教室の開催等により、ルール・マナーの向上に取り組んでまいります。

（平成31年度予算額）

- ・自転車走行環境の整備 144,130千円
- ・違法駐車等防止対策事業 1,152千円

（次ページに続く）

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><自転車走行環境整備> 整備延長 73.5 km (平成30年12月末)</p> <p><違法駐車対策> 平成 7 年 4 月 「京都市違法駐車等防止条例」の施行 平成23年10月 中心市街地重点路線等クリア作戦の開始</p>		

要 望 内 容

回 答

342 歩行者の安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など、自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。

① 本市では、「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、様々な自転車安全教室を開催し、ライフステージに合わせた自転車安全教育を実施しております。

また、自転車の基本的なルール等を分かりやすく解説した冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を、平成29年度（2017年度）に引き続き、市内の全保育施設、小中高校等に配布しております。

② 自転車保険の加入義務化については、自転車安全教室や自転車マナーアップフェスタ等のイベントなど、あらゆる機会を通じて、周知啓発に努めるとともに、専用コールセンターを設置し、市民等からの問合せに対応しております。

③ 今後も、学校や警察、地域等とも連携しながら、京都ならではの自転車安全教育及び効果的な啓発に努めてまいります。併せて、常設の自転車安全教育施設として、大宮交通公園において、2020年度中にサイクルセンターを開設できるよう、民間活力もいかして整備を進めてまいります。

（平成31年度予算額）

- ・自転車安全利用教育の実施 14,350千円
- ・自転車ルール・マナーの啓発 5,739千円
- ・自転車保険の加入義務化 8,524千円

（次ページに続く）

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	342
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年度 「京都市自転車安心安全条例」の制定</p> <p>平成26年度 「自転車マナーアップフェスタ in 京都」の開始</p> <p>平成28年度 自転車保険の加入義務化に係る「京都市自転車安心安全条例」の改正</p> <p>平成29年度 自転車保険専用コールセンターの設置 「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の創設 事業者・レンタサイクル事業者 自転車保険の加入義務化開始 「京都市自転車安全教育プログラム」の策定</p> <p>平成30年度 自転車利用者 自転車保険の加入義務化開始 京都サイクルパス制度の開始 (「健康長寿のまち・京都いきいきポイント事業」との連携)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>10 公正・公開・市民参加の市政運営を 3 4 3 特別自治市の検討を中止すること。</p>	<p>① 個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的・総合的に推進していくためには、基礎自治体優先の原則のもと、市民に最も身近な基礎自治体に対して、国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し、地域のことは地域で決め、実行できる仕組みを構築していく必要があります。</p> <p>② 先駆的かつ先導的な役割を果たしている政令指定都市においては、将来の在るべき姿として、市域内の地方の事務全てを担う特別自治市がふさわしいと考えております。</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 4
要 望 内 容	回 答		
3 4 4 関西広域連合から脱退すること。	<p>① 関西広域連合において、引き続き、関係府県市と連携し、設立目的である国出先機関の移管や分権型社会の実現を目指すとともに、広域課題の解決に向けて、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかし、関西全体、日本全体の発展に貢献してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

345 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、MICEや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め、地域住民の生活と営業を守る計画とすること。岡崎・南禅寺界隈の別荘庭園群の歴史的文化的景観を壊すホテル建設の中止を求めること。

① 岡崎地域活性化ビジョンは、検討委員会でのオープンな議論と多くの市民意見・アイデアを盛り込み策定されたものであり、文化芸術、MICE拠点としての機能強化や、多くの人々が訪れたいくなる新たな賑わい創出など、世界に冠たる文化・交流ゾーンとして更なる発展を目指す夢のあるビジョンです。

今後とも、地元の施設・団体などで構成する官民地域連携組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、地域住民はもとより、多くの市民・関係者の理解と積極的な参加をいただきながら、世界の人々が集い、ほんものに出会う「京都岡崎」のまちづくりに取り組んでまいります。

② 左京区南禅寺草川町の跡地ホテル計画については、既にまちづくり条例及び中高層条例に基づく手続が完了していますが、これまで事業者による任意の説明会を2回開催し、現在、近隣住民との協議を継続して行っております。

また、当該ホテル計画については、平成30年12月に京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問したうえで了承されており、平成31年1月に風致地区条例に基づく許可を行っております。

今後も引き続き、関係部署が連携して事業者に対応してまいります。

(平成31年度予算額)

・岡崎地域活性化ビジョンの推進 19,351千円

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

<岡崎地域活性化の取組>

平成23年 3月 岡崎地域活性化ビジョン策定

7月 「京都岡崎魅力づくり推進協議会」設立

10月 「岡崎ときあかり～あかりとアートのプロムナード～」開催
(以降毎年度実施, 23年度は「岡崎・あかりとアートのプロムナード」という名称で開催, 25年度は荒天のため中止)

平成24年 3月 「岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり」開催

～4月 (以降毎年度実施, 23年度は「岡崎疏水・桜ライトアップ&十石舟夜桜運航」という名称で開催)

5月 「地図で読む 京都・岡崎年代史」の発行・販売開始

9月 「京都岡崎レッドカーペット」開催(以降毎年度実施)

平成25年 8月 岡崎秋の総合情報パンフレット「岡崎手帖」(秋号)の発行
(以降毎年度発行), 岡崎の総合情報サイト「京都岡崎コンシェルジュ」(日本語・英語対応)やスマホ向けアプリの運用開始

平成26年 8月 京都岡崎ガイドマップ「岡崎どこいこトコ♪トコ♪街図」の発行開始

9月 「京都岡崎レッドカーペット」, 「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を「京都岡崎ハレ舞台」と称して同日開催(以降毎年度実施)

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	345
要 望 内 容	回 答		
	平成27年	3月	「岡崎手帖」(春号)の発行 京都岡崎ガイドマップ英語版「Kyoto OKAZAKI Guide MAP」の発行開始
		8月	「岡崎手帖 別冊」岡崎グルメガイド2015秋冬号を発行
		9月	岡崎プロムナード供用開始 「京都岡崎ループ」(「京都岡崎・都心循環バス」)車内デジタルサイネージでの岡崎の見どころ配信開始
		10月	「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定
		11月	京都市動物園グランドオープン
		12月	岡崎地域の情報発信・総合案内拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」の開設
	平成28年	1月	ロームシアター京都オープン
		8月	「京の七夕 岡崎プロムナード 星の饗宴」開催(以降毎年度実施)
	<ホテル計画>		
	平成30年	3月	まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(1回目)
		6月	まちづくり条例に基づく近隣説明会の開催(2回目)
		7月	まちづくり条例に基づく再説明状況報告書の提出(まちづくり条例の手続完了)
		8月	中高層条例に基づく近隣説明会の開催
		10月	中高層条例に基づく説明状況報告書の提出(中高層条例の手続完了) (次ページに続く)

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	3 4 5
要 望 内 容	回 答		
	事業者による任意の説明会の開催（1回目） 1 2 月 事業者による任意の説明会の開催（2回目） 京都市美観風致審議会景観専門小委員会に諮問 平成 3 1 年 1 月 風致地区条例に基づく許可		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4 6
要 望 内 容	回 答		
3 4 6 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。	<p>① ネーミングライツの導入については、「市会基本条例の一部を改正する条例」等の趣旨を踏まえ、適切に運用するとともに、平成 2 9 年 9 月に要綱を改正し、公募前に市会へ報告することとしました。</p> <p>② 今後も、市民や議会の理解を得ながら、ネーミングライツの導入を推進してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 7 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。</p>	<p>① 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。</p> <p>② 同制度によって運用している施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。今後とも、制度の対象となる施設については、同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>③ 利用料金制は、指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり、施設の目的や特性に応じて、引き続き活用を進めてまいります。</p>		

平成31年度予算要望に対する回答

NO.

348

要 望 内 容

回 答

348 会計年度任用職員導入は、国に撤回を求めること。市職員は正規職員を基本とすること。非常勤嘱託員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる職務廃止は行わないこと。

- ① 平成29年（2017年）5月17日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（2020年4月1日施行）は、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものであり、本市においても、円滑な制度の実施に向けて取り組んでいるところです。
- ② 全国トップ水準の福祉や教育、子育て支援等を維持しながら持続可能な行財政を確立するためには、簡素で効率的な執行体制の確保が必要であり、法改正の趣旨を踏まえて、正規職員と会計年度任用職員の適切な役割分担が必要であると考えております。
- ③ 非常勤嘱託員等については、これまでから、報酬の増額や休暇の充実など、処遇の改善を行ってきており、引き続き、その職務や職責に応じた処遇であるよう、必要な見直しを行ってまいります。
- ④ 職員削減については、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に基づく計画的な職員数の適正化に引き続き取り組むとともに、適正な人員配置に努めてまいります。

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 4 9
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 9 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保は厳守すること。</p>	<p>① 京都市債権管理条例において、「市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。」と規定しております。</p> <p>② 本市においては、催告等による納付勧奨を行っても、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納付する資力があると確認できた場合に、滞納者の実態を把握のうえ、差押えを執行することとしております。</p> <p>差押えの執行に当たっては、生活保障の観点から、給与等の差押禁止額等、法令に定められている差押禁止財産の規定を厳格に遵守してまいります。</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 0
要 望 内 容	回 答		
3 5 0 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	① 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与については、国において判断されるべきものと考えております。		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 1
要 望 内 容	回 答		
3 5 1 技能労働職員の 5 0 %削減及びごみ収集業務の 7 0 %民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。	<p>① これまでから、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」や「ごみ収集処理業務の更なる改革策」において、「技能労働職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 7 0 %民間委託化」を掲げ、取組を推進しているところです。</p> <p>② 今後も引き続き、徹底した行財政改革に取り組むとともに、平成 2 8 年度から本格実施した「燃やすごみの完全午前収集」といった市民サービスの向上と併せて、一層のごみ減量、リサイクルの推進にも取り組んでまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

352 市立芸術大学の移転整備については、教育・研究・創造の環境・条件の一層の整備・拡充を前提に、以下の各項目をふまえること。

- ・現大学周辺及び移転予定地周辺並びに、西京区・下京区各区住民に、現況や進捗状況について説明・報告し、意見を聞く手立てをとり、整備計画や跡地活用計画案に反映させること。
- ・移転に伴って敷地面積が半減することは、教育・研究・創造活動の環境・条件の大きな制約になりかねない。安易に高さに頼ることなく、教育等の環境・条件の改善を図ること。
- ・現在地については、一部、大学・大学院の機能を残すことも含め、地元住民の声も生かしながら、現役学生・院生、卒業生、留学生など文化・芸術を志す市民等のアトリエなど創作の場や、宿舎・住宅など、文化・芸術の創造・鑑賞等のできるゾーンとすること。

① 移転予定地である下京区においては、市立芸術大学の移転が市民の目に見え実感できるよう、「移転整備プレ事業」を実施するほか、「京都市立芸術大学を核とした崇仁エリアマネジメント」において、下京渉成小学校区の5学区の自治連合会会長等が参加する定期的な会議で報告を行うなど、活発な意見交換を行っております。

西京区においては、大学の移転を見据えた西京区・洛西地域の新たな活性化策について、地域の様々な団体の代表者や学識者等の参画の下、「京都市西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」を取りまとめていただいております。跡地活用の方向性については、ビジョンに込められた区民の思いを十分に踏まえ、地域住民の皆様と一丸となって検討する必要があると認識しております。

② 新キャンパスの延床面積を、現キャンパスから大幅に増加させるなど、学生や教員の創作活動の環境を十分確保するとともに、交流や連携の場としてのテラスやピロティなどを充実させ、教学環境の更なる充実と改善を図ります。

③ 市立芸術大学の移転整備事業については、分野を横断したきめ細かな少人数教育の維持や大学運営の観点からも、下京区への全面移転を前提としたものとしております。跡地活用については、今後の社会情勢等を見据えて中長期的な視野で検討していく必要があることから、西京区のまちづくりの方向性をしっかりと見定めつつ、地域住民の皆様と一丸となって検討してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度予算要望に対する回答		NO.	3 5 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 3 1 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術大学移転整備事業 3 7 7, 7 1 5 千円 ・移転整備プレ事業 6, 1 1 2 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 1 月 京都市立芸術大学 移転整備方針発表</p> <p>平成 2 7 年 3 月 京都市立芸術大学移転整備基本構想策定</p> <p>平成 2 8 年 1 2 月 「西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」のとりまとめ</p> <p>平成 2 9 年 3 月 京都市立芸術大学移転整備基本計画策定</p> <p>9 月 京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定</p> <p>平成 3 0 年 1 1 月 京都市立芸術大学移転整備事業に係る基本設計発表</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	353
要 望 内 容	回 答		
<p>353 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないよう管理者に対し、プライバシー権、肖像権などを周知徹底すること。設置にあたっては、近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。設置場所に、設置者、連絡先を明示させること。</p>	<p>① 本市では、自治連合会や町内会などの地域団体に対し、防犯カメラの導入費用の一部を補助する「防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しております。防犯カメラの補助に当たっては、地域住民の合意形成が得られていることを確認するため、地域団体の総意で設置することを証する資料の提出を求めています。</p> <p>② また、各地域団体に対し、防犯カメラの適正管理、画像の利用、提供の制限、管理・運用規定の策定、設置場所における設置主体の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど、丁寧な指導に努めております。</p> <p>③ 引き続き、防犯カメラの設置者や管理者に対し、ガイドライン等に沿った適正な管理・運用を実施するよう指導の徹底に努めることにより、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で、地域の意向を踏まえて防犯カメラ設置促進補助事業を実施してまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <p>・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 100,444千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年 2月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業のモデル実施 (次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 5 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>7月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設</p> <p>平成26年 7月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」協定締結</p> <p>平成27年 4月 補助対象に事業者を追加</p>		

要 望 内 容

回 答

354 部落差別を理由にした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。

- ① 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、特別扱いを排する改革を推し進めてまいりました。
- ② 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。
- ③ まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、効果的に推進することが必要です。なお、市職員の公費による集会等の参加については、これまでからも適正化を進めており、今後も引き続き、同和問題に限らず様々な人権課題への取組に関する情報収集の一環として、市が主体的にその必要性を判断してまいります。
- ④ 今後とも、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	354
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年3月 「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 35,431千円 ・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3,686千円 		

要 望 内 容

回 答

355 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。

- ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
- ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化し、多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めること。とくに、高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。
- ・特殊サギ防止のため、広報を強めること。
- ・相談員は、専門職として雇用し、処遇を改善すること。

① 本市では、平成27年3月に「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」を策定し、消費者団体等との連携による講座やイベントの開催、消費者教育冊子等の作成などの消費者教育を推進しております。

消費者団体等の関係者の皆様からは、共催イベントでの連携や定期的な懇談会等を通して、また、市民の皆様からは、啓発イベント等の参加者や冊子の利用者を対象に実施するアンケートを通して様々な御意見をいただいております。

今後も、関係者や市民の皆様からいただいた貴重な御意見を踏まえながら、消費者教育の取組の充実を図ってまいります。

② 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成27年度に相談員を1名増員し、更なる体制の強化を図りました。

相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き相談員への支援強化に努めてまいります。

③ 高齢者からの相談を受けるにあたっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細やかに対応して問題解決を図っております。

一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を活用した啓発や講座・教室等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>引き続き新たな手口にも十分注意しながら，高齢者への啓発を強化していくとともに，市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し，消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう，努めてまいります。</p> <p>④ 特殊詐欺の多発に伴い，広報物を活用した啓発のほか，京都府警察及び京都府との三者連携による広報啓発，消費者啓発イベントにおいて啓発を実施する等，被害防止に向けた新たな視点での取組を進めてまいりました。引き続き京都府警察及び京都府との更なる連携を図り，特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談 6, 3 0 7 千円 ・ 多重債務相談 6 8 7 千円 ・ 消費者啓発 1 6, 8 3 9 千円 		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 6
要 望 内 容	回 答		
3 5 6 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め、解決を図ること。	<p>① 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。</p> <p>② 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られております。</p> <p>③ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。</p> <p>今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署が連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <p>・ 多重債務相談 6 8 7 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画</p> <p>1 2 月 多重債務相談専用ダイヤル (2 5 6 - 3 1 6 0) を開設 (次ページに続く)</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 5 6
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 0 年 4 月	京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設	
	平成 2 2 年 6 月	改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施	
	9 月	多重債務特別相談ところの健康相談を同一会場で実施（第 2 ・ 第 4 水曜日）	
	平成 2 3 年 5 月	多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 - 3 1 6 0）の相談受付時間を延長	

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	357
要 望 内 容	回 答		
357 国連女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告を真摯に受け止め、一刻も早い女性差別是正のための法整備等を国に求めること。	<p>① 平成28年3月に国連女子差別撤廃委員会から「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」が公表されて以降、国においては、再婚禁止期間の短縮等に係る民法改正（平成28年6月）や性犯罪の厳罰化等に係る刑法改正（平成29年6月）、成年年齢引下げに伴う婚姻開始年齢（18歳）の男女統一に係る民法改正（平成30年6月）が行われるなどの法整備が進んでおります。国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子差別撤廃条約等の積極的遵守」を明確に掲げているところであり、今後も、女性差別是正のために必要とされる取組等について、国における動向を注視してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

358 「きょうと男女共同参画推進プラン」について、以下の取り組みを強化すること。

- ・働く権利を守るためにもマタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人権侵害をなくすこと。
- ・京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加すること。
- ・男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。
- ・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。

- ① 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」において、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策の推進を盛り込むとともに、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を重点分野に掲げており、引き続き、誰もが安心して働き続けられる環境づくりに向けて、取り組んでまいります。
- ② 「京都市男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項等を定めるものであり、罰則を定めるべき条例とは認識しておりませんが、引き続き、市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携して取組を進めてまいります。
- ③ 男性に育児等への参画を促進するための取組として、男性向けの家事・育児講座を実施するほか、積極的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の実践例等を「見える化」することにより、企業における実践促進を図ってまいりました。今後も、国や京都府、経済団体等と連携し、男性の育児休業取得促進に向けた啓発に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	358
要 望 内 容	回 答		
	<p>④ 本市における女性職員の登用については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に基づき、2020年4月1日時点で、管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合20%を数値目標として取り組んでおり、平成30年（2018年）4月1日時点で同プラン策定時の16.5%から18.4%となっております。</p> <p>また、平成30年（2018年）4月の定期異動では、京都市保健所長や深草担当区長をはじめ、様々な要職に女性職員を抜擢する等、引き続き登用を推進しました。</p> <p>同プランに掲げる目標達成に向け、引き続き、重点的に取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 本市の審議会委員への女性の登用については、「きょうと男女共同参画推進プラン」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65%以上にする」を目標としており、引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成30年3月31日現在 女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合 63.6%</p>		

要 望 内 容

回 答

359 LGBT等（性的マイノリティ）の権利保障に取り組むこと。

- ・当事者及び支援者等の意見・要望を継続的に聞く機会をつくること。
- ・関係課長会議を発展させ、プロジェクトチームとして専任職員を配置し、全庁的課題として市職員の教育、総合的な対策を検討すること。職員ガイドブックを活用し、全職員の研修を実施すること。
- ・公的書類における不必要な性別欄は削除すること。
- ・専門相談窓口の設置及びコミュニティスペースを設置すること。
- ・市として同性パートナーを家族と承認するパートナーシップ宣誓証明制度又はパートナーシップ条例をを作ること。
- ・同性パートナーを家族として、市営住宅への入居を認めること。
- ・多目的トイレを大幅に増設し、「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
- ・京都市自殺対策計画にLGBT等を盛り込むこと。
- ・教育委員会として全教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
- ・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意

① 「LGBT等の性的少数者」については、市民や企業等の理解を深め、社会的認識の形成を図ることで、社会における差別や偏見をなくすため、人権文化推進計画に基づき、これまでから啓発を中心に取組を進めております。

② LGBT等の性的少数者の支援団体や企業への聞き取り調査を実施しているほか、京都府が事務局を務める京都人権啓発推進会議（京都府、京都市、府市の教育委員会、京都商工会議所等の経済団体等で構成）において、当事者の方や支援団体から意見聴取を行っております。

③ 職員の教育や総合的な対策については、平成30年度は、所管副市長をトップに局長級職員をメンバーとする「人権文化推進会議」の下に「LGBT等の性的少数者に関する関係課長検討会議」を設置し、全庁的な取組を行っており、今後も必要に応じて会議を開催し、取組を進めてまいります。また、平成30年度は、11月に本市職員向けのハンドブックを作成し、12月に職員研修としてLGBTをテーマとした「人権月間講座」を実施するとともに、各所属で行う人権研修においてもLGBTを推奨テーマの一つとし、職員がLGBTに対して正しい知識を持てるような取組を進めております。

④ 公的書類における性別欄については、全庁的な調査を進めており、不要な性別欄については削除を進めてまいります。

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

思を尊重し、対応すること。
 ・市職員の同性パートナーを家族と認め、手当等の検討をすること。

⑤ L G B T等の性的少数者の方からの相談については、京都市消費生活総合センター等で開催される人権擁護委員による特設人権相談や国が開設している専用の電話相談を紹介するなど、相談者の希望に応じた対応をすることとしております。

今後、必要な相談体制の充実に向けては、国の動向や他都市における取組状況、支援団体等の御意見なども踏まえて、何が必要とされており、どのような課題があるのかを十分に調査研究したうえで、検討を進めてまいります。

⑥ 多目的トイレの表示については、現在、関係課が連携して見直しの検討を行っております。

⑦ 「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」では、自殺の原因や動機となる健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題、職場問題など様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、虐待やL G B T等の性的少数者等の自殺の要因について実態を把握するとともに、相談機関の連携・ネットワークの充実が重要であるとしています。引き続き、庁内外の様々な関係機関・団体との連携体制を強化してまいります。

また、平成30年度からゲートキーパー研修において実施している、L G B T等の性的少数者に対する理解を深めるための内容を加えた研修を、平成31年度も継続して実施する予定としており、引き続きL G B T等の性的少数者に対する支援に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

⑧ 市立学校では、全校園長を対象とした研修会（30年1月）及び、校園長による校内での確実な伝達研修を実施しております。また、児童生徒から心身の相談を受けることが多い養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした、LGBT等の性的少数者の現状と具体的な支援方法等について理解を深める研修を実施するとともに、研修の配付資料をポータルサイトに掲載し、教職員の理解促進に努めております。さらに、全校種・全職種を対象に希望制で実施する「人権教育講座」において、LGBT等の性的少数者をテーマに取り上げるなど（平成27年度実施。平成30年度も実施予定）、学校での配慮や支援の在り方等について、正しい知識を持てるよう取組を進めております。

また、子どもたちに対しては、LGBT等の性的少数者に限らず、広く多様性を認め合う心を育む中で、人権学習の一環としてLGBT等の性的少数者をテーマにした学習や講演会等を実施する学校も増加するとともに、小学校6年生の全保護者に配布している啓発冊子「思春期のこどもの心と親のかかわり」において、LGBT等の性的少数者の子どもたちへの理解を深めるためのページを設けるなど、保護者への普及啓発にも取り組んでおります。

⑨ 学校施設については、校舎の改築やリニューアル改修等の際に、学校の意向や状況等を踏まえ、多目的トイレ等の設置を検討するとともに、制服については、女子のストラックスを選択できるようにするなどの対応を行っています。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	359
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑩ 他の御要望事項については、今後、国の動向や他都市における取組状況、支援団体等の御意見なども踏まえて、どのような課題があり、何が必要とされているのか十分に調査研究したうえで、具体的な取組内容について検討を進めてまいります。</p> <p>(平成31年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化推進計画の推進（人権文化推進計画進行管理） 2, 285千円 ※ 人権文化推進計画の中間見直しに係る予算を含む。 ・命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実 13, 165千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 3月 「きょう いのち ほっとプラン（自殺総合対策推進計画）」を策定</p> <p>平成27年 1月 人権大学講座の開催（世界人権問題研究センター）</p> <p>12月 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」への関連記事の掲載（平成28年5月、12月、平成30年5月、12月にも掲載）</p> <p>人権月間職員研修（テーマ「LGBTについて理解を深めよう」、講師：東小雪氏）</p> <p>平成29年 1月 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト2017」を「LGBT等の性的少数者の人権尊重」をメインテーマに開催</p> <p>3月 「きょう いのち ほっとプラン（自殺総合対策推進計画）」〔改定〕</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	359
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成30年</p> <p>6月 企業向け人権啓発講座の開催</p> <p>4月 人権文化推進会議において、LGBT等の性的少数者に係る課題及び本市における平成30年度の取組予定を全庁に周知</p> <p>5月 LGBT等の性的少数者に関する関係課長検討会議を立ち上げ啓発パネルの展示（ゼスト御池）</p> <p>6月 LGBT等の性的少数者の支援企業・団体へのヒアリングを実施</p> <p>企業向け人権啓発講座の開催</p> <p>7月 人権文化推進懇話会において取組状況等を報告</p> <p>11月 「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成し、全庁に周知</p> <p>12月 人権月間職員研修（テーマ「多様な性のあり方を考える」、講師：谷口洋幸氏）</p>		

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>3 6 0 家族従業者の働きを認めない所得税法 5 6 条について、「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。</p>	<p>① 所得税法第 5 6 条の規定は、生計を一にする配偶者その他親族に対して支払われる給料等の対価について、恣意的に対価を定めるなどにより所得分散を図り、税負担を軽減しようとする行為を防止するために設けられているものです。</p> <p>② 家族従業員に対して支払われる給与については、所定の帳簿を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした所得税法第 5 7 条に基づく青色申告であれば、必要経費に算入できるとされております。</p> <p>③ 国においては、平成 2 9 年度税制改正で配偶者控除の見直しが行われるなど、女性活躍を支える制度や基盤の整備が進められており、本市といたしましては、こうした動きを含め、今後の国での検討状況の推移及び議論の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

361 DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行い、被害者の自立へ継続的支援を行うこと。

- ・民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行い、公的責任を果たすこと。
- ・デートDV等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。

① 京都市DV相談支援センターにおいては、相談件数の増加等に対応するため、相談員を増員する等による相談体制の充実を図っており、被害者の自立に向けた継続的支援についても、初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援に重点的に取り組んでいるところです。引き続き、相談件数等利用状況を踏まえ、体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。

② 京都市内におけるDV被害者が利用できる公的シェルターについては、京都府家庭支援総合センターが設置しており、同センターとは定期的に情報共有を行うなど、緊密な連携を図っております。

また、本市では、緊急時の一時保護を行うため、民間シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しており、引き続き、シェルターの稼働状況に応じて、補助の拡充等、適切に対応してまいります。

③ デートDV等に関する若年層への啓発については、中学校及び高等学校の授業での使用を想定して作成した予防教材やDV予防講座等により行っており、引き続き、関係機関と連携した取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	361
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成31年度予算額)</p> <p>・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 50,576千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度の創設</p> <p>平成23年 3月 京都府,京都市を事務局とする配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議を設置</p> <p>※関係機関が情報の共有化を図り,効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。</p> <p>10月 京都市DV相談支援センター開所</p> <p>京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度の創設</p> <p>平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設</p> <p>平成29年 3月 若年層におけるデートDV予防のため,「京都市デートDV予防教材 アイのカタチ」を作成</p>		

要 望 内 容

回 答

362 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に反対意見が多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。2016年2月市会の附帯決議に基づき、市民の声をしっかり聞き反映させること。

- ① 北部山間地域の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住み続けることができるよう、これまでから、道路、交通、光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進、地域水道等のインフラ整備をはじめ、地域の生活支援、農林業の振興による就労の創出、学校教育環境の整備等に取り組んできたところです。
- ② また、北部山間かがやき隊員による地域力を活かした活性化策に取り組むとともに、北部山間地域の魅力発信、移住相談、地域の取組支援、田舎暮らし体験、定着支援という流れで移住促進の取組を進めています。
- ③ 平成31年度からは、移住相談支援員を北部山間移住相談コーナーに配置し、移住サポート体制の強化を図り、空き家の更なる活用等、地域の移住促進の機運をより一層高め、北部山間地域への人の流れがより確かなものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。
- ④ なお、本市の学校統合については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 6 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>京北地域においては、「京北地域小中一貫教育校検討協議会」が設置され、統合の進め方や小中一貫教育校の創設に向けた課題について検討・協議を行ってまいりました。協議内容に関する地元住民への周知については、検討協議会開催ごとに京北地域全戸配布の「検討協議会だより」で協議の状況とご意見を受け付ける旨をお知らせするとともに、会議資料や摘録を教育委員会ホームページ上で公表するなど、協議内容を公開し、また、地域住民に一層の御理解をいただき議論の進展につなげるために、平成 2 9 年 3 月から、会議の傍聴を可能としております。</p> <p>平成 3 0 年 1 2 月には、検討協議会から小中一貫教育校の新校名を「京都京北」とするよう求める要望書を提出いただき、平成 3 1 年 1 月には新校舎建設工事に着手したところですが、今後も適宜保護者や地域住民の方々への説明の機会を設けるなど、地元住民の方々からお寄せいただく御意見を十分踏まえ、京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 3 1 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北部山間地域への移住促進事業 1 6 , 8 6 4 千円 ・ 北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化の推進 3 6 , 9 2 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 6 年 9 月 京北地域活性化企画本部の立ち上げ 平成 2 7 年 8 月 「京都 京北未来かがやきビジョン」策定 9 月 北部山間振興本部会議の立ち上げ</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成31年度予算要望に対する回答		NO.	362
要 望 内 容	回 答		
	平成28年 3月	「京都市過疎地域自立促進計画（平成28～32年度）」策定	
	7月	「京都市北部山間かがやき隊員」3名配置 「京都市北部山間移住相談コーナー」開設 「京都市北部山間移住促進地域助成制度」創設	
	10月	ホームページ「住むなら京都」に「京の田舎暮らし」ページを開設	
	平成29年 4月	「田舎暮らし体験住宅」2軒開設（山国，宇津） 「京都市北部山間かがやき隊員」4名増員	
	平成30年 4月	「田舎暮らし体験住宅」2軒開設（周山，小野郷）	
	7月	「京都市北部山間かがやき隊員」2名増員	

要 望 内 容

回 答

363 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

- ・ 広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
- ・ 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
- ・ 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
- ・ 国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
- ・ 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
- ・ 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

- ① 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間（「特別の教科」道徳）等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めております。
- ② 被爆者の方々の健康実態については、国の責務の下、実施主体である京都府から委託を受けて、各区の医療衛生コーナーで健康診断を実施しております
- ③ 被爆者の援護施策については、国の責務の下、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。
- ④ また、原爆症認定基準の見直しについても、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、一定議論が行われてきました。今後も、社会状況等の変化により、国が検討するものであるため、本市としては、引き続き、国の動きを注視してまいります。
- ⑤ 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。

(次ページに続く)

平成 3 1 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 6 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>また、本市独自に、市民に平和の尊さを見つめ直す機会としていただくための「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。</p> <p>⑥ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成 1 0 年（1 9 9 8 年）からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>（平成 3 1 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者援護事業補助金 4 0 0 千円 		

担当：総合企画局市長公室政策企画調整担当
TEL：075-222-3034 FAX：075-213-1066